

平成20年4月25日
宮城県公報第1953号
別冊

平成19年度
包括外部監査の結果報告書

教育委員会所管を中心とした公の施設の運営状況について

平成20年3月

宮城県包括外部監査人

公認会計士 鈴木友隆

目 次

包括外部監査の結果報告書

． 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 監査対象期間	1
4. 特定の事件を選定した理由	1
5. 外部監査の方法	1
(1) 監査着眼点	1
(2) 主な監査手続	2
6. 外部監査の実施時期	2
7. 外部監査の実施者	2
8. 利害関係	2
． 外部監査対象の概要	3
1. 宮城県のバランスシート	3
(1) バランスシート	3
(2) 有形固定資産の支出目的別の主な内訳	4
(3) 監査対象とした施設の状況	6
2. 公の施設の管理運営方法	7
(1) 管理運営方法	7
(2) 指定管理者制度	8
(3) 指定管理者制度導入の目的および指定管理者の選定基準等	8
(4) 公の施設の区分	9
(5) 公の施設の管理方法、指定管理者の具体的な募集方法	10
(6) 利用料金制	11
(7) 使用料制	11
3. 全般的な留意事項	11
． 監査の結果と意見(総論)	12
1. 公の施設のあり方と問題点	12
(1) 公の施設に対する県の姿勢	12
(2) 公の施設の存在意義の確認	13
(3) 公の施設の受益者負担	13
(4) 利用率の向上策	14
(5) 指定管理者制度導入の推進	14
(6) 公の施設の収支状況の把握	15
(7) 施設毎の収支計算書の作成	15

(8) 宮城県総合運動公園に見る施設の状況と今後の課題	15
(9) 宮城県蔵王自然の家に見る箱物行政の終焉	16
(10) ネーミングライツの売却	17
(11) 適切な財産管理	17
(12) 無料招待券配布に係る不適切な慣行の廃止	18
(13) 特殊勤務手当の廃止	18
2. 各施設の存在意義	19
. 監査の結果と意見(各論)	22
1. 指定管理者共通事項	22
(1) ネーミングライツ契約書における看板の取扱いの規定化(意見)	22
(2) 指定管理者協定書に関するリスク管理の規定化(意見)	22
(3) 指定管理者の選定方法(意見)	23
(4) 指定管理者選定時の事業計画に関する履行状況のモニタリング(意見)	24
(5) 指定管理施設の範囲の明確化(結果)	25
(6) 施設の鍵の管理規定(意見)	25
(7) 修繕費の負担区分の規定化(意見)	25
(8) 平成19年度の事業計画書の適時提出(結果)	25
(9) 事業進ちょく状況報告書の適時提出(結果)	26
(10) 個人情報の取扱い(意見)	26
2. 宮城県スポーツ振興財団共通事項	27
(1) 指定管理施設のグルーピング手続(結果)	27
(2) スポーツ振興財団の本部機能の家賃徴収(結果)	28
(3) 利用人数等の不適切な集計および県への報告(結果)	28
(4) 利用人数の目標値の設定(意見)	29
(5) 新規自主事業に関する決算処理の一般収支会計への変更(結果)	30
(6) 自動販売機設置収入に関する決算処理の指定管理会計への変更(結果)	30
(7) 利用料金の徴収時期、利用申込期日および予約手続の検討(意見)	31
(8) 給与計算ソフトの導入(意見)	31
(9) 人件費の区分決算処理への変更(結果)	32
(10) 事業進ちょく状況報告書の適時提出(結果)	33
(11) 第三者モニタリング調査の実施内容の充実(結果)	34
3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)	35
【施設の概要】	35
(指摘事項) 指定管理者導入の推進(意見)	39
[宮城県サッカー場]	42
【監査の結果と意見】	44
(1) グランディ21の存在意義(意見)	44

(2) 渋滞緩和策（意見）	4 7
(3) 宮城スタジアムの平日および冬季閉館の検討（意見）	4 7
(4) テニスコートの利用率向上（意見）	4 8
(5) 総合体育館メインアリーナの一般開放（結果）	4 8
(6) サッカー場のパンフレットの記載不備（意見）	4 8
(7) 施設内での広告収入の獲得（意見）	4 8
(8) 自主事業に関する県の承認手続の不備（結果）	4 9
(9) レストランの目的外使用料の算定根拠の透明性（結果）	4 9
(10) 条例以外の利用料金減免の基準の明確化と公表（結果）	5 0
(11) 利用料金入金停止処理の解除（結果）	5 1
(12) グランディ21とサッカー場の収支区分把握（結果）	5 1
(13) 休業日に関する県の承認手続（結果）	5 1
(14) ワールドカップ記念展示ルームの必要性の検討（意見）	5 2
(15) 利用者からの投書の適時報告および投書箱の施錠管理（結果）	5 2
(16) 指定管理施設の範囲の明確化（結果）	5 3
(17) 財団法人スポーツ安全協会との事務受託契約手続および 指定管理会計化（結果）	5 3
(18) 実地たな卸しの実施および県への報告（結果）	5 3
(19) 鉄塔のメンテナンスの必要性の検討（意見）	5 3
4. 宮城県宮城野原公園総合運動場	5 5
【施設の概要】	5 5
（指摘事項）陸上競技場の利用人数の報告誤り（意見）	5 7
【監査の結果と意見】	5 9
(1) 自転車競技場の存在意義および管理方法（結果）	5 9
(2) テニスコートの利用率向上（意見）	6 0
(3) 相撲場の存在意義（意見）	6 0
(4) 会議室の有効活用（意見）	6 0
(5) 利用時間のパンフレット表示（意見）	6 0
(6) 利用者の利用時間管理（意見）	6 1
(7) 駐車場の入場管理（意見）	6 1
(8) 臨時駐車場の管理委託における地方自治法の遵守（結果）	6 1
(9) 自主事業に関する県の承認手続不備（結果）	6 2
(10) 利用回数券の管理簿の作成（意見）	6 2
(11) 実地たな卸しの実施および県への報告（結果）	6 2
(12) 業務委託に関する契約書案の提出（結果）	6 3
(13) 随意契約における相見積りの実施（意見）	6 3
(14) 利用者からの投書の管理体制（結果）	6 3

5. 宮城県第二総合運動場	6 5
【施設の概要】	6 5
【監査の結果と意見】	6 8
(1) 近的弓道場の存在意義（意見）	6 8
(2) 遠的弓道場の存在意義（意見）	6 8
(3) ラグビー場の存在意義（意見）	7 0
(4) クライミングウォールの存在意義（意見）	7 1
(5) 合宿所の利用人数の不適切な集計および存在意義(結果)	7 2
(6) 合宿所の料金水準の引上げ（意見）	7 3
(7) アンケート調査の実施方法と結果の分析（意見）	7 3
(8) 実地たな卸しの実施および県への報告（結果）	7 4
(9) 武道館のボイラー更新によるコスト削減（意見）	7 4
(10)施設管理運営システムのパスワード設定（意見）	7 4
6. 宮城県仙南総合プール	7 5
【施設の概要】	7 5
【監査の結果と意見】	7 8
(1) 仙南総合プールの存在意義（意見）	7 8
(2) 指定管理施設の範囲の明確化（意見）	7 8
(3) 施設の鍵の厳重管理および規定化（意見）	7 9
(4) 研修室および合宿室の活用策（意見）	7 9
(5) 会議室の利用率向上（意見）	8 0
(6) 顧客アンケートの県への報告不備（意見）	8 0
(7) 自主事業に対する県の事前承認（結果）	8 1
(8) 個人情報の厳重管理（意見）	8 1
(9) 実地たな卸しの実施および県への報告（結果）	8 2
7. 宮城県長沼ボート場	8 4
【施設の概要】	8 4
【監査の結果と意見】	8 7
(1) 長沼ボート場の存在意義（意見）	8 7
(2) 事業計画書における運営体制および組織の遵守（意見）	8 7
(3) ホームページによる情報発信（意見）	8 8
(4) 翌年度の収支計画の見直し（意見）	8 8
(5) 県提出実績報告の正確性と利用料金の徴収（結果）	8 8
(6) 温水シャワー利用料の徴収と設備修繕（意見）	8 9
(7) 利用料金水準の引上げ（意見）	8 9
(8) 個人利用料金に対する貸切利用料金水準の引上げ（意見）	9 0
(9) 使用許可申請書の不備記載および入手の徹底（結果）	9 0
(10)利用料金の徴収時期および未収金の管理方法（意見）	9 0

(11)徴収簿の作成義務（結果）	9 1
(12)領収書の管理（結果）	9 1
(13)通帳および銀行印の管理（意見）	9 2
(14)利用期間および時間の変更（意見）	9 2
(15)請求対象となる利用時間の捉え方（結果）	9 3
(16)利用人数の不適切な集計（結果）	9 3
(17)指定管理者自主事業の不適切な報告（結果）	9 4
(18)資産の所有権の管理（結果）	9 4
(19)実地たな卸しの実施および県への報告（結果）	9 4
(20)陳腐化資産の早期処分（意見）	9 5
(21)消防法上の危険物の適切な管理（結果）	9 5
(22)貸与ボートの適切な管理（結果）	9 5
(23)施設の維持管理計画の県への提出（結果）	9 6
(24)ライセンス取得費用の指定管理者負担（結果）	9 6
(25)指定管理施設の範囲の明確化（意見）	9 6
(26)施設の鍵の厳重管理（意見）	9 7
(27)個人情報の施錠管理（意見）	9 7
(28)利用者ご意見箱の設置（結果）	9 7
8. 宮城県ライフル射撃場	9 8
【施設の概要】	9 8
【監査の結果と意見】	1 0 1
(1) 宮城県ライフル射撃場の存在意義（意見）	1 0 1
(2) 指定管理者制度における利用料金制への移行（意見）	1 0 1
(3) 利用率の向上施策（意見）	1 0 2
(4) 利用料金体系の見直し（意見）	1 0 2
(5) 冷暖房施設の使用料の徴収および条例の改正（意見）	1 0 3
(6) 利用者アンケート（満足度調査）の実施方法（意見）	1 0 3
(7) 領収書の管理（結果）	1 0 3
(8) 実地たな卸しの実施および県への報告（結果）	1 0 4
(9) 貸与ライフルの適切な管理（結果）	1 0 4
(10)委託管理業務の再委託に関する県の承諾（結果）	1 0 4
(11)委託管理業務の仕様変更に関する県の承諾（結果）	1 0 5
(12)委託管理業務に関する見積書の日付記入（意見）	1 0 5
(13)委託管理業務に関する工事請負契約書の訂正手続の不備（結果）	1 0 5
9. 宮城県蔵王自然の家	1 0 6
【施設の概要】	1 0 6
（指摘事項）直営施設の収支に関する決算処理（意見）	1 0 8

【監査の結果と意見】	109
(1) 自然の家の存在意義（意見）	109
(2) 利用率の向上施策（意見）	110
(3) 利用実績報告書の誤記載（結果）	113
(4) 利用料金水準の引上げ（意見）	114
(5) 体育館等の利用率向上（意見）	115
(6) 使用料減免申請書の未入手（結果）	116
(7) 不明現金の早期処理および委託先との親睦自粛（結果）	116
(8) 資産の管理不備（結果）	116
(9) 支出事務の合理化（意見）	118
(10) 二重払いの防止策（結果）	119
(11) 養護教諭、栄養士の廃止（意見）	119
(12) 温泉ポンプの改修における予算の流用手続および温泉利用 許可済証の取外し（結果）	119
(13) 委託管理業務の再委託に関する県の承諾（結果）	120
(14) 最低制限価格の設定（結果）	120
(15) 個人情報への施錠管理（意見）	121
10. 宮城県美術館	122
【施設の概要】	122
【監査の結果と意見】	125
(1) 宮城県美術館協会の会員増加策（意見）	125
(2) 映像室の利用率向上（意見）	125
(3) アートホールの利用率向上（意見）	126
(4) 講堂の一般貸出しの検討（意見）	126
(5) オープンアトリエの有料化の検討（意見）	126
(6) 特別展無料招待券の配布方法の見直し（結果）	127
(7) 美術品の実地たな卸しの実施（結果）	130
(8) 貸出作品の管理不備（結果）	131
(9) 貴重図書、寄託品、一時預り品の管理不備（結果）	132
(10) 美術品への保険加入の必要性（結果）	133
(11) 図録の管理不備（意見）	134
(12) 観覧券の在庫管理（意見）	134
(13) 委託管理業務に関する予定価格の積算方法の見直し（意見）	135
(14) 委託管理業務に関する契約方法の見直し（意見）	135
(15) 大金庫の施錠管理（結果）	138
(16) 財務会計システムへのアクセス管理（結果）	138
11. 宮城県図書館	139
【施設の概要】	139

【監査の結果と意見】	142
(1) 関連施設の利用率向上（意見）	142
(2) レストランの使用料免除手続の不備（結果）	144
(3) 図書の本安全管理の徹底（意見）	144
(4) コピー申請書の保管方法の見直し（意見）	144
(5) 資産の管理不備（結果）	145
(6) 油絵の有効利用（意見）	146
(7) エレベーター緊急停止の再発防止策（意見）	147
12. 東北歴史博物館	148
【施設の概要】	148
【監査の結果と意見】	151
(1) 東北歴史博物館の存在意義（意見）	151
(2) 地元市町村との連携強化（意見）	151
(3) 広報活動の強化（意見）	152
(4) 魅力ある特別展の積極開催（意見）	152
(5) 常設展の料金体系の見直し（意見）	153
(6) 特別展の収入予算編成方法の見直し（意見）	153
(7) 特別展無料招待券の配布方法の見直し（結果）	155
(8) 特別展入館割引券の決裁手続不備（結果）	159
(9) 特別展のパンフレットに付された割引券の決裁手続不備（結果）	159
(10) 講堂の利用率向上（意見）	160
(11) ボランティアの有効活用（意見）	160
(12) 満足度調査における質問事項の見直し（意見）	161
(13) レストランの使用料の算定方法の統一化（意見）	161
(14) 収蔵品の購入制度の確立（意見）	162
(15) 収蔵品の実地たな卸しに関する規程の整備（意見）	163
(16) 身体障害者用駐車スペースの設置場所の見直し（意見）	163
(17) 設備保守管理業務における不自然な入札結果（意見）	163
(18) 電子カード・キーの管理の徹底（結果）	164
13. 宮城県農業実践大学校	165
【施設の概要】	165
【監査の結果と意見】	168
(1) 農業実践大学校の存在意義（意見）	168
(2) 当校運営に係る効果測定（意見）	169
(3) 受験料、入学金、授業料等の値上げ（意見）	170
(4) 短期研修の受講料の有料化（意見）	171
(5) 聴講生の受講料の有料化（意見）	171
(6) 授業料の免除手続不備（意見）	172

(7) 後援会業務の代行に関する契約締結および預金口座の名義変更（意見）	172
(8) 学生寮の早期統合（意見）	173
(9) 資産の管理不備（結果）	173
(10) 劇毒物の管理状況および早期廃棄処分（結果）	174
(11) 各現場で保管する農薬の管理の徹底（結果）	175
(12) 特殊勤務手当の廃止（結果）	175
14. 宮城県立仙台高等技術専門学校	176
【施設の概要】	176
【監査の結果と意見】	178
(1) 高等技術専門校の存在意義（意見）	178
(2) 学校単位の収支把握（意見）	180
(3) 普通課程の授業料等の見直し（意見）	180
(4) 受講資格の検証手続の強化（意見）	181
(5) 推薦受験人数の見直し（意見）	181
(6) 合否判定基準の見直し（意見）	181
(7) 卒業生の就職状況とその把握方法の検討（意見）	182
(8) 宮城県職業能力開発協会等への施設無償貸与および講師 無償派遣（意見）	182
(9) 校庭の売却の検討（意見）	182
(10) 資産の管理不備（結果）	183
(11) 空調設備自動制御装置保守点検業務における不自然な契約結果（意見）	183
(12) 特殊勤務手当の廃止（結果）	184
15. 宮城県高等看護学校	185
【施設の概要】	185
【監査の結果と意見】	188
(1) 高等看護学校の存在意義（意見）	188
(2) 校庭の利活用（意見）	191
(3) 特殊勤務手当の廃止（結果）	191

包括外部監査の結果報告書

外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項および宮城県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

教育委員会所管を中心とした公の施設の運営状況について

3. 監査対象期間

平成 18 年度(平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで)とする。ただし、必要に応じて過年度についても監査対象とし、平成 19 年度予算についても参考とする。

4. 特定の事件を選定した理由

公の施設は、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため」(地方自治法第 244 条第 1 項)に設けた施設である。

県は、文化・スポーツ活動の振興、県民生活の改善や利便性の向上を図るため、多くの施設を建設し保有している。一般的に、このような施設の建設は、多額の資金を要する設備投資であることはもちろん、当該施設を維持するための管理運営の費用も長期的かつ多額になることが予想される。県の財政状況を鑑みれば、財政の一層の効率化と歳出の削減は県民の重要な関心事であり、公の施設に係る管理運営状況はさらなる見直し、検討が必要である。

したがって、主要な公の施設の管理運営の適正性という観点から、当該施設の利用度、今後の維持管理コストの見込み等を検証することが、県財政の改善、県民への有用な情報提供に資するものと考え、監査する必要性を認識したため当該事件を監査対象として選定した。

5. 外部監査の方法

(1) 監査着眼点

- ① 施設の有効性
 - ・ 施設の利用状況
 - ・ 事業計画の適切性、計画と実績との乖離状況
- ② 財務事務の合规性
 - ・ 支出内容の目的適合性
 - ・ 利用料金等の収納事務の適切性

- ・ 管理委託、各種工事における入札等の合規性
- ③ 施設管理の適切性
 - ・ 固定資産の管理の適切性
- ④ 直営施設および指定管理者の事業運営
 - ・ 所管部署の指導監督の適切性
- ⑤ その他監査の過程で追加的に必要性が認められた着眼点

(2) 主な監査手続

- ① 入手資料等の閲覧、質問による当該施設の概況把握
- ② 施設の現地調査
- ③ 関係書類の閲覧、照合、分析
- ④ 現金預金、固定資産等の実査、視察、管理状況の把握
- ⑤ 当該施設の会計処理および決算書の適切性の検討
- ⑥ 施設の利用度および県民にとっての必要性の検討
- ⑦ 県内での重複施設の有無および重複する場合の必要性の検討
- ⑧ 民間施設との競合の有無および競合がある場合の県が運営する必要性の検討
- ⑨ ITに関連するセキュリティの十分性の検討

6. 外部監査の実施時期

平成 19 年 7 月 2 日から平成 20 年 3 月 14 日まで

7. 外部監査の実施者

包括外部監査人	公認会計士	鈴木友隆
包括外部監査人補助者	公認会計士	小池伸城
〃	公認会計士	大立目克哉
〃	公認会計士	北澤寿康
〃	公認会計士	只森健一
〃	会計士補	大西徹
〃	会計士補	秋葉典克
〃	会計士補	牧江真弥
〃	その他	佐藤充

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

外部監査対象の概要

1. 宮城県のバランスシート

(1) バランスシート

平成 18 年度末の普通会計のバランスシートは次のとおりである。

(表 1) バランスシート(平成 19 年 3 月 31 日現在)

(単位:百万円)

資産	金額	構成比(%)	負債・正味資産	金額	構成比(%)
有形固定資産	2,656,760	90.8	固定負債	1,556,865	53.2
投資等	232,132	7.9	流動負債	76,440	2.6
流動資産	36,237	1.3	正味資産	1,291,824	44.2
資産合計	2,925,129	100.0	負債・正味資産 合計	2,925,129	100.0

県のバランスシートは、総務省方式により作成されており、昭和 44 年度から平成 18 年度までの地方財政状況調査を基礎としている。

平成 18 年度末の有形固定資産の金額は、2 兆 6,568 億円であり、資産総額の 90.8%を占めている。

(2) 有形固定資産の支出目的別の主な内訳

有形固定資産の支出目的別内訳は以下のとおりである。(表 2)のとおり本県では、道路、河川を中心に土木費の割合が最も高く、次いで農林水産業費、教育費の順となっている。

(表 2)有形固定資産の支出目的別内訳(平成 19 年 3 月 31 日現在)

(単位:百万円)

支出目的	摘要	残存価額	構成比(%)
総務費		129,176	4.9
	庁舎等	75,668	2.9
	その他	53,508	2.0
民生費		14,734	0.5
	保育所	4	0.0
	その他	14,730	0.5
衛生費		5,615	0.2
	清掃費	67	0.0
	(ごみ処理)	(8)	(0.0)
	(その他)	(59)	(0.0)
	環境衛生費	1,397	0.0
	その他	4,151	0.2
労働費		5,640	0.2
農林水産業費		610,947	23.0
	造林	3,937	0.2
	林道	3,730	0.1
	治山	38,059	1.4
	漁港	130,251	4.9
	農業農村整備	369,567	13.9
	海岸保全	13,551	0.5
	その他	51,852	2.0
商工費		26,451	1.0
	国立公園等	5,466	0.2
	観光	187	0.0
	その他	20,798	0.8
土木費		1,514,545	57.0
	道路	375,091	14.1
	橋りょう	97,103	3.7
	河川	473,410	17.8
	砂防	144,636	5.4

	海岸保全	41,027	1.5
	港湾	86,607	3.3
	都市計画	225,202	8.5
	(街路)	(111,127)	(4.2)
	(都市下水路)	(1,581)	(0.0)
	(区画整理)	(44,637)	(1.7)
	(公園)	(67,857)	(2.6)
	住宅	57,085	2.1
	空港	4,979	0.2
	その他	9,405	0.4
警察費		52,849	2.0
教育費		296,660	11.2
	中学校	3	0.0
	高等学校	187,445	7.1
	特殊学校	24,762	0.9
	大学	25,786	1.0
	社会教育	38,421	1.4
	その他	20,243	0.8
その他		143	0.0
合計		2,656,760	100.0
(うち、土地)		(600,942)	(22.6)

(注) 括弧は、内訳数値である。

(3) 監査対象とした施設の状況

監査対象とした施設は以下のとおりである。

(表3) 監査対象とした施設一覧(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

名称等		取得年度	取得価額	減価償却 累計額	残存価額
衛生費	宮城県高等看護学校	平成2年11月	307	209	98
農林水 産業費	宮城県農業実践大学校	昭和52年3月	59	59	0
商工費	宮城県立 仙台高等技術専門校	昭和39年7月	106	106	0
教育費	宮城県総合運動公園		44,588	8,603	35,985
	・総合プール	平成7年6月	9,362	2,247	7,115
	・合宿所	平成9年3月	1,253	276	977
	・体育館	平成9年3月	10,738	2,362	8,376
	・宮城スタジアム	平成12年3月	23,235	3,718	19,517
	宮城県宮城野原公園 総合運動場		1,594	578	1,016
	・陸上競技場クラブハウス	昭和63年5月	1,507	573	934
	・自転車競技場管理棟	平成13年4月	29	3	26
	・庭球場クラブハウス	平成18年3月	58	2	56
	宮城県第二総合運動場		1,091	492	599
	・武道館	昭和56年3月	723	390	333
	・合宿所	平成4年3月	174	56	118
	・管理棟	昭和59年7月	49	23	26
	・近的場	平成11年11月	145	23	122
	宮城県仙南総合プール	平成11年3月	1,499	270	1,229
	宮城県長沼ボート場	平成元年11月	97	35	62
宮城県ライフル射撃場		587	106	481	
・エアライフル	平成10年6月	339	61	278	
・スモールボア	平成11年3月	248	45	203	
宮城県蔵王自然の家	昭和46年8月	135	97	38	
宮城県美術館	昭和56年8月	4,561	2,372	2,189	
宮城県図書館	平成10年2月	11,711	2,342	9,369	
東北歴史博物館	平成10年11月	9,160	1,649	7,511	

(注1) 取得年度は施設全体の完成年度である。

(注2) 取得価額は、総務省基準により、用地取得費を除く建設費である。

2. 公の施設の管理運営方法

(1) 管理運営方法

県の公の施設の管理方法は、これを管理主体から大別すると以下の2手法である。

- イ. 県が直接管理する。
- ロ. 指定管理者を指定し、管理権限を委任する。

今回、監査対象とした施設の管理運営方法は以下のとおりである。

(表4) 監査対象施設の管理運営方法一覧

施設名	管理権限の委任先	管理運営方法
宮城県総合運動公園 (宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコートおよび合宿所並びにその周辺の公園施設、宮城県サッカー場)	G21 指定管理グループ	指定管理者 (利用料金制)
宮城県宮城野原公園総合運動場(駐車場以外の施設)	財団法人宮城県スポーツ振興財団	指定管理者 (利用料金制)
宮城県第二総合運動場(宮城県仙南総合プールおよび宮城県長沼ボート場以外の施設)	財団法人宮城県スポーツ振興財団	指定管理者 (利用料金制)
宮城県仙南総合プール	陽光セントラル共同企業体	指定管理者 (利用料金制)
宮城県長沼ボート場	宮城県ボート協会	指定管理者 (利用料金制)
宮城県ライフル射撃場	宮城県ライフル射撃協会	指定管理者 (使用料制)
宮城県蔵王自然の家	—	直営
宮城県美術館	—	直営
宮城県図書館	—	直営
東北歴史博物館	—	直営
宮城県農業実践大学校(本部名取教場)	—	直営
宮城県立仙台高等技術専門校	—	直営
宮城県高等看護学校	—	直営

(注1) G21 指定管理グループは財団法人宮城県スポーツ振興財団、同和興業株式会社、セントラルスポーツ株式会社の3社の共同企業体である。

(注2) 陽光セントラル共同企業体は陽光ビルサービス株式会社、セントラルスポーツ株式会社の2社の共同企業体である。

(注3) 「利用料金制」については後述(6)利用料金制、「使用料制」については後述(7)使用料制を参照。

(2) 指定管理者制度

平成 15 年 9 月施行の地方自治法改正において、「指定管理者制度」が創設されている。指定管理者制度とは、従来、公共団体、公共的団体および地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たす者のみが管理受託者として公の施設の管理を行っていたのに対し、民間事業者を含む法人その他の団体が地方公共団体の指定を受け、「指定管理者」として管理を代行できる制度である。

宮城県も前述(表 4)中の「管理運営方法」の欄に「指定管理者」と記載がある施設は、その管理を指定管理者に委任している。

(3) 指定管理者制度導入の目的および指定管理者の選定基準等

平成 17 年 3 月公表の「指定管理者制度導入に当たっての基本的な考え方」によれば、宮城県の指定管理者制度の目的、選定基準等は下記のとおりである。

① 指定管理者制度導入の目的

県の施設の管理に民間事業者のノウハウを活用して、「住民サービスの向上と管理経費の節減」を図ること。

② 指定管理者候補の選定基準

- イ. 県民の平等な利用が確保されること。
- ロ. 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理ができること。
- ハ. 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- ニ. 個人情報取扱いを適正に行う体制が整備されていること。
- ホ. 法令(条例を含む。)の規定を遵守し、適正な管理ができること。
- ヘ. 施設を管理する上で必要な許認可証を有していること。
- ト. その他、施設毎に定める選定基準を満たしていること。

③ 選定基準を充足した指定管理者候補の中での選定優先順位

公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設であり、営利を目的とするものではないことから、県は、選定基準を満たした指定管理者候補を、さらに次の優先順位により選定している。

第一順位:施設の目的に沿って、より安定した施設の管理を行うと認められるもの。

第二順位:施設の効用を増し、より住民のサービスの向上につながる管理を行うと認められるもの。

第三順位:施設をより経済的に管理する(管理経費が少ない)と認められるもの。

④ 審査の基準

審査の基準については、施設毎に判断されることとなっているが、一例として、平成 17 年 10 月 4 日宮城県総合運動公園に係る指定管理者の選定に係る審査基準を示すと以下のとおりである。

(表 5) 宮城県総合運動公園に係る審査基準の内容

審査項目	審査の視点	配点
施設の目的に沿って、より安定して施設の管理を行うと認められるもの	イ. 県民の平等な利用が確保されること(設置目的の理解、平等利用の確保) ロ. 事業計画書に沿った管理を安定して行う体制が整備されていること(実施体制、経営基盤) ハ. 個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること(情報管理)	50 点
施設の効用を増し、より住民サービスの向上につながる管理を行うと認められるもの	イ. 公の施設の効用を最大限に発揮させること(利用促進、サービス向上、施設管理) ロ. その他(事業計画の独創性、具体性)	30 点
施設をより経済的に管理する(管理経費が少ない)と認められるもの	効率的な管理ができること(収支計画)	20 点

(4) 公の施設の区分

公の施設の区分を示すと以下のとおりである。

(表 6) 公の施設の選定区分とその理由

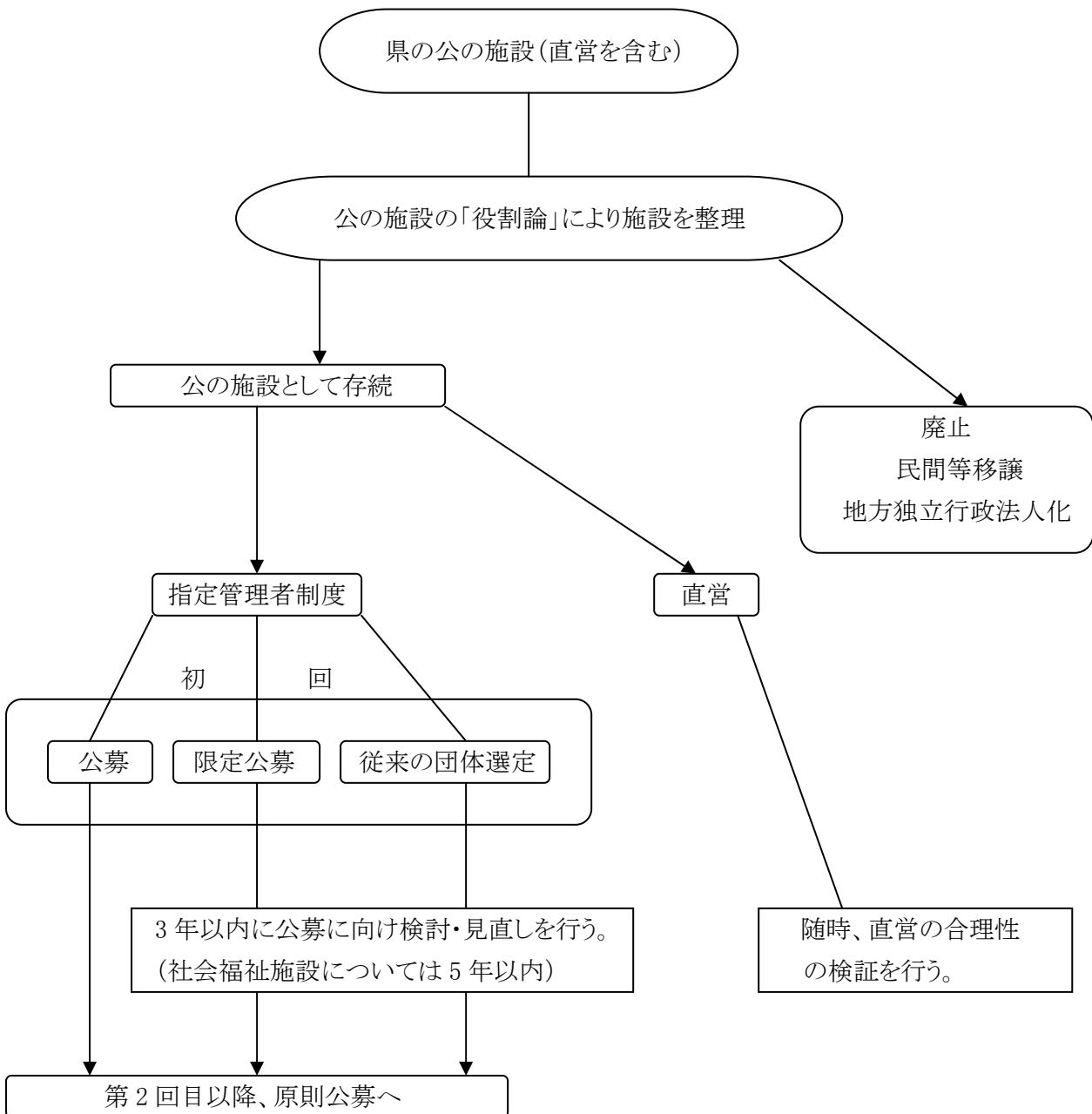
	選定区分	理由
指定 管理 者 制 度	公募	民間のノウハウの導入により、効果的、効率的な運営が期待できるもの
	限定公募(団体の種類を限定するもの)	施設運営や利用者へのサービスに特別なノウハウが必要なため、団体の特性や事業実績等を重視するもの
	従来の団体を選定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民生活へ直接影響するため、安定的で確実な施設運営が求められるもの ・ 調査研究の継続性、学術的成果や専門的知識等の蓄積、活用が必要なもの ・ 隣接施設との一体的な運営が必要なため、隣接施設管理者等を選定するもの

直 営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に定めがあるもの ・ 施設の安定面、安全面から行政の直接運営が必要なもの ・ 施設の機能や事業を通じ、高度な政策的、専門的な施策展開を行っているもの
-----	--

(5) 公の施設の管理方法、指定管理者の具体的な募集方法

① 公の施設の管理方法、指定管理者の具体的な募集方法等の全体像

公の施設の存続・廃止から管理方法の決定、指定管理者の選定までの流れを示すと下図のとおりである。



(6) 利用料金制

利用料金制とは、公の施設の指定管理者に利用料金収入を収受させる一方で、施設の管理運営に要する経費の全部または一部を利用料金収入の中から賄わせる制度であり、指定管理者の自主的な経営努力や施設管理の有効性と効率性の向上が期待される。

監査対象とした施設の中で利用料金制を採用している施設は、前述(表 4)に記載のとおり、管理委任している 6 施設のうち 5 施設である。

(7) 使用料制

使用料制とは、公の施設の指定管理者に利用者からの料金を「使用料」として徴収・納付させる制度である。使用料は利用料金と異なり、地方公共団体の歳入となるべき公法上の債権に基づく公金、すなわち条例に基づき地方公共団体が徴収する公金である。そのため、指定管理者に利用者から使用料を徴収・収納させる場合は、地方自治法第 243 条および地方自治法施行令第 158 条の規定による私人に対する徴収または収納の委託によらなければならない。

監査対象とした施設の中で使用料制を採用している施設は、前述(表 4)に記載のとおり、管理委任している 6 施設のうち 1 施設、宮城県ライフル射撃場のみである。

3. 全般的な留意事項

公の施設は、その管理運営方法を問わず以下のような留意すべき事項が存在する。

- イ. 公の施設は、地方公共団体の保有であるため予算に基づく運営がなされる。そのため、経済性・効率性の追求が期待され、「最少の経費で最大の効果」(地方自治法第 2 条第 14 項)の実現が求められる。
- ロ. 公の施設は、保有する資産が多種多様であることが多く、また不特定多数の利用者に利用されることから、その財産管理は重要であり適切な管理体制の整備・運用を実施する必要がある。
- ハ. 公の施設は、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため」(地方自治法第 244 条第 1 項)に設けた施設であるため、県民からの当該需要の存在および県民の満足を得られるようなサービスの提供が必要である。
- ニ. 公の施設の設置、管理等は条例によって決定される。しかし、施設という資産は、中長期的な使用を想定しているものであるから、当該時点の実状に応じた弾力的な見直しが必要である。
- ホ. 管理権限を委任する場合または直営で行う場合は、経済性・効率性の追求の観点からも、指定管理者の選定または受託者の選定の公平性確保および指定管理料または委託料の算出の根拠を明確にしておく必要がある。

・監査の結果と意見(総論)

1. 公の施設のあり方と問題点

「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために地方公共団体が設ける施設をいう。

公の施設の設置に当たっては、県の担当課、財政課等によって慎重に検討が行われ、住民福祉の向上にとって有効であると判断されなければならない。設置後においては、経済的、効率的かつ有効的に運用されなければならない。さらに、サービス提供能力を十分に維持発揮するためには、適切な管理が行われなければならない。

しかし、今回の監査において、その後の社会情勢の変化に伴い、当初予定していたとおりの経済的、有効的な運用がなされていない施設が見受けられ、維持管理コストが相当な額になっている施設も見受けられた。このような施設については、その存在意義が問われるところである。県は監査対象施設を含め、すべての公の施設について経済性、効率性、有効性の 3E の観点で至急見直しを検討すべきであると思料する。

(1) 公の施設に対する県の姿勢

県の厳しい財政状況を鑑みると、公の施設自体の廃止・縮小および経費の削減は常に考えていかなければならないほど喫緊の重要な課題であると思料する。

施設の建設には多大なコストが投入されていることが多く、一旦建設してしまうとその施設の利用状況が如何なるものであろうと、引続き県民の用に供すべきであると考えてしまう傾向にあると思われる。いわゆる箱物行政の弊害である。しかしながら、時代の流れと共に施設の必要性は変化するものであり、施設を存続させるためには、多大な維持費が費やされていることを忘れてはならない。したがって、公の施設を維持するか否かについては、経済性、効率性、有効性の観点から常に検討されるべきものであり、それらが満たされない場合には将来の負担を軽減するため、施設を取壊すという英断を下す必要もあるということを県は十分認識する必要がある。

その目的を達成するために県は各公の施設から利用実績報告書を入手しているのが、監査の結果、利用実績報告書の計算式が誤って組込まれていた施設があった。それにより、提出された利用率は実利用率よりもかなり高めに算出されていたにもかかわらず、今回の監査まで数年間気付かれずに放置されていた。この事実は、県が利用実績報告書を施設の今後の運営指標として本当に利用していたのかという疑問を抱かせる結果を示している。県は公の施設に対する県民の利用率や需要に対して常に留意する必要がある。それらが低下している場合には、向上策について検討する必要がある。これ以外についても、宮城県総合運動公園および宮城県第二総合運動場の合宿所における利用者数の算定方法の疑義、宮城県第二総合運動場における遠的弓道場の利用者数の集計誤りの問題等が散見される。

今回の監査を通じて、県担当者の中には、施設は当然の如く県民の福祉のために必要不可

欠であり、維持存続を図るべきであると信じている者もいるが、施設自体の廃止・縮小および経費の削減について柔軟に対応する者も多くいると感じられた。しかしながら、組織としての対応になると施設運営に対する考え方が硬直的であり、組織としての硬直性を打ち破るためには、県職員一人ひとりが施設のあり方や問題に対して真摯に取組み、時代や環境の変化に伴った斬新なアイデアを取入れながら積極的かつ柔軟な運営をしていただきたいと願う次第である。

(2) 公の施設の存在意義の確認

監査の対象とした施設の中には、既に使命が終わっていると思われるが延命を図ろうとしている施設、存在意義自体を検討していない施設、存在自体は否定されないものの縮小を図る必要のある施設などが見受けられた。県は常に環境の変化に対応し、施設の存在意義を確認すべきである。

スポーツの維持発展と県民の健康維持が目的とされるスポーツ施設も例外ではなく、存在意義が問われていることに留意しなければならない。例えば、競技人口の少ないスポーツに多額のコストを要している施設については、国民体育大会の競技種目であり、かつ県内唯一のスポーツ施設である場合には、施設自体について一定の存在意義を見出すことはできる。しかし、それらの費用は県民の税金で賄うわけであり、一部の県民のためのみに県税が使われている実態には不公平感が否めない。

零細スポーツほど経営的に難しく、民間の事業としては成り立たないため、県がコスト負担して県内の競技人口を維持するという理屈は理解できる。存在意義を見出すことができる施設で利用者が限定的である特殊な競技スポーツにおいては、公平性の観点から県民負担(指定管理料)よりも利用者負担の比重がより多く求められるべきものとする。逆に、存在意義を見出すことができない施設については、県の財政が逼迫している折、廃止することに躊躇すべきではないと思料する。

(3) 公の施設の受益者負担

公の施設は、公共的、公益的な性格から、採算性が希薄で民間が設置し得ない施設を設置することが一般的には期待される側面がある。そのため、安易に施設を設置した場合、その後の利用率が低水準で推移し、一部の県民のためだけの用に供することにもなりかねず、結果的には公共性や公益性に反する施設となり、不公平な利用状況となる危険性を常に有している。施設は一旦建設されると余程の事態にならない限りは廃止されることは困難となるため、先ず施設の存在意義を再確認し、それが認められた場合には、施設のコストを最大限カバーするために、できる限り受益者負担を求め、相当程度の利用料金の引上げを検討すべきである。

また、公の施設は、民間より料金を低めに設定することを期待される側面がある。しかし、施設が公共性や公益性を理由に、民間施設と比較して極端に安い利用料金を設定した場合には、民業圧迫となるおそれもあり、県の財政負担も増えることになる。県の財政状況が厳しい現状においては、最低限の利用料金の引上げもやむを得ないものとする。

(4) 利用率の向上策

宮城県美術館、東北歴史博物館、宮城県図書館のような施設においては、施設の存在意義を疑うものはいないであろう。そのためか、それらの施設について、県は施設が存在していること自体で満足しているように思われ、利用率を向上させるための施策に消極的であると感じられた。例えば、東北歴史博物館の入館者数は逡減傾向にあるので抜本的な対策を講じる必要があるが、平成 11 年 4 月の開館当時からほとんど展示物が変わっておらず、入館者数が逡減することは必然である。県担当者はこの事実を真摯に受止め、入館者数が増加するための対策を必死に検討する必要がある。

当該施設は県民の税金を財源として建設された施設であることから、県は可能な限り多くの県民がその恩恵に預かることができるように、あらゆる有効活用策を講じる必要がある。そのためにも、常日頃からより多くの知恵を出すべきであり、県の知恵で足りない場合には、県民から利用率向上のためのアイデアを募集することも有効な手段と考えられる。

(5) 指定管理者制度導入の推進

指定管理者制度を導入した各施設を見ると、導入により運営コストが削減されている効果を見ることができる。特に宮城県総合運動公園は、指定管理者制度導入により、運営コストは 10 億円から 8 億円へと 2 億円減少している。県によると、指定管理者制度導入による費用削減効果とのことであるが、年間 2 億円も費用が削減できたという効果よりも、委託料の積算が妥当であったのか、無駄な支出があったのではないかと、という疑念を抱かせる結果となっている。このことから、直営や委託方式となっている公の施設について、指定管理制度の導入を積極的に推し進める必要があると考える。

指定管理者制度の目的は、運営コスト削減がすべてではないが、県の財政事情を鑑みれば、制度を導入する対象施設を現状以上に拡大することが望まれる。今回監査対象とした施設の中では、宮城県自然の家、宮城県美術館、宮城県図書館、東北歴史博物館が考えられる。

また、平成 18 年度は制度導入初期であったため、次のように様々な改善を要する点が見受けられる。指定管理者制度の安定した運営に向けて、以下のように指定管理者制度における運用面での改善を図る必要がある。

(選定局面)

- イ. 審査基準の事前周知および配点割合の変更
- ロ. 選定委員会における外部委員の積極登用
- ハ. 選定結果に関する情報公開の内容

(実施局面)

- イ. 協定書上、敷地範囲の明瞭化
- ロ. 協定書上、修繕費に対する県と指定管理者間の負担区分の明瞭化
- ハ. 協定書上、施設の鍵に関する管理方法の明瞭化

- ニ. 当年度の事業進ちょく状況報告書の期限内提出
- ホ. 次年度の事業計画書の期限内提出
- ヘ. 事業計画書に記載された事業に対する実施結果のフォロー

(6) 公の施設の収支状況の把握

公の施設において各施設の収支状況を把握することは施設の存在意義の確認、利用料金水準の妥当性の確認、設備投資計画の立案など、様々な面で重要である。

県は各施設の決算処理を行い、収支計算書を作成しているが、職員の人件費(指定管理者へ派遣している職員を含む)や地方公所において設計金額が2千万円を超える役務の調達に係る委託費等については、本庁にて支出、決算処理されるため、当該施設の収支計算書には反映されていない。この他に、様々な状況判断により本庁で支出しているケースもある。その結果、現状においては各施設の決算処理のみでは当該施設の運営に要した収支が直接把握できない仕組みとなっている。そのような決算状況になっているにもかかわらず、県は、別途本庁支出を含めた各施設の全体的な収支状況を管理するための収支計算書を作成していない。そのことは、県が各施設の本当の意味での収支状況を把握する必要性を感じていないことを意味する。すなわち、すべての公の施設の存在意義に対して意識が薄く、利用料金も所与のものとしており、収支状況にかかわらず設備投資計画の立案を行っている証左である。

収入に比して多大な支出が費やされている施設については、今後の施設の存続の有無を確認する、利用料金を上げる根拠とする、収支状況に基づいて設備投資計画の立案を行うためにも、県は各施設の収支状況を全体的に把握できる体制を早急に整備することが必要である。

(7) 施設毎の収支計算書の作成

基本的にスポーツ施設は施設毎に収支計算書を作成しているが、宮城県総合運動公園は、同一指定管理者が管理運営を行っているサッカー場と区分せずに決算処理を行っているため宮城県総合運動公園のみの収支計算書は作成していない。さらに、宮城県総合運動公園の中でも宮城スタジアム、総合体育館、総合プールなど個別の施設について全施設一括で決算処理を行っているため、どの施設が黒字となっており、どの施設が赤字を出しているか把握できない状況になっている。これについては宮城県宮城野原公園総合運動場、宮城県第二総合運動場においても同様である。

施設の存在意義を明らかにするため、および料金水準の妥当性を判断し県の負担を極力抑制するためにも、施設毎ならびに個別施設毎の収支の把握が必要である。

(8) 宮城県総合運動公園に見る施設の状況と今後の課題

宮城県総合運動公園は県がスポーツ・レクリエーションの拠点を目指して仙台市近郊の利府町に初期投資額約600億円で建設された施設である。その後、宮城県総合運動公園全体の年

間維持費には、約 6 億円を要している。

宮城県総合運動公園には、あらゆる公式大会が開催可能な競技施設とレクリエーション施設が整備されているが、それらの施設の利用状況は年間約 6 億円という維持費を考慮すると相当に低迷していると言わざるを得ない。その最大の問題点は人口が集中している仙台からの利便性が悪いということに尽きる。そのため、平成 14 年 6 月に宮城スタジアムでサッカーの世界カップが開催された後の利用は芳しくなく、総合体育館に至っては本来の設置目的であるスポーツの普及振興ではなく、音楽コンサート等スポーツ以外の各種イベントの開催により、観客数の増員を図っている状況である。

何故このような利便性の悪いところに、このように素晴らしい施設を建設したかは疑問が残るところであり、このまま当施設を存続させる必要性について県民の間で十分な議論が尽くされることを期待する。

(9) 宮城県蔵王自然の家に見る箱物行政の終焉

蔵王の自然を身近に感じ、安い宿泊料で泊まれる公共の施設は県民にとって魅力的である。また、蔵王の自然を利用したイベントを自然の家の主催事業として行っていることは公益性があるものと認められる。

しかしながら、蔵王自然の家の利用率は低く、年間維持管理費用 1 億円強を要しただけの効果があるか、非常に疑問である。県には自然の家が 4 施設あるため、全施設を合計すると仮にその 4 倍として年間維持管理費用は約 5 億円を要することになる。泉が岳自然の家は老朽化によって平成 20 年 3 月末でされるため、平成 20 年 4 月以降は残り 3 施設となるものの、年間約 4 億円の維持管理費用を要することになる。

自然の家を設置した時代はこのような施設がもてはやされ、県民にとって必要な施設であったことが推測されるが、時代の趨勢とともに利用者も減少の一途を辿っている現状を鑑みると、現時点においての必要性については疑わしい。近時このような施設を地方公共団体が運営する必要性は乏しくなっており、宿泊施設は民間に委ねた場合でも影響は限定的であると考えられる。

もし、県がイベントを主催事業として行い続ける必要性を考えているのであれば、民間の宿泊施設を利用して行うことも可能であり、そのような可能性も視野に入れて検討すべきである。現在の県民のニーズは、各種施設といったハードではなく、いわゆるソフト面のサービスであると思料する。

なお、泉が岳自然の家は設立後 40 年が経過しているため老朽化によって廃止されるのであるが、蔵王自然の家は 37 年、松島自然の家は 36 年、志津川自然の家は 32 年経過しており、県が存在意義を認めて延命策を講じたとしても、それらの自然の家も早晚改修すべきか、廃止すべきかの検討が必要となる状況に至っている。施設の老朽化に対応する施設改修には相当の投資額が必要と考えられ、県財政の厳しい状況の下、現状の利用度を勘案すると、費用対効果の観点から早晚、施設の廃止についての検討が必要になると考える。

(10) ネーミングライツの売却

最近、地方公共団体においては、ネーミングライツの売却が盛んに行われている。ネーミングライツの売却は県の財政に大きく寄与するものである。現在、宮城県においては、宮城球場、宮城県総合運動公園の総合体育館、県民会館等をその対象としているが、それら以外の施設についてもネーミングライツの売却可能性を検討することが重要である。

ただし、最近ネーミングライツの売却先企業の不祥事等により、県のイメージが傷つく可能性もあり、その選定に当たっては、十分慎重に検討する必要がある。売却先が決定された時点では、不祥事等による県のイメージダウンを回避するためにも、売却先より現時点において法令遵守している旨、将来に亘っても法令遵守する旨の確認書を売却先の経営者から入手することが望まれる。

また、ネーミングライツ契約書には、売却先の違法行為等の事由により県のイメージが低下した場合には損害賠償を受けることができる条項が盛り込まれている。しかしながら、ネーミングライツ自体の概念が曖昧であるため、実際に問題が発生し県のイメージが低下したとしても経済的損失額の算定が困難であることから、損害賠償請求により違約金を課すことができるかどうか疑問とされるところである。それを避けるには、個々のケース毎に損害賠償額を契約書に明記し、かつ、事前に保証金として徴収しておくことが考えられる。この点、県の顧問弁護士による契約内容の吟味が必要である。

なお、宮城球場のネーミングライツについては、監査時に新規売却先の製品の品質偽装問題が発覚したことにより、県教育委員会広告審査委員会において、契約解除すべきか否かを検討したが、売却先企業から自主的に宮城球場の愛称から会社名を外すことおよび社会貢献プログラムを執行することなどの申し出を受け、平成20年2月に、知事の最終判断で契約を継続することで決着した。ネーミングライツ契約書では、売却先の「社会的信用が失墜したと客観的事実に基づき県が認めた場合」に契約解除できる旨を規定しているが、法律違反以外の不祥事については明確でなく解釈の余地が残される。したがって、今後は契約継続の可否を個別案件で考慮することになると思われる。宮城球場に限らず各スポーツ施設はフェアプレイを重んじたスポーツが行われる施設であるため、今回のネーミングライツ売却先の偽装問題はスポーツマンシップから外れるものであり、売却先企業としては決して好ましいものではない。今回の知事判断が、今後同様な問題が発生した時に前例とならないように願いたい。

(11) 適切な財産管理

ほとんどの公の施設において、財産管理台帳と現物の不具合が見受けられ、中には実地たな卸しをまったく実施していない施設もあった。監査の対象としたサンプル数に占める不符号数の発生割合から推測すると財産全体ではかなりの数の不符号があるものと考えられる。多数ある備品などの実地たな卸しを行うことはかなりの事務工数を要すると推定されるが、県民から付託された財産であるという意識を持ち、適切な財産の管理を行うことが望まれる。

また、宮城県農業実践大学校に見られるように、県の財政上処分費用が措置されないために

不要な劇毒物がそのまま放置されているという状況は、県の責任を全うしていないことの証左である。この問題は県の財政上の問題とは関係なく、リスク管理上、早急かつ適切な廃棄処分が望まれる。

(12) 無料招待券配布に係る不適切な慣行の廃止

宮城県美術館および東北歴史博物館は特別展を年に3～4回開催している。特別展は県民の関心も高く、特別展の時だけ美術館および博物館に足を運ぶ県民も多い。

美術館および博物館は、特別展の無料招待券を関係個人や団体に慣行的に配布している。配布の理由は主に、特別展における広報・宣伝活動と日ごろ貢献のある個人・団体の労に報いることを目的とするものであり、当該目的での配布であれば問題とするものではない。しかしながら、過去からの慣習で当然のように美術館や博物館職員等のみならず、臨時職員や警備、清掃、監視員などの委託先職員に対しても多数の招待券が配布されている事実は不公平感が否めない。招待券は入館者にとっては金券であり、有料で入館する県民との公平性から問題である。仮に無料招待券の配布枚数を入館料収入換算した場合、美術館および博物館の全特別展合計で3千万円弱と多額に及ぶ。このすべてが不適切な配布とは言えないが、およそ3分の2に当たる2千万円程度が不適切であったと思料する。

美術館および博物館は公の施設ではあるが、県職員の施設ではない。1人当たり数百円程度の招待券ではあるが、コンプライアンスが叫ばれている昨今、県職員は襟を正して早急にこのような悪しき慣行を廃止する気概を持つべきである。

(13) 特殊勤務手当の廃止

宮城県農業実践大学校、宮城県立高等技術専門校、宮城県高等看護学校において、1人当たり月額7,000円～26,000円、3施設合わせて総額2千万円強の特殊勤務手当が支給されている。その理由は、これら施設の職務が教育職に近い勤務にもかかわらず、そこで働く職員が教員の資格を有する者でないためとのことである。しかしながら、当該勤務は特殊勤務手当支給対象の「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務」に該当するとは言えない。さらに同一の特殊勤務手当が教育職を行っていない事務職員へも支給されていることから、支給されている当該手当は特殊勤務手当とは言えず、まさしく一般手当そのものである。

特殊勤務手当は県職員の給与が民間に比して低額であった時代の名残であり、県職員の給与レベルが高まった昨今においては時代遅れの産物である。県職員の勤務の中には上記の定義に当てはまる勤務もあると思われるが、それは定義にもあるように単に特殊な勤務ではなく、「著しく」特殊な勤務に限定されるべきである。

特殊勤務手当は、数年前に他自治体の事例がマスコミを賑わせ問題になった話題であり、その時点で県においても十分な検討が行われてしかるべきであったが、結果として検証が不十分であった証左である。今回の監査では特定された施設のみが対象であるが、これ以外にも特殊勤務手当が支給されていると思われるので、県全体として特殊勤務手当の支給実態を検証する必要がある。

2. 各施設の存在意義

各施設の存在意義について検討した結果を要約すると以下のとおりである。

施設名	存在意義	現状および検討結果
宮城県総合運動公園 (宮城県サッカー場を含む)	△	年間 6 億円の県民負担を要しており、各施設とも、必ずしも本来の設置趣旨に沿った満足できる利用水準とは言えない状況である。今後の利用状況の大幅な改善が見込まれない場合には、施設の廃止を含めて、抜本的な見直しを検討すべきである。(各施設の詳細については、3.宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)[監査の結果と意見] (1) グランディ 21 の存在意義参照)
宮城県宮城野原公園総合運動場	×	陸上競技場は平成 21 年 4 月 1 日をもって仙台市へ無償譲渡することが決定している。
	×	自転車競技場は大和町の宮城県自転車競技場と重複しており、速やかに廃止を検討すべきである。
	△	テニスコートは存在意義が認められる。ただし、利用率は低迷しており、利用率の向上施策が必要である。
	×	相撲場は平成 18 年度利用実績が 4 回のみであり、このように低い利用状況からは国技と一般的に言われているとはいえ、施設の廃止を検討すべきである。
宮城県第二総合運動場	○	武道館は存在意義が認められる。
	×	ラグビー場は子どものためのサッカー教室として使用されることがほとんどであり、本来のラグビー競技があまり行われていない。当施設の売却額は十数億円以上の規模となることを見込まれ、将来売却も視野に入れて検討すべきである。
	×	合宿所は利用率が低迷しており、存在意義は認められない。
	△	遠的弓道場は県内唯一の遠的弓道場であり、遠的弓道は国民体育大会の競技種目であるため、施設自体については一定の存在意義を見出すことができるが、利用料の値上げを検討すべきである。
	△	武道館の外に設置された宮城県近的弓道場と武道館内に設置された近的弓道場の 2 つの弓道場がある。外の弓道場の利用は週末にほぼ限定されているため、休業日を増やすなどの対応を検討すべきである。また、外の弓道場の利用率を高めるため、武道館内の弓道場を廃止し他の競技施設に改装することも検討に値する。

	×	クライミングウォールは特殊なスポーツであり、特定の個人の利用に限られていること、県内の民間施設にもクライミングウォールがあることから、県がクライミングウォールを設置しておく必要性は非常に乏しく、取壊すなどの措置を検討すべきである。
宮城県仙南総合プール	△	本来の設置趣旨である水球プールでなく、主に一般町民プールとして使用されている。水球プールとしての利用度が低く、当面の施設の有効活用という意味ではやむを得ないが、できる限り水球プールとしての利活用の促進を図るべきである。
宮城県長沼ボート場	△	国民体育大会やインターハイに向けての練習施設となっているため、一定の存在意義を見出すことができる。しかし、利用者が限定的である現状においては、維持費 15 百万円に対して利用料収入は 2 百万円に留まっており、公平性の観点から利用料の値上げを検討すべきである。
宮城県ライフル射撃場	△	ライフル射撃競技は国民体育大会の競技種目であり、この施設が県内唯一のライフル射撃場であるため、一定の存在意義を見出すことができる。しかし、利用者が限定的である現状においては、維持費 8 百万円に対して利用料収入は 1 百万円に留まっており、公平性の観点から利用料の値上げを検討すべきである。
宮城県蔵王自然の家	×	自然の家は宮城県内に 4 施設設置されているが、いずれの施設も老朽化が進み、かつ、利用者数はピーク時の半分程度に低迷しているという共通課題を抱えている。県は、泉が岳自然の家を平成 20 年 3 月末に廃止することを決定した。残りの 3 施設についても年間 4 億円の県民負担を要してまで運営する必要性は乏しく、廃止を検討すべきである。
宮城県美術館	○	存在意義は認められる。ただし、映像室、アートホール、講堂については必ずしも有効活用されておらず、利用率の向上施策が必要である。
宮城県図書館	○	存在意義は認められる。ただし、音訳サービス室、児童資料研究・相談室、会議室、研修室、ホール養賢堂(多目的ホール)、ミニシアター青柳館、生涯学習室、地域情報発信室については必ずしも有効活用されておらず、利用率の向上施策が必要である。
東北歴史博物館	○	存在意義は認められる。ただし、当博物館の前進である東北歴史資料館を設置した昭和 49 年以来、コンセプトを見直ししていない。東北各地に様々な博物館が作られ環境が変化しており、利用者は低迷している。 今後県として、多賀城の歴史を充実展示する博物館に専念するこ

		とを検討する段階に来ていると考える。
宮城県農業実践大学校	×	当校への入学者数は大きく定員割れの状況が続いている。当校を廃止しても県内農業への影響は非常に限定的である。また、県内には農業高校もあり、宮城大学食産業学部も設置されている。県の財政を鑑みると年間 3 億円の県民負担を要してまで運営する必要性は乏しく、廃止を検討すべきである。
宮城県立高等技術専門学校	△	県には職業能力開発促進法による職業能力開発校の設置義務があり、高等技術専門学校を完全に廃止することはできない。 高等技術専門学校は県内に 5 校あるが、普通課程は、ほとんどの学科が定員割れの状態であり、民間との競合となっている学科が多く、効果が限定的であることから、設置義務をクリアするために最低規模に縮小した 1 校を除いて廃止すべきである。仙台校の売却額は十数億円以上となることが見込まれ、売却も検討すべきである。短期課程は多くの訓練科が定員割れの状態であり、効果が限定的であることから、廃止を検討すべきである。 なお、高等技術専門学校のための収支は把握されていないが、廃止による県民負担削減金額は、県の説明によると県内 5 校全体で年間 7 億円程度とのことである。
宮城県高等看護学校	×	准看護師から看護師を養成する同様の学校は民間にもあり、当校の卒業生は 40 人程度と効果は限定的である。年間 1 億円もの県民負担を要しているため、民間への譲渡または廃止を検討すべきである。

・監査の結果と意見(各論)

1. 指定管理者共通事項

(1) ネーミングライツ契約書における看板の取扱いの規定化(意見)

平成17年3月に宮城県宮城野原公園総合運動場の県営宮城球場の愛称に係るネーミングライツ(施設命名権)を3年契約でA社に売却している。また、平成19年3月に宮城県総合運動公園の総合体育館のネーミングライツを2年契約でB社に売却している。

これらのネーミングライツ契約書を確認したところ、当該施設に設置するロゴ等の看板に係る設置個数や作製、設置、撤去費用の負担者などに関する取扱いについて、宮城県総合運動公園の契約書には規定があるものの、宮城県宮城野原公園総合運動場については規定がなかった。A社が労働者派遣法違反や不正行為を行い事業停止命令が発令されたことを受け、県はA社と契約解消に向けて協議し、3年契約が終了する以前の平成19年9月に契約解消合意書を締結し、A社が看板の撤去費用を負担することとなった。このため、幸いにも県に不測の損害は発生しなかったが、これを未然に防止するために、ネーミングライツ契約書には看板の取扱いに関して規定を設けるべきである。

また、ネーミングライツ契約書には、売却先の違法行為等の事由により県のイメージが低下した場合には損害賠償を受けることができる条項が盛り込まれている。しかしながら、ネーミングライツ自体の概念が曖昧であるため、実際に問題が発生し県のイメージが低下したとしても経済的損失額の算定が困難であることから、損害賠償請求により違約金を課すことができるかどうか疑問とされるところである。それを避けるには、個々のケース毎に損害賠償額を契約書に明記し、かつ、事前に保証金として徴収しておくことが考えられる。

(2) 指定管理者協定書に関するリスク管理の規定化(意見)

指定管理者の違法行為や不祥事等の事由により県のイメージが低下した場合、指定管理者との協定書においては、第20条第2項第5号の「その他指定管理者としてふさわしくないと認められるとき」に該当するとして、「その指定を取り消すことができる」と考えられる。また、同協定書第22条に基づいて指定管理者に損害賠償請求ができることになっている。しかしながら、「ふさわしくないと認められるとき」の定義が曖昧であるため、指定管理者の具体的な違法行為や不祥事等がすべてこの条文の規定に当てはまるか否か疑問が残るところである。

さらに、上述1.(1)に記載したネーミングライツ契約書と同様に、実際に問題が発生し県のイメージが低下したとしても経済的損失額の算定が困難であることから、損害賠償請求により違約金を課すことができるかどうかについても疑問とされるところである。それを避けるには、個々のケース毎に損害賠償額を契約書に明記し、かつ、事前に保証金として徴収しておくことが考えられる。

また、指定管理者選定当初において、違法行為等がない旨の宣誓書の提出を義務付け、指定管理者を牽制すべきである。

なお、指定管理者の決算書は指定管理協定期間の締結当初に入手しているが、2～3年の締結期間中毎年入手し、必要に応じてヒアリングして、財務内容の重大な変化の有無、違法行為の有無などを確認する必要がある。

(3) 指定管理者の選定方法(意見)

指定管理者は有識者による選定委員会の審議を経て選定されているが、選定過程を確認したところ、以下の問題点が見受けられた。

① 審査基準の事前周知および配点割合

県は指定管理者の選定結果を公表しており、その中で以下のような審査基準を開示している。

(表7)宮城県総合運動公園に係る審査基準の内容(再掲)

審査項目	審査の視点	配点
施設の目的に沿って、より安定して施設の管理を行うと認められるもの	イ. 県民の平等な利用が確保されること(設置目的の理解、平等利用の確保) ロ. 事業計画書に沿った管理を安定して行う体制が整備されていること(実施体制、経営基盤) ハ. 個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること(情報管理)	50点
施設の効用を増し、より住民サービスの向上につながる管理を行うと認められるもの	イ. 公の施設の効用を最大限に発揮させること(利用促進、サービス向上、施設管理) ロ. その他(事業計画の独創性、具体性)	30点
施設をより経済的に管理する(管理経費が少ない)と認められるもの	効率的な管理ができること(収支計画)	20点

しかし、募集要項には、これらの審査基準のうち、審査項目や審査の視点は概ね記載されているものの、配点については記載されていない。配点の情報は応募者にとって極めて重要な要素であり、県は募集要項において配点を記載すべきと考える。

なお、当配点割合は他の地方自治体の事例と比較して一般的なものと認められるが、経費削減に力点を置く自治体では管理経費削減に半分程度の配点をしているところもあり、県でも同様の視点から配点基準を再検討する余地があると考ええる。

② 選定委員会の外部委員の積極登用

宮城県宮城野原公園総合運動場、宮城県第二総合運動場、宮城県仙南総合プール、宮城

県長沼ボート場および宮城県ライフル射撃場における選定委員会の委員は、すべて県の教育長、教育次長(3人)、総務課長、スポーツ健康課長の6人で構成されている。また、総合運動公園は外部委員4人および県の教育長の5人で構成されている。

教育長、次長、課長は行政側の立場にある者であり、当該施設の管理業務に精通している委員の必要性は一定程度認められるが、委員の独立性という観点からは、行政側の立場にある者の人数は最小限に留めるべきであり、外部委員の積極登用が望まれる。

③ 選定結果に関する情報公開の内容

イ. 指定管理料

県は指定管理者の選定結果を公表しているが、選定された応募者の指定管理料は公開していない。上記(表7)に示した「審査基準」とおり、指定管理料は審査項目の1要素ではあるが、入札のように選定基準のすべてではない。しかしながら、指定管理料は選定されなかった応募者にとっても、一般県民にとっても、関心のある重要な要素であり、県は指定管理料を公開すべきと考える。

ロ. 選定委員会委員の氏名および現職

上記(表7)に示した「審査基準」とおり、配点が50点および30点の審査項目は、指定管理料のように数値化されたものではなく、採点は選定委員会委員の判断に依拠するところが大きい内容である。選定結果の公表において、宮城県総合運動公園は委員の氏名および現職を公開しているが、他の施設では委員の情報を公開していない。委員がどのような立場の人であるかは重要な情報であることを鑑みて、すべての施設について委員に関する情報を公開すべきと考える。

ハ. 採点結果

採点結果については、選定された候補者の審査員総得点のみが公開されているが、さらに情報公開を進め、委員の氏名を伏せた上で委員毎・配点基準毎の採点結果を公開すべきと考える。なお、少数ではあるが、選定委員会の議事概要まで公開している事例もある。

(4) 指定管理者選定時の事業計画に関する履行状況のモニタリング(意見)

指定管理者選定時において、応募者は事業計画書を県に提出し、県ではこれに基づいて指定管理者を選定している。しかしながら、事業計画書に記載されている実施予定の事業計画について、県はその後の履行状況を確認していないケースが、宮城県宮城野原公園総合運動場の自転車教室、宮城県仙南総合プールの個人情報保護ミーティングなど多数見受けられる。

事業計画に記載されている実施予定の事業計画は、指定管理者選定の重要な要素の1つであり、そのような点も含め指定管理者が選定されるのであるから、県はその後の履行状況をモニタリングすることが必要である。また、事業の実施を確実にするためおよび指定管理者の

責任の範囲を明確にするために、特に選定上の重要な要素となった事業計画については、指定管理者と締結する協定書において、指定管理者が実施するものとして記載することを検討すべきである。

(5) 指定管理施設の範囲の明確化(結果)

指定管理者基本協定書第1条に「この基本協定は、乙(指定管理者)が地方自治法第244条の2第3項の規定により対象施設の指定管理者として指定されたことを確認する」と規定されており、対象施設自体は指定管理業務の対象である旨が記載されているが、具体的な管理対象範囲が記載されていない施設も見受けられる。当該施設においては、県によれば、具体的な対象範囲は指定管理者公募に関する応募者への説明会において、県担当者が口頭により説明しているので協定書上への記載は不要とのことである。

しかしながら、指定管理者との契約において、管理対象範囲は責任関係を明確にするために極めて重要な要素であり、県は指定管理者に対して、協定書に管理対象範囲を明記した図面を添付するなどにより、対象となる敷地や施設の範囲を明確に伝えるべきである。

(6) 施設の鍵の管理規定(意見)

指定管理者基本協定書において財産の管理に関する規定が明示されているが、施設出入口を開閉するための鍵の管理に関する取決めは存在しない。県施設の性質から鍵の管理はより慎重であるべきである。県は指定管理者基本協定書において、指定管理者との間の鍵の授受および鍵の複製禁止に関する規定を設けるべきである。

(7) 修繕費の負担区分の規定化(意見)

修繕費について、施設所有者である県が負担するのか、施設の管理者である指定管理者が負担するのか、明確な取決めがない。指定管理者基本協定書には、「施設(建物、工作物、機械設備等)の保守点検」と「施設の維持管理」は指定管理者の負担で行うこととなっているが、個々の修繕工事について、どちらが負担するのか判断がつかないケースがある。

現状では、指定管理者が県負担を求めるときには事前に予算要求し、それ以外は指定管理者が負担し、緊急な修繕の場合は県と協議している。修繕費に対する基本的な負担の考え方を規定化し、判定が困難な場合にのみ別途協議とすることが望まれる。また、例えば、金額基準を明示し、1件当たり一定金額以上であれば県負担、それ未満であれば指定管理者負担という方法も考えられる。

(8) 平成19年度の事業計画書の適時提出(結果)

指定管理者基本協定書の規定により、指定管理者は指定期間内の各年度に実施する詳細な事業計画を県と協議し、当該年度開始前である3月末までに県に提出しなければならないが、平成19年度の事業計画書は、提出日が記載されていない。指定管理者の説明によると平成19

年 5 月に提出し、県担当者のヒアリングを受けたとのことであるが、事業計画書の主旨に鑑み事業計画書は同協定書を遵守し、3 月末以前に県に提出すべきである。県においても事業計画書を 3 月までに提出を受けていない場合には、指定管理者に督促するなど指導を行う必要がある。

(9) 事業進ちよく状況報告書の適時提出(結果)

指定管理者基本協定書の規定により、指定管理者は四半期毎に、当該四半期の利用状況、自主事業の状況、委託業務実績、修繕実績、環境配慮への取組み状況、事業内容の自己評価、収支計算書等を記載した事業進ちよく状況報告書を県に提出しなければならないが、平成 18 年度中には 1 度も提出されておらず、県も未提出の状況を黙認し、提出の督促は行っていない。県は指定管理者に対して報告書の提出を強く指導し、協定書の遵守を徹底させる必要がある。

(宮城県スポーツ振興財団への指摘については後述 2.宮城県スポーツ振興財団共通事項

(10)事業進ちよく状況報告書の適時提出参照)

(10) 個人情報の取扱い(意見)

個人情報の保護に関して、指定管理者基本協定書第 12 条は指定管理者が「管理運営業務に係る個人情報の保護に関する規定を定める」べき旨を規定している。この規定は、個人情報の取扱いを適正に行う体制の整備が指定管理者選定の条件となっていることに呼応したものであるが、実際に整備された状態になっているかどうかを判断する具体的な基準は明確でない。県は、指定管理者が個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されているかを検証するためのチェック・リスト等を作成し、指定管理者を適切に指導する方法を構築すべきである。

2. 宮城県スポーツ振興財団共通事項

宮城県総合運動公園(以下「グランディ21」という。)および宮城県サッカー場(以下「サッカー場」という。)は、財団法人宮城県スポーツ振興財団(以下「スポーツ振興財団」という。)、同和興業株式会社、セントラルスポーツ株式会社の3社の共同企業体であるG21指定管理グループが指定管理者になっている。スポーツ振興財団はその一構成員である。

また、宮城県宮城野原公園総合運動場(以下「宮城野原運動場」という。)および宮城県第二総合運動場(以下「第二総合運動場」という。)はスポーツ振興財団が単独で指定管理者になっている。

なお、スポーツ振興財団は生涯スポーツの振興と競技スポーツの向上を図るために県によって設立された外郭団体である。

(1) 指定管理施設のグルーピング手続(結果)

県は指定管理者を選定する際、グランディ21、サッカー場を1グループ、宮城野原運動場、第二総合運動場を1グループとし、前者は公募し、後者は随意契約としている。

サッカー場は常駐者を置くほどの業務量がなく、グランディ21に地理的に近いためグランディ21と一体管理の方が効率的であると考えられたため、グランディ21とグルーピングしたものである。

宮城野原運動場と第二総合運動場を随意契約とした理由は、平成17年9月の決裁文書によると、「現有施設の廃止や変更が見込まれており、その時期も未確定でその後の利用計画が定まっていない状況では公募が困難であるため、指定管理者の募集に当たっては公募によらないこととし、施設の管理運営に十分な経験のある現委託管理者の財団法人宮城県スポーツ振興財団を候補予定者と定め」となっており、具体的には、次のような計画があったことを指している。

- イ. 宮城野原運動場内の自転車競技場は、大和町にある自転車競技場との重複施設となっていること、老朽化が著しいこと等により廃止が明確となっており、廃止後の跡地は多目的広場になる予定である。
- ロ. 宮城野原運動場内の陸上競技場は、決裁当時、仙台市への譲渡が検討されていた。その後、平成20年1月に仙台市と無償譲渡覚書を締結するに至っている。
- ハ. 第二総合運動場内のラグビー場と遠的弓道場は、平成19年10月から宮城県第二女子高等学校の校舎建替えのための仮校舎が両施設の敷地内に建設され、本校舎建設後に仮校舎が取壊される期間、利用停止になる予定である。

これらの状況を鑑みれば、随意契約としたことは問題ないと考えられる。

しかし、これは随意契約理由であって、宮城野原運動場と第二総合運動場をグルーピングする理由ではない。グルーピング理由については決裁文書に記載がないため、県担当者にヒアリングしたが、明確な回答が得られなかった。宮城野原運動場、第二総合運動場は双方とも仙台市内にあること、上記イ. およびロ. が実現した後は宮城野原運動場の規模が縮小し、単独の

契約単位としては小さすぎる事等の理由により、グルーピングについても、一定の合理性を認めることができる。指定管理者の選定は原則施設毎が望ましいが、2以上の施設をまとめて選定するのであれば、県はこのようなグルーピング理由についても決裁手続を行うべきである。

(2) スポーツ振興財団の本部機能の家賃徴収(結果)

指定管理者である当財団は、指定管理業務以外の本業として、県民が主体的に多種目・多世代・多目的にスポーツを楽しむことができる「総合型地域スポーツクラブ」の創設・育成を支援するみやぎ広域スポーツセンターの設置などスポーツの振興や啓発普及に関する公益事業を行い、また、大和町の宮城県自転車競技場を所有して自ら管理運営する公益事業等を行っている。また、これら財団の実施する事業全体の取りまとめである事業報告書の作成や理事会の開催などの本部機能も有している。

当財団はこれらの指定管理業務以外の本部機能もグランディ 21 内の事務所にて行っているが、県は本部機能部分の家賃は徴収しておらず、当財団への実質的な補助金となっている。本来は、指定管理者業務のみを行うか、目的外使用許可の手続を経て相当の家賃を県へ支払うように、県は指定管理者に対して指導すべきである。

(3) 利用人数等の不適切な集計および県への報告(結果)

利用人数や収支計算書を確認したところ、以下のような問題が散見された。

① 合宿所の利用人数の算定方法の疑義

グランディ 21 および第二総合運動場の合宿所の利用人数はそれぞれ 25,011 人、3,123 人となっているが、1 人 1 泊 2 日の場合に 2 人とカウントしたものであり、集計方法が不適切である。実数はそれぞれ 15,000 人および 2,000 人程度と推定される。合宿所の利用人数は泊数でカウントすべきであり、水増しカウントとの非難を免れない。(後述 3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)【監査の結果と意見】(1) グランディ 21 の存在意義(合宿所)および 5. 宮城県第二総合運動場【監査の結果と意見】(6) 合宿所の料金水準の引上げ参照)

② 遠的弓道場の利用人数の不整合

第二総合運動場の遠的弓道場の利用人数のほとんどは、近的弓道競技の控室としての利用であり、遠的弓道としての利用人数ではない。また、平成 17 年 2 月の利用は、件数 0 件、人数 40 人、利用料 0 円となっているなど、件数、人数、利用料が不整合性となっているケースが散見される。(後述 5. 宮城県第二総合運動場【監査の結果と意見】(2) 遠的弓道場の存在意義参照)

③ 陸上競技場の利用人数

宮城野原運動場の陸上競技場の利用人数は、平成 17 年度は 141,384 人とされていたが、

平成 16 年度の 93,532 人と比較して大幅に増加していることから、増加理由を県に照会したところ、141,384 人は誤りであり、正しくは 88,761 人とのことであった。(後述 4. 宮城県宮城野原公園総合運動場【施設の概要】(4)施設の利用状況の(指摘事項)陸上競技場の利用人数の報告誤り参照)

④ 収支計算書の誤集計

県に報告されている宮城野原運動場および第二総合運動場の平成 18 年度収支計算書は以下のように誤っていた。宮城野原の利用料と指定管理料を逆にしたことが主な誤謬であるが、誤謬の原因は不明とのことである。その結果、利用料と指定管理料が約 1 億円誤っているが、このような大きな誤謬が是正されずに放置されていたということは、報告を受けた収支計算書を県がまったく内容を確認していなかったと言わざるを得ない。(後述 3. 宮城県総合運動公園 (宮城県サッカー運動場を含む)【施設の概要】(5)収支の状況参照)

(誤)

(単位:千円)

区分	宮城野原運動場	第二総合運動場	計
利用料収入	115,039	11,590	126,629
指定管理料収入	15,152	50,414	65,566
雑収入	460	301	761
収入合計	130,651	62,305	192,956

(正)

(単位:千円)

区分	宮城野原運動場	第二総合運動場	計
利用料収入	15,152	11,590	26,742
指定管理料収入	165,453		165,453
雑収入	460	301	761
収入合計	192,956		192,956

(注) 指定管理料収入は契約上施設毎に区分されていない。

これらはいずれも、当財団が集計し、県へ報告したものであり、県は報告を受けたものについて、内容を適切に確認するとともに、当財団に対して適切に集計して報告するように指導すべきである。

(4) 利用人数の目標値の設定(意見)

グランディ 21 とサッカー場、宮城野原運動場および第二総合運動場の利用人数は大会やコンサートの開催回数や規模によって大きく異なるので見積りが困難という理由により、指定管理

者は利用人数の目標値は設定していない。このため、収入の計画金額は利用人数から積み上げられたものではなく、過去3年間の収入実績の平均としたものである。

収入の増加を図るためには、施設毎の貸切利用と個人利用の回数や人数の目標値を立て、これに基づいて、収入を予算化し、これと実績とを対比して、予算達成、未達成の要因分析を行い、翌年度の事業行動戦略計画に活用する、というPDCAサイクルを採ることが重要であると考える。

(5) 新規自主事業に関する決算処理の一般収支会計への変更(結果)

当財団は平成18年度において、グランディ21とサッカー場、宮城野原運動場および第二総合運動場の新規自主事業費として、スポーツ教室事業を行っている。宮城野原運動場と第二総合運動場は当事業の費用1,363千円を計上しているが、収入は126千円のみであるため赤字となっている。当財団本来の事業がスポーツの振興であるため、当事業は当財団独自の目的のために行うものであるとも言える。その結果、当事業の収入・費用を指定管理者特別会計に含めることは指定管理者の利益を低減させることになり、ひいては県からの指定管理料支出が増加する要因になるため、このような収入・費用は当財団の一般収支会計に計上する必要があると考える。

また、グランディ21とサッカー場においても、当事業の費用66,870千円を計上しているが、収入は27,042千円のみであるため、同じく赤字となっている。この新規自主事業については、G21指定管理グループが行っているとはいえ、同様なことが言える。

(6) 自動販売機設置収入に関する決算処理の指定管理会計への変更(結果)

当財団の自主事業として自動販売機設置収入が平成18年度において6,060千円計上されている。当財団は自動販売機の設置業者との契約により、売上金額の一定割合を手数料として受取っている。設置に当たって、当財団は県に対して、行政財産の目的外使用の手続きをとり、自動販売機の設置許可を得ている。しかしながら、当財団は当該収入を事業特別会計である指定管理者会計に計上せず、一般会計に計上し当財団独自の収入としている。すなわち、当該収入については、指定管理者が県から目的外使用の許可を得ており、かつ県が出資する団体に対する使用料は使用許可処理基準別紙1に基づき10割減免することができることとなっているため、指定管理料とは別に全額指定管理者の収入になっている。

当財団独自の収入としているのは、指定管理者制度導入以前である平成17年度まで県は当財団にグランディ21、サッカー場、宮城野原運動場、第二総合運動場の4施設の管理運営を委託していたが、この時に県の外郭団体である当財団に対して、当財団本来のスポーツ振興等に関する公益事業の財源として、自動販売機収入を充てることを県が認めており、これが実質的な補助金となっていたことに由来するものである。

しかしながら、当該収入は指定管理者として使用している県所有の場所を利用して得ている収入、すなわち指定管理者としての業務により獲得したものであるため、当財団の立場での収

入ではなく、指定管理者の立場での収入であり、指定管理者としての事業特別会計に含める必要があると考える。県はこのような収入に関して、指定管理事業特別会計に含めるよう指導すべきである。

なお、平成 19 年度においては、県は 10 割減免を見直し 260 千円と少額ではあるが、使用料を徴収することに変更している。

(7) 利用料金の徴収時期、利用申込期日および予約手続の検討(意見)

関係条例や指定管理者との基本協定書等に利用料金の徴収時期が明記されていない。関係条例には「指定管理者が既に收受した利用料金は、返還しない」と規定されており、前納制度を採用することが想定されているものと解釈することもできるが、単に利用料を事前に受取っていた場合には返還しない、と解釈することも可能である。

指定管理者は、貸切利用では運用上、利用月の 2 ヶ月前まで予約を受け、申込日の 2 週間後を納付期限としているが、納付期限について指定管理者の内部規程等にも明文規定はない。また、利用当日までに利用料金が支払われなくても利用自体は認め、利用の翌日以降に支払いを受けるケースが散見されており、この運用ルールは徹底されていない。過去に貸倒れは発生していないとのことであるが、貸倒れリスクの回避および債権管理事務の削減のために、少なくとも、利用前の支払いを徹底すべきであり、県は、条例、規則、または少なくとも指定管理者との協定書において、前納を前提とした貸切利用の徴収時期を定めるべきである。

さらに、定められた期日までに前納しないケースではキャンセル扱いとし、他の利用者への利用転換を図るべきである。また、貸切の申込期日を利用月の 2 ヶ月前としているのは、ホームページに事前に月間予定表を公表し、公表後は予定表を修正しないこととしているためであるが、施設の有効活用のためには、貸切利用の申込みを利用日の 1 ヶ月前まで認めるべきである。

また、宮城野原運動場のテニスコートの予約確認および申込みは電話でのみ可能となっているが、利用者の利便性向上のために、グランディ 21 のように、インターネットでの予約確認および申込みが行えるようにすることが望まれる。

(8) 給与計算ソフトの導入(意見)

当財団は給与計算に給与ソフトは使用しておらず、担当者が 40 名以上いる職員 1 人 1 人に関しエクセルで計算、集計している。それでは、個別の計算、集計を誤るリスクが高く、個人情報の保護リスクもある。計算、集計を誤るリスクに対するコントロールとして、支出決裁文書の承認時点で上長のチェックが入るが、このチェックは総括的なものであり、リスクの軽減に十分ではないと考えられる。また、作業が煩雑となり人件費に無駄が発生している可能性がある。給与ソフトを導入し、パスワードを設定するなど効率的な管理体制とリスク管理を構築するように、県は当財団に対して指導することが望まれる。

(9) 人件費の区分決算処理への変更(結果)

指定管理者基本協定書第 13 条においては、「管理運営および使用料の徴収事務に係る会計区分は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、それぞれ独立した区分経理を行わなければならない。」とされている。

当協定書に基づいて、当財団には一般会計・指定管理事業特別会計(グランディ 21・サッカー場)・指定管理事業特別会計(宮城野原運動場・第二総合運動場)・管理運営事業特別会計の 4 つの会計がある。

① 役員報酬

平成 18 年度の収支計算書では、当財団の役員報酬 9 百万円がすべて指定管理事業特別会計(宮城野原運動場・第二総合運動場)に計上されている。当該決算処理の結果、収支計算書上の当該特別会計の人件費が過大に計上されおり、指定管理者は、それぞれ独立した区分経理を行っているとは言えない。

当該特別会計の予算に余裕があったため上記のような会計処理がなされたということであるが、役員は各事業に共通する職務を行っており、役員に係る人件費は各事業の会計に適当な基準により配賦すべきである。仮に、役員報酬 9 百万円を各会計区分の収入比で配賦すると結果は以下のとおりとなる。

(表 8) 役員報酬の配賦

(単位:千円)

区分	合計	一般会計	グランディ 21・サッカー 場特別会計	宮城野原運 動場・第二総 合運動場特 別会計	管理運営事 業特別会計
収入額	1,106,125	9,251	819,064	192,956	84,854
指定管理者 の処理(A)	9,000	—	—	9,000	—
配布計算に よる処理(B)	9,000	75	6,664	1,570	690
差額 (A) - (B)	—	△75	△6,664	7,430	△690

② 役員報酬および臨時職員給与を除く人件費

当財団の役員報酬および臨時職員給与を除く人件費についても同様の問題がある。平成 18 年度の収支計算書では、役員および臨時職員以外の給与・報酬 114,926 千円が、会計毎に厳密に集計するのが煩雑であるとの理由から、期末に一括して指定管理事業特別会計(グランディ 21・サッカー場)・指定管理事業特別会計(宮城野原運動場・第二総合運動場)に、両特別会計に関する予算上の人件費の比率 4:6 で按分して計上しており、一般会計および管理運営事業特別会計には人件費がまったく計上されていない。そのため、指定管理者は独立した区分経

理を行っているとは言えない。

管理部門以外の各指定管理事業に従事している従業員の人件費は、その所属事業の特別会計に計上すべきものである。また、各事業に共通する職務に従事する事務局員の人件費は4会計区分に適当な基準により按分計上すべきである。仮に、当該人件費 114,926 千円を各会計区分の収入比で配賦すると結果は以下のとおりとなる。

(表9) 役員報酬および臨時職員給与を除く人件費の配賦 (単位:千円)

区分	合計	一般会計	グランディ 21・サッカー 場特別会計	宮城野原運 動場・第二総 合運動場特 別会計	管理運営事 業特別会計
収入額	1,106,125	9,251	819,064	192,956	84,854
指定管理者 の処理(A)	114,926	—	45,971	68,956	—
配布計算に よる処理(B)	114,926	961	85,101	20,048	8,816
差額 (A)－(B)	—	△961	△39,130	48,908	△8,816

(10) 事業進ちょく状況報告書の適時提出(結果)

指定管理者基本協定書第14条によれば、「乙(指定管理者)は、管理運営業務の実施状況について、事業進ちょく状況報告書を四半期ごとに作成し、各四半期の終了後1か月以内に甲(宮城県)に提出しなければならない。」とされている。「事業進ちょく状況報告書」については、指定管理者は利用状況報告書を毎月作成し報告しているが、その他の資料については年度末のみ報告している。その他の資料の内訳を羅列すると以下のとおりである。

- イ. 自主事業の状況
- ロ. 委託業務実績
- ハ. 修繕実績
- ニ. 環境配慮の取組み状況
- ホ. 事業内容の自己評価
- ヘ. 収支計算書

しかしながら、これらの資料については、今後の施設の取組みについて必要な書類であり、よりタイムリーに問題点を拾い上げ、早急に改善することを目的にしているのであるから、当財団は協定書に従って毎四半期にこれらの資料を作成し報告する義務がある。

このような状況は、指定管理者による協定書の報告義務違反である。県も未提出の状況を黙認し、提出の督促は行っていない。県は指定管理者に対して報告書の提出を指導し、協定書を遵守させることが必要である。

(11) 第三者モニタリング調査の実施内容の充実(結果)

当財団は第二総合運動場の利用状況を検討するため、A社にモニタリングを随意契約により367千円で依頼した。スポーツ振興財団が県へ提出した平成19年2月25日付委託業務施行伺によれば、この随意契約の理由は、「指定管理者応募の際に対応等の委託契約実績があることや、全国的な同等事業者の比較等が可能なこと等から1社随意契約としたい。」とされている。すなわち、A社は全国的にモニタリング業務を展開しており、他競技場の内容も勘案した上で結果報告書を作成するとしていたためである。しかしながら、委託契約書にはそのような文言がなく、A社が過去にモニタリングを行っていたのは実際には横浜市のみであり、契約内容に齟齬をきたしている。これについて報告書の内容を検討したところ、アンケートの集計だけであり、横浜市との比較さえ結果報告書に反映されていなかった。その結果、内容があまり意味のない報告書になっている。したがって、随意契約理由に問題がなかったか疑わしい状況である。さらに、宮城野原運動場と第二総合運動場を一緒にアンケート結果に反映しているため、アンケート結果がどちらの問題を捕らえているか曖昧にもなっている。アンケート結果はそれぞれの施設毎に報告されたものを入手する必要がある。

今回のモニタリング調査は、利用者400名からのアンケートに基づくものであるが、調査報告書の内容は単に形だけのものになっていることは否めず、指定管理者の経費の無駄遣いであり、結果的には、将来の指定管理料の増額につながるものと思料する。県は経費の内容についてより詳細に検討し、不要なまたは不十分な報告書とならないように指導すべきである。

3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)

【施設の概要】

グランディ 21 は、宮城県仙台市の東部に位置し、21 世紀に向けたスポーツ・レクリエーションの拠点を目指して利府町に建設された。

国際大会からアマチュアスポーツまで、あらゆるスポーツ大会が開催できる競技施設と、誰もが楽しめるレクリエーション施設を整備している。収容人数 49,000 人の宮城スタジアムの他に体育館、プール、テニスコートおよび合宿所を有する複合スポーツ施設である。

(1) 施設の状況

項目	内容		
所在地	宮城郡利府町菅谷字館 40 番 1 号		
所管部署	教育庁スポーツ健康課		
供用開始月日	後述別表のとおり		
設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するため、設置する。		
設置根拠条例	県都市公園条例		
主な施設種類	後述別表のとおり		
面積(公有財産表)	後述別表のとおり		
価格	公有財産表	土地価格:6,023 百万円(公園全体)、建物価格:32,266 百万円	
	バランスシート	建物取得価額:44,588 百万円、残存価格:35,985 百万円	
管理運営方法	平成 16 年度:委託 受託者の名称:財団法人宮城県スポーツ振興財団		
	平成 17 年度:委託 受託者の名称:財団法人宮城県スポーツ振興財団		
	平成 18 年度:指定管理者 指定管理者の名称:G21指定管理グループ(財団法人宮城県スポーツ振興財団、同和興業株式会社、セントラルスポーツ株式会社)		
指定管理料	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	594,650 千円	589,209 千円	584,622 千円
供用時間	午前 9 時から午後 9 時まで(総合プールは午前 10 時から午後 8 時まで)		
休館日	第 1・3・5 月曜日および年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)		
使用料	アマチュアスポーツに利用する場合(一般)		

・ 宮城スタジアム(貸切):	1 時間	20,500 円	(個人 1 回 200 円)
・ 宮城スタジアム補助競技場 (貸切):	1 時間	1,800 円	(個人 1 回 200 円)
・ 投てき場(貸切):	1 時間	900 円	(個人 1 回 200 円)
・ 総合体育館(貸切):	1 時間	6,500 円	(個人 1 回 200 円)
・ 総合プール(全面貸切):	1 時間	12,800 円	(個人 1 回 700 円)
・ テニスコート(1面):	1 時間	700 円	
・ 合宿所	一人一泊	1,600 円	

(2) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県債	その他
用地費	7,590	3,425	3,681	484	—
建設費	51,744	889	876	1,382	48,597
合計	59,334	4,314	4,557	1,866	48,597

(3) 施設に係る職員の状況

① 従事職員数

(単位:人)

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
団体役員	2	2	—
団体職員	25	23	6
(うち県OB)	—	—	1
(うち県派遣者)	17	15	2
団体臨時・嘱託等	24	24	8
合計	51	49	14

(注) 平成 16 年度、17 年度は、委託施設すべて(サッカー場、宮城野原公園総合運動場、第二総合運動場)を含み、平成 18 年度は、サッカー場のみを含む。

② 人件費

(単位:百万円)

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
団体役員	13	13	—
団体職員	146	156	38
(うち県OB)	—	—	(5)
(うち県派遣者)	(112)	(118)	(19)
団体臨時・嘱託等	45	44	19
合計	204	213	57

(注) 平成 16 年度、17 年度は、委託施設すべて(サッカー場、宮城野原公園総合運動場、第二総合運動場)を含み、平成 18 年度は、サッカー場のみを含む。

(4) 施設の利用状況

(単位:人、百万円)

区分	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	利用人数	利用料 収入	利用人数	利用料 収入	利用人数	利用料 収入
宮城スタジアム	98,838	6	47,783	10	78,363	8
補助競技場	18,360	2	11,165	1	8,932	1
投てき場	2,069	0	1,269	0	1,280	0
総合体育館	329,314	88	101,425	100	153,373	150
総合プール	87,276	15	71,146	16	72,478	25
テニスコート	18,034	5	17,283	6	14,206	5
合宿所	24,762	17	24,020	16	25,011	21
合 計	578,653	132	274,091	149	353,643	209

(注) 宮城スタジアムおよび総合体育館の増減は、開催するイベントの回数、規模等に大きく影響を受ける。

(5) 収支の状況

(平成 16 年度)【委託】

(単位:千円)

項目	グランディ 21	サッカー場	宮城野原 運動場	第二総合 運動場	合計
共済費	113	0	644	1	758
賃金	1,361	0	5,560	238	7,159
旅費(臨職)	128	0	249	9	386
旅費	165	0	4	177	346
需用費	230,653	5,876	24,776	13,043	274,348
役務費	6,468	309	1,202	1,991	9,970
委託料	452,662	32,098	74,023	20,054	578,837
使用料等	10,433	0	39	478	10,950
原材料費	0	0	0	314	314
負担金等	19	0	19	31	69
公課費	144	2	96	22	264
小計	702,146	38,285	106,612	36,358	883,401
スポーツセンター					29,475

財団事務局				5,302
人件費				257,489
費用合計				1,175,667
委託事業者の収支差額				0
差引:委託費				1,175,667
利用料収入	140,577	36,899	13,121	190,597
雑収入				2
収入合計				190,599
県での修繕費等の支出	29,884	233,693	0	263,577
収支:県民負担額				1,248,645

(平成17年度)【委託】

(単位:千円)

項目	グランディ 21	サッカー場	宮城野原 運動場	第二総合 運動場	合計
共済費	255	0	607	177	1,039
賃金	2,127	0	4,432	1,213	7,772
旅費(臨職)	184	0	218	109	511
旅費	98	14	32	99	243
需用費	236,461	5,527	37,754	20,179	299,921
役務費	5,890	329	953	1,223	8,395
委託料	458,264	31,711	37,327	20,347	547,649
使用料等	8,990	0	39	1,277	10,306
原材料費	0	0	0	366	366
負担金等	52	0	36	30	118
公課費	202	12	54	61	329
小計	712,523	37,593	81,452	45,081	876,649
スポーツセンター					29,223
財団事務局					4,856
人件費					254,302
費用合計					1,165,030
委託事業者の収支差額					0
差引:委託費					1,165,030
利用料収入	159,079		12,319	13,116	184,514
雑収入					0
収入合計					184,514

県での修繕費等の支出	56,835	8,295	0	65,130
収支: 県民負担額				1,045,646

(平成 18 年度)【指定管理】

(単位: 千円)

項目	グランディ 21 (サッカー場 含む)	宮城野原 運動場	第二総合 運動場	合計
人件費	62,721	93,123		155,844
修繕費	28,803	7,817	3,376	39,996
光熱水費	187,430	4,087	6,951	198,468
委託費	416,798	30,863	19,570	467,231
新規事業開発費	66,870	0	0	66,870
その他	30,289	8,908	5,231	44,428
費用合計	792,911	179,926		972,837
利用料収入	193,056	15,152	11,590	219,798
雑収入	31,359	460	301	32,119
収入合計	224,414	15,612	11,891	251,917
指定管理者の収支差額	26,153	13,030		39,183
差引: 指定管理料	594,650	165,453		760,103
県での修繕費等の支出	0	29,994	33,998	63,992
収支: 県民負担額	594,650	229,445		824,095

(主な増減内容)

- イ. スポーツセンターは平成 17 年度をもって廃止されている。
- ロ. 平成 16 年度および平成 17 年度はグランディ 21(サッカー場を含む)、宮城野原運動公園および第二総合運動場を宮城県スポーツ振興財団に一括して委託しているため、事務局で発生した費用および人件費等については施設毎に区分把握されていない。

(指摘事項)

指定管理者導入の推進(意見)

平成 18 年度は宮城県総合運動公園、宮城県サッカー場を 1 グループ、宮城県宮城野原公園総合運動場、宮城県第二総合運動場を 1 グループとして指定管理制度を導入しているが、それぞれ施設毎の収支は区分把握していない。そのため施設毎の収支の増減内容は不明となっている。

施設合計の県民負担額は、平成16年度は12億円強、平成17年度は10億円強、平成18年度は8億円強と大きく減少している。このうち、一過性のある県での修繕費等の支出を除いた額では、平成16年度は10億円弱、平成17年度は10億円弱、平成18年度は8億円弱と平成17年度から平成18年度にかけて指定管理者制度導入により、2億円以上も大きく減少している。平成17年度で廃止されたスポーツセンターを除いて比較しても、2億円弱は減少している。県によると、指定管理者制度導入による費用削減効果とのことであるが、年間2億円近くも費用が削減できたという効果よりも、平成17年度以前の委託料の積算が妥当であったのか、無駄な支出があったのではないかと、という疑念を抱かせる結果となっている。このことから、直営や委託方式となっている公の施設について、指定管理制度の導入を積極的に推し進める必要があると考える。

別表

施設の名称	施設の概要	
宮城スタジアム	開設年月	平成12年4月
	面積	57,881.88㎡
	種別	日本陸連公認第1種(多目的競技場 平成22年3月まで)
		天然芝ピッチサイズ71m×107m
		400m(9レーン)全天候型 100m(5レーン)直線雨天走路
	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階
	収容人員	49,133人
利用可能種目	陸上競技、サッカー	
宮城スタジアム 補助競技場	開設年月	平成12年4月
	面積	20,660㎡
	種別	日本陸連公認第三種
		400m(8レーン)全天候型(高麗芝)
	利用可能種目	陸上競技、サッカー
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階建	
投てき場	開設年月	平成12年4月
	面積	10,719.72㎡
	種別	日本陸連公認投てき場 競技面:74m×140m(高麗芝)
総合体育館 (ホットハウス スー パーアリーナ)	開設年月	平成9年4月
	面積	19,899.92㎡
	構造	鉄筋コンクリート造 メインアリーナ棟 地上3階建

		サブアリーナ棟 地上2階建
メインアリーナ	面積	3,740㎡
	競技種目	バスケットボール 4面、6人制バレーボール 6面、 9人制バレーボール 4面、バドミントン 18面、テニス 4面、 ハンドボール 2面
	収容人員	7,063人(固定席 5,011人、可動式席 2,052人)
サブアリーナ	面積	843㎡
	競技種目	バスケットボール 1面、6人制バレーボール 2面、 9人制バレーボール 1面、バドミントン 4面、テニス 1面
	収容人員	474人(固定席)
総合プール	開設年月	平成7年11月
	面積	14,764.59㎡
	構造	鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階建
メインプール	規格	50m×25m
	種別	50m公認(国際)、25m公認
	水深	0～3m(可動床)
	収容人員	3,000人(客席の人員数)
	競技種目	競泳、水球、シンクロナイズドスイミング
飛込プール	規格	25m×22m
	種別	飛込公認(国際)
	水深	4.0～5.1m
	飛込台	10m台1基、7.5m台1基、5m台1基、3m板1基、1m板1基
	競技種目	高飛込、板飛込、シンクロナイズドスイミング
サブプール	規格	25m×18m
	種別	25m公認
	水深	1.2～1.4m
	収容人員	66人(客席の人員数)およびギャラリー(椅子のない観覧スペース)
テニスコート	開設年月	平成10年4月
	面積	33,977.21㎡
	コート	人工芝生 16面
合宿所	開設年月	平成9年4月
	面積	3,289.77㎡
	構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建
	施設種類	宿泊室 36室、研修室、食堂、
	収容人員	196人

[宮城県サッカー場]

サッカー場は、宮城県の東部の利府町に位置し、A、B、Cのグラウンドがあり収容人数は15,500人の施設である。近隣に宮城スタジアムがあることから大きな大会は開催されず、アマチュア・県大会等の開催が中心となっている。

(1) 施設の概要

項目	内容	
所在地	宮城郡利府町森郷字内ノ目南 119 番 1 号	
所管部署	教育庁スポーツ健康課	
供用開始月日	昭和 63 年 6 月	
設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するため、設置する。	
設置根拠条例	宮城県総合運動場条例	
主な施設種類	Aグラウンド	面積:12,035 m ² 、グラウンド:芝 収容人員 10,000 人(メインスタンド席 3,300 人、 芝スタンド席 6,700 人)
	Bグラウンド	面積:12,035 m ² 、グラウンド:芝 収容人員 5,500 人(メインスタンド席 1,600 人、 芝スタンド席 3,900 人)
	Cグラウンド	面積 8,740 m ² 、グラウンド:クレー
面積(公有財産表)	敷地面積 112, 533.19 m ²	
価格	公有財産表	土地価格:749 百万円、建物価格:520 百万円
	バランスシート	総合運動公園の各価額を含む。
管理運営方法	平成 16 年度:委託 受託者の名称:財団法人宮城県スポーツ振興財団	
	平成 17 年度:委託 受託者の名称:財団法人宮城県スポーツ振興財団	
	平成 18 年度:指定管理者 指定管理者の名称:G21指定管理グループ(財団法人宮城県スポーツ 振興財団、同和興業株式会社、セントラルスポーツ 株式会社)	
供用時間	午前 7 時から午後 6 時まで(11 月から 3 月までは午前 8 時から午後 5 時まで)	
休館日	第 1・3・5 日曜日および年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)	
使用料	アマチュアスポーツに利用する場合(一般)	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aグラウンド(貸切): 1時間 2,000 円 ・ Bグラウンド(貸切): 1時間 1,650 円 ・ Cグラウンド(貸切): 1時間 850 円
--	---

(2) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県債	その他
用地費	749				
建設費	579				
合計	1,328				

(注) 取得財源については不明である。

(3) 施設に係る職員の状況

前述 3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)【施設の概要】(3)施設に係る職員の状況参照。

(4) 施設の利用状況

(単位:人、百万円)

平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
利用人数	利用料収入	利用人数	利用料収入	利用人数	利用料収入
55,301	6	31,710	6	30,628	4

(5) 収支の状況

前述 3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)【施設の概要】(5)収支の状況参照。

【監査の結果と意見】

(1) グランディ 21 の存在意義(意見)

グランディ 21 は収容人数 49,000 人の宮城スタジアムの他に総合体育館、総合プール、テニスコートおよび合宿所を有する複合スポーツ施設である。平成 7 年 11 月に総合プールが完成し、平成 9 年 4 月に総合体育館および合宿所、平成 10 年 4 月にテニスコート、平成 12 年 4 月に宮城スタジアム、補助競技場および投てき場、というように 5 年間のうちに次々と完成し、平成 13 年 9 月～10 月に国民体育大会のメイン会場として利用された。その後、平成 14 年 6 月に宮城スタジアムでサッカーの世界カップが 3 試合開催され、そのうち 1 試合は決勝トーナメントでベスト 8 を賭けて日本とトルコが対戦した日本サッカー界にとっては歴史的試合となった。

このように輝かしい歴史があるが、その後の利用状況は芳しくない。グランディ 21 全体では用地費および建設費の初期投資額約 600 億円、その後の年間維持費約 6 億円に見合う施設の利用がなされているとは言いがたい状況にあることがマスコミ等で取上げられたこともあり、グランディ 21 の存在意義が県民的な議論とすら言えるような状況にあるものと現状を認識している。このような認識のもと、グランディ 21 の存在意義について検討を行った。

利用状況が芳しくない決定的な要因は、人口が集中している仙台からの利便性が悪いことにあり、これが致命的欠陥となっている。公共交通機関では仙台駅から利府駅まで電車で約 20 分、利府駅からバスで約 10 分を要し、電車は 1 時間に 1～2 本、バスは 1 時間に 1 本程度の本数しかなく、これを乗継がなければならない。また、車では 30 分～1 時間程度を要し、イベント終了前後の渋滞問題がある(後述(2)渋滞緩和策参照)。このような利便性の悪さを改善しない限りは、抜本的な利用率向上は望めない。しかし、立地場所を変えることは無論不可能であり、新たな鉄道や路面電車等を整備することは巨費を投じなければならず、県や地元自治体の財政事情を鑑みれば実現可能性は低い。バスであれば初期投資費用は抑えられるが、利府駅からのバスを増便し、または仙台駅からの直通バスを新設しても、採算はまったく見込めない。このような八方塞がりの状況であるが故に、最後の大会イベントであったワールドカップから 5 年余りが経過した今日においても、抜本的な改善対策が採られていないのが実状である。今後も現在の状況が継続していく公算が非常に高い。

次に、施設毎の収支であるが、グランディ 21 は平成 17 年度まで委託、平成 18 年度から指定管理者制度に移行している。県は委託先および指定管理者に対して、収入は施設毎に区分把握することを求めているものの、支出については施設毎の区分把握を求めていないため、施設全体での支出しか把握できない状況となっている。厳密には、グランディ 21 から車で 10 分程度の場所にある宮城県サッカー場と一括して指定管理としているが、サッカー場とも区分把握していない(後述(12)グランディ 21 とサッカー場の収支区分把握参照)ため、合算した支出しか把握していない。施設別収入および合算した支出合計は前述 3.宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)【施設の概要】(5)収支の状況に記載のとおりである。県はグランディ 21 の各施設について収支の状況を把握し、存在意義、経済性、効率性等の確認情報として活用す

べきと考える。

平成18年度の施設毎の利用状況については、前述**3.宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)【施設の概要】(4)施設の利用状況**のとおり、各施設とも利用者数のデータは把握しているものの、利用率を数値化したデータはない。利用者数のみでは施設の利用状況が必ずしも判然としないため、施設の実態に応じた利用率を把握すべきである。

(宮城スタジアム)

平成18年度の宮城スタジアムの利用人数は78,363人、無料観客数は25,490人となっているが、この数値だけではどの程度の利用率なのか判然としない。参考として日別の利用状況の資料を集計したところ、下表のとおりであった。

(表10)平成18年度の利用日数内訳

区分	日数	年間日数 に対する 構成比	開館日数 に対する 構成比
貸切利用	103.5日	28%	34%
個人利用	204.5日	56%	66%
開館日計	308日	84%	100%
閉館	57日	16%	—
合計	365日	100%	—

これを総括すると、貸切利用日数は概ね年間の土日祝日の日数程度である。平日のうち月5日程度は休館、芝管理作業、定期点検のために閉館し、残り月15日程度を個人利用に一般開放している状況と言える。貸切利用の内容を見ると、公式競技大会は少なく、宮城野原運動場の陸上競技場や、その他の施設でも十分対応できる内容がほとんどである。この貸切利用の年間総観客数は25,490人のみであり、収容人数49,000人にも満たない。つまり、1年間の観客が一度に収容できてしまう程度の低水準であり、必要以上に巨大なスタンドということである。個人利用についても、宮城スタジアムの必要性は見当たらない(後述**(3)宮城スタジアムの平日および冬季閉館の検討参照**)。

また、平成18年度の有料観客数は0人であり、現在J2(日本プロサッカーリーグのディビジョン2)に所属しているベガルタ仙台は仙台市立のユアテックスタジアム仙台を本拠地としており、宮城スタジアムは使用していない。J1に昇格した平成14年度および平成15年度においてさえ宮城スタジアムを使用したのは観客が多数見込める数試合のみであった。さらに、以後サッカー日本代表の試合は利便性の悪さ等から宮城スタジアムでは開催された試合は平成17年9月に行われた1試合のみである。

このように如何に立派な競技施設であっても有効活用されていないのであれば、いわゆる「宝の持ちぐされ」との批判を免れない。

なお、補助競技場および投てき場の利用人数は、平成18年度において、それぞれ8,932人

および 1,280 人と宮城スタジアムに比べてさらに低迷している。

(総合体育館)

総合体育館には主な施設としてメインアリーナとサブアリーナがあるが、合計の利用人数 153,373 人、有料観客数 257,678 人、無料観客数 91,359 人となっており、有料観客が多いのが特徴である。これは主にメインアリーナでの音楽コンサートの開催によるものである。平均観客数を収容人員 7,063 人の 90%である 6,357 人と仮定して単純逆算すると、年 41 日、月平均 3~4 日開催されたことになるが、スポーツの普及振興という本来の設置目的には合致しない利用である。この他にもスポーツ以外の各種イベントでの利用も見受けられる。スポーツ関連に限定した利用人数は把握されていないため不明であるが、年間利用可能日数の半分程度と思われる。この中には他の体育館でも十分対応できるものが多数含まれていると思われる。

(総合プール)

総合プールには、主な施設としてメインプール、飛込プール、サブプールがあり、合計の利用人数は 72,478 人、無料観客数は 13,900 人である。メインプールの全面貸切利用は夏季に集中し年間延べ 20 日程度であり、この他は 1 コース貸切と一般開放による個人利用である。コース貸切や個人利用については当プールでなければならない意義は見出し難い。飛込プールはほとんど貸切利用であり、利用人数は 11,412 人、年間の利用率は 50%程度と思われる。サブプールは一般開放しておらず、メインプールの大会利用時に貸切利用が若干ある以外、ほとんどは指定管理者が主催する水泳教室等の自主事業で使用されている。この自主事業の利用人数は 12,874 人(上記 72,478 人の外数)であるが、利用するためには会員になる必要があり、事実上サブプールを自主事業で独占使用しているため、会員でない県民の貸切、個人利用はできない状況となっている。県は、貸切および個人利用はメインプールがあれば十分であり、かつ自主事業はスポーツの普及振興という施設の設置目的に合致しているとの判断から、サブプールの年間独占利用を認めている。

(テニスコート)

テニスコートは利用人数 14,206 人となっているが、この数値だけではどの程度の利用率なのか判然としない。テニスコートは 10 面あり、午前 9 時から午後 9 時まで 1 日 12 時間、年間約 330 日利用可能である。仮にモデルケースとして 1 組 2 時間、4 人で利用したとすると、単純計算で最大 79,200 人(=4 人×10 面×12 時間÷2 時間×330 日)の利用が可能で、利用率は 18%ということになる。利用状況を記録したカレンダー表を閲覧したところ、この仮定計算を裏付けるように、休日の利用は比較的高いが、平日の利用はまばらな状況であった。これも交通の利便性が悪いことが主要因であると推定される。

(合宿所)

合宿所は利用人数 25,011 人となっているが、この利用人数は 1 人 1 泊 2 日の場合に 2 人とカウントしたため、実際の利用人数は半分程度である。合宿所の利用人数は泊数でカウントすべきであり、集計方法が不適切である。また、部屋単位の稼働率は把握されていないため集計を依頼したところ、32.5%ということであり、合宿所の利用水準は低迷している。

(全体的結論)

以上のように、各施設とも、必ずしも十分満足できる利用水準とは言えない状況である。今後の利用状況の大幅な改善が見込まれない場合には、施設の解体を含め、県は抜本的な見直しを検討する必要がある。そもそも根本的な議論として、このような立地条件の場所に巨額の県費を投じてスポーツ施設を建設したことは、その後の利活用のことを考えると疑問を抱かざるを得ない。過去の栄光に引きずられることなく現状を直視し、今何をなすべきか、再検討する必要があると考える。

(2) 渋滞緩和策(意見)

駐車場から出て行く道路が限られ、抜け道がないため、宮城スタジアムや総合体育館でのイベント開催時において、終了後の渋滞が利用者の不満となっている。終了後ほどではないものの、開始前においても渋滞が発生している。指定管理者のノウハウ蓄積や努力により、渋滞時間は短縮化されているようであるが、渋滞時間は依然利用者の不満の種となっている。県は道路整備事業も含めて抜本的な渋滞緩和策を講ずる必要に迫られていると考える。

(3) 宮城スタジアムの平日および冬季閉館の検討(意見)

宮城スタジアムは平日の貸切利用は年間を通じてほとんどなく、特に冬季は顕著であり平成18年12月は2.5日間(すべて他県の団体利用)、平成19年1月は半日間、2月は1日間のみである。貸切利用のないときは個人利用に開放しているが、個人利用の状況は下表のとおりである。

(表11)平成18年度個人利用の人数および収入

区分	利用人数(人)	利用料収入 (千円)	1日当たり平均 利用人数(人)	1日当たり平均 利用料収入 (千円)
一般	1,955	464	10	2
学生等	7,472	811	37	4
合計	9,427	1,275	47	6

(注) 土日祝日は貸切利用が多く個人利用には開放していないことが多いので、1日当たり
平均値は個人利用日数を簡便的に200日として計算した。

このように、個人利用の人数も1日平均47人と低水準にあり、その大半を占めるのは地元の学生が部活動に数時間利用しているものである。49,000人収容のスタンドを持つ国際的なスタジアムの利用としては寂しい限りであり、このような個人利用であれば学校の校庭や市町村立のスポーツ施設で十分に対応可能であると思料する。

また、宮城スタジアムは開館しているだけで、水道光熱費、清掃委託費、警備委託費等の費用が発生し、さらに休館日が第1、第3、第5月曜日のためローテーションで出勤する勤務体系

を採用していることから、施設常駐職員数名の人件費が相当程度余分にかかっている。県では施設毎の費用を把握していないので平日閉館による費用削減金額を算出することは現状では困難であるが、平日は貸切のみの利用に限定し、貸切予約のない日は閉館することで相当の費用削減を見込むことができる。施設の県民利用機会は低下するものの影響は限定的であり、検討すべきと考える。

さらに、冬季は休日であっても貸切の利用水準が低く、費用削減効果の観点からも、冬季期間限定の全面閉館も検討する必要があると考える。

(4) テニスコートの利用率向上(意見)

カレンダー表に利用状況を記録したものはあるが、1年間の利用日数等のデータの集計が行われていない。カレンダー表を閲覧したところ、休日には貸切利用が多く利用度は比較的高いが、平日は利用度が低い。利用度を向上させるために、さらなる施策を講ずることが望まれる。

また、利用者数のデータは集計しているものの、事業計画書に記載しているような稼働率の情報管理は行われていない。今後の利用率向上の施策を考える上でも現状把握は必要不可欠であり、稼働率の情報管理を行うことが望まれる。

(5) 総合体育館メインアリーナの一般開放(結果)

メインアリーナは貸切のみの利用とし、運営費用削減のために一般開放は行っていない。しかし、県立都市公園条例では、メインアリーナについても、一般利用を1人1回につき200円と規定しているため、一般開放しないことは同条例違反である。

メインアリーナが一般開放されていないのは、県民の利用に対して制限を加えていることのみならず、公平性にも問題があると言わざるを得ない。これらについて、県は指定管理者に対して、条例を遵守し、一般開放するように指導すべきである。

その上で、費用対効果を鑑みて、貸切のみの利用が望ましいという利用状況であれば、条例を改正し、貸切利用に限定することも考えられる。

(6) サッカー場のパンフレットの記載不備(意見)

サッカー場のパンフレットには、施設自体の概要が記載されているものの、利用時間や利用料金が記載されていない。また、利用者に向けて、サッカー場やグランディ21にパンフレットが備付けられていない。利用の促進を図るために、パンフレットには利用時間や利用料金も記載した上で、サッカー場やグランディ21の利用者向けにパンフレットを備付けることが望まれる。

(7) 施設内での広告収入の獲得(意見)

指定管理者によると、平成18年度において、グランディ21の施設内での広告が可能か否か広告代理店に相談したところ、利用者が少なく、広告価値ゼロと回答され、施設内での広告は現在行っていないとのことである。しかしながら、年間入場者数が940千人もある施設が広告価

値ゼロとは考えにくく、様々な広告媒体を検討することで、広告収入を得ることができるものと思われる。広告収入獲得に向けて、県および指定管理者のさらなる努力が望まれる。

(8) 自主事業に関する県の承認手続の不備(結果)

指定管理者は、県営施設を利用した各種スポーツ教室、イベント開催などの自主事業については利用料を独自の料金体系(無料を含む)や開催日数で実施している。県に提出している事業計画書には、このような自主事業を行う旨は記載されているが、独自料金体系や開催日数などは記載されていない。指定管理者は、自主事業に関する利用料は県立都市公園条例に定める利用料金ではない、との解釈で県の承認は必要ないと考えているとのことである。

しかしながら、県営施設の利用である限り、そこで徴収される料金は条例に定める利用料金に関する規定の対象であるものと思われ、条例で定められた利用料金以外で利用することは、自主利用であっても県の事前承認が必要であると考えられる。よって、県は指定管理者に対して、自主事業の料金体系および開催日数に関して県の承認を受けるように指導すべきであると考ええる。

(9) レストランの目的外使用料の算定根拠の透明性(結果)

県はグランディ 21 のレストランを運営するA社に対して目的外使用許可を行っている。目的外使用許可証によれば、県はA社に対して平成9年4月から都市公園法第5条第2項に基づく管理許可によって、委託を行っている。しかし、実際には管理許可とは使用料額の算出方法が異なる占有許可となっており、何故そのように変更されたのか経緯は不明である。平成17年度においては、業者からの申請は管理許可申請書によって行われているが、県からの許可は、面積×単価@140円で算出される占有許可と月額単価6,900円である行為許可であった。その結果、平成17年度の許可使用料はレストランとグランディ21にある合宿所の食堂運営と合算した金額827千円であった。

その計算方法は以下のとおりである。

(平成17年度)

	計算式	金額
レストラン (全体 192.17 m ²)		
占有許可使用料	193 m ² × 140 円 × 12 月	324 千円
合宿所 (全体 249.45 m ²)		
占有許可使用料	250 m ² × 140 円 × 12 月	420 千円
総合体育館・合宿所・食堂施設内での食品類販売		
行為許可使用料	6,900 円 × 12 月	83 千円
	合計	827 千円

しかしながら、平成 18 年度の管理許可使用料は、平成 18 年 4 月 1 日の決裁文書によれば、平成 8 年度当初の方針の「概算で年間 500 千円」を参考に、厨房については管理許可使用料（面積×1,100 円）と独占利用としての料金算定（厨房を除く面積×1 日 3 円）とし、合宿所については全額免除としている。その結果、平成 18 年度の許可使用料はレストラン、合宿所合計で本来 1,351 千円であるところ、レストランのみの 574 千円と平成 8 年度当初の方針の「概算で年間 500 千円」に近い数字に恣意的に決定されている。

その計算方法は以下のとおりである。

（平成 18 年度）

	計算式	金額	
レストラン（全体 192.17 m ² 厨房のみ 30.0 m ² ）			
管理許可使用料	30 m ² ×1,100 円×12 月	396 千円	
独占利用	(193 m ² －30 m ²)×3 円×365 日	178 千円	
	合計	574 千円	（使用料算定額）
合宿所（全体 249.45 m ² 厨房のみ 88.65 m ² ）			
管理許可使用料	89 m ² ×1,100 円×12 月	1,175 千円	
独占利用	(250 m ² －89 m ²)×3 円×365 日	176 千円	
	合計	1,351 千円	（全額免除）

合宿所の厨房について全額免除とする県の規程はなく、これでは透明性に欠けていると言わざるを得ない。また、平成 8 年度当初の方針の「概算で年間 500 千円」を参考に使用料が決定されているが、何故「概算で年間 500 千円」が妥当なのかについても、論拠が曖昧と言わざるを得ない。県は民間団体に対する使用料に関して、基本的には規程を遵守すべきであり、それができないのであれば、その根拠を明確に示した上で、異なった使用料を算出すべきである。

（10）条例以外の利用料金減免の基準の明確化と公表（結果）

指定管理者はスポーツ少年団、学生団体の全国大会につながる県大会等での利用の場合、利用料金の 5 割の減免を県の承認を得て行っている。しかし、「全国大会につながる県大会等」に該当するかどうかは指定管理者の判断に委ねられており、減免対象の基準が不明確であることから明確化することが望まれる。また、この他に、アマチュアの競技スポーツや幼児、高齢者等、普段スポーツの機会が少ない年齢層の利用者の場合は 3～10 割減免としている。しかし、幼児や高齢者の年齢定義はなく、減免割合を個々に応じて具体的に何割とするかの規定もなく、状況に応じて減免割合を決定しているのが実状である。公平性確保のために、減免の基準を規定により、明確化すべきである。

また、条例以外の利用料金減免の基準は、宮城県総合運動公園指定管理者基本協定書第

10条に基づき住民に周知しなければならないとされている。減免基準を明確化した上で、インターネットのホームページへの掲載や料金表への掲載等により公表すべきである。

(11) 利用料金入金停止処理の解除(結果)

スポーツ振興財団は、指定管理者制度移行前においても県から施設の管理を受託しており、指定管理者制度移行直前の平成18年3月において、4月の利用申込者に対して利用料の前納を3月中に行わないように指示していた。このため、4月の利用料は4月になってから入金されている。指定管理者となった初年度末である平成19年3月末においても、同様の指示を行っていた。これらの指示は、会計年度を跨いだ前受収益とならないようにするために行ったとのことである。

しかしながら、3月中の支払であっても、収支計算書上は4月の収入扱いとすれば足りることであり、利用者に対して支払いを遅らせるような指示を行うべきではない。

(12) グランディ21とサッカー場の収支区分把握(結果)

宮城県総合運動公園指定管理者基本協定書別紙様式第6号では、指定管理料以外の収支は、収支計算書上、グランディ21とサッカー場とに区分掲記することとなっているが、指定管理者はサッカー場を区分掲記せず、グランディ21に一括記載しており、協定書違反となっている。県担当者は指定管理者からの事前相談に対して、区分掲記しないことを口頭で承認したとのことであるが、県での決裁は行われておらず、協定書の変更も行われていない。

協定書に違反することを認める権限は県担当者にはなく、このような場合には、必要な決裁手続を経て、協定書の変更を速やかに行うべきである。

(13) 休業日に関する県の承認手続(結果)

県立都市公園条例別表第3によりグランディ21の休業日は、月曜日および12月29日から1月3日までとされており、これを指定管理者が変更する場合は、当条例第5条の3第3項により、知事の許可を受けなければならない。これについて指定管理者は、休業日に関して次のような変更申請を県に行い、平成18年3月22日に県の許可を得ている。

- イ. 補助競技場、投てき場および合宿所を除き、毎月第1、第3および第5月曜日を休業日とする。ただし、補助競技場、投てき場および合宿所はこれらの日も開業する。
- ロ. 年末年始休業日は12月29日から翌年の1月3日までとする。
- ハ. 法令上の電気設備の年次点検日は休業日とする。

なお、県または指定管理者が臨時的に修繕や点検等が必要と判断した場合や特殊な事情により、施設を利用する必要が生じた場合には、団体や個人の利用を制限することがある。

この変更許可のなお書きにより、各施設の休業日は以下のように具体化されている。

- ・宮城スタジアムでは第1、第3、第5月曜日の他に、毎月3日程度、芝生管理作業のために

トラックを利用中止としている。また、12月29日から1月3日までの年末年始休業日について、その前後1日(12月28日および1月4日)は自主点検日として休業している。

- ・補助競技場および投てき場は休業日がないことになっているが、同様に毎月3日程度、芝生管理作業のために利用中止としている。また、宮城スタジアムと同様に12月28日および1月4日は自主点検日として休業している。
- ・総合体育館、テニスコートおよびプールについても、12月28日および1月4日の自主点検日や点検等の理由による利用停止時間帯がある。
- ・サッカー場は、芝生養生のために芝生コート部分を週3日程度(冬季は月3日程度)の利用に留め、それ以外は休業している。

なお書きに基づき指定管理者の判断で休業できることとするは、休業日や利用時間について変更する場合は知事の許可が必要としている条例の趣旨に反するものであり、県はこのような変更を許可すべきではない。その解決策として、例えば、翌月の休業日について、県に月次一括許可を取り、緊急の場合は個別に許可を取る、という方法が考えられる。

(14) ワールドカップ記念展示ルームの必要性の検討(意見)

宮城スタジアム1階には、サッカーのワールドカップ記念展示ルームが開設されており、平成14年度にグランディ21で開催されたワールドカップ本戦の日本対トルコ戦に関する等身大に近い出場選手の写真パネルやサインボールなどが展示されている。この展示ルームは指定管理者制度導入時には既に設置されていたため、県の方針によるものであるが、利用時間は定められておらず、通常は閉館している。観覧希望者があれば、展示室を開錠して対応しているとのことであるが、常時ドアには閉館中と表示されている。また、展示室は1階奥の人通りの少ない場所に設置されており、館内に展示室の案内はなく、ホームページでの案内もない。利用者数は記録がないので不明であるが、このような状況からすると、利用者数は限定的であるものと推定される。

県は展示室の必要性を再度検討し、引続き設置するのであれば、館内やホームページでのアピールを通じて、利用促進を図るべきである。

(15) 利用者からの投書の適時報告および投書箱の施錠管理(結果)

宮城県総合運動公園指定管理者基本協定書第14条により、利用者からの投書を含む顧客アンケートの状況およびその対応方針・結果は当月分を翌月7日までに県に報告することとなっているが、1年間分をまとめて報告している。県は指定管理者に対して、協定書に従い、毎月報告するように指導すべきである。

また、投書箱に施錠はなく、誰でも中の投書を取り出すことができる状態になっている。これでは投書が無断で持出される可能性があり、また、投書者の氏名や住所等が記載されていた場合には個人情報としての管理が必要となることから、投書箱は施錠すべきである。

(16) 指定管理施設の範囲の明確化(結果)

指定管理者の説明によると、指定管理者が管理する施設は、グランディ 21 のうち公園部分は含まれないが、公園内にある公衆トイレ、給水設備、公園の駐車場は含まれるとのことである。指定管理施設の範囲は宮城県総合運動公園指定管理者基本協定書に記載がなく、県から別途、図面が示されているものである。しかしながら、指定管理者の権限と責任の範囲を明確にするために、当該図面を協定書に添付すべきである。

(17) 財団法人スポーツ安全協会との事務受託契約手続および指定管理会計化(結果)

指定管理者である当財団は、財団法人スポーツ安全協会宮城県支部(以下安全協会という)と受託契約を締結し、年間委託料 1,000 千円を収受している。契約書上、受託業務は安全協会の運營業務となっているが、当財団は安全協会の運營業務はまったく行っていない。運營業務は安全協会の職員 2 名がグランディ 21 の事務所内に常駐して自ら行っており、安全協会が事務所の賃借料を支払っていないことからすれば、受託料は実質的には、事務所の家賃と考えられる。この場合、当財団は、受託料を指定管理者会計上の受託事務収入とすべきであり、当該収入分だけ県から収受する指定管理料から差引かれるべきものである。しかしながら、指定管理者である当財団は指定管理者会計上の収入とせず、一般会計上の収入、すなわち当財団の収入としている。

また、実質は公の施設の場所貸しであることから、県の目的外使用許可が必要と考えられるが、当該許可を得ていない。県は当財団に対して、目的外使用の手続を採ることおよび指定管理者会計上の収入とするよう指導すべきである。または、県と安全協会が事務所の賃貸借契約を直接締結し、県の収入とすることも考えられる。

(18) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)

宮城県総合運動公園指定管理者基本協定書第 18 条第 7 項によれば、「指定管理者は、県に帰属する物品について、毎年度 3 月末の現在高と照合の上、翌月の末日までに県に報告する。」とされている。しかし、指定管理者は、期末時点の財産管理台帳の写しを県から入手しておらず、平成 18 年度において期末財産について実査の実施および物品現在高の県への報告を実施していなかった。

指定管理者の管理している県有資産は数も多く、管理シール等がないため、実査を実施するのにかなりの手数を要すると考えられる。そのため、年度末に一時に実査を行うのは困難である。管理すべき資産には管理シールを貼り付けるなどして、実査を容易に実施できるようにし、年度末に一時にできなくとも年度を通して一度は台帳と現物の照合を実施すべきである。また、その場合には基本協定書を実際に運用できるように変更すべきである。

(19) 鉄塔のメンテナンスの必要性の検討(意見)

グランディ 21 の各施設に給水する設備として鉄塔があり、指定管理者の管理対象設備となっ

ている。平成 5 年の鉄塔完成以降現在まで、県では鉄塔に錆化防止の塗装を行っていないため、老朽化が進行している。指定管理者によると塗装作業には 80 百万円程度を要することであるが、老朽化を防止し、トータルコストを抑制するため、塗装工事を行う必要性について県は早急に経済性計算を行うとともに、安全性確認のため耐震診断も行う必要がある。

4. 宮城県宮城野原公園総合運動場

【施設の概要】

宮城野原公園総合運動場は、昭和 27 年第 7 回国民体育大会の開催会場とするため建設された。宮城県中心部の仙台市にあり、宮城球場・陸上競技場・自転車競技場・テニスコート・相撲場の複合施設である。なお、宮城球場は平成 17 年度から東北楽天ゴールデンイーグルスの本拠地となった。

(1) 施設の状況

項目	内容		
所在地	仙台市宮城野区宮城野原二丁目 11 番 6 号		
所管部署	教育庁スポーツ健康課		
供用開始月日	後述別表のとおり		
設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するため、設置する。		
設置根拠条例	県立都市公園条例		
主な施設種類	後述別表のとおり		
面積(公有財産表)	後述別表のとおり		
価格	公有財産表	土地価格:15,335 百万円、建物価格:3,001 百万円	
	バランスシート	建物取得価額:1,594 百万円、残存価格:1,016 百万円	
管理運営方法	平成 16 年度:委託 受託者の名称:財団法人宮城県スポーツ振興財団		
	平成 17 年度:委託 受託者の名称:財団法人宮城県スポーツ振興財団		
	平成 18 年度:指定管理者 指定管理者の名称:財団法人宮城県スポーツ振興財団		
指定管理料 (第二総合運動場の 管理料を含む)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	165,453 千円	165,441 千円	165,429 千円
供用時間	午前 8 時から午後 5 時まで		
休館日	年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)		

使用料	アマチュアスポーツに利用する場合(一般) <ul style="list-style-type: none"> 宮城球場(貸切): 午前 8,200 円 午後 10,000 円 陸上競技場(貸切): 1時間 1,550 円(個人:1 時間 130 円) 自転車競技場(貸切): 1時間 1,250 円(個人:1 時間 70 円) テニスコート(1面): 1 時間 550 円 相撲場(貸切): 1時間 200 円(個人:1 人 1 回 180 円)
-----	---

(2) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県債	その他
用地費	15,335				
建設費	3,000				
合計	18,335				

(注) 取得財源については不明である。

(3) 施設に係る職員の状況

① 従事職員数

(単位:人)

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
団体役員			2
団体職員			8
(うち県OB)			(4)
(うち県派遣者)			(3)
団体臨時・嘱託等			14
合計			24

(注) 平成 16 年度、17 年度は、3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)【施設の概要】

(3) 施設に係る職員の状況①従事職員数参照。平成 18 年度は宮城県第二総合運動場を含む。

② 人件費

(単位:百万円)

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
団体役員			10
団体職員			52
(うち県OB)			(22)
(うち県派遣者)			(24)
団体臨時・嘱託等			29
合計			91

(注) 平成 16 年度、17 年度は、3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)【施設の概要】

(3) 施設に係る職員の状況②人件費参照。平成18年度は宮城県第二総合運動場を含む。

(4) 施設の利用状況

(単位:人、百万円)

区分	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	利用人数	利用料収入	利用人数	利用料収入	利用人数	利用料収入
陸上競技場	93,532	6	141,384	6	93,394	9
自転車競技上	5,194	1	5,187	1	4,768	1
テニスコート	26,602	5	14,285	4	35,885	5
相撲場	710	0	602	0	562	0
合計	126,038	12	161,458	11	134,609	15

(注) 平成17年度のテニスコートの利用人数の減少は、移設のため4ヶ月間利用できなかったことによるものである。

(指摘事項)

陸上競技場の利用人数の報告誤り(意見)

平成17年度の陸上競技場の利用人数141,384人の増加理由を県に照会したところ、141,384人は誤りであり、正しくは88,761人とのことであった。利用人数がこれほどの規模で誤っているということは、県が受けた報告内容をまったく確認していない証左である。

県は報告を受けたものについて、内容を適切に確認するとともに、スポーツ振興財団に対して適切に集計して報告するように指導すべきである。

(5) 収支の状況

前述 3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)【施設の概要】(5)収支の状況参照。

別表

施設の名称	施設の概要	
総括	公園面積	210,277.35㎡(県有地 182,704.83㎡、国有地 27,522.52㎡)
	総施設面積	91,045.91㎡
	公園施設率	43.31%
宮城球場	開設年月	昭和25年5月
	改修年月	昭和60年6月
		平成17年3月および平成18年3月楽天野球団が全面改修、本拠地とする。15年間の管理許可契約
	面積	32,300.00㎡

	グラウンド	両翼 101.5m、中堅 121.92m 全面人工芝
	収容人員	23,177人(内野スタンド`席 14,737人、外野スタンド`席 8,440人)
	利用可能種目	硬式、軟式野球
	室内練習場	50m×50mグラウンド 開設年月:昭和26年9月、改修年月:昭和63年7月
陸上競技場	面積	36,533.81㎡
	種別	日本陸上競技連盟公認第三種
		400m(8レーン)全天候型 100m(5レーン)雨天練習場
	収容人員	30,000人(メインスタンド席 7,000人、芝スタンド`席 23,000人)
	利用可能種目	陸上競技、サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール
	開設年月	昭和27年10月、改修年月 昭和63年12月
自転車競技場	面積	18,681.78㎡
	種別	日本アマチュア自転車競技連盟公認
	周長	400m(マコンネル曲線)
	曲線部斜度	31度30分26秒
	収容人員	1,500人
	開設年月	平成18年3月
テニスコート	面積	7,398.64㎡
	コート	人工芝生 10面
	クラブハウス	鉄骨造2階建 延べ床面積 308㎡
	収容人員	客席なし
	開設年月	昭和46年7月
相撲場	面積	441.04㎡
	収容人員	1,000人

【監査の結果と意見】

(1) 自転車競技場の存在意義および管理方法(結果)

昭和 27 年に国民体育大会の開催会場とするために、宮城野原の自転車競技場(宮城野原競技場)が建設された。その後、平成 13 年に開催されることとなった国民体育大会の開催会場に再度するために、県は老朽化の激しかった宮城野原競技場を改修するか公園内に新築することを検討したが、この時点では公園敷地内の施設率が 50%を超え都市公園法施行令に抵触することから断念し、新たに大和町に宮城県自転車競技場(大和町競技場)を建設した。大和町競技場の建設コストの半分は、日本自転車振興会からの補助金によるものであったが、同振興会の補助金は自治体を交付対象としていなかったため、県に代わってスポーツ振興財団が大和町競技場を建設し、残りの建設資金は県が同財団に補助金を交付した。このように、大和町競技場は形式的には同財団の所有施設であるが、取得時の経緯からは実質的には県営施設である。

このような経緯により、大和町競技場と宮城野原競技場は県内の重複施設となっている。大和町競技場が日本自転車競技連盟の公認施設となっているが、宮城野原競技場は公認施設とはなっていない。また、大和町競技場は仙台駅から直線距離にして 20km 以上あり、公共交通機関の便は悪く、車でも 1 時間近くを要するなど立地条件が悪いのに対し、宮城野原競技場は JR 仙石線宮城野原駅から徒歩 5 分程度、仙台駅からでも徒歩 20 分程度という立地条件の良さがある。

このため、宮城野原競技場は現在、練習用としてのみ使用されている。なお、利用者の 90% 以上はプロの競輪選手である。宮城野原競技場は大和町競技場との重複施設となっていることから、県は宮城野原競技場のメンテナンスをまったく行っておらず、代わりに社団法人日本競輪選手会宮城県支部の自費により選手自らが路面のメンテナンスを行っている。指定管理者によると、メンテナンス費用は年間 1 百万円程度とのことであり、県(指定管理者)が負担している維持費は水道光熱費のみである。

他方、利用料金はプロの場合は 150 円/時間であるが、指定管理者は利用人数および利用時間のチェックは行っておらず、同支部が毎日、練習終了後に利用料金を自主申告の金額で回数券にて一括納付している。また、宮城野原競技場のクラブハウスには選手の自転車が常置されたままの状態となっている。さらに、年末年始は休館日であるが、同支部からの申し出により、クラブハウスの鍵を同支部に貸与し、休館中も施設が利用されていた。

このように、県および指定管理者と同支部との関係は馴れ合いとなっていると言わざるを得ない。早急にこのような馴れ合いの状態を改めるとともに、宮城野原競技場の廃止を検討すべきである。廃止までの間は、受益者に相応の負担を求めて利用料を値上げし、代わりにメンテナンスは指定管理者が行うべきである。

なお、当該クラブハウスは耐震不足により、平成 19 年度中には倉庫としての使用のみ認め、その他の用途としての使用は中止する予定とのことである。

(2) テニスコートの利用率向上(意見)

テニスコートの利用状況についてカレンダー表に記録したものはあるが、1年間の利用日数等のデータの集計は行われていない。カレンダー表を閲覧したところ、休日には貸切利用が多く利用率は比較的高いが、平日は利用率が低く、終日予約のなかった日もあった。利用率を向上するために、さらなる施策を講ずることが望まれる。

また、利用者数のデータは集計しているものの、稼働率の情報管理は行われていない。テニスコートの利用率を高めるための施策を考える上でも、現状把握のために稼働率の情報管理を行うことが望まれる。

(3) 相撲場の存在意義(意見)

近年の競技人口の減少を反映して、相撲場の平成18年度利用実績は大会開催による3回と指定管理者主催の相撲教室1回の合計4回のみ、利用料金収入は12千円のみである。これに対して維持費は100倍以上の1,550千円を要している。維持費の主なもの土俵の作製費であり、盛土した土俵は時の経過による劣化が早く、毎年、取壊しと作製を行わなければならないとのことである。

県内には、民間事業者や学校にも練習できる土俵はあり、当相撲場がなくなっても、競技人口が少ないことを考慮すれば県民への影響は非常に限定的である。このように低い利用状況からは国技と一般的に言われているとはいえ、施設の廃止を検討すべきである。

(4) 会議室の有効活用(意見)

宮城陸上競技場内には、元々はトレーニング室等であった会議室が5室あり、県民に貸出ししているが、ホームページには会議室があること自体が記載されておらず、パンフレットには「クラブハウス1回4,000円」としか書いていないため、クラブハウスが会議室であるかどうか不明瞭であり、貸会議室があることが広く周知されているとは言えない状況である。このため、平成18年度の会議室の利用は70団体、233千円のみである。近隣には企業や各種団体などが多数あることからすれば、貸会議室があることをパンフレットやインターネットのホームページに記載して、会議室の利用率の向上を図るべきである。

また、会議室の利用料金は30分でも8時間でも1回4,000円であるが、利便性の向上や公平性の観点から、料金体系は時間当たりとするなど、より細かな区分で設定すべきである。

(5) 利用時間のパンフレット表示(意見)

施設の利用案内等の情報発信はホームページの他に、宮城野原公園総合運動場パンフレットを作成、配布する方法により行われている。利用時間はホームページには記載されているものの、パンフレットには記載されていない。利用時間は利用者にとって必要な基本情報であり、パンフレットにも記載すべきである。このような記載不足は、利便性への配慮が不足している象徴的なものと言える。

(6) 利用者の利用時間管理(意見)

施設の多くは時間単位の料金体系になっているにもかかわらず、テニスコートを除き、利用者の利用時間実績が管理されていない。このため、1時間の利用料金で2時間利用することも可能な状態となっている。例えば、利用開始時に利用開始時間を記入した利用券を利用者に交付し、利用終了時に利用券を回収すること等により、利用時間を把握し、適切な利用料の徴収を図るべきである。

(7) 駐車場の入場管理(意見)

宮城野原運動場に設置されている100台規模の駐車場は現在無料であり、利用者は入場ゲート横のインターホンにより、管理事務所に利用者である旨を伝えて、ゲートを上げてもらい入場する。しかしながら現状においては、利用者でなくとも競技場を利用する旨申告すれば入場できる状況にあり、実際の利用者のみが利用できるように管理方法を改善すべきである。

(8) 臨時駐車場の管理委託における地方自治法の遵守(結果)

地方自治法第244条の2第3項の規定により、県は条例の定めるところにより指定管理者に公の施設の管理を行わせることができることとされており、県立都市公園条例第2条の規定により、県は指定管理者に宮城野原運動場の管理を行わせることとしている。宮城野原運動場の西側に隣接し、臨時駐車場として使用している県有地は、県立都市公園条例の対象となる宮城野原運動場の一部ではないため、指定管理者に管理を行わせることができないこととなっている。

しかし、宮城県宮城野原公園総合運動場及び宮城県第二総合運動場指定管理者基本協定書の一部である指定管理者管理運営業務仕様書の第5条第6項第5号において、臨時駐車場に係る次の業務は指定管理者が行うこととなっている。

- ① 臨時駐車場における目的外使用に係る利用調整(利用に関する問合せへの対応等)に関する業務
- ② 臨時駐車場における目的外使用に係る次の業務
 - イ. 教育財産使用許可申請書の受付および県教育委員会への送付ならびに当該申請に対する必要に応じた意見の申し出
 - ロ. 教育財産使用料減免申請書の受付および県教育委員会への送付
 - ハ. 上記イ.およびロ.の申請に対する許可証等の当該申請者への交付
 - ニ. 使用後の原状回復等の状況確認
 - ホ. 使用料の徴収

このように、指定管理者は利用調整から使用申請書・許可証等の取次、使用後の原状回復等の状況確認、使用料の徴収業務といった臨時駐車場の管理に関する業務を多岐に亘って実施しており、指定管理者が実質的には管理を行っているのと同様の実態がある。ただし、上記のとおり形式的には指定管理者に管理を行わせることは違法であるため、使用料は県に納付し、指定管理者の収入とはしていない。他方、このための事務コストは、結果的に県から受取る指定

管理料に含まれていることになる。

しかしながら、地方自治法および県立都市公園条例の趣旨に鑑みれば、指定管理者との協定書に臨時駐車場の管理を含めることは違法であり、指定管理者と別途委託契約を締結すべきである。

(9) 自主事業に関する県の承認手続不備(結果)

指定管理者は、陸上競技教室、テニス教室、相撲教室などの自主事業を実施しており、材料費等の実費相当の参加費は徴収しているものの、利用料は徴収していない。県に提出している事業計画書には、このような自主事業を行う旨は記載されているが、具体的な実施内容や開催日数、利用料無料などについては記載されていない。

指定管理者は、収入が減ることを覚悟で自ら施設を無償で使用するものであり、県の承認は必要ないと考えているとのことである。また、事後的ではあるが、事業完了報告書において、自主事業の実施状況を報告している状況にはある。しかしながら、指定管理者の選定が公募でなく随意契約となっていることから、県が指定管理料を決定するに当たって施設の無料使用による指定管理者の収入減を補うため、県が指定管理料をその分増加させていると考えられる。また、自主事業であっても県営施設の利用であり、条例に定める利用料金に関する規定の対象であるものと思われ、条例が定める利用料金以外で利用することは、自主利用であっても県の事前承認が必要であると考えられる。

よって、指定管理者が無償を含む独自の料金体系で自主事業を行う場合には、事前に自主事業の内容、開催日数、料金体系などについて県の事前承認を受けるよう県は指定管理者に対して指導すべきである。

(10) 利用回数券の管理簿の作成(意見)

利用回数券については一回に一定枚数の作成を行い、印刷会社から納品した時に大金庫に保管している。また、このうち数日中の販売予定数量については大金庫から払出し、手提金庫で管理している。利用回数券については管理簿によって受払いおよび残高枚数について管理を行っている。これは回数券が金券としての性質があること、また、販売による日々の収入金の適正な管理の観点から必要なものである。しかし、回数券のうち手提金庫に払出された分については管理簿による受払管理が行われていない。回数券を販売したときの原票(領収証控え)を日々の収入根拠として保管していることから、これと手提金庫内残枚数の合計を、直近の管理簿払出枚数と照合することによって概ね管理の妥当性について検証できることは確かである。しかし、回数券については基本的に現物と管理簿の残枚数の照合が容易に行いうる管理方法を採用することが望ましく、手提金庫保管分についても管理簿に記録を行うことが望ましい。

(11) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)

宮城県総合運動公園指定管理者基本協定書の第 18 条により、指定管理者は県に帰属する

物品について、毎年度3月末の現在高と台帳を照合の上、翌月末までに県に報告することになっているが、対象となる競技用具等の物品は大量にあることから、たな卸しは実際には実施されていない。対象物件を金額基準により絞り込む等により、実施可能な規定に改定し、実施を徹底すべきである。

このような状況は、指定管理者による協定書の報告義務違反であるにもかかわらず、県は未提出の状況を黙認し、提出の督促は行っていない。県は指定管理者に対して報告書の提出を指導し、協定書を遵守させることが必要である。

(12) 業務委託に関する契約書案の提出(結果)

宮城県総合運動公園指定管理者基本協定書第8条により、指定管理者は管理に係る管理運営業務のうち、清掃、警備等個々の具体的な業務を第三者へ委託する場合には、県の承諾が必要となっている。これについては、指定管理者選定時の事業計画書に委託する業務内容と委託料見込額を記載しており、実質的に承諾を得ていると言える。

しかし、協定書第8条では、契約する前に、その契約方法、契約書案の写しおよび仕様書等を県に提出することとしているが、こちらは実施されていない。その理由は、協定書の締結が3月30日であったため、4月から開始する委託業務の発注まで時間的余裕がなく、提出できなかったためとのことである。しかし、協定書の規定は遵守すべきであり、仮に間に合わなかった場合でも速やかに事後提出すべきである。

(13) 随意契約における相見積りの実施(意見)

随意契約の場合2者以上から見積りを取ることでされているが、平成18年度の契約のうち下記のものについては相見積りを実施せず随意契約となっている。

少額であっても契約金額の妥当性を検証する意味から、相見積りが可能な委託契約の場合には、相見積りを実施すべきである。

(表12) 検討を要する随意契約一覧

(単位:千円)

業務名	受託者	委託期間	委託金額	予定価格	落札率	随意契約の理由
シャッター設備 保守点検業務	A社	H18.7.1～ H21.2.28	469	756	62.0%	少額、設備がA社製のため
陸上競技場電 子機器等保守 点検業務	B社	H18.8.21 ～ H18.9.30	420	525	80.0%	少額、検定器具がB社製のため

(14) 利用者からの投書の管理体制(結果)

提案、意見、苦情等、利用者からの声は施設の運営に当たって、非常に有用な情報であるが、利用者からの投書の管理体制について、次のような要検討事項が見受けられた。

① 投書箱の設置場所

投書箱は陸上競技場内の総合受付に設置されているが、窓口から少し離れた隅にあり、さらに箱が小さいため目立たず、投書箱に気付かない利用者があるものと思われる。利用者に投書という意見伝達手段があることを周知するために、より目立つ場所に設置することが望まれる。

② 投書の様式

投書用紙は白紙のメモであり、投書日、投書者連絡先などの欄が設けられていない。投書者がすべての項目を記載するかどうかにかかわらず、投書や記載がよりしやすいように所定の記載様式を作成することが望まれる。

③ 投書箱の施錠管理

投書箱に施錠はなく、誰でも中の投書を取り出すことができる状態になっている。これでは投書が無断で持出される可能性もあり、また、投書者の氏名や住所等が記載されていた場合には個人情報としての管理が必要となることから、投書箱は施錠すべきである。

④ 投書の保管

指定管理者によると、宮城野原運動場に勤務している指定管理者職員が投書箱から投書を回収して内容を確認し、必要に応じてグランディ 21 内の指定管理者の本部に口頭で報告しているとのことであるが、本部側では口頭で受けた報告内容を記録していない。また、投書用紙は宮城野原運動場にて廃棄され、保管されていない。投書は少なくとも 1～2 年程度は施錠できる場所に保管することが望ましい。回収した投書の内容は台帳にすべて記録して情報を一元管理し、対処欄を設けてアクションを記載し、利用者の向上対策などに活用すべきである。

⑤ 県への報告

宮城県総合運動公園指定管理者基本協定書第 14 条の規定により、顧客からの提案、意見、苦情等の内容および対応状況を一覧にしたものを毎月取りまとめて、翌月 7 日までに県に報告することになっている。しかしながら、上記④のとおり、指定管理者はそれらの報告内容を記録していないことから、県に何も報告しておらず、県も報告の督促は行っていない。県は指定管理者に対して報告書の提出を指導し、協定書を遵守させることが必要である。

5. 宮城県第二総合運動場

【施設の概要】

第二総合運動場は、宮城県の中心部仙台市街地にある。柔道場、剣道場、弓道場を有する武道館と近的弓道場、遠的弓道場、ラグビー場、クライミングウォール、合宿所の複合施設である。

(1) 施設の状況

項目	内容		
所在地	仙台市太白区根岸町 15 番 1 号		
所管部署	教育庁スポーツ健康課		
供用開始月日	前述別表のとおり		
設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するため、設置する。		
設置根拠条例	宮城県総合運動場条例		
主な施設種類	前述別表のとおり		
面積(公有財産表)	前述別表のとおり		
価格	公有財産表	土地価格:1,641 百万円、建物価格:574 百万円	
	バランスシート	建物取得価額:1,091 百万円、残存価格:599 百万円	
管理運営方法	平成 16 年度:委託 受託者の名称:財団法人宮城県スポーツ振興財団		
	平成 17 年度:委託 受託者の名称:財団法人宮城県スポーツ振興財団		
	平成 18 年度:指定管理者 指定管理者の名称:財団法人宮城県スポーツ振興財団		
指定管理料 (宮城野原運動場の 管理料を含む)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	165,453 千円	165,441 千円	165,429 千円
供用時間	午前 9 時から午後 9 時まで		
休館日	第 1・3・5 月曜日および年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)		
使用料	アマチュアスポーツに利用する場合(一般)		
	・ 武道館(貸切):	1 時間	1,200 円 (個人 1 回 250 円)
	・ 近的場(貸切):	1 時間	2,700 円 (個人 1 回 250 円)
	・ 遠的場(貸切):	1 時間	1,100 円 (個人 1 回 250 円)
	・ ラグビー場(貸切):	1 時間	800 円
	・ クライミングウォール(貸切):	1 時間	950 円 (個人 1 回 800 円)

	・合宿所	一人一泊	500円
--	------	------	------

(2) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県債	その他
用地費	1,641				
建設費	654				
合計	2,295				

(注) 取得財源については不明である。

(3) 施設に係る職員の状況

前述 4.宮城県宮城野原公園総合運動場【施設の概要】(3)施設に係る職員の状況参照。

(4) 施設の利用状況

(単位:人、百万円)

区分	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	利用人数	利用料収入	利用人数	利用料収入	利用人数	利用料収入
武道館	69,847	8	73,283	8	110,640	7
ラグビー場	21,407	1	18,918	1	18,016	1
弓道場(近的)	8,490	2	6,863	2	18,257	2
弓道場(遠的)	1,990	0	1,955	0	11,061	0
クライミングウォール	454	0	398	0	937	0
合宿所	5,069	1	4,551	1	3,123	1
合計	107,257	12	105,968	12	162,034	11

(5) 収支の状況

前述 3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)【施設の概要】(5)収支の状況参照。

別表

施設の名称	施設の概要	
総括	敷地面積	27,319.52㎡
	総敷地面積	17,539.08㎡
宮城県武道館	開設年月	昭和56年3月
	面積	1,744㎡(延面積 5,447㎡)
	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階建

	柔道場 1階	面積	384畳(3面分)
		収容人員	366人(2階全フロア)
		利用可能種目	柔道、合気道
	剣道場 3階	面積	873.2㎡(3面分)
		収容人員	366人(4階全フロア)
		利用可能種目	剣道、なぎなた、空手、拳法
弓道場 5階	面積	750.72㎡(近的10人立射場)	
	収容人員	144人(5階全フロア)	
宮城県ラグビー場	開設年月	昭和56年4月	
	面積	13,572㎡(1面分)	
	収容人員	264人	
	利用可能種目	ラグビー、サッカー、ホッケー	
宮城県合宿所	開設年月	平成4年3月	
	面積	827.36㎡	
	構造	鉄骨造 地上2階建 宿泊室16室、食堂、ミーティングルーム	
	収容人員	60人	
宮城県弓道場			
	近的弓道場	開設年月	平成12年4月
		面積	1,026.82㎡(矢道を除く)(10人立射場)
		構造	木造一部鉄骨造 地上1階建
	遠的弓道場	開設年月	平成11年4月
		面積	368.90㎡(矢道を除く)(6人立射場)
		構造	鉄骨造 地上1階建
宮城県クライミング ウォール	開設年月	平成14年4月	
	構造	鉄骨造、ボードFRP(2面)	
	ルート	幅 3m、高 15m、延長 16.5m	
	可動壁の可動角度	100° ~145°	
	可動壁の長さ	6.4m	
	附帯施設	更衣室兼倉庫21.0㎡	

【監査の結果と意見】

(1) 近的弓道場の存在意義(意見)

現況、第二総合運動場には、昭和56年に武道館内の5階に設置された近的弓道場のほか、平成13年の国民体育大会に合わせて武道館の外に設置された宮城県近的弓道場の2つの弓道場がある。さらに、仙台市が保有する「仙台市青葉体育館」と「仙台市泉総合運動場」にも弓道場があり、仙台市内には大会を開催できる規模の弓道場が合計4ヶ所存在する。

県内の弓道競技人口を考えると、これだけの規模の施設が市内に4ヶ所も存在するのは過剰と言えよう。実際、第二総合運動場の弓道場は、普段は武道館内の弓道場だけが利用され、外の弓道場の利用は大会等が行われる週末にほぼ限定されているのが実情である。にもかかわらず、県営の弓道場を並存させているのは、「大会自体は弓道場1ヶ所だけでも開催できるが、大会開催時の練習場所としてもう1ヶ所も残して欲しい」という要望があるためとのことであった。

弓道場は公の施設であるため、平日利用がほとんどない外の弓道場も原則として開館しておかなければならないが、現実として平日の利用者が望めないのであれば、条例変更手続を経て外の弓道場の休業日を増やすなどの対応も検討すべきである。

また、外の弓道場の利用率を高め、また、武道館そのものの利用価値を高めるためには、武道館内の弓道場を他の競技で利用する施設に改装することも検討に値する。

(2) 遠的弓道場の存在意義(意見)

過去3年間における遠的弓道場の利用者数および利用料徴収額は下表のとおりである。

(表13) 遠的弓道場の月別利用者数および利用料徴収額

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	件数	件数	件数	件数	件数	件数
	人数	人数	人数	人数	人数	人数
	金額	金額	金額	金額	金額	金額
平成16年度	1件	1件	1件	51件	89件	21件
	450人	0人	0人	149人	344人	36人
	11,940円	11,940円	19,940円	13,150円	37,560円	7,300円
平成17年度	6件	13件	17件	22件	25件	36件
	405人	13人	113人	3,039人	73人	84人
	13,240円	3,380円	129,880円	22,150円	15,840円	14,860円
平成18年度	17件	14件	14件	42件	23件	20件
	795人	160人	530人	650人	1,630人	59人
	35,650円	9,100円	24,600円	40,900円	22,800円	2,750円

10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
21件	2件	14件	6件	0件	26件	233件
685人	1人	53人	44人	40人	66人	1,868人
26,930円	5,480円	7,040円	11,480円	0円	520円	153,280円
18件	3件	3件	4件	10件	7件	164件
817人	3人	96人	227人	50人	47人	4,967人
11,140円	780円	15,660円	12,610円	7,600円	6,780円	253,920円
18件	4件	12件	3件	4件	5件	176件
2,375人	3,752人	101人	740人	115人	112人	11,019人
20,850円	28,850円	7,150円	18,700円	21,450円	12,100円	244,900円

平成18年11月に3,752人が利用したことになっているが、内訳を調査したところ、近的弓道競技の控室での利用3,750人(申請書に基づく)および個人利用2名であった。つまり、遠的弓道施設としての実質的な利用は2名のみである。

他月の利用についても県の担当者に確認したところ、利用人数の多い月についてはほぼ同様な利用状況になっているとのことであった。さらに、日程表により利用者の状況を確認したところ、主な利用は国民体育大会に宮城県代表として選抜された選手の大会前の週末限定の練習用であることが判明した。それ以外を除くと遠的弓道競技場としての本来の利用はほとんどない状況であると言える。

当施設は、平成13年度に宮城県で開催された国民体育大会の会場として設置されたものであり、その設置コストは40,087千円である。現時点では、未だ7年しか経過しておらず、大規模な修繕等は不要であるが、10～20年後にはより多くの修繕費がかかることが予想される。今回、宮城県第二女子高等学校の校舎建替えのための仮校舎が当施設の矢道を利用して建設されているため、平成19年11月から2年半の間、当施設は利用できない状況である。

遠的弓道は国民体育大会の競技種目であり、この施設が県内唯一の遠的弓道場であるため、施設自体については一定の存在意義を見出すことができる。遠的弓道場に係る費用は区分経理されていないため把握できないが、過去3年間の年間収入が150千円～250千円と非常に低いことから、かなりの支出超過に陥っていることは確かである。主な利用者が国民体育大会に選抜された選手であるという状況および近的弓道競技の控室での利用が多い現状に鑑み、遠的弓道場の利用率の向上と利用のあり方について検討すべきである。また、特殊な競技スポーツであり、利用者が限定的である現状においては、公平性の観点から県民負担(指定管理料)よりも利用者負担の比重がより多く求められるものと考えられる。したがって、午前・午後1回につき徴収している団体利用料金(午前3,700円、午後5,000円および個人利用料金一般260

円、高校生等 130 円)の上げが求められる。

なお、上記(表 13)は毎年県に提出している施設利用状況一覧表からの抜粋であるが、平成 16 年 5 月、6 月は 1 件 0 人、11 月は 2 件 1 人、平成 17 年 2 月は 0 件 40 人 0 円とまったく整合性が取れていない数字が記載されているにもかかわらず、指定管理者も県の担当者も何ら疑念を抱かず訂正もなされていない。当監査において、施設利用状況一覧表の整合性について県の担当者に質問したところ、件数、人数のみならず金額についても修正が必要とのことであった。施設利用状況一覧表は、県の施設が有効に利用されているかの指標となる管理資料であるにもかかわらず、誤った数字が記載されていることは、県において、そのような認識がないことの証左と言える。さらに、金額の修正が必要であったということは、利用料金と実際の入金額との照合が行われていなかったのではないかという疑念すら窺えるものである。指定管理者は施設利用状況一覧表を正確に作成すべきであり、県の担当者も検証すべきである。

(3) ラグビー場の存在意義(意見)

ラグビー場においても、宮城県第二女子高等学校の校舎建替えのための仮校舎が平成 19 年 11 月から建設されている。この仮校舎が取壊されるまでに 2 年半を要するため、その間ラグビー場は使用できない。クラブチームはそれぞれ別所に練習場を持っており、大会に際しては、仙台市のサッカー場や、県のサッカー場を利用して行うことも可能である。

過去 3 年間におけるラグビー場の利用者数および利用料徴収額は下表のとおりである。

(表 14)ラグビー場の月別利用者数および利用料徴収額

区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	件数	件数	件数	件数	件数	件数
	人数	人数	人数	人数	人数	人数
	金額	金額	金額	金額	金額	金額
平成 16 年度	10 件	11 件	8 件	11 件	4 件	11 件
	1,812 人	1,718 人	2,298 人	1,836 人	1,110 人	1,563 人
	121,680 円	126,880 円	109,760 円	157,530 円	35,540 円	136,360 円
平成 17 年度	12 件	6 件	6 件	9 件	5 件	10 件
	2,670 人	1,640 人	1,041 人	2,144 人	450 人	1,543 人
	162,930 円	101,180 円	66,080 円	148,040 円	30,520 円	110,880 円
平成 18 年度	9 件	9 件	14 件	8 件	4 件	7 件
	1,354 人	1,900 人	2,865 人	305 人	542 人	800 人
	78,800 円	100,800 円	108,000 円	69,600 円	20,800 円	57,600 円

10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
8件	12件	4件	5件	9件	9件	102件
4,238人	1,666人	1,246人	1,092人	1,444人	1,384人	21,407人
103,260円	143,320円	36,880円	130,880円	73,760円	92,080円	1,267,930円
7件	9件	7件	4件	7件	7件	89件
3,430人	1,661人	1,485人	1,210人	1,215人	1,335人	19,824人
78,530円	131,360円	115,040円	91,680円	117,280円	97,660円	1,251,180円
7件	8件	7件	10件	12件	6件	101件
2,550人	1,165人	1,690人	2,150人	1,950人	745人	18,016人
89,200円	74,800円	70,000円	87,600円	103,200円	31,200円	891,600円

日程表により利用者の状況を確認したところ、当ラグビー場は子どものためのサッカー教室として使用されることがほとんどであると判明した。つまり、ラグビー競技を実施するという本来の目的が既に失われている状況である。したがって、仮校舎が取壊されるまでに、ラグビー施設としての利用廃止について検討すべきである。

また、当施設が設置されている地域は住宅街にあり、ラグビー場は面積 14,572 m²、台帳価格 875,369 千円であるから、実売却額は十数億円以上の規模となることが見込まれ、売却すれば県の財政に大きく寄与するものと思われる。将来売却も視野に入れて検討すべきである。

(4) クライミングウォールの存在意義(意見)

クライミングウォールは、平成 13 年度に宮城県で開催された国民体育大会の会場として川崎町に設置されたものであるが、川崎町では町費で維持費を賄うことができなくなったため、県に無償で譲渡したものである。川崎町から第二総合運動場への移設コストは 28,072 千円であるが、その後の修繕等維持に係る費用は年間 480 千円である。現時点では、未だ 7 年しか経過しておらず、大規模な修繕等は不要であるが、10～20 年後には金属疲労等による危険性が増え、さらに多額の修繕費もかかることが予想される。

当財団では、クライミングウォールの競技人口を増やすべく毎年スクールを無料で開催しているにもかかわらず同好者が少なく、過去 3 年間における利用状況は下表のとおり低迷している状況である。

(表 15)クライミングウォールの月別利用者数および利用料徴収額

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	件数	件数	件数	件数	件数	件数
	人数	人数	人数	人数	人数	人数
	金額	金額	金額	金額	金額	金額
平成16年度	0件	0件	1件	12件	47件	33件
	0人	75人	60人	41人	71人	62人
	0円	0円	14,400円	8,600円	32,800円	36,620円
平成17年度	4件	5件	4件	10件	9件	10件
	4人	64人	4人	10人	26人	10人
	3,200円	19,000円	2,800円	5,200円	16,600円	7,400円
平成18年度	0件	6件	9件	45件	78件	0件
	0人	6人	98人	135人	683人	0人
	0円	4,400円	5,000円	26,200円	52,950円	0円

10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
11件	7件	5件	0件	2件	3件	121件
61人	52人	4人	0人	2人	3人	431人
8,800円	4,600円	18,550円	0円	1,600円	2,400円	128,370円
7件	5件	0件	0件	0件	3件	57件
7人	5人	0人	0人	0人	3人	133人
5,600円	4,000円	0円	0円	0円	2,400円	66,200円
7件	2件	4件	0件	0件	2件	153件
7人	2人	4人	0人	0人	2人	937人
4,600円	1,600円	3,200円	0円	0円	1,200円	99,150円

クライミングウォールが特殊なスポーツであり、特定の個人の利用に限られていることおよび県内の民間施設にもクライミングウォールがあることから、県がクライミングウォールを設置しておく必要性は非常に乏しい。当該施設の取壊し等、早期に措置を検討すべきである。

(5) 合宿所の利用人数の不適切な集計および存在意義(結果)

合宿所の利用人数は3,123人と県に報告されているが、この利用人数は1人1泊2日の場

合に 2 人とカウントしたものであり、実際の利用人数は 2,000 人程度と推測される。合宿所の利用人数は泊数でカウントすべきであり、集計方法が不適切である。

また、合宿所の稼働率は部屋単位では把握されていないため、年間収容人数 18,480 人を基に稼働率を算出したところ、推測実数 2,000 人ベースで 10.8%ということであり、合宿所の利用水準はまったく低いと言わざるを得ず、合宿所の廃止を検討すべきである。

(6) 合宿所の料金水準の引上げ(意見)

合宿所の一泊当たりの利用料金は、一般 500 円、高校生 400 円、中学生以下 300 円に設定されている。

平成 18 年度の宿泊収入は 1,354 千円であり、下記のとおり、合宿所で発生した直接経費の半分程度しか回収できていない。

(表 16)合宿所で発生した直接経費に対する回収割合

① 寝具賃借料(シーツ・クリーニング代含む)	946 千円
② 宿泊管理業務委託費	1,145 千円
③ 空調管理システム保守点検業務委託費	82 千円
④ ガス代	428 千円
合宿所の直接経費合計	2,602 千円
平成 18 年度の収入	1,354 千円
回収割合	52.0%

県の施設である以上、利益を生むことまで求めるものではないが、県民負担を考えれば、直接経費程度は回収できる料金体系を検討すべきである。

なお、指定管理者には県が設定した料金を 150%まで増やすことが認められているが、これまで値上げが検討されたことはないと聞いている。また、県に提出している事業計画等にも利用者を積極的に増加させる施策の記載はない。

(7) アンケート調査の実施方法と結果の分析(意見)

第二総合運動場の利用料金は全般的に安いと思われるが、利用者からのアンケート調査によれば高いというクレームが散見された。一般的に利用料金が高いという場合、絶対的に高いという場合は別にして、前年度から若干でも値上がりした場合やサービスとの兼ね合いの問題、つまり金額に比してサービスが悪い場合がある。したがって、第二総合運動場の利用者を増加させるため(減少させないため)、この理由を分析し何故利用者が高いという意思表示をしているのか確認する必要がある。

第二総合運動場については、指定管理者独自でもアンケート調査を行っているが、その日時は 1 月 5 日～7 日の武道の寒稽古の時であったため、受講者 268 名中 31 名から受領したアンケートは、10 歳代の子供が 29 名と偏った回答になっている。冬だけではなく他の季節や異なる

世代など、何日かに分けて多くの方からアンケートを徴収する必要がある。

(8) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)

指定管理者が県から管理を委託される物品は、指定管理者基本協定書第 18 条第 3 項において、「甲(宮城県)から乙(指定管理者)に別途提示するものとする。」とあるが、県から指定管理者に物品の提示がなされていないため、第 6 項の「乙(指定管理者)は第 3 項の規定により甲(宮城県)から示された備品・重要物品一覧表等により当該備品・重要物品を整理するものとする。」という規定の前提が崩れ、第 7 項の「乙(指定管理者)は、甲(宮城県)に帰属する物品について、毎年度 3 月末の現在高と照合の上、翌月の末日までに甲(宮城県)に報告する。」こともできない状態となっている。

指定管理者に提示するまでは、管理委託物品の管理責任は当然県にある。当協定書が締結されたのが平成 18 年 3 月 30 日であることからすれば、既に 1 年以上経過している。県は早急に備品・重要物品一覧表等と現物に差異がないことを確認し、管理委託物品を特定した上で、速やかに指定管理者への引継ぎを完了すべきである。

(9) 武道館のボイラー更新によるコスト削減(意見)

武道館が竣工したのは昭和 56 年 3 月(1981 年)であるため既に 25 年以上が経過している。当財団では県に対して、維持補修費として概算 34,419 千円の要望書を提出しており、その中に、蒸気ボイラー施設修繕 18,092 千円が含まれている。当ボイラーは鋳鉄製前後組合せ形蒸気ボイラーで竣工時に設置されたものであるため、経年劣化による故障が多く、平成 17～18 年度において、本体主要構成部分を 3 度修繕しており、その修繕費も毎回 1,300 千円程度要している状況である。このまま修繕のみで対応した場合のコストとも比較検討すべきではあるが、このような状況を鑑みると、至急旧ボイラーを撤去して、新ボイラーを設置したほうがトータルコストを抑制できると思料される。

(10) 施設管理運営システムのパスワード設定(意見)

第二総合運動場では、施設利用者の利用申込等を施設管理運営システムで管理しているが、当該システムにはパスワードが設定されておらず、入力担当者以外の者でも容易にアクセスできる状況にある。このような状態では施設利用者の個人情報漏洩するリスクがあり、適切ではない。入力者以外の者がデータにアクセスできないように、システムにパスワードを設定するなどの対応をすべきである。

6. 宮城県仙南総合プール

【施設の概要】

仙南総合プールは、宮城県の南部に位置する柴田町にある。水球および競泳に使用するため可動床を設置している。

(1) 施設の状況

項目	内容		
所在地	柴田町大字本船迫十八津入		
所管部署	教育庁スポーツ健康課		
供用開始月日	平成 11 年 4 月		
設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するため、設置する。		
設置根拠条例	宮城県総合運動場条例		
主な施設種類	構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上 2 階建地下 1 階建 プール本体:ステンレス製(屋内 13 コース)	
	規格	35m×25m、屋内温水、25m公認	
	水深	1.2m～2.1m(可動床)	
	競技種目	競泳、水球	
	収容人員	290 人	
面積(公有財産表)	3,340.65 m ² (延床面積 3,562.60 m ²)		
価格	公有財産表	土地価格:238 百万円、建物価格:1,153 百万円	
	バランスシート	建物取得価額:1,499 百万円、残存価格:1,229 百万円	
管理運営方法	平成 16 年度:委託 受託者の名称:柴田町		
	平成 17 年度:委託 受託者の名称:柴田町		
	平成 18 年度:指定管理者 指定管理者の名称:陽光セントラル共同企業体		
指定管理料	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	39,052 千円	35,910 千円	34,388 千円
供用時間	午前 9 時から午後 9 時まで		
休館日	毎週水曜日および年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)		
使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・ A面(8コース): 貸切 5,200 円(個人 1 回 600 円) ・ B面(5コース): 貸切 3,250 円(個人 1 回 600 円) 		

(2) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県債	その他
用地費	238				
建設費	1,153				
合計	1,391				

(注) 取得財源については不明である。

(3) 施設に係る職員の状況

① 従事職員数

(単位:人)

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
団体臨時・嘱託等	4	4	—
指定管理団体職員	—	—	4
合計	4	4	4

② 人件費

(単位:百万円)

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
団体臨時・嘱託等	7	7	—
指定管理団体職員	—	—	15
合計	7	7	15

(4) 施設の利用

(単位:人、百万円)

平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
利用人数	利用料収入	利用人数	利用料収入	利用人数	利用料収入
15,784	8	19,100	7	43,079	34

(5) 収支の状況

(単位:千円)

委託			指定管理	
項目	平成 16 年度	平成 17 年度	項目	平成 18 年度
人件費	6,852	6,852	人件費	14,790
燃料費	6,320	7,123	燃料費	5
光熱水費	17,148	18,164	光熱水費	22,065
委託料	23,058	22,846	委託料	6,849
その他	3,262	4,871	その他	10,209
費用合計	56,640	59,856	費用合計	53,918

委託事業者の収支差額	0	0	利用料収入	7,190
差引:委託費	56,640	59,856	雑収入	7,676
利用料収入	7,586	7,148	収入合計	14,866
雑収入	0	0	指定管理者の収支差額	0
収入合計	7,586	7,148	差引:指定管理料	39,052
県での修繕費等の支出	0	0	県での修繕費等の支出	0
収支:県民負担額	49,054	52,708	収支:県民負担額	39,052

(主な増減内容)

- イ. 平成 18 年度の人件費支出の増加は、再委託していたプールの監視業務等が指定管理者自らによる実施となり、人件費に計上されたためである。
- ロ. 平成 18 年度の燃料費支出の減少は、温水プールの灯油代を光熱水費に計上することとしたためである。
- ハ. 平成 18 年度の光熱水費支出の増加は、上記ロ. の燃料費支出の減少要因によるものである。
- ニ. 平成 18 年度の委託料支出の減少は、上記イ. の人件費支出の増加要因によるものである。

【監査の結果と意見】

(1) 仙南総合プールの存在意義(意見)

当プールは平成 13 年に宮城県で開催された国民体育大会における水球場として建設費約 15 億円を投じて平成 11 年 4 月に完成した。国民体育大会終了後は、水球の試合はほとんど行われておらず、平成 18 年度は 4 回、延べ 5 日間のみであった。水球用としては、この他、隣接する宮城県柴田高等学校が毎週金曜日に 16 時から 20 時までと休館日の水曜日に練習場として使用しているにすぎない。ちなみに、県担当者によると、水球部のある高等学校は県内では宮城県柴田高等学校と宮城県仙台第二高等学校のみである。このようなことから、水球プールとしての利用は少なく、現在の位置付けは専ら町民プールとしての利用がメインとなっている。35m×25m のコースが 13 コース取れ、水深は可動床式であるため、水球時 2.1m、競泳使用時 1.4m、一般使用時 1.2m とすることが可能で、通常は 1.2m に設定されている。このような経緯から、名称を平成 18 年 4 月 1 日に宮城県水球プールから宮城県仙南総合プールに変更している。

このように、建設当初から水球プールとしての使用よりも、一般町民プールとして使用されることが想定されていたため、県は建設に先立ち柴田町と平成 8 年 11 月に「宮城県営水球プール(仮称)の建設及び管理に関する覚書」を締結し、建設費概算額 17 億円の負担割合は、県 14 億円、柴田町 3 億円とすることを合意している。また、施設の維持費については別途協議するものとし、県 14 対柴田町 3 の負担割合に決着している。この取決めに基づいて、平成 18 年度の指定管理料 35,910 千円のうち、6,337 千円は柴田町が負担しており、県の純負担額は 29,573 千円となっている。

以上のような経緯から、本来の水球プールでなく、主に一般町民プールとして使用されていることは、水球プールとしての利用度が低く、当面の施設の有効活用という意味では不本意ながらやむを得ないが、県としてはできる限り、本来の水球プールとしての利活用の促進を図るべきである。

(2) 指定管理施設の範囲の明確化(意見)

宮城県仙南総合プール指定管理者基本協定書第 1 条によれば、「この基本協定は、乙(指定管理者)が地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により当プールの指定管理者として指定されたことを確認する」と規定されており、総合プール自体は指定管理業務の対象施設である旨が記載されているが、具体的な管理対象範囲が記載されていない。指定管理者によると、指定管理者公募に関する応募者への説明会において、現在は使用廃止となっている旧屋外水球プールは管理対象外であるが、敷地はずれの法面部分は管理対象である、というような県担当者からの口頭による説明があったとのことである。前者については屋外であってもプール施設であるため判明可能であるが、後者の法面部分については、管理対象範囲か否か判然としない。

指定管理者との契約において、管理対象範囲は責任関係を明確にするために極めて重要な

要素であり、県は指定管理者に対して口頭ではなく、協定書に管理対象範囲を明記した図面を添付するなどにより、対象となる敷地や施設の範囲を明確に伝えるべきである。

(3) 施設の鍵の厳重管理および規定化(意見)

当プールの鍵は、指定管理者以外に宮城県柴田高等学校の教員である水球部長も所有しており、平成 18 年度の指定管理者制度導入以前から休館日の練習の時は、当プールの管理者ではなく、部長が開錠、施錠を行っている。しかしながら、鍵は施設管理にとって極めて重要なものであり、責任の所在を明確にするために指定管理者のみが鍵を厳格に管理すべきである。

また、物品に関しては、指定管理者基本協定書第 18 条において財産の管理に関する規定は明示されているが、施設自体を開閉するための鍵の管理に関する取決めは存在しない。県施設の性質から鍵の管理はより慎重であるべきであり、県は指定管理者からの鍵の受領および鍵の複製禁止に関する規定を設けるべきである。

(4) 研修室および合宿室の活用策(意見)

当プールには 45 人用の研修室 1 室と 11 畳の合宿室 2 室があり、研修室は 1 時間当たり 650 円、合宿室は 1 室 1 泊当たり 3,700 円で一般に貸出しているが、平成 18 年度の利用実績はまったくない。研修室と合宿室は、現在のプール棟が建設される前からあった屋外水球プールに併設されているトレーニングセンター棟の 2 階にある。屋外水球プールは現在のプール棟ができたことおよび既に老朽化していたことにより現在のプール棟完成時に使用廃止となったが、トレーニングセンター棟はその後も使用され、現在は指定管理者がプール棟とともに管理しているものである。

研修室と合宿室のいずれも平成 13 年度に開催された国民体育大会の時に宮城県の代表選手や役員が使用したとのことであるが、1 階にあるトレーニングルームの中を通らなければ行けない所に位置していることや、食事は自炊で簡易なキッチンしかないことなどから、指定管理者によると利用問合せ件数自体が少ない上に、問合せした者の中に利用者は一人もいなかったとのことである。

このような事情を斟酌すると、これらの施設の利用がなかったことはやむを得ない面があるが、指定管理者は当プールの利用に関するホームページに研修室と合宿室があることは掲載しているものの、利用料を記載していない。県は、研修室と合宿室の利用状況を少しでも改善させるために、指定管理者に対して、ホームページの利用案内に研修室および合宿室の利用料も掲載するように指導することが望まれる。

また、県は今後もまったく利用が見込めないと判断するのであれば、抜本的に他の用途での利活用策を検討することも必要である。

(5) 会議室の利用率向上(意見)

当プールには 38 人用と 12 人用の大小 2 つの会議室があり、大会議室は 1 時間当たり 500 円、小会議室は 200 円で一般に貸出している。平成 18 年度の利用実績は大会議室が 6 団体、延べ 70 時間で 17 千円(減免制度があるため平均時間当たり単価は 500 円とはならない)、小会議室が 1 団体、延べ 27 時間で 5 千円(同上)となっている。

このように会議室の利用状況は極めて芳しくない。プールという施設柄、会議室の利用が低調なのはやむを得ない面があるが、指定管理者は当プールの利用に関するホームページに会議室があることは掲載しているものの、利用料は記載していない。

県は、会議室の利用状況を少しでも改善させるために、指定管理者に対して、ホームページの利用案内に会議室の利用料も掲載するように指導することが望まれる。

(6) 顧客アンケートの県への報告不備(意見)

施設運営にとって利用者からの意見は大変有意義なものであり、宮城県仙南総合プール指定管理者基本協定書第 14 条では、指定管理者は顧客アンケートの状況およびその対応方針・結果について、毎月、県に報告することとしている。指定管理者はこれにしたがって、毎月県に報告しており、県に報告された平成 19 年 1 月～3 月のお客様の声、件数、対処は次のとおりである。

(表 17)平成 19 年 1 月～3 月のお客様の声一覧

お客様の声	件数	対処
(平成 19 年 1 月分) コインロッカーを使用する際、カギがかからない時がある。また、使用后 100 円が返却されない時が多い。	9 件	使用后 100 円が返却されなかった時は、お客様に返金していました。
(平成 19 年 2 月分) ・シャワー室のタオルハンガーが故障している。 ・更衣室のゴミ箱がペットボトルであふれている。	5 件 5 件	早急に付け替えました。 新たに飲料用のゴミ箱を設置する予定。設置するまで、清掃員や監視員が定期的に見回りをします。
(平成 19 年 3 月分) 更衣室の床が濡れている。	7 件	更衣室に入る前にプールサイドで体を拭いてから利用して頂くように張り紙をしました。

県への報告書には平成 18 年 4 月から 12 月も上記(表 17)のように毎月、1 種類から 3 種類の意見に特定され、それぞれ 2 件から 11 件の範囲で件数が記載されていたが、このように毎月特

定の意見のみが数件出されるということには不自然な感じが否めない。

このため、指定管理者による顧客アンケートの集計方法を確認したところ、現在、当プールに利用者からのご意見箱は設置されておらず、指定管理者職員が利用者から口頭で聞いた意見を本来利用者が自ら記入することを想定した専用の用紙に書き留めているとのことだが、利用者の意見をすべて書き留めているわけではなく、一部は記憶で集計している状態であった。

本来は、ご意見箱を設置し、それでも口頭による意見があった際は意見をすべて書き留めて、対処時期を明記し、それらの内容を館内に掲示して利用客にフィードバックする等、利用客とさらなるコミュニケーションをとることが大事であり、県は指定管理者に対しそうした指導することが望まれる。

(7) 自主事業に対する県の事前承認(結果)

指定管理者は、プール教室などの自主事業については利用料の設定を独自の料金体系で実施している。県に提出している事業計画書には、このような自主事業を行う旨は記載されているが、独自料金体系や開催日数などの記載はない。指定管理者は自主事業に関する利用料金は総合運動場条例に定める利用料金ではない、との解釈で県の承認は必要ないと考えているとのことである。

しかしながら、自主事業であっても県営施設を利用する以上は、条例に定める利用料金に関する規程の対象であるものと思われ、県に届出た利用料金以外で運用することは、自主利用であっても県の事前承認が必要であると考えられる。

よって、指定管理者が独自の料金体系で自主事業を行う場合には、事前に自主事業の内容、開催日数、料金体系などについて県の事前承認を受けるよう県は指定管理者に対して指導すべきである。

(8) 個人情報の厳重管理(意見)

指定管理者は指定管理者選定時に県に提出した事業計画書において、「統括責任者は、全スタッフに情報漏洩が犯罪であることを確実に認識させるため、年に2回以上のミーティングを実施し、記録します。記録には全スタッフが必ずサインすることで、各自の認識を確認します。」と記載している。しかしながら、指定管理者によると、平成18年度にこのミーティングは実施されていないとのことである。また、平成18年度の事業実施状況を記載した事業報告書が平成19年4月30日付で指定管理者から県へ提出されているが、上記ミーティングについては何ら記載されていない。

県は事業報告書の提出を受けたときに、単に記載されている内容を確認するに留まらず、事業計画書に記載されている事業について、実施の有無も確認し、指定管理者に対して実施するように指導することが望まれる。

(9) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)

宮城県仙南総合プール指定管理者基本協定書第 18 条第 7 項によれば、「乙(指定管理者)は、甲(宮城県)に属する物品について、毎年度 3 月末の現在高と照合の上、翌月の末日までに甲に報告するものとする。」とされているが、平成 19 年 3 月末は備品および重要物品の現物照合が行われておらず、県への報告もなされていない。この現物照合を行う根拠は、同条第 3 項における「甲(県)から乙(指定管理者)に別途提示するものとする。」および同条第 6 項における「乙(指定管理者)は第 3 項の規定により甲(県)から示された備品・重要物品一覧表等により当該備品・重要物品を整理するものとする。」という記載である。これらの点について、以下の不備が認められた。

① 備品・重要物品一覧表と実際の物品が異なった場合の責任の所在

県から管理を委託される物品を示した備品・重要物品一覧表が指定管理者に提示されたのは平成 19 年 9 月であり、指定期間開始時点である平成 18 年 4 月から 1 年半程度経過してからのことである。また、提示された一覧表にある物品は施設開設時点である平成 11 年 4 月から実地たな卸しによる修正が一覧表になされていないため、現時点で実在する物品と一致しない可能性が高い。実際、往査日に現物確認したところ、後述②の状況のように実在する物品と一覧表の記載が一致しないものが見受けられた。このような状況にもかかわらず、一覧表の提示に際して、県と指定管理者の両者による備品および重要物品の実地たな卸しは行われていない。

その結果、一覧表にある物品と実在する物品に相違がある場合、責任の所在が不明確になっている。具体的に言うと、一覧表に比べて実際の物品が足りない場合、それが県の責任によるものなのか、指定管理者の責任によるものなのか、もしくは指定期間以前の施設の管理者である柴田町の責任によるものなのかが不明確となる。県によると、こういった場合は形式上、指定管理者の負担になるが、場合によっては協議により県の負担となることもあるとのことである。しかし、これまで指定管理者に対して管理責任のある物品を明確にしていなかったのは県の責任である。そのため、物品の紛失が発生した場合、指定期間開始後に指定管理者が物品を購入した等、明らかに紛失の責任が指定管理者にある場合を除き、原則として紛失の責任の所在が不明な物品については県が負担せざるをえないと考える。この場合は県の管理責任外であった物品の紛失の責任を県がとり、負担することになることも考えられる。

以上により、県の不合理な費用負担を防止するため、県と指定管理者の両者の立会のもと、現物の実地たな卸しおよび一覧表との照合作業を早急に実施すべきである。その結果をもとに、一覧表にある物品と実在する物品が異なった場合の管理責任物品の明確化を図り、その上で責任の所在や費用負担に関する協定を締結する必要がある。

② 備品および重要物品の実地たな卸し結果

指定管理者が県から管理を委託される物品を示した備品および重要物品の実地たな卸しを行うためには、備品整理票を各物品に添付し、備品・重要物品一覧表と現物とが 1 対 1 で照合

できる状態にしておく必要がある。ここで、備品整理票とは、各資産を特定・管理するために、「細分類、備品番号、品名、取得年月日、取得事由及び所属コードを表示」したものあり、これを資産現物に添付し管理するための整理票である。

当プールへの往査日において、備品・重要物品一覧表から任意に 4 件のサンプルを抽出し現物確認を実施したが、その結果は下表のとおりである。

(表 18) 備品および重要物品の現物確認結果

備品番号	備品内容	金額 (千円)	備品整理 票の有無	現物確認 の可否	検出事項
9800769	電光式得点等表示システム 水球 7 分計表示盤 他	5,999	○	○	検出事項なし。
9600937	ベンチ	275	×	○	当該資産は特定できるが、備品整理票がない。
9800860	収納庫	31	○	○	検出事項なし。
9611777	水球審判台	160	×	×	備品整理票がなく当該資産を特定できない。同じものが複数あり「数量」の整合性だけで管理している。

上記(表 18)のとおり、4 件の現物確認手続の結果、備品整理票が確認できなかったものが 2 点検出され、備品整理票がなかったもののうち、当該資産も特定できなかったものが 1 点検出された。また、この他にも施設内を巡回し物品の備品整理票の添付状況を確認したが、全体として整理票が添付されていない資産が多く見られた。

備品整理票が添付されていなければ、備品および重要物品の実地たな卸しは困難になる。保有物品が固有資産であることに鑑みれば、備品整理票による物品の特定は実地たな卸しをはじめとする資産管理上非常に重要であり、より厳格な管理が必要となる。以上により、保有物品への備品整理票の添付を徹底すべきである。

なお、プール場内等で湿気が多い場所に保管されている物品は、整理票の添付が困難と考えられるため、当該物品に整理票の記載事項を直接記入する等の工夫が求められる。

7. 宮城県長沼ボート場

【施設の概要】

長沼ボート場は、宮城県北部に位置する登米市にある。日本ボート協会A級コース認定を受けており、市民レガッタから全日本レベルの大会が開催されている。

(1) 施設の状況

項目	内容		
所在地	登米市迫町北方字天形地内		
所管部署	教育庁スポーツ健康課		
供用開始月日	平成元年 10 月		
設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するため、設置する。		
設置根拠条例	宮城県総合運動場条例		
主な施設種類	艇庫(収容能力 58 艇)、トレーニング室、会議室、ボート 60 艇		
面積(公有財産表)	2,202.02 m ²		
価格	公有財産表	土地価格: 一 百万円(借地)、建物価格:62 百万円	
	バランスシート	建物取得価額:97 百万円、残存価格:62 百万円	
管理運営方法	平成 16 年度:委託 受託者の名称:迫町		
	平成 17 年度:委託 受託者の名称:迫町		
	平成 18 年度:指定管理者 指定管理者の名称:宮城県ボート協会		
指定管理料	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	10,916 千円	10,916 千円	10,916 千円
供用時間	午前 9 時から午後 5 時まで		
休館日	毎週水曜日および年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)		
使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000m: 全日貸切 1 時間 2,000 円(個人 1 時間 150 円) ・ 2,000m: 全日貸切 1 時間 4,000 円(個人 1 時間 300 円) 		

(2) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県債	その他
用地費	— (借地)				
建設費	62				

合計	62				
----	----	--	--	--	--

(注) 取得財源については不明である。

(3) 施設に係る職員の状況

① 従事職員数

(単位:人)

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
団体臨時・嘱託等	2	1	1
指定管理団体職員	—	—	1
合計	2	1	2

② 人件費

(単位:百万円)

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
団体臨時・嘱託等	3	3	(注) 3
指定管理団体職員	—	—	
合計	3	3	3

(注) 団体臨時・嘱託等及び指定管理団体職員の合計額である。

(4) 施設の利用状況

(単位:人、百万円)

平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
利用人数	利用料収入	利用人数	利用料収入	利用人数	利用料収入
3,941	0	5,052	0	9,980	2

(5) 収支の状況

(単位:千円)

委託			指定管理	
項目	平成 16 年度	平成 17 年度	項目	平成 18 年度
賃金	3,273	2,587	人件費	2,864
委託料	6,307	6,991	委託料	5,456
その他	2,412	3,069	その他	4,281
費用合計	11,992	12,647	費用合計	12,601
委託事業者の収支差額	-33	-714	利用料収入	1,733
差引:委託費	11,959	11,933	雑収入	3
利用料収入	494	529	収入合計	1,736
雑収入	0	493	指定管理者の収支差額	51
収入合計	494	1,022	差引:指定管理料	10,916
県での修繕費等の支出	0	0	県での修繕費等の支出	1,991

収支:県民負担額	11,465	10,911	収支:県民負担額	12,907
----------	--------	--------	----------	--------

(主な増減内容)

- イ. 平成 18 年度の利用料収入の増加は、指定管理者の自主事業により利用者が増加したことおよび料金体系を約 50%値上げしたことによるものである。

【監査の結果と意見】

(1) 長沼ボート場の存在意義(意見)

当ボート場は、平成 2 年に宮城県で開催された全国高等学校総合体育大会(インターハイ)を契機として、総事業費 1 億 4 千万円をかけて平成元年 10 月に建設されたものである。その後、平成 12 年のシドニー五輪のアジア予選に向けて 1,000mであったレーンを 2,000mに延長して A級国際公認コースとした結果、2,000m×8 レーンは国内最大規模のボート場となっている。また、平成 13 年 10 月に宮城県で行われた第 56 回国民体育大会においても使用されている。

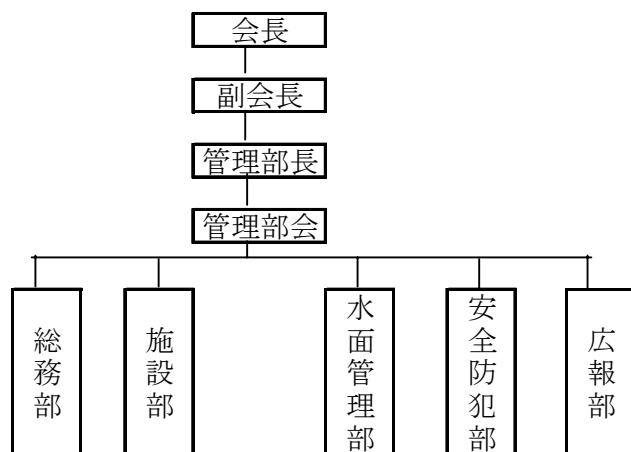
平成 17 年 9 月に募集した指定管理者選定において宮城県ボート協会のみが応募し、審査を経て指定管理者に選定されており、平成 18 年度の指定管理料は 10,916 千円である。当ボート場は指定管理者の判断により、条例上は限定されていないものの、安全面への配慮から利用者を原則としてボート経験者に限定しており、未経験者には利用を認めていない。このように、競技者への専門的なサービスの提供であることから、利用者数向上のための施策は特に行っていない。また、競技選手の育成を図るという位置付けもあり、利用者の大半は学生である。学生のうち、ほとんどは利用料が無料となっている地元の宮城県佐沼高等学校ボート部員であり、県の国民体育大会指定強化チームとなっている。

現在宮城県佐沼高等学校ボート部員の国民体育大会やインターハイに向けての練習施設となっているため、一定の存在意義を見出すことができる。しかしながら、利用者が限定的である現状においては、公平性の観点から県民負担(指定管理料)よりも利用者負担の比重がより多く求められるものと考えられる。

(2) 事業計画書における運営体制および組織の遵守(意見)

指定管理者が県に提出した平成 18 年度および平成 19 年度の事業計画書における当ボート場の運営体制および組織は次のように記載されている。

宮城県長沼ボート場管理運営部会の組織図



しかしながら、実際のボート場の運営は、正規職員の所長 1 名と半年間の臨時職員 1 名の体制となっている。県は事業計画書が実態を反映したものとするように指定管理者へ求めるべきである。

(3) ホームページによる情報発信(意見)

県はホームページにおいて、県営スポーツ施設の概要等を紹介し、利用者の利便性向上と利用者数の増加を図っているが、当ボート場は名前すら紹介されていない。前述(1)長沼ボート場の存在意義に記載のとおり、利用者はボート経験者に限定しているものの、利用者の拡大を図るためには、ホームページは非常に経済的、効率的、効果的な情報発信媒体であり、これを活用しないことは行政の怠慢である。早急にホームページにおいて、施設の概要、休館日、利用時間、利用料等の情報を発信し、指定管理者の増収を図り、ひいては県の指定管理者への支出を軽減すべきである。

また、指定管理者である宮城県ボート協会は、自らのホームページに当ボート場の施設概要を掲載していないが、上記と同様の理由により、県は指定管理者に対して、ホームページによる指定管理施設の情報発信を求めるべきである。

(4) 翌年度の収支計画の見直し(意見)

平成 18 年度の指定管理者選定時に県に提出した 3 年間の収支計画において利用料収入は次のとおりであり、指定管理者制度導入直前の平成 17 年度実績 454 千円から積算している。

- ・平成 18 年度計画： 392 千円
- ・平成 19 年度計画： 400 千円
- ・平成 20 年度計画： 400 千円

これに対して、平成 18 年度は利用料を 50%弱値上げしたこと等により、利用料収入実績は 1,732 千円であり、計画 392 千円に対して大幅に改善している。

これを受けて、平成 18 年度末に県へ再提出した平成 19 年度の収支計画は、平成 18 年度実績を踏まえて見直した利用料収入を県に提出すべきであったが、再提出した平成 19 年度の計画は当初計画 400 千円を継承し、見直されていない。その結果、平成 19 年度の計画利用料収入は平成 18 年度と比較して 1,332 千円過少であり、その分指定管理料が過大になっている。県においても、再提出された平成 19 年度の計画の審査時において、平成 18 年度実績を踏まえて収支計画の見直しをするように指導すべきである。

(5) 県提出実績報告の正確性と利用料金の徴収(結果)

県に提出した平成 18 年度におけるボートの競技大会である競漕会実績のうち、「平成 19 年 迫初漕会」は、会議室にて、1 月 13 日に神主によるお払い等の儀式を行っただけのものであり、ボートコース等の施設は利用しておらず、当該利用料収入も発生していない。このようなものを競漕会実績に含めることは実績情報に誤解を与えるものであり、含めるべきではない。

この点に関して、指定管理者は会議室利用料金を徴収していないが、お払い等の儀式だけではいへ会議室が利用されているのであるから、午前の利用料金1,500円を徴収すべきである。

(6) 温水シャワー利用料の徴収と設備修繕(意見)

温水シャワー利用料は120円/回と定められているが、平成19年5月頃まで指定管理者は温水シャワー利用料を徴収していなかった。指定管理者の説明によると、ボイラーが故障を繰り返し、使用できた場合でも適度な温度とならないなど、不具合を抱えていたためとのことである。また、平成19年5月頃以降はボイラーが完全に故障し、温水シャワーが使用不可となっている。ボイラーは平成元年の施設開設当初に設置されたものであり、現在では老朽化が著しい。主な温水シャワー利用者は大会参加者であり、参加者は近隣にある登米市の宿泊施設を利用することも可能なため、宿泊施設の温水シャワーを利用しているとのことである。

温水シャワーはボート場の利用者にとっては必要性の高い設備であるので、利用者の不便を解消するために、早急にボイラー施設の更新または改修を行うべきである。なお、ボイラーの更新または改修に要する費用は、老朽化が主な要因であれば、県が負担すべきものと考えられる。

(7) 利用料金水準の引上げ(意見)

当ボート場は指定管理者の判断により、条例上は限定されていないものの、安全面への配慮から利用者を原則としてボート経験者に限定しており、未経験者には利用を認めていない。このように、競技者への専門的なサービスの提供であることから、利用者数向上のための施策は特に行っていない。また、競技選手の育成を図るという位置付けもあり、利用者の大半は学生である。学生のうち、ほとんどは別記のとおり利用料が無料となっている地元の宮城県佐沼高等学校ボート部員である。利用者が限定的であるこのような状況においては、公平性の観点から県民負担(指定管理料)よりも利用者負担の比重がより多く求められるものと考えられる。

この点について、指定管理者は条例に定められた利用料金の範囲内で県の承認を受けて、平成18年度から平均50%弱の大幅値上げを実施している。これにより、また、大会開催数も増えたことから、利用者数および利用料収入が大幅に増加している。

(表19)ボート場の利用状況

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
利用者数	3,941人	5,052人	9,980人
利用料収入	392千円	454千円	1,732千円

しかし、利用料金は次のように依然として低水準になっている。

- ・ボートコース料:個人1,000m当たり150円/時間
- ・ボート一人用貸出料:450円/日

平成18年度の支出12,600千円に対して、利用料収入は1,732千円のみであり、不足分は

県からの指定管理料収入 10,916 千円で賄っている。利用者が限定されている施設であることから、基本的には利用者からの利用料により施設の運営を行うべきであり、条例を改正してさらなる値上げを検討することが望まれる。

なお、重複施設であった北上川艇庫は利用水準が低いこと等により、平成 17 年度をもって廃止され、宮城県石巻商業高等学校へ移管され、移管後は一般に開放されていない。

(8) 個人利用料金に対する貸切利用料金水準の引上げ(意見)

ボートコース 1,000m1 レーンは個人利用料金 150 円/時間、貸切利用料金 300 円/時間、トレーニング室は個人利用料金 350 円/日、貸切利用料金 1,000 円/時間というように、貸切利用料金と個人利用料金との差異がそれ程大きくない。これでは 3 名集まると貸切利用料金の方が割安となる。指定管理者の増収を図るため、ひいては県の指定管理者への支出を軽減するために、個人利用に対する貸切利用料金の料金水準の引上げを検討することが望まれる。

(9) 使用許可申請書の不備記載および入手の徹底(結果)

① 記載上の不備

使用許可申請書とは、使用者がボート場を使用するために記入・提出が不可欠な必要書類であるが、使用許可申請書における使用期間欄の時間記入が空白である申請書が散見される。利用時間の管理は当該申請書のみで実施しており、ボートコースおよび審判艇利用の場合、利用料収入は利用時間と単価で決まるため、利用時間の管理は非常に重要である。収入金額の根拠・証跡を明確にすること、および利用料収入の請求漏れを防止する観点からも、係る記載の不備は改善すべきである。

② 使用許可申請書の未入手

平成 18 年 7 月度を対象に監査を実施した結果、同年 7 月 15、16 日に実施された「第 56 回全日本社会人選手権大会」に係る申請書が入手されていなかった。申請書の提出なく使用できるという状況は、不正・誤謬のリスクを包含することに繋がり、管理上問題である。当該リスクを回避・低減するためにも申請書の入手は徹底すべきである。

(10) 利用料金の徴収時期および未収金の管理方法(意見)

総合運動場条例や指定管理者との基本協定書等に利用料金の徴収時期は明記されていない。総合運動場条例には「指定管理者が既に収受した利用料金は、返還しない」と規定されており、前納制度を採用することが想定されているものと解釈することもできるが、単に利用料を事前に受取っていた場合には返還しない、と解釈することも可能である。

指定管理者は、利用当日までに利用料金が支払われなくても利用自体は認め、利用の翌日以降に支払いを受けている。過去に貸倒れは発生していないとのことであるが、貸倒れリスクの回避および債権管理事務の削減のために、少なくとも、利用前の支払いを徹底すべきであり、

県は、条例、規則、または少なくとも指定管理者との協定書において、前納を前提とした貸切利用の徴収時期を定めるべきである。

また、後払いとなった未収金の管理については管理簿等が作成されておらず、債権管理は当ボート場所長個人がメモ等で管理している状況である。しかし、債権管理が個人のメモ程度である場合、それは組織としての管理がなされていないということであり、当該債権の回収失念による回収漏れのリスクをはじめ不正・誤謬のリスクが残存する。よって、後払いを認めている現状においては、当該リスクを回避するためにも、組織として債権に係る管理簿を作成し、管理すべきである。

(11) 徴収簿の作成義務(結果)

宮城県長沼ボート場使用料徴収事務処理要領第4条によれば、「指定管理者は、使用料を徴収しようとするとき、または徴収したときは、徴収簿を備え付け、その都度整理し、常に徴収状況を明確にしておかなければならない。」とされている。ここで、徴収簿とは、ボート場利用者から徴収した利用料の記録簿であり、これにより利用料の徴収状況を把握する役目を有すると同時に徴収簿と領収書との突合せや入金額の確認によって誤謬や不正等を防止することも可能となる。しかしながら、指定管理者は徴収簿を作成していない。徴収簿を作成しないことは同事務処理要領違反となる。使用料の徴収状況を明確にするためにも、徴収簿の作成が必要である。

(12) 領収書の管理(結果)

ボート利用者に提出される領収書の管理には以下の問題がある。

① 領収書の施錠保管および上席者の承認

領収書には宮城県指定管理者宮城県ボート協会の名称および印が印刷されており、領収書発行時に臨時職員が個人の確認印を押し、利用者に発行している。また、領収書は普段事務所の戸棚に保管されているが、施錠はされていない。領収書に事前に同協会の名称および印が印刷されていることから、盗難による領収書の不正発行等のおそれがある。

領収書の不正発行防止の観点から、領収書を金庫に保管し、上席者であるボート場所長の事後承認が必要である。

② 領収書の連番管理および受払管理簿による管理

当ボート場で発行する領収書には連番管理がなされておらず、領収書が領収書綴りから抜取られ不正に利用されたとしても発見することができない状況となっている。また、領収書綴り自体の在庫把握の施策もとられていないため、領収書綴り自体の持ち出しによって領収書が不正に利用されるおそれがある。

領収書の不正発行防止の観点から、領収書の連番管理および領収書綴りの受払管理簿による管理を行う必要がある。

③ 領収書の無効処理

領収書に訂正あるいは施設利用のキャンセルによる利用料返還があった場合、通常、領収書および領収書控えに訂正印または使用済印が付され、両者をホチキス留めすることで領収書の無効処理がなされ、領収書綴りに保管されることとなっている。しかし、領収書控えのみが保管され、無効処理した領収書が綴りに添付されていないものも散見された。

領収書の無効処理が適切でないと、領収書が不正に利用されるおそれがあるため、適切な無効処理を徹底する必要がある。

(13) 通帳および銀行印の管理(意見)

当ボート場では事務室に金庫が設置されており、通帳および銀行印の他、保険証券等の重要書類が保管されている。また、金庫の鍵は当ボート場の所長が管理しており、所長の外出時および夜間も所長が鍵を持参している。夜間は通帳と銀行印は金庫の中に保管されたままになっている。ここで、通帳と銀行印が一緒に保管されていると、口座の不正利用および盗難の危険が考えられる。また、当ボート場では夜間は警備会社による警備がなされているが、口座残高は多額になるときもあり、盗難等の影響は小さくない。そのため、本来は通帳と銀行印は別に保管されるべきであるが、当ボート場では正規職員が1名であることから両者を複数人で管理することは難しい。

現実的な対応としては、夜間の盗難防止のため通帳もしくは銀行印のどちらかを所長が自宅に持ち帰る等の対策が必要である。

(14) 利用期間および時間の変更(意見)

指定管理者は総合運動条例第5条第4項の規定に基づき、利用時間を次のように変更している。

(表20) 指定管理者による利用時間の変更

区分	条 例	指定管理者による変更
会議室および トレーニング室	午前9時から午後9時まで	(4月1日から10月31日) 午前9時から午後9時まで (11月1日から3月31日) 午前10時から午後9時まで
長沼ボート場	午前9時から午後5時まで	(4月1日から10月31日) 午前6時から午後7時まで (11月1日から3月31日) 午前10時から午後5時まで

この変更は主として佐沼高等学校の早朝練習や夕方の練習に対応するためのものである。この変更の影響により、指定管理者は正規職員所長1名と臨時職員1名のみであるため、正規職

員は平日 9 時～20 時程度の勤務となっており、出勤しない日は休館日である毎週月曜日のみである。土日の大会の準備の時には早朝 6 時頃からの勤務となるため、泊り込むケースもある。このような状況は正規職員に多大の時間外勤務を強いており、正規職員の勤務体制については無理のない制度設計とすべきである。

例えば、平日の夕方に佐沼高等学校ボート部が来るまでは利用者が皆無であり、この時間帯は臨時職員が担当し、夕方以降に正規職員が担当する、ということが考えられる。

また、11 月から 4 月までの半年間はボート場の利用者がほとんどなく、佐沼高等学校ボート部がトレーニング室を利用する程度である。トレーニングは体育館等で行うこともでき、同期間中の閉鎖も検討する必要がある。これによって、人件費、水道光熱費などの経費が 1～2 百万円程度削減されると思われる。

(15) 請求対象となる利用時間の捉え方(結果)

現状では、例えば大会でボートコース等を使用する場合、昼休みの 2 時間を利用時間としてカウントせず、当該時間分は請求の対象外としている。しかし、大会の場合、昼休みに他の人が利用することは現実的に不可能であり、係る時間は大会開催に不可欠な時間として、利用時間と捉え請求すべきである。

下記の仮定に基づき試算した昼休みの時間に係る機会損失は 88 千円/年である。

(仮定)

- ・ 開催 1 日につき 2 時間の昼休みがある。
- ・ 各大会ともレーン全面を貸切で利用する。
- ・ ボートコースの距離が 1,000m 未満の大会は 1,000m レーン、2,000m 超の場合は 2,000m レーンを使用する。

また、当ボート場の利用時間は長沼ボート場管理規程上、1 時間単位を基本としているため、1 時間を上回った場合はその利用時間が 1 時間未満の場合でも、原則は 1 時間分の利用料を請求すべきと考えられるが、現状は 0.5 時間といった時間を 1 時間として請求する場合と実績どおり 0.5 時間として請求する場合があります、その運用に統一性がない。総合運動場条例の料金表の備考に「使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間に切り上げる」という文言があることからすれば、1 時間未満の時間は切り上げて請求すべきものとするが、公平性の観点から、請求する時間の捉え方を再度明確にし、統一的な運用を図るべきである。

(16) 利用人数の不適切な集計(結果)

利用者がボート利用料とコース利用料を支払った場合、利用者数はそれぞれ 1 名、合計利用者 2 名と計算して県に報告しているが、このようなケースでは実際の利用者 1 名とすべきである。誤った情報が県に報告されると、これに基づいて誤った意思決定が行われるおそれがあり、利用者数の実態を把握し、適切な報告を行うべきである。

(17) 指定管理者自主事業の不適切な報告(結果)

指定管理者が県に提出する利用状況報告書には「指定管理者自主事業」欄があり、その内訳として、通常の料金体系による利用料を徴収した「利用料金体系」欄と、それ以外の「独自料金体系」欄に細分されている。宮城県長沼ボート場指定管理者基本協定書第 14 条に基づいて指定管理者が県に提出した事業報告書等によると、平成 18 年度に指定管理者は自主事業として「第 2 回全国マスターズ選手権大会」および「長沼ボートマラソン大会」を実施しているが、利用状況報告書上は自主事業でない一般の貸切使用扱いとなっている。当該 2 大会は通常の利用料を徴収しているので、「指定管理者自主事業」の「利用料金体系」欄に記載すべきである。県においても、このような提出された資料間の不整合については、審査においてチェックされるべきであり、誤りが発見された場合には是正を求めるなど、適切な対処を講ずるべきである。

(18) 資産の所有権の管理(結果)

当ボート場では競技用ボート、会議用テーブル、トレーニング用機材、判定用機材等に関して県、登米市、宮城県佐沼高等学校、仙台大学および指定管理者の資産が混在している。台帳上は県所有の資産のみ記載されており、その他の資産については台帳に記載されていない。

また、現物特定の施策として佐沼高等学校所有の資産には高等学校名等のラベルが貼り付けられているが、ラベルが貼り付けされていないものも数多くあった。登米市、仙台大学および指定管理者所有の資産については、それすら行われていなかった。県所有の資産とそれ以外の資産との区別を明確にしなければ、県有財産の保全上問題がある。そのため、管理責任のある県所有物の把握の観点から、現物の所有権の明確化、具体的にはラベルの貼り付けの徹底の必要がある。また、登米市、佐沼高等学校および仙台大学所有の預かり資産および指定管理者に帰属する資産についても、県保有分と同様の管理、すなわち預かり資産台帳の作成および定期的な実地たな卸しが必要である。

(19) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)

宮城県長沼ボート場指定管理者基本協定書第 18 条第 7 項によれば、「指定管理者は県に帰属する物品について、毎年度 3 月末の現在高と照合の上、翌月の末日までに県に報告するものとする。」とされている。しかし、実際は指定管理者への管理業務引継ぎの時点である平成 17 年 4 月以降、実地たな卸しは行われていない。したがって県への報告もなされていない。しかし、県有資産の適切な維持管理状況の確認および資産流用の防止のため、協定書に従い、毎年度 3 月末での現物照合の実施および県への結果報告をすべきである。また、県も「県に帰属する物品」の実地たな卸しについて指定管理者から未報告の場合には、早急に実地たな卸しを行うよう指示し、適時に県への報告を促す等の対応をすべきである。

(20) 陳腐化資産の早期処分(意見)

平成 19 年 7 月 19 日に当ボート場に往査したところ、使用停止後 30 年以上経過する使用不可能な県有の木製ボート 4 艇が屋外に放置されていた。使用不可能になった資産が長期間放置されていることは、資産管理および資産整理の点で好ましくない。また、廃棄にかかる費用は多額ではないことから、早期に処分することが望まれる。

(21) 消防法上の危険物の適切な管理(結果)

艇庫には車用のガソリン、ボートの燃料である混合油および灯油等がドラム缶に 4~5 本保管されている。これら燃料類は消防法上の危険物に該当する。消防法によれば、「指定数量以上の危険物は、貯蔵所……以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所、取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。」とされている。すなわち、指定数量以上の危険物は、市町村の許可および危険物の貯蔵庫の設置並びに危険物取扱者の免許の保有が必要とされている。当ボート場では大会が開催される時期は危険物が指定数量を超えるが、市町村の許可および貯蔵庫の設置並びに危険物取扱者の免許の保有がなされていない。また、消防法によれば、「所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りではない。」とされている。すなわち、危険物の指定数量を超える期間が 10 日以内と短期間であれば所轄消防長または消防署長の承認を受ければ貯蔵庫の設置は求められないとされているが、当ボート場において指定数量を超える期間は 3 ヶ月程度であるため消防法上の緩和措置は適用されない。現状では消防法違反であることに加えて、大会開催時は相当数の参加者が集まることから安全上も問題がある。法令遵守および安全上の観点から、消防法の規程に従い、市町村の許可、貯蔵庫の設置、危険物取扱者免許保有者の設置の必要がある。

(22) 貸与ボートの適切な管理(結果)

平成 19 年 7 月現在、当ボート場は石巻エイト愛好会、石巻工業高等学校および仙台大学にそれぞれ 1 艇ずつ、計 3 艇を貸与している。貸与理由は練習のためであり、利用料は徴収していない。貸与期間は、1 艇は 1 年半ほど前から、2 艇は 1 ヶ月ほど前からである。しかし、返却時期に関しては特に決められていない。貸与方法に関しては、借主から申請書を受領するのみで、受領書は入手していない。また、貸与に際し、台帳への記録が行われておらず、当ボート場の所長が貸与の事実を記憶しているにすぎない。ここで、ボート場では貸ボートには利用料を徴収していることとの整合性の観点から、貸与しているボートについても利用料に関する規程を作成の上、利用料を徴収すべきであると思料する。また、貸与に際し、返却時期の決定や受領書の入手および貸与の記録がなされなければ、資産が貸与されたまま返却されないおそれがある。そのため、県有資産の保全の観点から、返却時期の決定、借主からの受領書の入手およびその旨の台帳への記載を徹底すべきである。

なお、宮城県長沼ボート場指定管理者基本協定書第 18 条第 8 項によれば、「指定管理者は、

ボート場等を管理運営業務の目的以外に使用してはならない。ただし、県の承認を受けたときは、この限りでない。」とされている。しかし、当ボート場では資産の貸与に際し県への申請は行っていない。これは同協定書違反に当たるため、貸与に際しては県への承認申請を行う必要がある。

(23) 施設の維持管理計画の県への提出(結果)

宮城県長沼ボート場指定管理者管理運営業務仕様書第5条第5項によれば、ボート場の施設・設備、物品および敷地の維持管理業務に関して、「毎年度の維持管理計画について、仕様書を添えて宮城県教育委員会に提出すること」とされている。しかし、現状は施設・設備、物品および敷地の維持管理は外部業者に委託しており、維持管理計画の立案および仕様書の県への提出はなされていない。しかし、県有財産の管理責任の明確化および県有財産の維持管理状況の把握のため、指定管理者の責任において自ら維持管理計画の立案を行い、県への仕様書の提出が必要である。また、県も公の施設の維持管理計画に関する仕様書が未提出の場合には、適時に指定管理者から維持管理計画の立案および県への仕様書の提出を促す等の対応をすべきである。

(24) ライセンス取得費用の指定管理者負担(結果)

指定管理者が県に提出している平成18年度財務諸表上の負担金総額237千円の中に、当ボート場所長および宮城県ボート協会会員2名のモーターボートライセンス取得補助費用が各82千円、80千円計上されている。当該ライセンスはモーターボートを運転するのに必要な資格であり、所長については指定管理者としての業務上の必要性が認められる。しかし、他の2名については管理業務自体を行っていないため、管理業務上の直接的な必要性は認められず、指定管理者が負担すべき合理的理由がない。

指定管理者の経費が県の支出であることに鑑みれば、指定管理者の経費として関連性が薄い上記のような支出については、指定管理者が負担すべきものではないと考える。

(25) 指定管理施設の範囲の明確化(意見)

宮城県長沼ボート場指定管理者基本協定書第1条によれば、「この基本協定は、乙(宮城県ボート協会)が地方自治法第244条の2第3項の規定によりボート場の指定管理者として指定されたことを確認する」と規定されており、ボート場自体は指定管理業務の対象施設である旨が記載されているが、ボート場の敷地範囲が記載されていない。実際には、駐車場やグラウンドなどが設置されているため、どこまでがボート場の範囲であるのか不明であり、指定管理者も敷地範囲が不明確であると認識している。県は指定管理者に対して、協定書に図面を添付するなどにより、対象となる敷地の範囲を明確に伝えるべきである。

(26) 施設の鍵の厳重管理(意見)

施設の鍵は、指定管理者以外に宮城県佐沼高等学校の教員であるボート部長も保有している。休館日の練習、土日の早朝練習、平日の延長練習の時は、指定管理者でなく、部長が開錠、施錠を行っている。このような運用となっていることから、指定管理者と佐沼高等学校との施設管理責任に関する取決めにより、部長が鍵を使用した場合には使用時間管理簿に使用履歴を記載することとなっているが、使用時間管理簿を閲覧したところ、使用時間や使用者名の記入漏れが散見される状況であった。施設の管理責任を明確にするため、使用時間管理簿を漏れなく正確に記載すべきである。

また、登米市営迫体育館の市職員も鍵を保有している。これは、県と使用を共用している登米市所有のモーターボートの鍵を施設内に保管管理しており、休館日等に登米市が自市所有ボートを使用する場合に備えるためである。指定管理者と登米市との間には施設管理責任に関する取決めはなされていないが、施設の管理責任を明確にするため、使用時間管理簿を記載すべきである。

このように、宮城県佐沼高等学校ボート部長および登米市職員がボート場施設の鍵を保有している一定の理由はあるものの、鍵は施設管理にとって極めて重要なものであり、責任の所在を明確にするために指定管理者のみが鍵を厳格に管理することが望まれる。

(27) 個人情報の施錠管理(意見)

使用申請書等の個人情報が記載されている資料は施錠していない事務室のロッカーに保管している。上述のように施設の鍵を指定管理者以外の者が保有している状況もあり、個人情報が記載されている資料は施錠管理すべきである。

(28) 利用者ご意見箱の設置(結果)

施設運営にとって利用者からの意見は大変有意義なものであり、宮城県長沼ボート場指定管理者基本協定書第 14 条には指定管理者は顧客アンケートの状況およびその対応方針・結果について、毎月、県に報告することとしている。しかし、ボート場には利用者からの意見を把握する手段が取られていない。

県は指定管理者に対して受付窓口を利用者ご意見箱を設置すること、アンケート調査を行うことなどを指導すべきである。

8. 宮城県ライフル射撃場

【施設の概要】

ライフル射撃場は、第9回東北総合体育大会開催を機会に設置し、その後第56回国民体育大会に施設の改修を行った。宮城県の東部の石巻市に位置し、エアライフル射撃、スモールポアライフル射撃およびビームライフル射撃を行う施設である。

(1) 施設の状況

項目	内容		
所在地	石巻市沢田字金山 51 番 1 号		
所管部署	教育庁スポーツ健康課		
供用開始月日	平成 10 年 6 月		
設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するため、設置する。		
設置根拠条例	宮城県総合運動場条例		
主な施設種類	エアライフル射撃場		
	面積	1, 626.20 m ² (延床面積 1, 645.41 m ²)	
	構造	鉄骨造 平屋建 (覆道式)	
	施設概要	26 射座、会議室兼ビームライフル射撃場 (14 射座)	
	スモールポアライフル射撃場		
	面積	1,094.00 m ² (延床面積 1,142.97 m ²)	
	構造	屋外 (エアライフル兼用部分屋内化)、鉄骨造 平屋建 (バツフル式)	
	施設概要	26 射座、事務室	
面積 (公有財産表)	12,174.91 m ²		
価格	公有財産表	土地価格: 61 百万円、建物価格: 406 百万円	
	バランスシート	建物取得価額: 587 百万円、残存価格: 481 百万円	
管理運営方法	平成 16 年度: 委託 受託者の名称: 宮城県ライフル射撃協会		
	平成 17 年度: 指定管理者 受託者の名称: 宮城県ライフル射撃協会		
	平成 18 年度: 指定管理者 指定管理者の名称: 宮城県ライフル射撃協会		
指定管理料	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	165,453 千円	165,441 千円	165,429 千円
供用時間	午前 8 時から午後 5 時まで		

休館日	毎週水曜日および年末年始(12月29日から1月3日まで)
使用料	アマチュアスポーツに利用する場合(一般) <ul style="list-style-type: none"> ・ エアーライフル射撃場: 全日貸切 29,600 円 (個人1時間270円) ・ スモールボアライフル射撃場: 全日貸切 29,600 円 (個人1時間270円) ・ ビームライフル射撃: 個人1時間560円 ・ 個人年間利用料: 7,000円

(2) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県債	その他
用地費	61				
建設費	505				
合計	566				

(注) 取得財源については不明である。

(3) 施設に係る職員の状況

① 従事職員数

(単位:人)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
団体職員	1	—	—
指定管理団体職員	—	2	2
合計	1	2	2

② 人件費

(単位:百万円)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
団体職員	1	—	—
指定管理団体職員	—	1	2
合計	1	1	2

(4) 施設の利用状況

(単位:人、百万円)

平成16年度		平成17年度		平成18年度	
利用人数	利用料収入	利用人数	利用料収入	利用人数	利用料収入
2,819	1	2,777	1	2,727	1

(5) 収支の状況

(単位:千円)

委託		指定管理		
項目	平成 16 年度	項目	平成 17 年度	平成 18 年度
人件費	792	人件費	1,476	1,613
燃料費	3,531	燃料費	2,694	2,733
その他	3,533	その他	3,514	2,781
費用合計	7,856	費用合計	7,684	7,127
委託事業者の収支差額	-119	雑収入	1	4
差引:委託費	7,737	指定管理者の収支差額	28	588
使用料収入	938	差引:指定管理料	7,711	7,711
雑収入	119	使用料収入	972	787
収入合計	1,057	収入合計	972	787
県での修繕費等の支出	0	県での修繕費等の支出	2	0
収支:県民負担額	6,680	収支:県民負担額	6,741	6,924

(主な増減内容)

該当なし。

【監査の結果と意見】

(1) 宮城県ライフル射撃場の存在意義(意見)

当射撃場は、平成 13 年 10 月に宮城県で行われた第 56 回国民体育大会が開催されることに伴い、総工費 9 億 9 千万円をかけて施設が全面改修・改築されたものである。平成 18 年度の指定管理料は 7,711 千円と少額ではあるが、そもそも当射撃場を利用する者は指定管理者である宮城県ライフル射撃協会の会員に限られているのが実状であり、当射撃場の会員数は 120 名程で、利用日も限られている。年間運営コストである指定管理料 7,711 千円を県が負担してまで、特定の県民の利用に限られている当射撃場を県が所有する必要があるのか再検討すべきである。可能であれば、事業を継続していくことを条件として、当協会に無償でも良いから引渡すことも検討に値すると考える。

また、ライフル射撃競技は国民体育大会の競技種目であり、この施設が県内唯一のライフル射撃場であるため、施設自体については一定の存在意義を見出すことができる。しかしながら、特殊な競技スポーツであり、利用者が限定的である現状においては、公平性の観点から県民負担(指定管理料)よりも利用者負担の比重がより多く求められるものと考えられる。

(2) 指定管理者制度における利用料金制への移行(意見)

施設利用者の支払う料金には、県の収入として徴収される使用料制と、指定管理者の収入として徴収される利用料金制の 2 種類があるが、指定管理者制度を採用する場合には、指定管理者に施設利用者を増加させるインセンティブが働く利用料金制が合致するのは言うまでもない(注)。しかしながら、宮城県ライフル射撃場は、収入をすべて県が徴収する使用料制を採用しており、当射撃場の利用者が伸び悩む原因の一つとなっている可能性がある。

利用者を増やす取組みは指定管理者として宮城県ライフル射撃協会が行ってはいないものの、当射撃場を利用する県民は基本的に当協会に所属する個人であるため、県としては利用者を増やすことは困難であるとの認識から、上記のような仕組みにしているものである。この仕組みは当射撃場のみとのことであり、他のスポーツ競技場においては行われていない。したがって、当射撃場の指定管理者は利用者を増やすよりは、如何に費用を減少させるかのみに注力すればよく、これでは委託と変わらず、指定管理者制度を取る意味合いはないものと思料する。

指定管理者に施設利用を増進させるインセンティブが働く利用料金制への移行を検討すべきである。

(注)使用料制の場合、指定管理者の収入は県から受領する指定管理収入に固定されているため、施設利用者が増加しても指定管理者の収入には影響しない。一方、利用料金制の場合は、施設利用者からの徴収する利用料金が直接指定管理者の収入になるため、施設利用者の増加は指定管理者の収入増になるため、指定管理者には施設利用者を増加させたいというインセンティブが働く。

(3) 利用率の向上施策(意見)

当射撃場の一般会員は70名、学生は50名(高校2校、大学2校)程であり、利用日は土曜日、日曜日、祝日に限られている。また、競技が中心のスポーツでもあるため利用率は低い水準と言わざるを得ない。年間利用料収入は温水シャワーを除いて768千円のみである。

宮城県ライフル射撃場指定管理者基本協定書の別記1に記載されている宮城県ライフル射撃場管理運営業務仕様書の1によれば、施設管理運営の基本方針は、「施設の目的に即し、次の事業を適正に行うものとする。」として、「ライフル射撃の普及並びに競技者及び指導者の養成を図るための利用提供に関する事」とある。これは上記(2) 指定管理者制度における利用料金制への移行で述べたように、県が考えている使用料制による指定管理者制度の仕組みとは矛盾するが、指定管理者として普及活動を行い、利用者を増やすべきであるとの趣旨と考える。したがって、県としてライフル射撃のさらなる普及をさせるためには、利用率について適切な目標値を設定することも一案である。

また、普及活動として平成18年度は障害者を対象にビームライフル教室を仙台市で年1回開催しているのみである。しかしながら、年1回の普及活動ではライフル射撃人口の増加には不十分であると思料する。利用率を高めるため、普及活動の回数を増やすなどさらなる普及活動に努めるべきである。

それによって、特定の者だけが利用する施設とならないようにすべきであり、もし、特定の者だけが利用する施設であれば、利用者への応分の負担が求められるべきである。

(4) 利用料金体系の見直し(意見)

指定管理者の18年度における指定管理料が7,711千円であるところ、県の収入は787千円と非常に少なく、支出のうち約10分の1のみしか回収できていないこととなる。当射撃場の使用者は特定の者に限定されており、大半の使用者は年間個人利用料を支払って利用しているが、当該施設の年間個人利用料は一般7,000円、高校生以下3,500円と格安に設定されている。例えば、一般個人が月4回、1回につき4時間エアライフルを行った場合、年間利用料は51,840円(=270円/時間×4時間×4回/月×12月)と算出されるが、実際の支払いは年会費の7,000円で済む結果となっている。したがって、年間個人利用料を値上げする、あるいは、年間個人使用契約を廃止して時間料金制に一本化するなど、年間個人利用料の増額改定を検討すべきである。

この年会費問題は、貸切利用料の減少にもつながっていると思われる。すなわち、射撃大会を開催しても利用者が全員年会費を支払っている当射撃場の会員であるということは十分起こりうる。射撃大会は貸切利用となるのであるが、この場合、年会費と貸切利用料と二重の支払となるため、運用面においては、射撃大会を貸切利用とせず個人使用としている。その結果、貸切利用料は発生せず県への追加収入はない。個人利用者が年会費を支払っていても、貸切利用を行う場合には、他の利用者が当射撃場を利用できないのであるから、貸切利用料は別途徴収すべきである。

(5) 冷暖房施設の使用料の徴収および条例の改正(意見)

冷暖房施設の利用は、ライフル射撃場条例第10条の別表において、冷暖房施設を利用する場合には1時間につき2,200円の使用料を徴収する旨が規定されているが、過去に使用料を徴収したことはなく、冷暖房の稼働は指定管理者の判断で行われている。指定管理者は同条例の規定を遵守し、冷暖房は施設利用者の申請があったときにのみ稼働させ、申請者からは同条例に従って使用料を徴収すべきである。

ただし、現在の使用料1時間につき2,200円は高すぎると考える。1回の使用時間を4時間と仮定すれば、冷暖房施設の使用料だけで8,800円となり団体利用としても決して安くはない。ましてや、これを個人から徴収することは、通常の公共施設料金としてはあり得ない額である。同条例を変更して、妥当な金額に変更すべきである。

なお、冷暖房施設を稼働させると、利用申請者以外の施設利用者もその恩恵を受けることになるが、現在の条例では申請者以外の受益者から使用料を徴収することは難しく、利用者に不公平感を抱かせるおそれがある。不公平感を解消するためには、冷暖房施設の使用料を貸切使用料や個人使用料に含めて徴収することも選択肢の一つと考えられる。

(6) 利用者アンケート(満足度調査)の実施方法(意見)

宮城県ライフル射撃場指定管理者基本協定書第13条第3項によれば、「乙(指定管理者)は、毎月の利用者アンケート(提案、意見、苦情など利用者の声を含む。)の状況およびその対応方針・結果について、翌月の10日までに甲(宮城県)に報告しなければならない。」とされている。しかしながら、当射撃場にはアンケートボックスは置いてあるが、平成18年度1年間1つもアンケートは入っていなかった。したがって、毎月、宮城県教育委員会教育長宛報告しているアンケート報告書には、「何も入っていませんでした。」と記載されている。その理由を鑑みると、利用者のほとんどが当協会会員であるということもあるが、それ以外にアンケート用紙には記載様式がなく白紙となっていることにも要因があると考えられる。アンケートボックスが有効に運用されていないのであれば、年に一度は例えば当会員に対して、利用料金は高くないか、施設の利用に不便はないかなどアンケート項目ごとに満足度を示す4~5段階の○を付す簡易なアンケート用紙を使用してアンケート集計を行うという方法が考えられる。

(7) 領収書の管理(結果)

当射撃場では、利用料の徴収には指定管理者が独自に作成した宮城県ライフル射撃場使用許可申請書兼領収書控を使用しているが、ライフル射撃場条例第10条第3項において、「使用料は、知事の発行する納入通知書により納入しなければならない。」と規定されていることから、同条例違反である。使用料は、知事の発行する納入通知書を使って徴収すべきであり、納入通知書の使用が施設の運営にそぐわないのであれば同条例の改正を検討すべきである。

また、現在使用されている同使用許可申請書兼領収書控は、使用前は連番が付されておらず、使用したものに対して番号が付されるため、連番管理が意味をなしていない。使用前の段

階で連番を付しておかないと、領収した現金が着服されても痕跡が残らず、また、領収書が二重発行されても気付かないなどの問題が生じる可能性がある。連番を付した使用許可申請書兼領収証控を使用すべきである。

(8) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)

物品に関しては、宮城県ライフル射撃場指定管理者基本協定書第17条第7項において「乙(指定管理者)は、甲(宮城県)に帰属する物品について、毎年度3月末の現在高と照合の上、翌月の末日までに甲に報告するものとする。」と規定されているが、平成18年度は実地たな卸しが行われておらず、県への報告もなされていない。また、県が設定した管理番号が現物には付されておらず、備品・重要物品一覧表と現物が1対1で照合できる状態にもなっていない。

県有財産を正しく把握するためには、現物に備品整理表を貼って管理番号を付し、常に現物が実在していることが分かる状態にしておく必要がある。また、年に一度例えば年度末に実地たな卸しを行い、廃棄済等の資産および不用の資産を洗い出して、必要があれば備品・重要物品一覧表を修正する必要がある。

(9) 貸与ライフルの適切な管理(結果)

県から受領している備品・重要物品一覧表には、ビームライフルは15丁存在することとなっているが、現物をカウントしたところ14丁しか存在しなかった。この理由を質問したところ、「国体強化選手に1丁貸与しており、国体終了後に返還される予定である。」との回答を得たが、預り証は未入手であった。貸与する際には、預り証等を徴収すべきである。

また、当該貸与は県の許可も得ていないが、物品は県の財産であり、県の許可なく物品を外部に貸与することは、宮城県ライフル射撃場指定管理者基本協定書第17条第8項の「乙(指定管理者)は、施設等を事業運営の目的以外に使用してはならない。ただし、甲(宮城県)の承認を受けたときは、この限りでない。」に違反しており、県の承認を受ける必要がある。

(10) 委託管理業務の再委託に関する県の承諾(結果)

宮城県ライフル射撃場指定管理者基本協定書第8条第1項によれば、「乙(指定管理者)は、射撃場の管理に係る業務を一括して第三者に委託してはならない。ただし、県の承諾がある場合においては、清掃、警備等個々の具体的な業務は第三者に委託することができる。」とされている。さらに同条第2項によれば、「前項の規定により、乙が第三者に委託する場合には、契約する前に、その契約方法、具体の委託内容等を記した書面を甲(宮城県)に提出し承諾を受けるものとする。」とされている。指定管理者は管理運営業務について、清掃、警備等個々の具体的な業務を第三者へ委託しているが、再委託予定業務名、契約方法(すべて随意契約)程度を記載した再委託業務予定一覧表により県から承諾を受けているものの、同協定書が規定している具体の委託内容、例えば契約の条項、契約金額等は不明の状態での承諾となっている。

県は指定管理者が清掃、警備等個々の具体的な業務を第三者に委託する場合には、同協

定書が規定している具体の委託内容、例えば契約の条項、契約金額等を記載した書面か、それらが含まれている契約書案の提出を指定管理者に求めるべきである。

(11) 委託管理業務の仕様変更に関する県の承諾(結果)

宮城県ライフル射撃場指定管理者基本協定書別記 1 に記載されている宮城県ライフル射撃場管理運営業務仕様書の 2 には、「指定管理者が行う業務の範囲(4)施設・設備、物品及び敷地の維持管理業務」において各業務の仕様を定めているが、以下については守られていない。

- イ. 浄化槽維持管理業務のうち汚泥処理が 30 m³となっているが、現状は 8 m³となっていた。
- ロ. 清掃業務(射場クリーニング、カーペットバキューミング、畳バキューミングおよびトイレ清掃)は年 12 回となっているが、現状は年 6 回となっていた。また、窓ガラス清掃は年 4 回となっているが、現状は年 2 回となっていた。

指定管理者の話では、指定管理者になる前からこのように減少された面積や回数で施設管理を行ってきたとのことであるが、そうであれば、同協定書の変更について県と協議すべきである。県で業務範囲を定めて指定管理者を公募している以上、その仕様書に従った管理をする必要があり、協定書違反と言わざるを得ない。指定管理者は協定書に則った施設管理をすべきである。また、県は指定管理者が協定書どおりに施設管理を行っていることを確認すべきである。

(12) 委託管理業務に関する見積書の日付記入(意見)

指定管理者はすべての委託管理業務において 2 社の相見積りを行っているが、日付が入っていない見積書が数件見受けられた。例えば、設計金額 224 千円の消防用設備保守点検業務委託については 2 社から見積りを徴収しているが、2 社とも見積書に日付が記載されていない。これでは、適時、適切に相見積りを行っているのか疑わしい状況になっている。委託業者から見積りを徴収するにあたって、指定管理者は日付が入った見積書を徴収すべきである。

(13) 委託管理業務に関する工事請負契約書の訂正手続の不備(結果)

A 社に委託している芝管理業務委託業務 415 千円について、当初の工期は着手:平成 17 年 4 月 1 日 完成:平成 18 年 3 月 31 日となっていたが、完成:平成 20 年 3 月 31 日と手書き訂正されていた。また、当初の支払方法は第 1 回、第 2 回とだけ記載されていたが、第 1 回を毎年 8 月末日に第 2 回を毎年 2 月末日に手書き訂正されていた。これらの訂正は、両方とも契約相手先の契約担当者である主任の印鑑のみで行われていた。当契約書に問題が発生した場合には、当該訂正印の有効性が問題となり、特に工期については請負代金が 1 年分か 3 年分かという非常に重要な訂正であるため、当初の契約書の捺印である A 社の代表取締役印にて訂正が行われるべきである。

9. 宮城県蔵王自然の家

【施設の概要】

蔵王自然の家は、遠刈田温泉より西に 4 km、南蔵王の烏帽子岳(1,402m)の山麓、標高 486 mに位置し、蔵王の雄大な自然の中での体験を通して、心豊かでたくましく生きる力を備えた少年の育成を目的として昭和 46 年 8 月に「宮城県蔵王少年自然の家」として開所した。平成 17 年 4 月からは宮城県自然の家条例が施行され、「宮城県蔵王自然の家」と名称を変更し、社会教育施設、広く県民の利用を通して生涯学習社会の構築に寄与することを目的に、利用対象者を拡大している。

施設は管理棟、宿泊棟、山小屋、テント、体育館、食堂があり、夏型(登山等)、冬型(スキー等)の活動を通し、延べ年間約 38,000 人の利用者がいる。事業は、受入事業と主催事業があり、受入事業は、小中学生を主にした野外活動宿泊訓練・スキー合宿訓練、子供会・スポーツ少年団の宿泊訓練等年間を通して団体活動を受入れている。主催事業としては、家族を対象として四季に合わせた年 4 回の親子のつどい、小中学生を対象にしたチャレンジ in 蔵王(6泊7日)、大学生・社会人を対象に野外教育施設ボランティア養成講座、いきいき登山教室、教職員を対象にした野外活動指導者研修会、スキー指導者研修会などを行っている。

(1) 施設の状況

項目	内容	
所在地	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原 155 番 1 号	
所管部署	教育庁生涯学習課	
供用開始月日	昭和 46 年 8 月 3 日	
設置目的	集団宿泊研修を中心とした自然体験活動を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、県民の心身の健全な発達を図るため、自然の家を設置する。	
設置根拠条例	自然の家条例	
主な施設種類	管理棟、宿泊棟(定員 254 人)、体育館、食堂、山小屋(定員 20 人×6 棟)、テント(定員 5 人×15 張)	
面積(公有財産表)	敷地面積 112,174.81 m ² 、延べ床面積 5,484.42 m ² (山小屋等含む)	
価格	(公有財産表) (バランスシート)	土地価格:167 百万円、建物価格:560 百万円 建物取得価額:135 百万円、残存価格:38 百万円
管理運営方法	平成 16 年度、17 年度、18 年度ともに直営	
休業日	毎週月曜日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日まで) その他、自然の家所長が必要と認めたとき、上記休業日を変更または、臨時に休業日を設ける。	

使用料	宿泊室 :1人1泊につき一般600円、高校生200円、中学生以下無料 テント :1人1泊につき一般400円、高校生100円、中学生以下無料 山小屋 :1人1泊につき一般400円、高校生100円、中学生以下無料
-----	--

(2) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県債	その他
用地費	41	41	—	—	—
建設費	135	54	16	65	—
合計	176	95	16	65	—

(3) 施設に係る職員の状況

① 従事職員数

(単位:人)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
県職員	11	11	11
県臨時・嘱託等	2	2	2
合計	13	13	13

② 人件費

(単位:百万円)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
県職員	82	84	81
県臨時・嘱託等	1	1	1
合計	83	85	82

(4) 施設の利用状況

後述【監査の結果と意見】(1) 自然の家の存在意義参照。

(5) 収支の状況

(単位:千円)

大科目	小科目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
職員人件費		83,450	84,770	81,710
社会教育総務費	報償費等	315	1,607	231
社会教育施設費	委託料	28,197	29,383	29,099
	需用費	14,485	16,459	14,085
	その他	5,375	4,507	4,094
その他		2,844	143	176

支出合計		134,666	136,869	129,395
教育使用料	施設使用料	0	1,579	1,956
	電柱敷地等	21	21	21
雑入		1,763	1,745	1,932
収入合計		1,784	3,345	3,909
収支: 県民負担額		132,882	133,524	125,486

(主な増減内容)

イ. 平成 17 年度の施設使用料収入の増加は、施設の使用を有料化したものである。

(指摘事項)

直営施設の収支に関する決算処理(意見)

県は直営施設の決算処理を行い、収支計算書を作成しているが、職員の人件費については、本庁にて支出され本庁の人件費として決算処理されるため、当該施設の収支計算書には含まれていない。また、「教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則」第 2 条により、教育委員会の地方機関および教育機関の長である地方公所が処理できる役務の調達に係る委託は 2 千万円未満となっていることから、警備や清掃等の施設管理業務の設計金額が 2 千万円を超えるものは、地方公所では事務手続が不可能なため、本庁で契約、支払を行い、本庁の支出とされ、当該施設の収支計算書には含まれていない。この他に、2 千万円未満であっても、様々な状況判断により本庁で支出しているケースがあり、これらについても当該施設の収支計算書には含まれていない。

このため、直営施設の収支計算書のみでは当該施設の運営に要した収支が直接把握できない仕組みとなっている。施設の収支を把握することは、当該施設の存在意義の確認、利用料金水準の妥当性の確認、設備投資計画の立案など、様々な面で必要であるため、直接把握できる体制を整備する必要がある。

なお、本報告書のすべての直営施設における「(5)収支の状況」は、県に集計を依頼して、上記のように施設の収支計算書に含まれていない本庁支出経費を含めて作成したものである。

【監査の結果と意見】

(1) 自然の家の存在意義(意見)

自然の家は、文字どおり自然の中での体験を通して心豊かでたくましく生きる力を備えた少年の育成に努めること、および社会教育施設として広く県民の利用を通して生涯学習社会の構築に寄与することを目的として宮城県内に4施設設置されている。

泉が岳自然の家は昭和44年に開設され、主に高校生や青年団の部活動やオリエンテーションに利用されてきたが、平成20年3月末で廃止されることとなった。利用者数は昭和48年度の53,382人をピークに平成18年度は24,262人にまで落ち込んでいた。この間、施設の老朽化が進み、改修費用は4億円近くになるとの試算となっていることから、県は廃止を決定したものである。自然の家はこの他に蔵王、松島、志津川の3施設があるが、県はこれらについては存続させ、幅広い年代に向けてサービスの提供を図ることとしている。

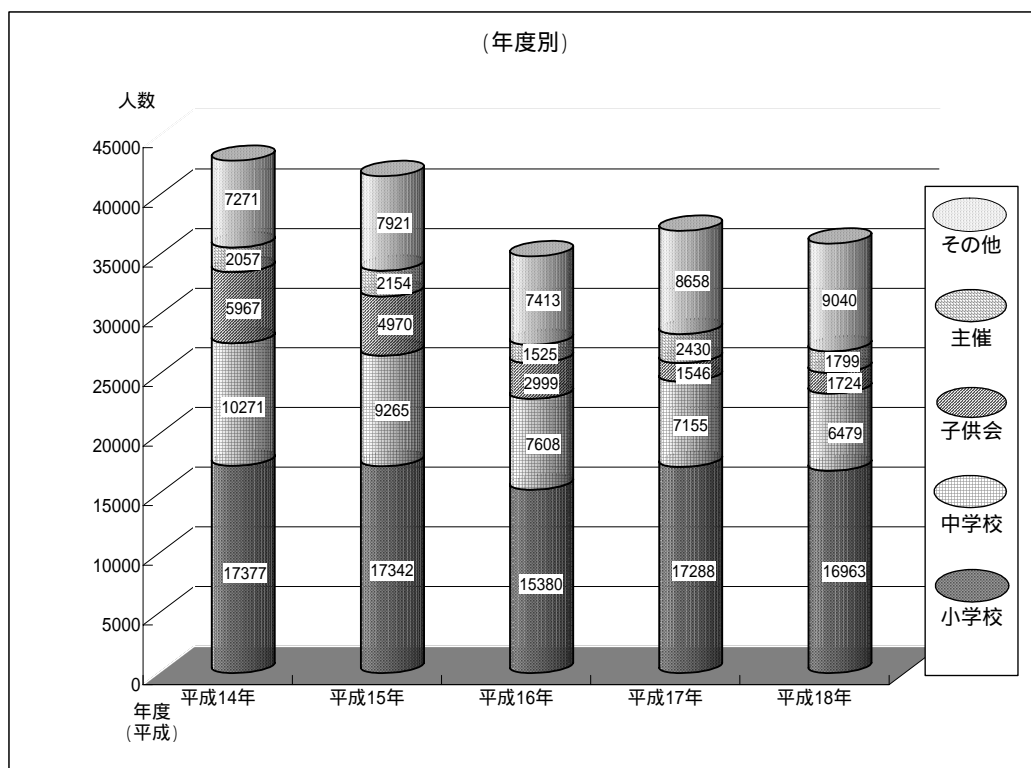
宮城県に設置している自然の家の施設の状況は下表のとおりである。

(表21)宮城県自然の家の状況

自然の家施設名	泉が岳	蔵王	松島	志津川
開設時期	昭和44年	昭和46年	昭和45年	昭和51年
利用者数のピーク時期	昭和48年	平成3年	昭和48年	平成4年
利用者数のピーク時利用者数	53,382人	60,366人	64,756人	22,760人
平成18年度利用者数	24,262人	36,030人	31,426人	17,698人
ピーク時に対する割合	45.4%	59.7%	48.5%	77.8%

このように廃止を決定した泉が岳以外の3施設においても、ピーク時と比較すると48.5%～77.8%と利用者数は減少している。また、監査対象とした蔵王自然の家の最近5年間の利用団体別の利用状況の推移は下表のとおりであり、ここ数年の利用者数は概ね年々減少の一途を辿っている。

(表 22) 蔵王自然の家利用団体数の推移



他県における自然の家は施設の老朽化や民業圧迫との批判などを鑑みて、全国的に廃止や市町村への譲渡などの動きが出てきている。これは、時代の流れとともに自然の家の存在意義が問われている証左とも言えるものである。つまり、箱物行政の終焉であり、県が県民に対して本当に提供すべきはハードではなくソフトに移ってきていると考える。県が存続させることとした3施設についても、上記(表 21)に示したように、開設時期や利用者数のピーク時に対する平成18年度の利用者の割合は、廃止することとした泉が岳と大きく相違しないことから、利用率向上による施設の有効活用を図る施策を検討すべきであり、それが可能でないのであれば、施設は廃止すべきである。そして、県は今まで養ってきた自然の家のノウハウを生かし、県が主催する蔵王自然体験活動などのソフト面のみを県民に提供することも検討に値すると考える。県の財政負担も視野に入れ、不要に自然の家を存続させることのないように、施設の廃止を含め、存在意義について継続的に検討すべきである。

(2) 利用率の向上施策(意見)

蔵王自然の家は宮城県内の自然に親しむための施設として、春から秋にかけては蔵王連峰への登山基地として、冬にはスキー基地として利用され、所在地域としては絶好の立地条件を備えている。しかしながら、下表に示したように、当自然の家の屋内宿泊施設の宿泊者延人数

を宿泊者定員で除した利用率は 23.5%と低い。屋外宿泊施設にいたっては、5 月初旬から 10 月中旬にかけて利用されるのであるが、宿泊可能日数をベースにした利用率は 12.2%とさらに低い水準である。なお、これらの利用率は一般的に用いられる部屋単位での利用率である稼働率より低く算定されるため、最も厳しい目を見た利用率である。仮に定員 8 人の部屋を 4 人で利用していたとすると、稼働率はこの利用率の 2 倍となるが、それでも稼働率は低い水準と考えられる。

(表 23)平成 18 年度屋内宿泊施設利用状況

区分	開所日数	宿泊可能日数	宿泊利用日数	宿泊者延人数	宿泊者利用率(%)
平成 18 年 4 月	26	21	12	1,440	27.0%
5 月	26	26	13	1,511	22.9%
6 月	27	23	17	1,866	31.9%
7 月	28	24	23	2,051	33.6%
8 月	26	23	22	2,042	35.0%
9 月	28	23	23	1,976	33.8%
10 月	26	21	12	763	14.3%
11 月	25	18	5	86	1.9%
12 月	25	21	4	240	4.5%
平成 19 年 1 月	25	22	17	1,913	34.2%
2 月	26	22	19	1,919	34.3%
3 月	27	23	5	102	1.7%
平成 18 年度累計 ／平均	315	267	172	15,909	23.5%

$$\text{宿泊者利用率} = \frac{\text{宿泊者延人数}}{\text{宿泊者定員数}(254 \text{ 名}) \times \text{宿泊可能日数}} \times 100\%$$

(表 24)平成 18 年度屋外宿泊施設利用状況

区分	開所日数	宿泊可能日数	宿泊利用日数	宿泊者延人数	宿泊者利用率(%)
平成 18 年 4 月	0	0	0	0	0.0%
5 月	26	26	4	362	7.1%
6 月	27	23	10	1,035	23.1%
7 月	28	24	12	115	2.5%
8 月	26	23	8	221	4.9%

9月	28	23	11	1,093	24.4%
10月	8	5	1	115	11.8%
11月	0	0	0	0	0.0%
12月	0	0	0	0	0.0%
平成19年1月	0	0	0	0	0.0%
2月	0	0	0	0	0.0%
3月	0	0	0	0	0.0%
平成18年度累計 ／平均	143	124	46	2,941	12.2%

$$\text{宿泊者利用率} = \frac{\text{宿泊者延人数}}{\text{宿泊者定員数(195名)} \times \text{宿泊可能日数}} \times 100\%$$

(注) 屋外宿泊施設は10月11日から4月末までは開所していない。

当自然の家は昭和45年9月に宮城県蔵王少年自然の家として設置され、小中学生の社会教育施設として「規律」「協同」「友愛」「奉仕」の心をはぐくむことを生活指標として運営されてきたものである。したがって、当時は小中学生のみが施設の利用者であり、例外として、学習活動の引率者および当自然の家の主催事業において一般県民が利用者となっていたものである。このときは完全無料施設であった。

その後自然の家条例を改正し、平成17年4月から施設の利用者の拡大を図るために小中学生のみに限定していた利用制限を廃止し、名称を宮城県蔵王自然の家に変更し、同時に高校生以上は有料化された。

これにより、団体の引率者等を除くフリーの一般県民利用者は平成17年度においては2,342人、平成18年度においては5,357人と増加したことは事実であるが、上述(1)自然の家の存在意義で述べたように、利用率は依然低水準であり、フリーの一般県民の利用率をさらに高める施策が必要であると考ええる。

なお、当条例改正により一般県民も利用可能となったことに伴い自然の家管理規則も改正し、第4条において自然の家を使用できる者について、次の3項目に制限している。

イ. 自然体験活動に関する計画的な研修その他の活動を行うために三人以上の団体で使用する者

ロ. 教育委員会の主催する事業に参加する者

ハ. 上記イ. およびロ. 以外に所長が適当と認める者

イ. の制限規定であるが、「研修その他の活動」には例えば、家族3人での1泊2日のスキーや登山、散策も含まれる。蔵王という場所柄、通常、利用者は自然とのふれあいを求めており、事実上、利用制限がないに等しく、利用制限により不許可となるケースはほとんどない。仮に、単なる宿泊のみであったとしても、散策との計画書が提出されれば、計画実行の完全検証は困

難である。よって、管理規則の制限は形骸化している。

このように利用制限が事実上廃止されたことから、利用者への周知による利用率向上を図るため、平成 18 年度においては、一般利用が可能な旨を平成 18 年 7 月の「県政だより」に案内掲載し、ホームページにも掲載した。また、条例改正後、毎年、一般家族向けパンフレットを作成し、当自然の家にて備付・配布したほか、県庁および地元の 2 市 7 町へも配布し、各種社会教育施設へ備付したとのことである。

この他に、当自然の家から車で数分の所に位置する、みやぎ蔵王えぼしスキー場とタイアップし、口頭契約ではあるが料金の値引きを行っている。このスキー場とのタイアップは、当自然の家の利用者拡大に向けての有効な施策であり大いにアピールすべきものであるが、近隣宿泊施設やタイアップしていない近隣スキー場に対しての民業圧迫への配慮から、施設の利用案内に関する県のホームページ等には掲載していない。

しかし、平成 17 年度に一般利用を開放した時点で上記のように実質的な利用制限はなくなっており、既に民間と競合関係にあると言える。利用者拡大に向けて、近郊に位置する他のスキー場やその他の観光施設ともタイアップし、それらを県のホームページ等に掲載していくべきであるとする。

また、利用者との申請書、申込書、許可書等の書類のやり取りを郵送で行っているが、個人利用者を増加させるためには、やり取りを電子化することが望まれる。

(3) 利用実績報告書の誤記載(結果)

当自然の家は翌月 10 日までに、毎月の利用実績報告書を県の生涯学習課に報告している。この利用実績報告書は、月次ベースで利用日数、宿泊利用日数、利用団体数、利用者区分毎の利用者実数、利用者延人数、宿泊者延人数、宿泊者利用率、日帰り研修における団体数と延人数を記載している資料であり、施設の利用趨勢を見るのに必要な資料であり、今後の施設の活動方向を示すのに必要な資料である。また、生涯学習課においては、月々の報告から利用の少ない月等の対応を検討するため、県民のニーズを把握するため、学校のみならず一般県民の利用状況も確認するためこの資料を利用している。

この資料は表計算ソフトで作成されており、利用人数を入力することにより自動的に利用率が算出されることになっているが、宿泊者利用率計算について、計算式が誤っていたため、例えば、平成 18 年度の宿泊者利用率が 19.5%とあるべきところ、42.7%と算出されていた。宿泊者利用率が 19.5%と 42.7%では利用度合いにかなりの開きがあり、今後の施設のあるべき論まで結論が異なるほど重要な指標が誤っていたことになる。この資料は県から送られてきているとのことであるが、当自然の家でも当然計算式が正しく組まれているか確認すべきであるし、当自然の家は宿泊者の状況をより把握しているのであるから、これだけの開きがあれば、おかしいことに気づいてしかるべきと思われる。また、県においても提出された報告書のデータを確認、精査すべきであった。すなわち、当自然の家においても県においても、この利用実績報告書を本来の意味で利用しているかという疑念が払拭できない。今後の自然の家の活動を活性化させるた

めにも、利用実績報告書は正しく作成する必要がある。

(4) 利用料金水準の引上げ(意見)

前述のとおり、当自然の家が昭和46年4月に宮城県蔵王少年自然の家として設置されて以降、小中学生に限らず高校生以上でも利用料収入が無料であったが、平成17年4月に蔵王自然の家と名称を変更し一般県民に開放するに当たって、無料は問題であるとの認識の上で、同日より高校生以上が下表のように有料化されることになった。

(表25)施設毎の1泊当たり利用料 (単位:円)

区分	中学生以下	高校生	引率者	一般
宿泊室	無料	200	400	600
テント	無料	100	200	400
山小屋	無料	100	200	400

(注) 食事代、寝具代、シーツクリーニング代などは別途実費

このように、料金水準は民間施設と比較するとかなり安く設定されている。他県の同様施設の利用料金は下表のとおりである。

(表26)他県との利用料金比較(抜粋) (単位:円)

地域	小・中学生	高校生	大学生等	一般	シーツ代
宮城県	無料	200	600	600	180
北海道	130	200	200	770	無料
秋田県	無料	無料	無料	無料	120～140
岩手県	無料	無料	無料	無料	120
山形県	無料	360	570	570	100～180
福島県	500	500	1,000	1,000	130～140
栃木県(注)	無料～370	100	200	400	無料～230

(注) 県外中学生以下は760円、県外その他は1,530円と別立てとなっている。

他県の自然の家の利用料金と比較すると大差はないと考えられるが、この金額では実費弁償することさえできない金額設定となっていることも事実である。

(宿泊施設のコスト計算)

イ. 総支出額に対する宿泊者1人当たりコスト

総支出額 129,395 千円 ÷ 宿泊者延人数 18,850 人 = 6,864 円

(注) 総支出額は運営コストのみであり、宿泊施設の当初投資額である建設費等は含んでおらず、これを含めると実質コストはさらに高額となる。

ロ. 総支出額のうち、人件費を除いた直接支出額に対する宿泊者1人当たりコスト

当自然の家の直接支出額 47,685 千円 ÷ 宿泊者延人数 18,850 人 = 2,530 円

このように、総支出額に対する宿泊者 1 人当たりコストは 6,864 円とかなり高い金額となるが、最低限実費弁償からすると人件費を固定費として除外した直接支出額に対する宿泊者 1 人当たりのコスト 2,530 円を回収する必要があると考えられ、一般の宿泊利用料 600 円では最低限実費弁償ですら回収できない金額である。したがって、一般利用者でも現在の金額の倍、小中学生でも一般利用者の半分等の有料化を検討すべきである。

また、現在の利用料金体系では、県外の小中学生も宿泊利用料が無料となっている。平成 18 年度における県外小中学生利用者数は下表のとおりである。

(表 27) 平成 18 年度県外小中学生利用者数

学校名	人数	滞在日数	延べ人数
県外中学校 3 校	351 人	2～3 日	904 人
県外小学校 19 校	1,047 人	3 日	3,141 人
合 計	1,398 人	—	4,045 人

(注) 延べ人数は人数×滞在日数で算出した。

仮に 1,398 人から 1 泊当たり 500 円の利用料を徴収すると約 1,300 千円の収入となる。

他県の自然の家では小中学生が有料の例があるし、高校生以上の場合、県外者は県民の倍の利用料金としている県もある。宮城県の財政事情に鑑みて、県外の小中学生の有料化、県外の高中生以上の一般については県内の利用者の倍とするなど、利用料金体系の見直しが求められる。

(5) 体育館等の利用率向上(意見)

宿泊者は体育館、研修室、オリエンテーション室、プレイルームを無料で利用することができるが、宿泊者以外には有料貸出ししている。利用料は 1 日を午前、午後、夜間の 3 単位に分割し、体育館はそれぞれ 3,000 円、3,500 円、4,000 円となっており、体育館以外は 1 単位当たり 2,500 円、2 単位では 2,800 円、3 単位では 3,100 円となっている。平成 18 年度の利用状況は下表のように各施設 1 団体または未利用と低迷し、年間の利用料収入はわずか 8,600 円である。

(表 28) 平成 18 年度の利用状況

区分	利用団体数	利用人数	利用料収入
体育館	1	80 人	3,000 円
研修室	0	0 人	0 円
オリエンテーション室	1	45 人	2,800 円
プレイルーム	1	62 人	2,800 円
合計	3	187 人	8,600 円

このように体育館等の利用状況が極めて低迷しているのは、自然体験活動に関連する計画的な研修等で 2 週間前に利用申請が必要なことや、自然の家の利用目的が主目的で目いっぱい

いであることに起因するものと思われる。しかし、この他にも、施設案内に関するパンフレットや県のホームページに、これらの施設があることは掲載されているものの、宿泊者以外も利用が可能なことやその利用料については掲載されていないということにも起因しているものと思われる。少しでも利用者を拡大させる施策として、パンフレットやホームページに日帰り利用が可能なことや利用料を掲載することが望まれる。

(6) 使用料減免申請書の未入手(結果)

自然の家条例第7条第1項により、教育委員会の主催する事業に参加する者は使用料が全額免除される。この場合、第2項により使用料の免除を受けようとする者は、使用料減免申請書を県に提出しなければならないこととなっている。

当自然の家では春夏秋冬各1回ずつ開催されるハイキング、スキー、そば打ちなどを体験する1泊2日の「親子のつどい」など、各種主催事業を行っており、これらは教育委員会が主催する事業に該当する。当主催事業については講師代や材料代などの実費は徴収しているものの、同条例第7条第1項により使用料は徴収しておらず、参加者に対して第2項が規定している使用料減免申請書の提出も求めている。

条例上は主催事業であっても使用料減免申請書を提出しなければならない、条例を遵守すべきである。また、このようなケースにおいても使用料減免申請書の提出を義務付ける条例が不合理であると県が判断するのであれば、条例の見直しが必要である。

(7) 不明現金の早期処理および委託先との親睦自粛(結果)

公印、預金通帳等を保管する大金庫と利用者から預った貴重品を保管する大金庫があるが、監査日である平成19年10月12日時点で入金理由が不明となっている現金がそれぞれ14,631円および65,190円保管されていた。担当者が平成19年4月に急逝したため引継ぎが行えず、入金理由が不明となっているとのことであった。その後これらの現金は蔵王自然の家の職員および委託先2社の社員で組織する親睦会において、平成18年度に会費制で開催された暑気払い、忘年会、送別会の余剰現金であることが判明した。

このような現金が、親睦会の資料が添付されずに大金庫に保管されていたこと、平成19年4月以降約半年間何の究明もないまま大金庫に放置されていたことは、公金との区分が不明確であり、不正の温床になる可能性があり、大金庫には公金以外の現金を保管すべきではない。

さらに、会費制の親睦会とはいえ、委託先の職員も親睦会の構成員になっていることは、委託先との馴れ合いと指摘されても仕方の無い状況であり、委託先との親睦は自粛する必要がある。

(8) 資産の管理不備(結果)

備品等の資産は財務規則第144条により、每期現物と備品一覧表および重要物品現在高明細書との照合を実施し、県に報告する必要があるところ、当自然の家では実地たな卸しを実施

しているとのことであるが、その証跡を確認できなかった。

また、当自然の家への往査日において、重要物品現在高明細書 5 件全件および備品一覧表から任意に 7 件のサンプルを抽出し現物確認を実施した結果、重要物品については全件現物が確認できたが、備品(注)については下表のような不備が認められた。

(注) 備品とは財務規則第 138 条第 2 項の取得価額または取得時の評価額が 2 万円未満の物品および重要物品を除く備品をいう。

(表 29) 現物確認検出事項

備品番号	備品内容	金額 (千円)	備品整理 票の有無	現物確認 の可否	検出事項
9700370	ノートパソコン	316	×	×	現物が確認できなかった。
0200004	携帯型簡易無線電話装置	83	×	×	現物が確認できなかった。
9600193	スキー架(スキー板を立てかけて保管するもの)	44	×	×	備品一覧表上は合計 8 個あるが、現物は合計 7 個しか確認できなかった。
9601653	スキーセット	42	×	×	スキー用具は数量が多く現物に備品整理票が添付されていないので、照合ができなかった。ただし、当自然の家としての独自の台帳管理を行っている。
9600455	物品棚	23	×	×	備品一覧表上は合計 6 個あるが、現物は多数あり、現物に備品整理票が添付されていないので、照合ができなかった。
9600045	炊飯器	30	×	○	備品整理票がなく当該資産を特定できなかった。同じものが複数あり「合計数量」

					の整合性を確認した。
9600558	温風機	26	×	×	現物が確認できなかった。

(注) 備品整理票とは、各資産を特定・管理するために、「細分類、備品番号、品名、取得年月日、取得事由及び所属コードを表示」したものであり、これを資産現物に添付し管理するための整理票である。

7件の現物確認手続の結果、現物自体が確認できなかったものが6点、備品整理票が添付されていなかったものが1点(現物自体が確認できなかった6点を除く)である。上記検出結果によれば、抽出サンプル数7件の全件について問題事項が検出されたことになり、管理が不十分であると言わざるを得ない。すなわち、実施されている年1度の現物照合の手続は、資産内容を十分に確認できていないレベルであることが容易に推定できる結果である。

備品が県有資産であることに鑑みれば、現物の状況把握、備品整理票による資産の特定等は、資産管理上非常に重要であり、より厳格な管理が求められるものである。備品のほとんどに備品整理票が添付されていない現状においては、現物一斉確認を実施して現物に備品整理票を添付し、不明品は台帳から消去する必要がある。その際、スキー用具等で備品整理票の添付が困難なものについては、当該備品に備品整理票の記載事項を直接記入する等の工夫が求められる。

この現物一斉確認を早急に実施した上で、その後は毎月循環的に実施する等、現物確認およびそれに伴う備品一覧表の更新を実施していくべきである。

(9) 支出事務の合理化(意見)

当自然の家には、出納事務の委任等に関する規程により、会計事務のうち支出負担行為の確認と支出命令の審査・確認および支出執行事務を行う出納員が配置されておらず、大河原教育事務所の出納員が充てられている状況である。

支出事務は、施行伺、契約締結、履行確認、請求書受理の後、会計担当職員が財務端末機の財務システムにより必要帳票を出力し、所属長の決裁を受け、出納員が最終的に支出命令確認入力を同システムにより行い、金融機関へ情報が送信されることによって行われている。

当自然の家では、支出命令確認を行う出納員が不在のため支出命令確認入力ができず、会計担当職員が関係帳票を当自然の家の財務システムで出力後、大河原教育事務所まで直接持参し、出納員の支出命令確認を受けて支出を執行している。財務システムで作成・出力する帳票については、複数の支出案件を1つの帳票にまとめることができないため、支出案件毎に帳票類を作成し、その都度大河原教育事務所へ持参している状況である。しかしながら、蔵王自然の家から大河原教育事務所までは片道約22km、時間にして30分弱の距離にあるため、会計担当職員に無駄な手間がかかっている。したがって、当自然の家の職員が支出事務を行

えるようにすべきであり、それによって手続き上の合理化が図られると考える。

なお、この件については他の3自然の家も同様である。

(10) 二重払いの防止策(結果)

経費の支払を行う時には、上記(9)支出事務の合理化に記載したように支出負担行為兼支出命令決議書を作成し、業者からの請求書と契約締結伺い兼購入通知書を添付して所長の承認を受けることになっているが、契約締結伺い兼購入通知書には支払手続に回した旨を記載する等の処理は行っていない。したがって、業者から二重に請求書が届いた時には、契約締結伺い兼購入通知書には既に支払い手続が済んだか否かについて何ら証跡が残っていないため、再度支払手続を行い二重に支払いが行われることが有り得る状況になっている。また、このような二重払いについてはコンピュータ上の防止機能はなく、支出関連内部資料からも防ぐことはできない状況である。

このような二重払いを防ぐためには、契約締結伺い兼購入通知書に支払いに回した旨を表す押印を行うことが必要と考えられる。

(11) 養護教諭、栄養士の廃止(意見)

自然の家条例第3条によれば、「自然の家に、事務職員、技術職員、社会教育主事その他の職員を置く。」とされていることにより、自然の家には養護教諭および栄養士を配置することは可能である。そのため、当自然の家は、子供たちの健康を守るために保健室を設け養護教諭を配置しているのであるが、他の自然の家では養護教諭を配置しておらず、また今まで特に問題もなかったことから、当自然の家に配置する必然性はない。

また、栄養士については、食事の献立を作りカロリー計算を行うため当自然の家以外にも松島自然の家、志津川自然の家に配置し、泉が岳自然の家は宮城県泉が岳自然の家栄養嘱託員設置要綱に基づき栄養嘱託員を配置しているのであるが、食堂の運営についてはそれぞれ外部に委託しているのであるから、栄養バランスとカロリー計算を行った上で献立を作るよう委託先を指導すれば済むものと考えられる。

以上から、養護教諭、栄養士の配置を廃止すべきであり、それによって、自然の家の運営コストは20,643千円削減される。

(12) 温泉ポンプの改修における予算の流用手続および温泉利用許可済証の取外し(結果)

平成5年度に導入した温泉設備は、平成17年11月以降経年劣化による水中ポンプの故障により温泉の汲み上げができず、利用できない状況になっている。同設備は、利用者にも好評で、当自然の家における県民サービスの中でも比較的重要なサービスの1つである。当自然の家は早期に温泉を再開するために、平成18年8月から9月にかけて、温泉の汲み上げが従来どおり可能となるか否かを確認するため揚湯試験(注)を行っている。

当該試験は事業名を「温泉設備維持管理業務」としているが、これはポンプが故障する前で

ある平成 17 年度において平成 18 年度の「温泉設備維持管理業務」として予算化した事業が同設備の故障によって不要になったため、当自然の家はその予算 2,157 千円を流用して 1,806 千円にて揚湯試験を行ったものである。

試験の結果、同設備の水中ポンプの入替え工事を行うことによって温泉設備が再開できることが判明したため、同工事費の概算 15,862 千円を平成 19 年度予算として要求したところ、緊急性および優先順位は高くないということでゼロ査定となった。これら一連の流れを鑑みると、揚湯試験実施時には温泉設備の再開工事費が平成 19 年度予算に組入れないことは分からなかったのであるが、もし分かっていたのであれば、揚湯試験の経費 1,806 千円はまったく無駄な支出であったことになる。このような場合、当自然の家および県担当課は財政課に対して、事前に温泉設備再開工事費の予算組入れの可能性について問合せるべきであった。

なお、平成 18 年度における予算の流用については、款項目が同一であることから、法的には問題ないと考えられるが、事業名である「温泉設備維持管理業務」と温泉を再開するための事前準備である揚湯試験では内容がまったく異なるものであり、上記のように不要な経費となることもあるので、事業内容が異なる時には、各種の必要資料には正しい事業名を記載すべきであるとする。

また、温泉を使用できなくなった後に、温泉使用に関するホームページの掲載や館内の表示は取止めたものの、宮城県の温泉利用許可済証が浴場入口壁に貼ってあり、当自然の家が遠刈田温泉郷に近く、住所も「蔵王町遠刈田温泉(以下省略)」であることから、利用者は温泉であると誤解していたおそれがある。温泉を使用しない期間は温泉利用許可済証を取外すか、温泉利用許可済証の近くに温泉は使用していない旨の表示をすべきである。

(注) 揚湯試験とは、揚湯量の安定、泉温の安定の測定を行うものである。

(13) 委託管理業務の再委託に関する県の承諾(結果)

上記(12) 温泉ポンプの改修における予算の流用手続きおよび温泉利用許可済証の取外しに記載した温泉再開準備の揚湯試験に関して、当自然の家はA社と委託契約を締結している。契約書第 3 条によれば、「乙(A社)は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、あるいは請け負わせてはならないものとする。ただし、書面により甲(宮城県)の承諾を得たときはこの限りでない。」としており、いわゆる再委託の禁止が謳われている。しかし、A社は受託した業務の一部を県の承諾なしにB社に再委託しており、契約違反の事実が認められる。

県は揚湯試験の現場に立会っており、A社がB社に再委託している事実を知り得ているのであるから、書面により県の承諾を得るようにA社に対して指導すべきであった。

(14) 最低制限価格の設定(結果)

電話設備が老朽化しているために通話状態が悪く、当自然の家は平成 18 年 12 月に電話交換機更新工事を指名競争入札で行っている。落札者はC社であるが、その設計金額および落札価格は税抜き金額で以下のとおりである。

(表 30) 落札率の状況

設計金額	1,194 千円
落札価格	460 千円
落札率	38.5%

落札価格がこのように下がったのはC社とD社が競って落札しようとしたためであるとのことである。ちなみにD社の入札価格は 560 千円、落札率 46.9%であった。

なお、建設工事執行規則第 12 条の 2 に基づき、契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めるときに最低制限価格を設けることができるとされている。この趣旨等を受け、県出納局長から平成 18 年 4 月に「建設工事等の入札・契約制度の運用について」の通知がなされ、建設工事については原則として最低制限価格を設けることとされているが、この工事については最低制限価格が設定されておらず、適正な契約事務が行われていない。当自然の家は上記運用通知に基づき最低制限価格を設定すべきであった。

(15) 個人情報の施錠管理(意見)

利用申請書や申込書等、利用者の氏名、住所、電話番号などの個人情報が記載された書類がロッカーに保管されているが、鍵を紛失しているため、施錠できない状態となっている。現状では他に施錠できるロッカーはないが、県は個人情報漏洩防止の観点から、これらの書類を施錠管理する必要がある。

10. 宮城県美術館

【施設の概要】

美術館は、仙台市の中心部から西 1.5 kmに位置し、美術の鑑賞、創作、研究等を通じて、県民が美術文化活動に積極的に参加できるよう、多角的な機能を持つ総合美術センターの役割を果たす施設として昭和 56 年 11 月に開館した。

施設は本館と佐藤忠良記念館(平成 2 年 6 月開館)からなり、本館には宮城県および東北地方にゆかりのある作品を中心に、明治時代以降現代までの日本画、洋画、版画、彫刻、工芸、絵本原画などのほか、カンディンスキー、クレーなどの外国作品も収蔵されている。また、佐藤忠良記念館には、佐藤忠良氏の作品寄贈を受けた数多くの彫刻作品が収蔵されている。

美術品の展示は、所蔵作品による常設展と、年数回の特別展を開催しており、また、展示だけでなく、作ることによって美術を体験できるよう創作室を設置し、常時、相談を受けたりアドバイスをを行うスタッフが配置されており、さらに、美術と関連する他の領域と連携しながら公演会など各種の取組みを行うなど、地域に根ざした開かれた美術館を目指している。

(1) 施設の状況

項目	内容	
所在地	仙台市青葉区川内元支倉 34 番 1 号	
所管部署	教育庁生涯学習課	
供用開始月日	昭和 56 年 11 月 3 日	
設置目的	県民の文化活動の振興	
設置根拠条例	美術館条例	
主な施設種類	展示室 9 室、収蔵庫 5 室、創作室 2 室、県民ギャラリー 2 室、図書室、映像室、講堂	
面積(公有財産表)	敷地面積:34,532 m ² 、延べ床面積:本館 12,130 m ² 、佐藤忠良記念館 2,990 m ²	
価格	公有財産表	土地価格:3,521 百万円、建物価格:2,316 百万円
	バランスシート	建物取得価額:4,561 百万円、残存価格:2,189 百万円
管理運営方法	平成 16 年度、17 年度、18 年度ともに直営	
開館時間	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで	
休館日	毎週月曜日(祝日を除く)および年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで) その他、教育長の承認を得て設ける臨時の休館日	
観覧料	常設展示観覧料(団体は 20 人以上をいう)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般 :個人 300 円 団体 240 円 ・ 大学生および準ずる者 :個人 150 円 団体 120 円 ・ 高校生以下 :無料 	
	特別展示観覧料	:1,500 円以内で知事の定める額

(2) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県債	その他
用地費	2,550	1,741	—	809	—
建設費	4,561	2,019	200	1,957	385
合計	7,111	3,760	200	2,766	385

(3) 施設に係る職員の状況

① 従事職員数

(単位:人)

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
県職員	19	19	20
県臨時・嘱託等	11	11	11
合計	30	30	31

② 人件費

(単位:百万円)

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
県職員	163	169	174
県臨時・嘱託等	20	24	24
合計	183	193	198

(4) 施設の利用状況

事業別利用者数

(単位:人)

事業名		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
展示事業	本館常設展	68,916	71,282	31,525
	佐藤忠良記念館	(39,552)	(40,017)	(17,636)
	特別展	104,908	103,065	50,385
	計	173,824	174,347	81,910
教育普及事業	創作活動	22,581	20,279	18,359
	美術館講座	227	334	361
	講演会・展覧会解説	1,972	2,382	3,761
	公演会	1,376	1,022	391
	美術図書等の公開	3,768	3,869	2,850
	ワークショップ展	11,701	4,708	1,240
	ハイビジョン	3,650	3,449	2,204
計	45,275	36,043	29,166	
合計		219,099	210,390	111,076

県民ギャラリー(貸館)	37,814	37,949	32,797
総計	256,913	248,339	143,873

(注1) 本館常設展は特別展観覧券による観覧者を含み、佐藤忠良記念館は本館の内数である。

(注2) 本館常設展には、移動美術館利用者を含む。

(5) 収支の状況

(単位:千円)

大科目	小科目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
職員人件費		183,000	193,000	198,000
美術振興費	報酬	18,445	21,541	21,366
	需用費	80,097	80,640	69,566
	役務費	26,833	15,347	17,184
	委託料	139,501	137,238	132,825
	負担金、補助及び交付金	69,540	66,036	51,120
	その他	27,008	24,303	22,060
その他		11	43	6
支出合計		544,435	538,148	512,127
教育使用料	施設使用料	88,875	81,579	34,617
	電柱敷地	8	8	8
財産貸付収入	職員宿舍	169	338	350
雑入		2,235	3,378	1,935
収入合計		91,287	85,303	36,910
収支: 県民負担額		453,148	452,845	475,217

(主な増減内容)

- イ. 平成 17 年度の役務費の減少は、特別展の輸送経費等が減少したことによるものである。
- ロ. 平成 18 年度の需用費の減少は、特別展の印刷費および修繕費が減少したことによるものである。
- ハ. 平成 18 年度の負担金、補助及び交付金の減少は、特別展開催負担金および収入状況による分配金が減少したことによるものである。
- ニ. 平成 18 年度の施設使用料収入の減少は、特別展の入館者が大幅に減少したことによるものである。

【監査の結果と意見】

(1) 宮城県美術館協力会の会員増加策(意見)

当美術館を支援するための自主的な組織として、宮城県美術館協力会がある。当協力会は、美術館の活動のサポートを業務の柱としながら、会報の発行・講演会・コンサート・美術館めぐりなどの自主事業も行っている。

会員の特典は、

イ. 常設展・特別展の無料入館

ロ. 特別展開会式への招待

ハ. 自主企画展図録の送付

ニ. 美術館ニュース(年6回)、協力会ニュースの送付

ホ. 協力会の主催または共催事業(講演会・コンサート他)への招待

ヘ. 協力会の多彩な自主企画事業への参加

である。

美術館の来館者を増加させる施策として、愛好者を増やすことは重要であり、そのためには、このような組織は美術館にとって有意義である。また、施策の一環として割安な年会費を徴収することによって、多くの県民がより自由に美術館に来館できるような施策を取ることは必要である。

しかしながら、美術館の入館料は常設展で一般1日300円、年間約4回開催される特別展で一般1日1,000円程度のため、当協力会の個人会員の年会費10,000円は一般県民にとって割高である。年会費のもとを取るには、各種特典を除けば、単純計算で特別展4回の他に年20回の常設展の観覧が必要である。このため、協力会の会員登録人数は280人と低迷しており、会員は各種特典を目的とした美術関係者のような特定の者のみに限られていると思われる。協力会の会員を増やすためには、会員の裾野を一般県民にまで広げられるような年会費の水準にする必要があり、会費は例えば、特別展2回、常設展年3回程度でもとが取れる3,000円程度と検討することが望まれる。

なお、仙台市博物館においても友の会組織を設置しており、当協力会と仙台市博物館友の会の特典はそれほど変わらないが、仙台市博物館友の会は会費が3,000円と割安であるためか、1,000名ほどの会員が入会している。

(2) 映像室の利用率向上(意見)

当美術館は30人を収容できる映像室を備えており、ビデオやスライド上映などの設備を備えたオーディオ・ビジュアルルームとして利用されている。しかしながら、平成18年度において、映像室は県民大学として年間10日のみの利用の他に、美術館講座、美術館実習、団体観覧に対する事前解説など年間延べ21日の利用に留まっている。利用率が低い理由は、美術館の担当者によれば、平成2年6月に本館の隣に建設された佐藤忠良記念館内に類似施設である後

述のアートホールを設置したこと、映像室の機械が陳腐化していることなどが影響しているとのことである。このように、映像室の利用は限定的であるため、県は映像室の利用率を高める施策を検討すべきである

(3) アートホールの利用率向上(意見)

アートホールは佐藤忠良記念館に設置され、各種AV設備に加え、作品展示の機能も備えた多目的ホールであり、収容人数は約100名である。毎週土曜日と日曜日のみの利用ではあるが、美術館主催で講演会・講座などを開催する他、ハイビジョンの定期上映を行っている。しかしながら、平日はまったく利用されていないため、例えば、展示室として利用する、外部の利用を促進するなど、県はアートホールの利用率を高める施策を検討すべきである。

(4) 講堂の一般貸出しの検討(意見)

当美術館には講堂が設置されており、面積456㎡、座席数319席であり、舞台照明が利用できるステージが配置され、16mmフィルムや35mmスライドの映写機も備わっている。美術館のホームページでは、美術に関わる講演会・シンポジウムなどの他、映画・演劇・舞踏・音楽等、関連分野の催しを行うことができるとされている。

しかしながら、県民ギャラリー、創作室等の利用者から講堂を利用して講演会、映画会、映像発表会等を開きたいという要望があるにもかかわらず、一般県民には貸出ししておらず、宮城県教育委員会の関係者のみに貸出しが行われている。貸出先が宮城県教育委員会の関係者のみであるため、賃貸収入はなく、また、平成18年度の講堂の利用日数は12日のみである。

一般県民からのニーズがあるにもかかわらず貸出ししていない理由は、美術館が建築基準法第2条第2号に規定される特殊建築物であり、不特定多数の者が利用する場合には、建築基準法の定める種々の条件を満たす必要があるが、現在の講堂はその条件を満たしていないためである。この条件を満たすためには、出口1箇所防火戸を設置するとともに非常口を設けること、反対側に出入口を新設することなどが必要となる。しかしながら、県には改修予算がないため、現時点では一般県民に貸出しができない状況になっている。何故、建設当時一般県民に貸出しできないような講堂を作ったのか、はなはだ疑問であるが、当美術館は仙台市内でも比較的利便性の高い地域に設置されているため、宮城県教育委員会の関係者のみの利用に留めるのではなく、何らかの形で一般県民の利用にも資するよう再検討すべきである。

(5) オープンアトリエの有料化の検討(意見)

当美術館は創作室2ヶ所をオープンアトリエとして備えており、開館中はいつでも無料で県民に絵画、版画、彫刻などの作品を製作する場として提供している。また、版画用の機械も無料で貸出ししている。平成18年度はほぼ毎日、年間延べ3,102人が創作室を利用している。確かに無料で場所と設備を提供することによって多くの県民の利用を促すのも一策ではあるが、適度の利用料を設けることも他の施設との兼合い上は必要ではないかと思料する。

平成 18 年度の創作室の利用者は 3,102 人であるから、例えば、1 日 1 人 100 円を徴収すると 310 千円の利用率収入となる。それによって、少しでも県の財政に寄与すると思われる。

(6) 特別展無料招待券の配布方法の見直し(結果)

当美術館では特別展の入館料が無料となる招待券を個人・団体に配布している。これは主に、特別展における広報・宣伝活動および特別展開催への協力者、作品寄贈等協力者、その他美術館の運営に日ごろ貢献のある個人・団体の労に報いることを目的とするものである。

例えば、平成 18 年度に行われた特別展「コレクションの四半世紀」においては、2,700 枚の招待券が作製され、その配布計画先は下表のとおりである。

(表 31) 特別展「コレクションの四半世紀」に関する招待券の配布計画先

配布計画先	枚数	摘要
美術館関係		
館長	30	
副館長	25	
学芸部	100	広報用
学芸部長	25	
学芸職員	70	1 人 10 枚
教育普及部	100	広報用
教育普及部長	25	
教育普及職員	30	1 人 10 枚
管理部	20	広報用
管理部長	25	
管理部職員	50	1 人 10 枚
非常勤職員	50	1 人 5 枚
警備、清掃、監視員、電話交換、設備員	63	1 人 1 枚
小 計	613	
県関係		
知事、副知事	30	
秘書課	30	
生涯学習課	70	教育庁分を含む
県議会議員(議会事務局)	70	
生活文化課	10	
小 計	210	
美術館協議会委員等	100	
作品寄贈等協力者	283	

他県美術館・博物館	52	
マスコミ関係	183	
芸術協会役員等	111	
県内観光宿泊施設	36	
共催者、後援者および出品作品協力者等	700	
予備	412	
合計	2,700	

(注) 共催者は、報道各社 3 社であり、後援者は、関係自治体 1 機関、報道各社 5 社である。

この点に関して以下の問題点がある。

① 決裁の未実施および配布先記録の未保存

すべての特別展について無料招待券の決裁は行われていない。また、ポスター、チラシを送付した先に配布した招待券についてもすべての特別展について決裁は行われていない。これらの点において、観覧料等の減免手続を規定した美術館条例第 9 条第 1 項第 8 号違反となっている。

また、決裁文書がない上に、パソコンで作成している招待券付ポスター、チラシの配布先リストを保存していないため、過去における具体的配布先は不明となっている。これでは招待券の管理がずさんであると言わざるを得ない。

招待券は、受取った者にとっては金券であり、招待先、招待数について決裁を実施すべきである。

② 予備招待券の配布先不明

配布計画数には予備 412 枚と記載されている。しかしながら、使用実績に関する資料を作成していないため、予備招待券を誰に配布したのか、配布せずに残り廃棄処分になったのか不明の状態になっている。予備招待券についても、最終的にどのように配布されたか管理すべきである。

③ 配布先の検討

イ. 宮城県美術館職員等への配布

当美術館職員等への配布については、過去からの慣習で当然のように配布されているが、県民感情として納得のいかないものがある。そのうえ、最終的に各職員等が誰に何枚配布しているかについての管理は行われていない。

館長、副館長に配布している招待券および広報用に配布されている招待券については、対外的付合いを考慮して、当特別展の広報を兼ねて配布されているものであると思料するが、それ以外の職員に対して配布されている招待券については前述(表 31)の摘要欄に記載されているように広報用として別に配布されているため、個人的に使用されていることは

議論の余地はない。また、特筆すべきは、直接美術館の業務と関係のない警備、清掃、監視員、電話交換、設備員に対して 63 枚の招待券が配布されていることである。これでは無料招待券の配布の仕方がずさんであると言わざるを得ない。招待券は入館者にとっては金券であり、このような状況が放置されていることは有料で入館する県民との公平性から問題であると思料する。

以上のとおり、館長、副館長へ配布した 55 枚および広報用に配布した 220 枚に関しては、上述の理由であれば認めざるを得ないところもあるが、その先誰に渡したかについて、資料を残すべきである。また、その他の職員等への配布は不要である。

ロ. 県の関係先への配布

県の関係先への配布についても当美術館職員等への配布と同様で、県民感情として納得いかないものである。知事および副知事に配布している招待券については、美術館館長等と同様対外的付合いを考慮して、当特別展の広報を兼ねて配布されているものであると思料するが、それ以外の県関係諸氏への配布については、配布理由が薄弱であり不要である。

ハ. 美術館協議会委員等、作品寄贈等協力者、他県美術館・博物館、芸術協会役員等および出品作品協力者等への配布

上記団体への配布については、美術館の運営に日ごろ貢献のある個人・団体の労に報いるためのものであり、配布自体が否定されるものではない。しかしながら、他県美術館・博物館を除いては、1 名当たり 1~2 枚程度が妥当であると考え。ただし、美術館協議会委員等、作品寄贈等協力者、芸術協会役員等および出品作品協力者等とは、一体誰を指すのか不明である。個人毎の配布枚数を記載した上で決裁すべきである。

ニ. マスコミ関係、県内観光宿泊施設、共催者および後援者への配布

上記団体への配布については広報の一環でもあり配布が認められる。ただし、マスコミ関係については団体名が記載されているものの、各団体への配布枚数は不明の状況である。それ以外については、団体名すら記載されていない。団体毎の配布枚数を記載した上で決裁すべきである。

④ 効果の測定

特別展「コレクションの四半世紀」では招待券 2,700 枚が配布されたが、もし配布されずに 2,700 人全員が一般の有料入館者であると仮定して入館料収入を計算すると、一般の入館料が 600 円であることから、単純計算で 1,620 千円の収入が減少したことになる。それに加えて、平成 18 年度に行われた残りの 3 回の特別展において配布された招待券についても同様に計算すると合計で 9,680 千円の収入減と算定される。

(表 32) 招待券配布者が全員有料入館者と仮定した場合の有り得べき入館料収入

招待券を配布した特別展	招待人数	一般入館料	入館料収入
コレクションの四半世紀	2,700 人	600 円	1,620 千円

吉原治良展	3,000 人	800 円	2,400 千円
パウル・クレー 創造の物語	3,500 人	1,000 円	3,500 千円
アートみやぎ 2007	2,700 人	800 円	2,160 千円
合 計	11,900 人	—	9,680 千円

さらに、ポスター、チラシを送付した県内学校関係者、県内市町村教育委員会を含む自治体関係などに 4 特別展合計 4,885 枚の招待券を送付し、1 枚あたり 1 名が入館できるので、その分を含めると単純計算で、さらに 3,911 千円の収入減と算定される。

(表 33) 招待券配布者が全員有料入館者と仮定した場合の有り得べき入館料収入

招待券を配布した特別展	招待枚数	招待人数	一般入館料	入館料収入
コレクションの四半世紀	1,211 枚	1,211 人	600 円	727 千円
吉原治良展	1,254 枚	1,254 人	800 円	1,003 千円
パウル・クレー 創造の物語	1,227 枚	1,227 人	1,000 円	1,227 千円
アートみやぎ 2007	1,193 枚	1,193 人	800 円	954 千円
合 計	4,885 枚	4,885 人	—	3,911 千円

このような多額の収入減少をしてまで招待券を配布する効果があるのか、検討がなされていない。招待券に連番を付し、どの先に配布した招待券が何枚利用されたのか否かを特別展後に集計するなど、招待券配布の効果測定を行うべきである。

⑤ 必要性自体の検討

当美術館は平成 18 年度に特別展「コレクションの四半世紀」を含め 4 回の特別展を開催しているが、他の特別展においても配布先の状況については概ね上記(表 31)と同様の状況である。招待券の配布が美術館の収入に与える影響は大きいにもかかわらず、慣例的に配布しているものと断じざるをえない状態である。招待券の配布先、配布枚数に関する必要性を抜本的に見直すべきである。

(7) 美術品の実地たな卸しの実施(結果)

美術品は県の管理上「物品」の中の「供用備品」に当たるものとされる。財務規則第 144 条第 1 項によれば、「物品供用者は、毎年度末に、供用する備品について、備品登録書等と照合確認を行い、その結果を物品管理者に報告しなければならない。」とされているので美術品は毎年度末に実地たな卸しする必要がある。しかしながら、当美術館では美術品の実地たな卸しを 5 年前に行っただけで、その後は一度も行っていない。担当者によると 5 年前の実地たな卸しにおいて現物と備品登録書等との不適合の問題はなかったとのことであるが、その後現在までの間に不適合の問題が発生しているのか否かについては不明である。美術品は平成 18 年度末の台帳価格ベースで 9,150 百万円と県の重要な財産であるため、毎年度末に美術品の実地た

な卸しを行う必要がある。

(8) 貸出作品の管理不備(結果)

貸出作品は他の美術館等が企画した美術展への出品協力を目的として美術館および博物館、資料館、文学館等の類似施設に年平均約 200 点、当美術館開館以来累計で約 3,000 点が貸出されている。貸出作品の管理については以下の問題がある。

① 借用証の記載項目の網羅性

貸出作品については、宮城県美術館作品取扱要領第 14 条第 1 項に基づき、貸出先から美術作品借用証を入手することになっているが、平成 18 年度の美術作品借用証を確認したところ、必要な美術作品借用証は全件入手されていたものの、日付が記載されていないもの、借用期間が記載されていないものが散見された。必要な記載項目は漏れなく記載することを徹底すべきである。

② 作品搬出入記録への作品名の記載

貸出作品の管理資料として作品搬出入記録はあるが、作品搬出入記録には貸出作品の作者名と作品点数のみが記載され、貸出作品名が記載されていないため、直ぐには現在貸出ししている作品名が分からない状況になっている。

例えば、平成 18 年 6 月 8 日の作品搬出入記録によれば、パウル・クレーの作品が展覧会出展のため A 美術館へ 19 点搬出されたことになっている。その後、10 月 11 日にパウル・クレーの作品の搬入記録があるが、搬入数は 158 点となっている。美術館の担当者によれば、この中に上記 19 点が入っているはずとしているが、このような作品搬出入記録の管理ではその正確性について判然としていない。作品搬出入記録には作品名の記載がなければ管理を行っているとは言えず、作品搬出入の記録は美術品 1 点毎に作品名を記すべきである。

③ 借用証の一元管理

平成 19 年 8 月 22 日の監査時において、「織田一磨の新潟唐人池」および「山形駒太郎の海の想出」の借用証の提出を担当者に求めたところ、直ぐには提出されず、担当者が調査した結果、数時間後に美術館の別の担当者が保管していたことが判明した。所在を明確にするために、借用証は一元管理すべきである。

④ 借用証の貸出期間の適切性

上記③の 2 作品は当美術館を含む下記 4 会場で行われる特別展「日展 100 年」のために貸出されることになっている。

(表 34)「日展 100 年」の会場と会期

区分	会場名	会期
第 1 会場	B美術館	平成 19 年 7 月 25 日～ 9 月 3 日

第2会場	宮城県美術館	平成19年9月23日～11月4日
第3会場	C美術館	平成20年2月19日～3月30日
第4会場	D美術館	平成20年4月12日～5月18日

B、C、D美術館連名の借用証によれば、貸出期間は2007年7月12日から9月末までとなっているため、当借用証では、第3会場と第4会場に対して貸出しをすることができない。実際の貸出期間は上記(表34)に示した会期に合わせて決定されるのであるから、借用証の貸出期間は平成20年5月18日以降までとされるべきであり、借用証の貸出期間は不適切であった。

また、当借用証によれば、平成19年8月22日の監査時点で2作品のうち「山形駒太郎の海の想出」はB美術館に貸出中のはずであるが、未だ収蔵庫に保管されていた。これについて担当者に確認したところ、当作品は平成20年2月19日から開催される第3会場から貸出すことになっているとのことである。しかしながら、当借用証にはその旨明記されておらず、担当者頭の頭の中にあるだけである。これでは、貸出作品の管理が不十分であり、かつ借用証の重要性に対する認識が甘いと言わざるを得ない。借用書は実態に即して適切に作成すべきである。

(9) 貴重図書、寄託品、一時預り品の管理不備(結果)

収蔵庫には県が所有している通常の美術品のほかに、貴重図書、寄託品、一時預り品の3種類があり、以下のような問題がある。

① 貴重図書

貴重図書とは、損耗しやすい図書および展示に活用する機会のある図書のことをいう。平成19年3月31日現在47点の貴重図書を保管しており、貸出し時は借用証を入手して管理しているが、搬出入、残高を記録した財産管理台帳が作成されていない。貴重図書は展示、貸出しの機会が多く、財産管理台帳を作成して管理すべきである。

② 寄託品

寄託品とは、美術館に展示する意義のある美術作品について、美術館での展示を条件に寄託者の同意のもとに一定期間作品を預るものをいう。寄託期間は基本的に2年間であり、寄託品受入時には、宮城県美術館作品取扱要領第4条第1項に基づき、寄託者に寄託証書を交付するとともに寄託品に関する財産管理台帳である受託原符に必要事項を記入するものとされている。平成19年3月31日現在358点の寄託品を保管しており、毎年度末に寄託作品リストを作成しているが、受託原符を含め寄託、返還、残高を記録したタイムリーな財産管理台帳とはなっていない。寄託期間は2年と長期間にわたるため別途財産管理台帳を作成して管理すべきである。

③ 一時預り品

一時預り品とは、作品や作者の調査研究のために一時的に美術館が作品を借用するものを

いう。他人の美術品を一時預りする場合借用証を発行することになっているが、一部未発行のものが見受けられた。責任を明確化するため、すべての一時預り品に対して借用証を発行すべきである。

また、一時預り品の搬入については書類を作成して管理しているが、搬出および残高については一切管理していない。一時預り品についても搬出入、残高を記録した財産管理台帳を作成して管理すべきである。

なお、貸出作品についても借用証を入手して管理しているが、搬出入、残高を記録した財産管理台帳は作成されていない。責任を明確化するため、すべての貸出作品について借用証を入手すべきである。

(10) 美術品への保険加入の必要性(結果)

当美術館は台帳価格が 8,000 千円以上の所蔵美術品に対して、動産総合保険をかけており、火災、盗難および第三者による行為を含む偶発的の事故に起因した滅失、汚損および棄損等の被害が生じた場合にその損害が補償されることになっている。平成 18 年度末現在の美術品の点数、金額および保険加入割合は以下のとおりである。

(表 35) 保険対象の美術品点数・保険金額と保険加入割合

保険対象美術品	点数	金額
屋内展示・保管美術品	553 点	5,681 百万円
屋外展示美術品	16 点	616 百万円
保険加入点数計／金額計	569 点	6,297 百万円
平成 18 年度末美術品合計	4,087 点	9,150 百万円
保険加入割合	13.9%	68.8%

動産総合保険契約書の中には保険対象点数の記載はあるが、美術品の特定は行われていない。このような状況では、保険対象の美術品が不明確であり、ずさんな契約であると言わざるを得ない。

また、契約書には、「当館が寄託されている美術品の点数・評価額に変更が生じた場合、追加された作品について保険が適用されること。この場合、保険料に追加された旨を通知した日から保険期間満了時までの、専門家による適正な鑑定評価額に基づく保険料額を加算するものとする。」とされており、新規購入品等増加した美術品は保険対象にするが、減少した美術品については保険対象から除かれ、保険料を減算する旨については何も記載されていない。当美術館にとっては不合理な契約であるが、実際には、美術品の点数・評価額に変更が生じて、変更の届け出も行っておらず、保険料額も加算されていない。

収蔵美術品の平成 18 年度末の台帳価格は 9,150 百万円であるため、火災や盗難に遭った際には保険金が支払われなければ、県の財産の多大な損害となるため、適切な契約を締結す

る必要がある。なお、平成 19 年度においては休館があることを理由として保険に加入していないが、平成 18 年度の保険料が 1,385 千円としても、美術品の金額の重要性を勘案すれば、保険に加入すべきであったと考える。

(11) 図録の管理不備(意見)

当美術館では、情報交換を目的に他の美術館や関係者へ配布するために特別展の図録を購入している。図録とは、博物館や美術館の収蔵資料や展覧会の写真や図を収録した本である。平成 19 年 1 月 30 日から 4 月 8 日にかけて開催された特別展「アートみやぎ 2007」の図録は 1,400 部を 1,562 千円で購入し配布済み数を差引いた 500 部程度が監査時点で在庫となっていた。このうち 400 部は他の美術館等に配布するものであるが、送付するための予算がつかず送付できていないものである。

図録を購入した目的は他の美術館等と情報交換を図ることにあり、図録を送付できていない現状では目的を果たしているとは言えない。図録の発注時点で送付するための予算も合わせて確保すべきである。

また、図録は帳簿による在庫管理および実地たな卸しが行われておらず、あるべき在庫数量と実際の在庫数量が把握されていない。在庫管理がなされない場合、図録の紛失、盗難等の可能性があり、資産管理上不適切である。図録は、県の財産であり、受払管理簿の作成および定期的な実地たな卸しを行うべきである。

(12) 観覧券の在庫管理(意見)

当美術館は観覧券の作製を外部の業者に委託しており、1 枚当たりの作製費用は印刷数量が多いほど割安となるため、一度に大量印刷している。例えば、平成 16 年度には常設展における一般個人用の観覧券 50 枚綴りを 600 冊印刷しているが、1 年間の使用数量が 150 冊程度であるので、4 年分を一度に印刷していることになる。

大量印刷すると 1 枚当たりの作製費用を抑制できるという利点はあるが、反面、料金が改訂された場合など環境変化時には在庫が使用不可となり、大量廃棄処理されるリスクがある。また、上述の例では 50 枚綴り 600 冊の印刷金額は 154 千円であるが、観覧料見合いの券面金額は 1 枚当たり 300 円なので券面総額は 9,000 千円にもなる。すなわち、仮に盗難による不正使用があった場合の被害額は 154 千円ではなく 9,000 千円ということになる。観覧券は金券とも言えるものであり、大量印刷するのであれば、なおさらその在庫管理は厳重に行う必要がある。

当美術館では観覧券をロッカーに保管し、施錠管理している。受付担当者は 1 日当たりの使用見込数量のみをロッカーから小出して、受付在庫分の受払簿に受払・在庫数量を記録している。しかしながら、肝心のロッカーに保管している大量の在庫については受払表が作成されていない。これでは紛失してもその事実を把握することができず、在庫管理がずさんであると言わざるを得ない。ロッカーの在庫についても受払簿を作成して、あるべき在庫数量を把握しなければならない。さらに、現在は未実施となっている実地たな卸しを定期的に行い、受払簿上のある

べき在庫数量と照合すべきである。

同時に目先の多少の費用抑制のため、上記のような多大なリスクを抱えており、このような大量印刷が本当に適切なのか、再検討する余地があると思われる。

(13) 委託管理業務に関する予定価格の積算方法の見直し(意見)

当美術館は様々な管理業務を業者に委託しているが、そのうち以下の 3 件について、問題点が見受けられた。

(表 36) 委託管理業務のうち問題点が指摘される随意契約内容

業務内容	委託先	契約額	予定価格	契約方法	見積額の内訳の入手状況	諸経費の計算方法
本館ヒートポンプ設備保守点検整備業務	A社	1,701千円	1,701千円	随意契約	未入手	直接経費および運搬交通費の10%
照明設備保守点検整備業務	B社	672千円	672千円	同上	同上	直接経費の10%
非常放送設備保守点検整備業務	C社	355千円	355千円	同上	同上	同上

上記(表 36)に示したように、3 件とも 1 社に対する随意契約で契約額は予定価格と同額となっている。また、委託先から見積書は入手しているが、通常入手すべき見積額の内訳は入手していない。県の委託料積算調書には、諸経費のように委託先にとって見積りにくい項目があるため、委託者の見積額と予定価格が同額になることは極めて珍しく、これでは美術館が行った予定価格の妥当性や委託先との見積手続の適切性に疑問が残る結果となっている。

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則第 2 条の規定により、20,000 千円以上となることが見込まれる契約は県本庁の主務課が積算することになっているが、それ以外の契約については、美術館が建設物価調査会作成の物価資料に基づいて積算している。このため、委託先は美術館と同様に建設物価調査会作成の物価資料に基づいて見積金額を積算することによって、県の予定価格と委託先の見積額が合致する可能性もある。しかしながら、当美術館での随意契約 16 件中 3 件で予定価格と同額となるには何らかの意図を感じざるを得ない。県は、委託業務全般に亘って、予定価格の積算方法の見直しを行う必要がある。

(14) 委託管理業務に関する契約方法の見直し(意見)

委託業務について随意契約できる場合は以下のとおりである。

- イ. 地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 1 号および財務規則第 107 条の 3 に基づき、予定価格で 100 万円未満の場合
- ロ. 地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、その性質又は目的が競争入札に適しないものをする場合

なお、財務規則第 109 条第 1 項によれば、「契約執行者は随意契約を締結しようとするときは、二人以上の者から見積書を徴さなければならない。」とされており、同第 5 号によれば、「1 件の予定価格が 50 万円未満の契約を締結しようとする場合で、契約執行者が適当と認めるとき」は、一人から見積書を徴収することができる」とされている。

美術館の委託業務については 100 万円以上の随意契約が 2 件あるが、「随意契約および相見積り未実施の理由」をもって指名競争入札を行っていない。決裁文書にその「随意契約および相見積り未実施の理由」が記載されているが、その理由と問題点は以下のとおりである。

イ. 空調自動制御設備保守点検整備業務

受託者	D社
委託金額	7,140 千円
随意契約および相見積り未実施の理由	当該設備は、汎用性のない特殊なものであり機器の性質上、製造施工業者であるD社以外に保守点検できるものが存在しない。
問題点	仙台高等技術専門学校においても同様の業務があり、D社と他社との相見積りを行っている。したがって、当美術館においてD社以外に保守点検できるものが存在しないという理由は信憑性がないと考えられる。

ロ. 本館ヒートポンプ設備保守点検整備業務

受託者	A社(上記(表 36)のA社に同じ)
委託金額	1,701 千円
随意契約および相見積り未実施の理由	当該設備は、汎用性のない特殊なものであり機器の性質上、製造施工業者であるA社以外に保守点検できるものが存在しない。
問題点	<p>当美術館にはこの本館の他に佐藤忠良記念館のヒートポンプ設備保守点検整備業務もあり、こちらはE社(下記ハ.参照)が行っており、こちらも随意契約としている。</p> <p>その随意契約理由は、「当該設備は、A社が美術館用に製造施工したもので、適切な機器の取扱い及び保守点検を行える者が他に存在しない。また、当該業者は過去の保守点検整備業務の履行状況も良好で確実な履行が期待できる。」として、同様の記載がなされている。</p> <p>どちらも、同じヒートポンプ設備保守点検整備業務であるから、指名競争入札または相見積りができないか検討する余地があると思われる。</p>

また、委託金額 50 万円以上 100 万円未満の随意契約 6 件中 4 件については決裁文書により相見積り未実施の理由を付して相見積りを行っていない。相見積り未実施の理由は以下のとおりである。

ハ. 佐藤忠良記念館ヒートポンプ設備保守点検整備業務

受託者	E社
委託金額	539 千円
相見積り未実施の理由	当該設備は、E社が美術館用に製造施工したもので、適切な機器の取扱いおよび保守点検を行える者が他に存在しない。また、当該業者は過去の保守点検整備業務の履行状況も良好で確実な履行が期待できる。

ニ. 自動ドア保守点検整備業務

受託者	F社
委託金額	887 千円
相見積り未実施の理由	当該設備は、F社が製造施工したもので、適切な機器の取扱い及び保守点検(フルメンテナンス)を行える者が他に存在しない。なお、当該業者は過去の保守点検整備業務の履行状況も良好で、確実な履行が期待できる。

ホ. 照明設備保守点検整備業務

受託者	G社
委託金額	672 千円
相見積り未実施の理由	金額が少額であること、G社は当該設備の製造メーカーであり当該設備に精通していること、および当該業務を継続して確実に履行していることから選定するもの。

ヘ. 移動展示パネル機能保守点検整備業務

受託者	H社
委託金額	625 千円
相見積り未実施の理由	H社は、本設備の設置施工に携わった業者であり、設備の構造等を熟知しており、他に本設備について精通した業者がいないことから財務規則第 109 条第 1 項第 4 号の規定により 1 人から見積りを徴するもの。

ハ.の問題点は上記ロ.の表中の「問題点」に記載している。

ニ.～へ.については、一般的に、適切な機器の取扱いおよび保守点検を行える者が他に存在しない、ということは当てはまらない業務である。特にホ.とへ.については、相見積り未実施の理由からも分かるように、「他に存在しない」のではなく、単に「精通している」というだけで、相見積りを行っていないことは、より低い金額で委託できる機会を失っていると言わざるを得ない。これらニ.～へ.については2社以上の相見積りを行う必要がある。

(15) 大金庫の施錠管理(結果)

大金庫の施錠はダイヤルと鍵穴の併用式であるが、鍵を紛失しているため、ダイヤルのみを使用している。ダイヤルナンバーの定期的な変更がなされていないため、管理部職員4名以外に管理部に在籍したことのある他の職員もダイヤルナンバーを知っているとのことである。このような現状では、不正や盗難に遭う危険性が相対的に高いと考えられる。

鍵穴の取替には数万円、ダイヤルナンバーの変更には数千円のコストがかかるが、同様の金庫を買ったとしても20万円程度である。大金庫には現金および預金通帳、公印といった重要な資産が保管されており、多額の現金が保管されていることを考慮すると、盗難や公印の不正利用を防止するために大金庫の買換えまたは鍵穴の取替えおよびダイヤルナンバーの定期的な変更を実施すべきである。また、鍵の紛失が再発することを防止するため鍵の管理責任を明確にし、適切に管理する必要がある。

(16) 財務会計システムへのアクセス管理(結果)

当美術館では、県庁で使用している財務会計システムにアクセスし、直接入力して決算処理を行っている。財務会計システムへアクセスするには、端末にフロッピーディスクを挿入し、パスワードを入力する必要がある。しかし、フロッピーディスクは事務所内の端末の近辺に置いてあり、また、人事異動時にもパスワード変更がなされていないため、財務会計システムに不正にアクセスできる可能性がある。不正アクセス防止の観点から、フロッピーディスクは責任者が鍵のかかる場所に保管し、人事異動があった場合はパスワードを変更すべきである。

11. 宮城県図書館

【施設の概要】

図書館は、仙台市泉区の中心部から西 5.7kmに位置し、昭和 43 年に建設された旧館の収蔵能力が限界に達したこと、生涯学習社会への県民ニーズに応えられるよう、より新しい機能への対応が求められていたことなどにより、県民誰もが楽しみながら学べる生涯学習の拠点施設として建設され、平成 10 年 3 月に開館した。

施設の概要は、敷地面積が約 55,000 m²、鉄筋コンクリート造り地上 4 階地下 1 階建(建築面積約 6,300 m²)で、大規模な閲覧室と閲覧席の充実が図られ、本の収蔵能力は約 150 万冊となっている。また、図書館は歴史的、学術的に貴重な資料を数多く所蔵していることから、広く一般に公開できるよう展示室を設置している。このような施設の特徴を活かして、市町村立図書館等とのコンピュータネットワーク(検索、貸出予約)や図書資料の相互貸借等を通じ強力で市町村支援を行っている。

(1) 施設の状況

項目	内容	
所在地	仙台市泉区紫山 1 丁目 1 番 1 号	
所管部署	教育庁生涯学習課	
供用開始月日	平成 10 年 3 月 21 日	
設置目的	生涯学習の支援および教育文化の進展	
設置根拠条例	図書館条例	
主な施設種類	音と映像のフロア、子ども図書室、開架書庫、展示室、ホール養賢堂	
面積(公有財産表)	敷地面積 : 55,278.74 m ² 建築面積 : 6,358.12 m ² 、延床面積 : 18,100.63 m ²	
価格	公有財産表	土地価格:1,158 百万円、建物価格:6,603 百万円
	バランスシート	建物取得価額:11,711 百万円、残存価格:9,369 百万円
管理運営方法	平成 16 年度、17 年度、18 年度ともに直営	
開館時間	火曜日から土曜日:午前 9 時から午後 7 時まで 日曜日・祝(休)日:午前 9 時から午後 5 時まで	
休館日	毎週月曜日(月曜日が祝・休日にあたる場合は開館し、その翌日が休館日) および年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで) その他、特別整理期間(1 月 25 日から 2 月 7 日まで)	
利用料	無料	

(2) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県債	その他
用地費	1,700	510	—	1,190	—
建設費	11,711	1,738	—	9,973	—
合計	13,411	2,248	—	11,163	—

(3) 施設に係る職員の状況

① 従事職員数

(単位:人)

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
県職員	43	40	39
県臨時・嘱託等	49	50	48
合計	92	90	87

② 人件費

(単位:百万円)

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
県職員	337	302	281
県臨時・嘱託等	55	56	57
合計	392	358	338

(4) 施設の利用状況

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
開館日数	285 日	286 日	285 日
入館者数	605,559 人	569,867 人	549,601 人
1 日平均入館者数	2,125 人	1,993 人	1,928 人
個人貸出冊数	1,039,410 冊	997,239 冊	958,234 冊
1 日平均貸出冊数	3,647 冊	3,487 冊	3,362 冊
利用登録者数	203,586 人	215,114 人	225,531 人

(注) 利用登録者数は、各年度 3 月末の人数である。

(5) 収支の状況

(単位:千円)

大科目	小科目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
職員人件費		392,000	358,000	338,000
緊急地域雇用創出 特別基金事業費	委託料	27,187	0	0

社会教育総務費	報酬等	2,789	2,915	3,541
社会教育施設費	報酬	30,580	30,557	33,895
	賃金	20,899	21,663	19,454
	需用費	162,839	148,324	131,068
	委託料	157,621	151,802	133,184
	使用料及び賃借料	10,737	10,963	10,179
	備品購入費	7,657	13,995	7,741
	その他	20,726	22,989	19,357
その他		44	40	39
支出合計		833,079	761,248	696,458
教育使用料	施設使用料	288	232	232
雑入		5,860	5,659	5,561
収入合計		6,148	5,891	5,793
収支: 県民負担額		826,931	755,357	690,665

(主な増減内容)

- イ. 平成 17 年度の緊急地域雇用創出特別基金事業費の減少は、事業が終了したことによるものである。
- ロ. 平成 17 年度および平成 18 年度の需用費の減少は、図書資料費を節減したことによるものである。
- ハ. 平成 17 年度の委託料の減少は、空調設備保守業務の落札価格が下がったことによるものである。
- ニ. 平成 18 年度の委託料の減少は、貴重資料保存修復業務費を節減したことによるものである。

【監査の結果と意見】

(1) 関連施設の利用率向上(意見)

① 1階音訳サービス室

音訳サービスとは視覚障害者に対して、音声による図書、新聞、雑誌等の内容伝達サービスであり、1階に2部屋が設置されている。平成18年度の利用実績は対面朗読が4回、電話による朗読が170回、図書館職員が図書を朗読してテープに記録しテープを視覚障害者に貸出す朗読テープの作成が42回、合計216回の利用であった。合計回数では一定の利用度が認められるが、このうち、音訳サービス室本来の使用方法である対面朗読は年4回のみであり、障害者施設への広報活動の強化などの対策を講じて、利用率を向上させる一層の努力が望まれる。

② 2階展示室

展示室では、常設展「本と人の文化史」のほか、図書とは直接関係のない宮城県内で撮影された映画に関する物品など、様々な企画展も行っているが、利用者数を把握していない。

利用者は100人／日程度のようなが、受付では毎日、ボランティアを含むほとんどの担当者が利用者数を引継ぎノートに記録しているものの、集計はしていない。これを集計して年間利用者数や企画展毎の利用者数を把握し、展示室の効果を測定するとともに、その後の展示内容を決定する際の情報として活用することが望まれる。

③ 2階児童資料研究・相談室

児童資料研究・相談室は、国内で発行される児童図書をできる限り購入しており、子どもの本や読書に関する研究用の資料が利用できる施設である。ただし、研究用児童書で館外貸出しのできない資料もある。

しかしながら、当研究・相談室の利用者数は把握されておらず、担当者によると利用者は月1人程度とのことである。研究用資料は充実しているのであるから、利用者数の向上を図る積極的な広報活動が必要である。

④ 2階会議室

営利を目的としないもので文化的な内容の催しものを実施する団体に会議室を無料貸出ししている(以下の研修室、ホール養賢堂、ミニシアター青柳館も同様)。カレンダー表に利用状況を記録したものはあるが、1年間の利用日数等のデータの集計は行われていない。カレンダー表を閲覧したところ、利用日数は月平均6日程度であり、利用度は低迷している。インターネットによる申込受付を行う、利用日の一定期間前まで申込みがない場合には、営利を目的とした団体に有料で貸出すなど、施設を有効活用するための方策を検

討することが望まれる。

⑤ 2階研修室

研修室も月平均7日程度の利用に留まっており、会議室と同様の状況である。

⑥ 2階ホール養賢堂

ホール養賢堂は250席まで設置できる多目的ホールであるが、月平均11日程度の利用に留まっており、会議室と同様の利用状況である。

⑦ 2階ミニシアター青柳館

ミニシアター青柳館は94席の小さな劇場型空間であり、上映会や演奏会を行っている。こちらの利用も月平均6日程度の利用に留まっており、平成19年1月はまったく未利用の状況であった。企画上映会を増やすなど、施設を有効活用するための方策を検討することが望まれる。

⑧ 2階生涯学習室

生涯学習室では、各種のサークルや講座、資格取得に関することなど、生涯学習に関する様々な相談に相談員が応えている。相談件数は電話によるものを含み年間1,506件(5.1件/日)程度であり、一層の利用拡大の努力が望まれる。

また、平成19年3月の相談件数113件の相談受付カードを閲覧したところ、10件程度は単純な館内施設の利用案内等、本来の生涯学習相談とは無関係のものであり、集計範囲の見直しが必要である。

⑨ 地域情報発信室

地域情報発信室では、主に次の3つのサービスを行っている。

- イ. エルネット「オープンカレッジ」という大学公開講座は、文部科学省が生涯学習の機会を広げる事業として、教育情報衛星通信(eI-Net)という新しい教育ネットワークを活用して実施しているものであり、地域情報発信室で閲覧サービスを行っている。現在はインターネット配信も行っているため、利用者数は平成17年度が169人、平成18年度が58人と図書館に来館しての利用者が少なくなっている。
- ロ. 宮城県内の学習機会に関する情報検索サービスである「みやぎ学習の森ねっと」の利用者は平成17年度が11人、平成18年度が64人のみである。
- ハ. 子ども放送局は、通信衛星を使って放送される番組であり、毎週土曜日の午前11時から放送している。利用者は平成17年度が38人、平成18年度が35人のみである。いずれも利用者が低迷しており、サービスの廃止、転換を検討すべきである。

(2) レストランの使用料免除手続の不備(結果)

図書館 1 階にはレストランがあり、公立学校共済組合宮城支部からの目的外使用許可申請に基づいて、使用を許可している。県の使用許可処理基準によれば、県が価格、料金等を規制または承認している場合には使用料を全額免除することができることとなっている。このレストランについて、平成 14 年 11 月から公立学校共済組合宮城支部が使用し、使用料を全額免除されている。当初は県教育委員会で許可しており、この時点で価格の提示を受け、承認しているとのことであるが、現在図書館にはそれを示す証拠資料はない。その後毎年のようにメニュー改定が行われているが、その時点でも公立学校共済組合宮城支部は価格料金等の変更に基づく申請を行っていないため、県は使用料の免除承認をしていない。県は使用許可処理基準に従い、価格改定の都度、使用許可申請書の提出を求めるべきである。

(3) 図書の保全管理の徹底(意見)

図書の管理方法は、購入時にすべてをバーコード登録することによるシステム管理によって行われている。しかし、仙台市榴ヶ岡の旧図書館から引継いだ図書 693 千冊のうち約 10 千冊および寄贈され未だ当該価値を判断していない図書約 1 千冊程度については、バーコードの登録が未了とのことであり 100%の登録状況ではない。当図書館によれば、未登録の図書は頻繁に貸出しが行われるようなものではなく、利用者に不便をかけない類のものであることから、本来の業務に影響を与えることはないとのことである。しかし、図書のたな卸しはバーコードの読み込みにより実施されているため、登録が未了の場合には、たな卸しの対象外となり、図書の管理上は問題である。

未登録の図書の割合は、宮城県図書館の全蔵書が約 1,000 千冊であることからすれば、約 1%と大きな割合ではないが、県有資産である図書の管理という観点からすれば、すべての図書をバーコード登録することによって、より管理を徹底すべきと考える。

また、バーコードの中で盗難防止のアラーム機能を付けているのは辞典、CD 等の高価な図書が中心となっているが、全蔵書には付されていない。アラーム機能の付加には予算措置も必要となるが、資産の保全の観点からは徐々にでもアラーム機能の付加率を増加させ、保全・管理を徹底していく施策の検討が望まれる。

(4) コピー申請書の保管方法の見直し(意見)

当図書館は図書利用者に対してコピーサービスを行っている。コピー申請書には住所、氏名の個人情報が記載されている。これについて、過去 5 年間分を施錠している倉庫に保管し、5 年経過後は、年 1 回、公文書と同様に専門業者へ引渡し、焼却処分している。しかし、直近 1 年分は施錠管理していない事務局の棚に保管しており、情報漏洩対策が必ずしも十分とは言えない。毎日施錠倉庫へ移すなど、保管方法を見直す必要がある。

(5) 資産の管理不備(結果)

備品等の資産は財務規則第144条により、毎期現物と備品一覧表および重要物品現在高明細書との照合を実施し、県に報告する必要があるところ、宮城県図書館では備品整理を実施した証跡を確認できなかったことに加え、下記のような不備が認められた。

図書館への往査日において、備品一覧表および重要物品現在高明細書から任意に11件のサンプルを抽出し現物確認を実施したが、その結果は下表のとおりである。

(表37)備品現物確認結果

備品番号	備品内容	金額 (千円)	現物確認 の可否	備品整理 票の有無	検出事項
0900118	ビデオダビングシステム一式 ソニーPVW-2800 他一式	6,982	○	×	当該資産は特定できるが、備品整理票がない。
9700287	ビデオ編集システム一式 エディットステーション ソニー ES-7/01 他	8,862	○	×	当該資産は特定できるが、備品整理票がない。
0300003	歴史資料 林子平自筆「阿蘭陀人宴会図」	6,220	○	○	検出事項なし。
9700305	テーブル	75	○	○	検出事項なし。
9700071	中軽量ラック	22	△	×	備品整理票がなく当該資産を特定できない。同じものが複数あり「数量」の整合性だけで管理している。
9700039	ワゴン(ファイル等を収納する脇卓のようなもの)	36	△	×	備品整理票がなく当該資産を特定できない。同じものが複数あり「数量」の整合性だけで管理している。
0300012	整理戸棚一式	409	○	○	検出事項なし。

9600062	簡易製本機	299	×	×	現物が確認できなかった。
9700652	パーソナルコンピュータ	172	○	○	検出事項なし。
9700016	ダストボックス	31	×	×	現物が確認できなかった。
9900115	油絵	1,920	○	×	当該資産は特定できるが、備品整理票がない。

(注) 備品整理票とは、各資産を特定・管理するために、「細分類、備品番号、品名、取得年月日、取得事由及び所属コードを表示」したものであり、これを資産現物に添付し管理するための整理票である。

上記(表 37)に示したとおり、往査日において 11 件の現物確認手続の結果、現物自体が確認できなかった備品が 2 点、備品整理票が確認できなかったものが 5 点(現物自体が確認できなかった2点を除く)検出され、備品整理票がなかったもののうち、当該資産を特定できなかったものが 2 点検出された。抽出サンプル数 11 件中 7 件に問題が検出したことを考慮すると、約 64%は管理状況に問題があることになり、他の資産についても同様の状況であることも推定できる。

新規開館時に仙台市榴ヶ岡の旧図書館から移転された古い資産については、備品整理票が添付されていないケースが多いとのことであるが、備品整理票が添付されていない状況では備品整理を適切に実施することは困難である。

保有資産が県有資産であることに鑑みれば、備品整理票による資産の特定は資産管理上非常に重要であり、より厳格な管理を実施すべきである。

(6) 油絵の有効利用(意見)

当図書館は総額 6,720 千円の「油絵」5 点を保有している。これは宮城県民に広く鑑賞してもらいたいとの理由で一県民から平成 11 年 10 月に環境生活部生活・文化課が寄附を受けたものである。その後、平成 12 年 2 月に図書館へ管理が移って以来、当該油絵はほとんど展示される機会もなく倉庫に保管してあるとのことである。これでは寄附者の意図に込めているとは言えず、また、保管状況も良好とは言えない状態にあり、現状では資産価値が低下するリスクも懸念される。

図書館として利用する価値があるものと判断して受入れたものであり、館内展示する等の有効活用を図るべきである。

(7) エレベーター緊急停止の再発防止策(意見)

図書館内にはエレベーターが2箇所あり、そのうち西口側は以前から問題となっているヨーロッパ社製の油圧式エレベーターである。仙台市が過去最高気温を記録した平成19年8月15日に本エレベーターが緊急停止し、利用者がエレベーターに閉じ込められる事故が発生した。利用者は3分後には警備員によって救出されたが、その後、監査日である8月22日までの1週間、本エレベーターは使用中止となっていた。

本エレベーターは安全面の配慮から油温が60℃を超えると緊急停止するように設定されているが、利用過多と機械室の温度上昇により、油温が60℃を超えて緊急停止したと考えられるとのことである。西口側エレベーターが利用過多となる背景には、正面(東口)出入口側にはエレベーターが2機、西口側には1機が設置されているが、駐車場の大部分は西口に近いことから、実際の利用者は西口の方が多いことがある。この点については、図書館建築時における設計において利用者の流れを読み誤ったことに起因するものである。

利用者が閉じ込められた原因は、緊急停止した後に最寄りのフロアでドアが開き、停止時に乗車していた利用者はなかったものの、停止したフロアにエレベーターを待っていた利用者があり、緊急停止とは知らず正常に稼働しているものと思い、エレベーターに乗り込んでドア閉鎖ボタンを押したところ、ドアが閉鎖したまま開かない状態となったことによるものである。本来は、非常停止して開いたドアは、閉鎖ボタンを押しても安全上閉鎖されるべきではなく、エレベーターの安全機能上、重要な欠陥といえる。

また、平成11年7月、平成18年5月にも同様の緊急停止が発生しており、今回で3回目である。

以上の経緯を踏まえ、安全性を確保する観点から、県としては事故のあったエレベーターの完全閉鎖や取替えを含めて抜本的な再発防止策を講ずる必要がある。

12. 東北歴史博物館

【施設の概要】

東北歴史博物館は、宮城県多賀城市に位置し、宮城県を中心としながらも、広く東北地方全体の歴史・文化を総合的に捉え、東北の存在を広く世界に発信し、国際化時代にふさわしい地域づくりとその活性化に貢献することを使命として、平成 11 年 10 月に開館した。また当館は、前身である東北歴史資料館の機能を継承し、調査研究活動を基盤として、資料の収集、保存管理および情報の収集整理を推進し、その成果をもとに、社会の要請に応える開かれた博物館として積極的な活動を展開することとしており、特に、生涯学習の重要拠点として、教育普及、展示および情報提供などの活動に重点を置いている。

施設は、総合展示室や特別展示室などの来館者利用スペースと執務室や収蔵庫などの管理スペースに分かれ、特徴的な展示物としては、貝塚から出土した骨角器や多賀城跡から出土した瓦などがある。

平成 21 年度には、開館 10 周年を記念した特別展示の開催を予定しており、より多くの県民の観覧を期待しているところである。

(1) 施設の状況

項目	内容	
所在地	多賀城市高崎 1 丁目 22 番 1 号	
所管部署	教育庁文化財保護課	
供用開始月日	平成 11 年 10 月 9 日	
設置目的	教育施設(博物館)	
設置根拠条例	歴史博物館条例	
主な施設種類	本館、今野家住宅、収蔵庫	
面積(公有財産表)	敷地 89, 127.51 m ² 建物(延床面積) 22, 913.53 m ²	
価格	公有財産表	土地価格:3,056 百万円、建物価格:7,252 百万円 (内訳) 旧東北歴史資料館 土地価格:384 百万円、建物価格:611 百万円 東北歴史博物館 土地価格:2,672 百万円、建物価格:6,641 百万円
	バランスシート	建物取得価額:10,072 百万円、残存価格:8,122 百万円 (内訳) 旧東北歴史資料館 建物取得価格:912 百万円、残存価格:611 百万円

	東北歴史博物館 建物取得価格:9,160百万円、残存価格:7,511百万円
管理運営方法	平成16年度、17年度、18年度ともに直営
開館時間	9時30分～17時00分
休館日	月曜日(国民の祝日を除く) 年末年始:12月29日から1月3日まで
観覧料	常設展示観覧料(団体は20人以上をいう) ・一般(大学生含む) :個人 400円 団体 320円 ・高校生以下 :無料
	特別展示観覧料 1,500円以内で知事の定める額

(2) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県債	その他
用地費	3,532	1,051	—	2,481	—
建設費	15,610	1,820	2	13,595	193
合計	19,142	2,871	2	16,076	193

(3) 施設に係る職員の状況

① 従事職員数

(単位:人)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
県職員	29	29	29
県臨時・嘱託等	15	15	15
合計	44	44	44

② 人件費

(単位:百万円)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
県職員	244	248	259
県臨時・嘱託等	34	35	34
合計	278	283	293

(注) 県臨時・嘱託等の人件費は、下記(5)収支の状況では「文化財保護費」の「報酬」および「その他」に含まれている。

(4) 施設の利用状況

【監査の結果と意見】(4) 魅力ある特別展の積極開催参照。

(5) 収支の状況

(単位:千円)

大科目	小科目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
職員人件費		243,788	248,170	258,923
文化財保護費	報酬	27,680	27,826	27,706
	需用費	120,549	117,422	127,388
	委託料	127,674	159,639	110,166
	使用料及び賃借料	10,378	10,921	15,786
	備品購入費	20,397	3,557	2,073
	負担金、補助金及び交付金	21,135	8,736	47,104
	その他	18,362	19,764	15,948
その他		446	12	12
支出合計		590,409	596,047	605,106
教育使用料	施設使用料	24,846	16,592	49,579
雑入		1,540	2,210	4,151
収入合計		26,386	18,802	53,730
収支: 県民負担額		564,023	577,245	551,376

(主な増減内容)

- イ. 平成 17 年度の委託料支出の増加は、博物館情報システム再構築のための開発委託費 27,195 千円が発生したことによるものである。
- ロ. 平成 17 年度の備品購入費支出の減少は、平成 16 年度に将来の地震に備え購入した免震台 21 台の支出 17,493 千円が含まれていたことによるものである。
- ハ. 平成 17 年度の負担金、補助金及び交付金支出の減少および平成 18 年度の増加は、特別展の事業費が毎年相違するためである。
- ニ. 平成 18 年度の施設使用料収入の増加は、特別展の入館者が大幅に増加したことによるものである。

【監査の結果と意見】

(1) 東北歴史博物館の存在意義(意見)

県は当博物館の使命について、

イ. 東北の姿を自ら再発見し、東北の存在を広く世界に発信することにより、国際化の時代にふさわしい地域づくりとその活性化に貢献する。

ロ. 既存の博物館のイメージを脱皮し、類例のない新しい博物館のあり方を追求する。

ハ. 「明日の東北」を考えるきっかけづくりを重視し、実社会と積極的に交流する博物館を目指す。

としている。

当博物館は、昭和49年8月に開設された東北歴史資料館が前身である。旧資料館は、宮城県を中心としながらも視点を東北に広げて歴史資料の収集・保存を行い、その研究成果を展示公開する活動を行ってきたが、時の経過とともに、施設の老朽化・狭隘化が表面化し、県民の学習意欲の高まりに対応できなくなってきた。こうした背景のもと、生涯学習への県民ニーズに対応する新博物館の建設構想が浮上し、外部有識者を委員とした新東北歴史資料館(仮称)建設基本構想策定委員会において新博物館の基本理念、運営方針および事業活動方針等に関する審議がなされ、平成11年4月に旧資料館を発展・承継する施設として当博物館が設置されたものである。なお、冠名に東北がついているのは、前述した東北歴史資料館の開設当時の設置目的に起因するものである。

その後、東北の各県でも多数の様々な博物館が作られたが、当博物館は東北全般の資料を対象とするというコンセプトを見直ししておらず、かつ古代から現代までの資料が展示対象となっている。そのため、施設の規模に比して展示対象が多く、全体的に広く浅い展示になってしまっている。例えば、岩手県平泉の金色堂の螺鈿の柱のレプリカや福島県会津大塚山古墳の棺の復元模型なども展示されているが、昨今交通が発達した東北地方の中にあって、それらの展示物を目当てに当博物館に来館する必要性は乏しい。むしろ、当博物館は国の特別史跡「多賀城跡」に隣接して設置されており、当博物館の建物内には多賀城跡調査研究所が入居していることから、多賀城跡の調査資料を展示するにもっとも相応しい場所であると考えられる。当博物館側も多賀城跡の調査資料についてメインで紹介しているのではあるが、常設展示室1,483㎡に占める割合は2～3割(300㎡～450㎡)程度でしかない。今後県として、多賀城の歴史を充実展示する博物館に専念することを検討する段階に来ていると考える。

(2) 地元市町村との連携強化(意見)

当博物館は仙台駅から電車で約15分の国府多賀城駅から徒歩2～3分という恵まれた立地条件に位置しているが、周辺には相乗効果が見込める他の施設はなく、言わば孤立した施設であるため、入館者が減少傾向にある。入館者の増加策としては、例えば、松島の他の施設などとの組み合わせがあると「○○街道」という観光ルートとして売込みができるため、多賀城市や

松島町などの地元市町村と県が連携し、当博物館を含めたキャンペーンを行うことも考えられる。

(3) 広報活動の強化(意見)

当博物館では特別展のほか、館長講座、多賀城跡巡り、民話を聞く会、体験イベントなど様々なイベントを用意しているのであるが、県民への広報が不十分であり、県民の間での認知度は低い。「県政だより」などでも当博物館のイベントが取り上げられれば入館者も増えるのではないかと思料する。

(4) 魅力ある特別展の積極開催(意見)

入館者は特別展を除き概ね毎年減少している状況である。仙台市博物館と比較した入館者数(無料施設等利用者を除く)の推移は以下のとおりである。

(表 38) 東北歴史博物館 入館者数

区分	常設展	特別展	合計
H16 年度	35,444 人	23,014 人	58,458 人
H17 年度	30,697 人	17,783 人	48,480 人
H18 年度	24,992 人	61,921 人	86,913 人

(表 39) 仙台市博物館 入館者数

区分	常設展	特別展	合計
H16 年度	56,193 人	130,728 人	186,921 人
H17 年度	46,862 人	138,576 人	185,438 人
H18 年度	51,039 人	140,739 人	191,778 人

常設展の展示物は平成 11 年の開設当初からほとんど変わっていない。それゆえ毎年徐々に入館者が減少していくことになるのは必然である。平成 13 年度の入館者数は 65,954 人であり平成 17 年度は 48,480 人と初めて 50,000 人を割った。しかし、平成 18 年度は「一シルクロードの国宝ー中国★美の十字路展」を 4 月 15 日～6 月 18 日まで行い 38,992 人の入館者数であったことにより、86,913 人と増加した。合計の入館者数の水準は特別展の入館者数に依拠するところが大きいため、入館者数の増加は如何に県民に興味のある展示物を展示するかにかかっている。ちなみに、平成 14 年度はエジプト展を行ったことにより 150,876 人という過去最高の入館者数となっている。

当博物館に初めて入館するきっかけとして、特別展は非常に重要なイベントであると考えられる。しかしながら、最近の県の財政難から多額の支出を要する特別展の開催が県の判断で敬遠される傾向にある。それは、県民に対して素晴らしい展示を見る機会を与えないばかりか博物館の意義も失わせるものではないかと思料する。多額の支出となる展示物は県民の関心が高いも

のも多く、入館者の増加にもつながる。仮に最終的な損益は赤字になっても、過去の経験ではそれ程大きな赤字になるものではない。例えば、平成 18 年度に行われた特別展のうち最も赤字幅の大きかった「一シルクロードの国宝ー中国★美の十字路展」でも支出額 37,411 千円、収入額 32,881 千円、よって赤字額は 4,530 千円に留まり、県民に対する文化的効果と比較してそれほど多額の出費にはなっていない。県民の文化的教養を高めるためにも、県民に興味のある素晴らしい特別展を期待する。

(5) 常設展の料金体系の見直し(意見)

常設展の入館料は一般が 400 円(団体 320 円)、高校生以下は無料であり、下表のとおり、博物館の収入のほとんどは特別展の入館料である。

(表 40)平成 18 年度における常設展と特別展の収入比較

区分	収入額	比率
常設展	3,980 千円	8.6%
特別展	42,325 千円	91.4%
合計	46,305 千円	100%

常設展は歴史博物館設立以来展示物を変更していないのであるから、リピーターはそのような展示物に対して興味を持つとは思えない。上述(表 38)に示したように入館者数が毎年徐々に減少しているのはその証左でもある。入館者を増加させるためには常設展のリニューアルが効果的であると考えますが、県の財政状況を鑑みると、リニューアル費用やリニューアル時の休館日数により実施は厳しい状況であることも理解できる。もし、常設展のリニューアルを行わないのであれば、博物館の収入に大きな影響を及ぼさない常設展を無料にすることにより、入館者を増加させる方法を検討する余地があるものと思われる。

また、上記のとおり高校生以下は無料となっているが、県外の生徒も無料になっている。博物館は宮城県の施設であり、県民の税金によって賄われている施設であるため、県外の生徒については有料にすべきであると考えます。平成 18 年度における小・中・高校生の団体での入館者数は 5,429 人(個人での入館者数は把握されていない。)であるため、それによる入館料の増加は一般団体 1 人 320 円の半額である 160 円とすれば 869 千円である。

(6) 特別展の収入予算編成方法の見直し(意見)

平成 18 年度に行われた特別展のうち「一シルクロードの国宝ー中国★美の十字路展」の予算および実績は以下のとおりである。

(表 41) 特別展「一シルクロードの国宝ー中国★美の十字路展」の予算および実績

区分	入館料収入	入館者数
予算	42,000 千円	40,000 人
実績	32,881 千円	35,242 人
予算実績比率	78.3%	88.1%

特別展の予算は、入館料収入で支出を賄うように編成されるため、収入予算が甘く見積もられると、それは最後に予算未達という形で顕在化し、収入実績が予算を下回った分だけ県民負担である赤字が増大することになる。

収入予算の積算基礎となっている有料入館者数について、過去 3 年間に実施された特別展の予算と実績を対比させると下表のとおりである。

(表 42) 過去 3 年間の特別展の有料入館者数と収支

年度	特別展名	予算	実績	予算実績比率	収支
16	新収蔵品展	8,480 人	3,993 人	47.10%	△1,012 千円
	東北発掘物語2	8,290 人	3,104 人	37.40%	△4,378 千円
	唐三彩展	37,612 人	10,299 人	27.40%	△8,997 千円
	福よ来い	7,089 人	2,157 人	30.40%	△4,167 千円
17	古代の旅	11,270 人	4,951 人	43.90%	△3,480 千円
	音と人の風景	10,610 人	2,806 人	26.40%	△8,613 千円
	水辺と森と縄文人	20,800 人	3,490 人	16.80%	△6,078 千円
	日本三景展	7,500 人	3,228 人	43.00%	△5,698 千円
18	美の十字路展	40,000 人	35,242 人	88.10%	△4,530 千円
	熊野信仰と東北	16,000 人	10,069 人	62.90%	△1,608 千円
	とつげき！おもしろ博物館	6,000 人	10,635 人	177.30%	1,447 千円
合計／平均		173,651 人	89,974 人	51.80%	△47,114 千円

(注) 特別展名は略称にて記載している。

このように平成 18 年度の「とつげき！おもしろ博物館」を除き、過去 3 年間の特別展の入館者数の実績は、概ね予算の半分程度に留まっており、収支も赤字である。なお、「とつげき！おもしろ博物館」は、入館者数では民間企業の協賛により先着 5,000 人まで小中学生の入館料を無料としたこと、収支面では展示品が自己所有の収蔵品のみであるため賃借料等が不要であったこと等により予算を達成したものであり、他の特別展示とは性質が異なる。

これらの過去の趨勢をみると、入館者数の見込みが甘くなっていることから事業収支が赤字になっていると言わざるを得ない。そのうえ、大幅に収入予算と実績が乖離しているにもかかわらず

らず、その原因を把握する十分な総括が行われていないのは理解し難い。行うべき総括が行われず、大幅な収入予算未達を繰返すようでは何のための予算であるかはなほだ疑問である。たとえ結果的に赤字になったとしても、その経験を次に生かす努力をすることが税金を使う者の義務であると考え。

大幅な収入予算未達が繰返されると、県民から「博物館は予定入館者数を水増しした予算を組んでいるのではないか」という疑念を抱かれかねない。過去の実績を総括し、次回の予算編成に生かすような取組みが求められる。

(7) 特別展無料招待券の配布方法の見直し(結果)

当博物館では特別展の入館料が無料となる招待券を個人・団体に配布している。これは主に、特別展における広報・宣伝活動および特別展開催への収蔵品提供者・協力者、収蔵品の寄贈者、その他博物館の運営に日ごろ貢献のある個人・団体の労に報いることを目的とするものである。

例えば、平成 18 年度に行われた特別展「一シルクロードの国宝ー中国★美の十字路展」においては 3,000 枚の招待券が作製されたが、決裁文書によれば、その配布計画先は下表のとおりである。

(表 43)特別展「一シルクロードの国宝ー中国★美の十字路展」に関する招待券の配布計画先

配布計画先	枚数	摘要
東北歴史博物館職員等関係		
館長	100	
副館長	100	
副館長(兼学芸部長)	100	
企画部長	100	
管理部長	100	
学芸班長	50	
企画班長	50	
管理班長	50	
サービス班長	50	
管理部	50	
企画部	100	
学芸部	100	
職員	210	21人×10枚
解説員	70	14人×5枚
臨時職員	6	3人×2枚
多賀城跡調査研究所所長	100	1人×100枚
多賀城跡調査研究所職員	50	5人×10枚

小計	1,386	
県関係		
知事	20	
副知事	20	2人×10枚
出納長	10	
教育長	10	
教育次長	15	3人×5枚
教育長各課長	55	11人×5枚
文化財保護課	100	
県議会議員	120	60人×2枚
議会事務局	10	
小計	360	
後援者	200	
入館者誘致協力団体	500	県外旅行会社、学校引率者含む
予備	403	
合計	2,849	

(備考) 3,000枚中 151枚は配布済み(文化財保護課等)

(注1) 後援者は、関係自治体2機関、報道関係9社である。

(注2) 入館者誘致協力団体は、関係自治体4機関、その他観光関係団体である。

また、この決裁文書の備考欄に事前配布151枚と記載されていたが、その配布先を確認したところ、下表のように141枚のみの把握であった。

(表44) 事前配布先一覧

配布先	枚数	摘要
宮城県教育委員会(教育長等)	3	1団体×3枚
各課	10	10課×1枚
文化財保護課	100	1課×100枚
県警本部長	1	1人×1枚
宮城県教育委員	5	5人×1枚
博物館協議会委員	9	9人×1枚
資料収集専門部会委員	7	7人×1枚
文化財保護審議会委員	6	6人×1枚
合計	141	

この点に関して以下の問題点がある。

① 事前配布分の配布先不明

決裁文書の配布計画数は 3,000 枚となっており、そのうち事前に配布済みとされている招待券は備考欄に 151 枚とされている。しかしながら、事前配布先が記載されている文書には、事前配布枚数は 141 枚となっており、その差 10 枚の行方は不明となっている。決裁文書には事前配布枚数も含め、合計枚数が一致するように記載しなければならない。招待券は入館者にとっては金券であり、配布枚数の管理は厳しく行う必要がある。

② 予備招待券の配布先不明

決裁文書の配布計画数には予備 403 枚と記載されている。しかしながら、使用実績に関する資料を作成していないため、予備招待券を誰に配布したのか、配布せずに残り廃棄処分になったのか不明の状態になっている。予備招待券についても、最終的にどのように配布されたか管理を徹底すべきである。

③ 配布先の検討

イ. 東北歴史博物館職員等への配布

当博物館職員等への配布については、過去からの慣習で当然のように配布されているが、県民感情としては納得のいかないものがある。そのうえ、最終的に各職員等が誰に何枚配布しているかについての管理は行われていない。

館長、副館長に配布している招待券については、対外的付合いを考慮して、当特別展の広報を兼ねて配布されているものであると思料するが、それ以外の職員に対して多くの枚数が割当てられていることはその適切性に疑念が残る。配布枚数は 6 枚と少ないものの、特筆すべきは臨時職員にまで配布されていることである。これでは無料招待券の配布の仕方がずさんであると言わざるを得ない。さらに、多賀城跡調査研究所は、博物館とは一線を画した県の組織であり、招待券を 150 枚も配布することは行き過ぎと言える。招待券は入館者にとっては金券であり、このような状況が放置されていることは有料で入館する県民との公平性から問題であると思料する。

以上のとおり、館長および副館長への配布に関しては、上述の理由であれば認めざるをえないところもあるが、その先誰に渡したかについて、資料を残すべきである。また、その他の職員等への配布は不要である。

ロ. 県の関係先への配布

県の関係先への配布についても当博物館職員等への配布と同様で、県民感情としては納得のいかないものである。知事および副知事に配布している招待券については、博物館館長等と同様対外的付合いを考慮して、当特別展の広報を兼ねて配布されているものであると思料するが、それ以外の県関係諸氏への配布については、配布理由が薄弱と認められ不要である。

ハ. 後援者、入館者誘致協力団体への配布

後援者、入館者誘致協力団体への配布については自治体やマスコミ等の団体名が記載され

ているものの、各団体への配布枚数は不明の状況である。団体毎の配布枚数を記載した上で決裁すべきである。

④ 効果の測定

特別展「一シルクロードの国宝ー中国★美の十字路展」では招待券 3,000 枚が配布されたが、もし配布されずに 3,000 人全員が一般の有料入館者であると仮定して入館料収入を計算すると、一般の入館料が 1,200 円であることから、単純計算で 3,600 千円の収入が減少したことになる。それに加えて、平成 18 年度に行われた残りの 2 回の特別展において配布された招待券についても同様に計算すると合計で 7,200 千円の収入減と算定される。

(表 45) 招待券配布者が全員の有料入館者と仮定した場合の有り得べき入館料収入

招待券を配布した特別展	招待人数	一般入館料	入館料収入
美の十字路展	3,000 人	1,200 円	3,600 千円
熊野信仰と東北	3,000 人	700 円	2,100 千円
とつげき！おもしろ博物館	3,000 人	500 円	1,500 千円
合 計	—	—	7,200 千円

さらに、ポスター、チラシを送付した県内小中学校に延べ 699 枚および県内市町村教育委員会等に延べ 988 枚、合計 1,687 枚の招待券を送付し、1枚あたり 2 名まで無料で入館できるので、その分を含めると単純計算で、さらに 8,098 千円の収入減と算定される。

(表 46) 招待券配布者が全員の有料入館者と仮定した場合の有り得べき入館料収入

招待券を配布した特別展	招待枚数	招待人数	一般入館料	入館料収入
美の十字路展	1,687 枚	3,374 人	1,200 円	4,049 千円
熊野信仰と東北	1,687 枚	3,374 人	700 円	2,362 千円
とつげき！おもしろ博物館	1,687 枚	3,374 人	500 円	1,687 千円
合 計	—	—	—	8,098 千円

このような多額の収入減少を認識してまで招待券を配布する効果があるのか、その検討すらなされていない。招待券に連番を付し、どの先に配布した招待券が何枚利用されたのかという実績を特別展後に集計するなど、招待券配布の効果測定を行うべきである。

⑤ 必要性自体の検討

当博物館は平成 18 年度に特別展「一シルクロードの国宝ー中国★美の十字路展」を含め 3 回の特別展を開催しているが、他の特別展においても以上の状況については概ね同様の状況である。招待券の配布が博物館の収入に与える影響は大きいにもかかわらず、慣例的に配布しているものと断じざるをえない状態である。招待券の配布先、配布枚数に関する必要性を抜本的に見直すべきである。

(8) 特別展入館割引券の決裁手続不備(結果)

当博物館では、特別展の入館者に対して次回の特別展が団体料金で入館できる特別展入館割引券を交付しており、平成 18 年度の割引総額は 161 千円である。

歴史博物館条例第 9 条第 1 項第 9 号の減免規定によれば、小学校、中学校、高等学校の児童およびその引率者、県主催の施設見学者、当博物館に収蔵品を寄贈した者等同条例に規定した者の他に、知事が特別の理由があると認めた場合に入館料が減免される。また、教育長の権限に属する事務の委任に関する規程第 5 条において、県知事は当該権限を館長に委任しており、さらに、歴史博物館事務決裁細則第 2 条に基づき館長は当該権限を副館長に委任している。

当博物館の説明では、当割引券が初めて発行された平成 13 年度に決裁しているとのことであるが、当該文書は保管されていないため、歴史博物館条例に基づいた決裁が行われていたか確認することはできない。当該決裁文書の県の保存期間は 5 年間ではあるが、当割引券は今でも発行されているのであるから、文書は適切に保管すべきである。

その後においても、発行年度毎に決裁は行っていない。教育長の権限に属する事務の委任を受けている館長、副館長は 2～3 年毎に異動しているのであるから、割引券の交付対象者、割引額、年間見込み割引総額等について、毎年決裁を行う必要がある。

(9) 特別展のパンフレットに付された割引券の決裁手続不備(結果)

A 社との共同開催である特別展「中国★美の十字路展」において配付されたパンフレットに割引券が付されており、割引金額は以下のとおりである。この割引券による平成 18 年度の割引総額は 2,013 千円である。

(表 47) 通常料金と割引料金の内容 (単位:円)

内訳	通常料金	割引料金	割引金額
一般	1,200	1,100	100
高・大学生	800	700	100
小・中学生	500	無料	500

共同主催者である A 社との協約書には、「特に必要があると認める場合には、協議の上割引料金を設定することができる」旨の規定があり、この規定に基づき、各々割引券を発行している。

しかし一方で、歴史博物館条例「別表第 1(第 4 条関係)」には、特別展示では「1,500 円以内で知事の定める額」を入館料として徴収しなければならない旨の規定があり、割引券を発行する際には知事の承認を得なければならないとされている。具体的には、上記(8)特別展入館割引券の決裁手続不備に記載したように副館長の決裁が必要とされる。しかしながら、その決裁手続が取られないまま割引券が発行されていた。この点において、特別展のパンフレットに付された割引券の発券は条例違反となっている。割引券を発行する際には、その都度副館長の決裁を行うべきである。

(10) 講堂の利用率向上(意見)

当博物館の3階には講堂があり、講堂の広さは359㎡、うち舞台は117㎡、200インチのスクリーンを持ち、一般席は294席である。このような立派な施設であり、利用者や利用目的の制限がないにもかかわらず、平成18年度における講堂の利用日数はわずか38日のみである。

さらに、その利用内容は以下のように内部利用が主であり、外部利用のほとんどは利用料が100%減免となる教育研究団体、地元学校、県主催の行事などであり、利用料収入は6件、158千円のみである。

(表48) 講堂利用実績

利用内容	利用日数
館内利用	
館長講座	20
特別展関連行事	3
小計	23
外部利用	15
合計	38

講堂の利用料は、全日利用で44,500円、午前3時間のみ利用で16,700円、午後4時間のみ利用で27,800円であり、自治体の施設としては高く設定されていることが講堂の利用率が低い要因と考えられる。また、それ以上に、博物館にこのような講堂があることすら知らない県民が多いことも大きな要因と考えられる。講堂の利用率を高めるために、近隣の企業等に周知すると共に利用料をより利用しやすい金額に減額する必要がある。

なお、全日の利用料が午前の利用料と午後の利用料の合計となっているが、利用促進のために、午前・午後の利用料合計よりは割安とするのが一般的である。

(11) ボランティアの有効活用(意見)

当博物館の北側には石巻市北上町から移築した宮城県指定有形文化財である今野家住宅が展示されている。今野家は江戸時代に村の責任者である肝入を代々務めていた程の由緒ある家柄であり、当住宅は1769年に建築されたものである。この文化財を説明するために、数十人のボランティアが毎日交代しながら当博物館に通っている。しかしながら、当博物館側では彼らを役立てようという取組みがなされていないように見受けられる。また、ボランティアは「今野家」の中に待機しているが、ボランティアであるかのような外観、すなわち、ボランティア登録証を胸前に掲示しているものの、腕章やジャンパーなどを着用していないため、入館者から見て彼らがボランティアであるということが非常に分かりづらい状況である。

博物館の入口にボランティアがいることが分かるよう看板を出す、博物館の入口に待機してもらおうようにする、受付で入館者にボランティアによる説明が受けられるということを口頭で伝えるなど、何らかのより積極的な意思表示を行うことによって、ボランティアの有効活用を行うことが必

要であると思料する。

当博物館職員やボランティアから展示物の説明を受けることによって、観覧者がより多くの知識を吸収し、さらに展示物に対して興味を持つことは多い。ボランティアの方々をより有効に活用すべきである。

(12) 満足度調査における質問事項の見直し(意見)

満足度調査は正面玄関入口に常時設置している「ご意見カード」および特別展開催毎に実施している「お客様アンケート」によって行われている。その内容は職員の応対や事務のスピード等に関する質問事項が個別に設けられているものの、常設展の展示品や展示方法等に関する質問事項は設けられていない。その結果、平成18年度の調査において、これらに係る意見は記載されておらず、展示以外の意見や苦情が多く見受けられる。本来、当博物館が満足度調査において行わなければならない質問は、展示品や展示方法など展示に係るもののはずである。「ご意見カード」および「お客様アンケート」の質問内容を修正し、展示関係を中心にアンケートを行うべきである。

(13) レストランの使用料の算定方法の統一化(意見)

当博物館において、県はレストランに目的外使用許可を行っている。使用料は50%の減免を行っているが、それでも年間1,865千円を徴収している。外部への使用料は土地・建物の県の台帳価格を基礎として算定されているが、博物館の特殊性から建物の台帳価格が高いため、結果として賃料も高く設定されている。目的外使用許可における使用料の100%減免は教育財産管理規則第11条第2項の規定により下記イ.およびロ.の場合に限定されており、当博物館のレストランについてはそのいずれにも該当しないと解されることから、100%減免できない状況である。

イ. 直接かつ無償で公共の用に供するものおよびこれに準ずるもの。

ロ. 他の法令、条例または規則により無償貸付けができるものに準ずるもの。

このケースの場合、公有財産事務取扱規程別表第一の「公用に供するもの」として使用料の減免は50%とされている。しかしながら、他の公の施設を見ると50%減免はともかく年間1,865千円も徴収しているレストランは少ないと思われる。例えば、宮城県美術館のレストランの減免率は当博物館と同じ50%であるが、使用料は388千円であり当博物館の使用料1,865千円と比較して約5分の1に留まっている。この主な理由は美術館の建物の台帳価格が1,438百万円であるのに対し、当博物館の建物の台帳価格は6,404百万円となっており、約4.5倍であることに起因している。

当博物館のように入館者が少ないことに加え、年間1,865千円を支払い、単価が1,000円程度の食事を提供し利益を上げるのは現実的にはかなり厳しいと言わざるを得ない。

(表 49) 公の施設(抜粋)の賃貸額比較

公の施設	減免前目的外 使用料	減免率	減免後目的外 使用料	減免規程
当博物館	3,732 千円	50%	1,865 千円	教育財産管理規則
宮城県美術館	776 千円	50%	388 千円	教育財産管理規則
宮城県図書館	11,546 千円	100%	—	教育財産管理規則
宮城県総合運動公園 (グランディ 21)	574 千円	減免なし	574 千円	都市公園法に基づく 管理許可(注)

(注) グランディ 21 のレストランについては減免が行われていないが、同一業者が行っているグランディ 21 の合宿所の目的外使用料 1,351 千円は全額減免されている。この減免理由についての指摘事項は前述 3.宮城県総合運動公園(宮城県サッカー場を含む)【監査の結果と意見】(9) レストランの目的外使用料の算定根拠の透明性を参照のこと。

なお、今回監査対象とした他の公の施設を見ると、図書館においては教育財産管理規則および公有財産事務取扱要領に基づき、当該行政財産を利用する者のための福利厚生施設に該当し、かつ経営主体が非営利を目的とした共済組合であるため 100%減免となっており、グランディ 21 のレストランにおいては、都市公園法に基づいて管理許可が行われるため減免は行われておらず、使用面積に所定の単価を乗ずるといったまったく異なる算出方式により使用料が決められている。しかしながら、当博物館のレストランの場合は、適用規則等は図書館とまったく同じであるが、経営主体が営利を目的とした法人であるため、50%減免となるものである。この点において、縦割り行政の問題を露呈している。

レストランの良し悪しは、博物館そのものの良し悪しにも影響しかねない重要な要素の一つであるため、当レストランについては、減免率を引上げることを検討すべきである。

さらに抜本的には、使用料の減免について、50%と 100%しかないという硬直的な減免率の廃止が必要である。特に外部への使用料の基本単価を土地・建物の価格のみから算定することは民間では有り得ないことであり、入館者の数等も考慮に入れて、当該公の施設におけるレストランからいくらの収入が生じるかも加味した上で、減免率を算定する必要がある。目的外使用料の算定においては民間のように最低家賃に売上の一定割合を加算したのとするとも考えられる。

(14) 収蔵品の購入制度の確立(意見)

当博物館には、展示以外に県民財産としての収蔵品を収集するという役割があるが、宮城県美術館のように基金(ファンド)制度がないため、収蔵品の購入は毎年の予算の枠内で実施しなければならない。過去 4 年度の購入実績と平成 19 年度の予算を示すと以下のとおりである。

(表 50) 過去 4 年度の収蔵品購入実績と平成 19 年度予算

年 度	購入件数	収蔵品購入実績
平成 15 年度	14 件	4,120 千円
平成 16 年度	7 件	1,897 千円
平成 17 年度	5 件	2,700 千円
平成 18 年度	4 件	1,300 千円
平成 19 年度(予算)	0 件	購入予算なし

当博物館が収集すべき収蔵品は基本的に「一品物」であり、購入のタイミングを逃すと貴重な収蔵品がコレクターの手に渡り、散逸しかねない。貴重な収蔵品の散逸を防ぐため、美術館のように基金を設立するなど、必要に応じて柔軟に収蔵品を購入できる仕組みを検討すべきである。

(15) 収蔵品の実地たな卸しに関する規程の整備(意見)

当博物館は、収蔵品の品質や数量を確認するために、現品管理担当者が定期的に実地たな卸しを行っているが、当博物館の諸規程の中には実地たな卸しを行わなければならない旨の定めはない。収蔵品は県民の財産であり、数千万円相当の高額収蔵品も存在することから、自主的に実地たな卸しを行っていることは評価できるが、実地たな卸しが非常に重要な手続であることを考えれば、必ず実施すべきことを規程に明記すべきである。

また、資産の重要性を考えれば、さらに一步進めて、実地たな卸し時に現品管理担当者以外の第三者の立会を規程に明記すべきである。

(16) 身体障害者用駐車スペースの設置場所の見直し(意見)

身体障害者専用の駐車スペースは駐車場の中では博物館の最も近くに設置してあり、さらに駐車スペースの脇には専用電話が設置され、身体障害者からの求めに応じて当博物館の職員が出向いて手助けできるようになっている。しかしながら、駐車場と博物館入口の間の距離は約 130m もあるため、障害者にとってはかなりの障害となり、特に、雨天の時はその困難は想像に難くない。障害者の駐車スペースを博物館の入口近くに移設すべきであり、障害者にとっても優しい公の施設とすることが望まれる。

(17) 設備保守管理業務における不自然な入札結果(意見)

平成 18 年度の設備保守管理業務は、地方自治法施行令 167 条の 6 および財務規則第 96 条に基づき、一般競争入札が行われた。その入札結果(税抜き価格)は以下のとおりである。なお、県の税抜き予定価格は 94,100 千円である。

(表 51)設備保守管理業務の入札結果 (単位:千円)

業者名	第 1 回	第 2 回	第 3 回
A社	120,000	108,000	94,000
B社	126,000	辞退	—
C社	127,800	辞退	—
D社	128,000	辞退	—
E社	130,000	辞退	—
F社	133,000	辞退	—
G社	138,800	辞退	—
H社	139,400	辞退	—
I社	140,000	辞退	—

最終的には、第 2 回で 8 社が一斉に辞退したため、第 3 回目に A 社との随意契約によって税抜き 94,000 千円で締結されている。しかしながら、第 1 回の入札結果を見ると、最低価格入札者 A 社とそれ以外の入札者との開きがさほど大きいとは見えないため、何故第 2 回目に A 社を除く 8 社が一斉に辞退したのか、単に偶発的なものとするには疑問を生じざるをえない。

なお、当業務の入札方法は一般競争入札により行われており、県の入札手続に問題点は見られない。

(18) 電子カード・キーの管理の徹底(結果)

博物館の主要扉は、電子カード・キーを使わなければ開閉できない構造となっている。電子カード・キーは常勤職員に対して 1 枚ずつ貸与し、臨時職員に対しては必要の都度貸与しており、貸与する際にはその都度電子カード・キーの管理台帳である配布状況表にカード管理番号、氏名等を記載している。

しかしながら、配布状況表の記載が不完全であるため、現時点の配布先、配布枚数および残枚数を確認することができない状況となっている。電子カード・キーの重要性に鑑み、配布状況表の作成を徹底する必要がある。また、残枚数については、適時に現物と照合する必要がある。

13. 宮城県農業実践大学校

【施設の概要】

農業実践大学校は、農業後継者等に農業に関する専門的技術および経営について実践教育を行い、地域農業振興の中核となる農業経営者を養成するため、昭和 52 年、宮城農学寮、高等農業研修所および農業専修学園を廃止し、農業センター(現農業・園芸総合研究所)内に、農業実践大学校を開校した。その後、昭和 59 年に農業講習所と蚕業講習所を統合し現在に至っている。

本校は、教務部・農産学部・園芸学部・畜産学部・経営開発学部の 5 部があり(平成 19 年度から農産、園芸、畜産の各学部を「コース」に変更、また、経営開発学部は農村起業コースに名称変更)、本部教場(教務部・園芸学部・経営開発学部)は農業・園芸総合研究所に、古川教場(農産学部)は古川農業試験場に、岩出山教場(畜産学部)は畜産試験場にそれぞれ併設されている。

養成課程は、修業年限 2 年であり、優れた農業の担い手となる人材の育成教育を行い、豊かな教養・自主性・創造力・実践力を備えた 21 世紀の本県農業を担う農業経営者の育成を目標として、実践的な教育を行っている。開校以来の卒業生は 1,433 名を数え、その半数近くは卒業と同時に就農しており、入学する学生は県内の農家の子弟で高等学校を卒業したものが大部分であるが、最近は大学卒業者や社会人からの入学や非農家の子弟も多くなっている。

また、研修課程として、農業者に対しては、地域農業の担い手または中核的リーダーを育成するために必要な農業専門知識、判断能力等を養成するための研修を開講するとともに、低コスト農業および農作業事故防止のための農業機械の研修を行っている。さらに、就農志向の一般県民を対象にニューファーマーズカレッジを開催し、週1回の夜間教室や日曜教室など参加しやすい企画で実施している。

(1) 施設の状況

項目	内容	
所在地	本部教場(農業・園芸総合研究所内):	名取市高館川上字東金剛寺 1
	農産コース古川教場(古川農業試験場敷地内):	大崎市古川大崎字富国 88
	畜産コース岩出山教場(畜産試験場内):	大崎市岩出山南沢字樋渡 1
所管部署	農林水産部農業振興課	
供用開始月日	昭和 52 年 4 月 1 日	
設置目的	優れた農業の担い手となる人材の養成および農業者の研修実施	
設置根拠条例	農業実践大学校条例	
主な施設種類	学生寮・体育館・実習施設等	
面積(公有財産表)	12, 725.35 ㎡(建物のみ)	
価格	公有財産表	土地価格: 一百万円、建物価格:1,484 百万円

	バランスシート	建物取得価額:59 百万円、残存価格:0 百万円
管理運営方法	平成 16 年度、17 年度、18 年度とも直営	
授業時間	午前 8 時 50 分から午後 4 時 10 分	
休日	宮城県の休日 その他、校長が定める夏季休業日、冬季休業日および春季休業日	
授業料	1 人当たりの年額 115,200 円	

(2) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県債	その他
用地費	—	—	—	—	—
建設費	114	57	57	—	—
合計	114	57	57	—	—

(3) 施設に係る職員の状況

① 従事職員数

(単位:人、人日)

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
県職員	29	29	29
県臨時・嘱託等	10	10	10
合計	39	39	39

② 人件費

(単位:百万円)

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
県職員	244	250	249
県臨時・嘱託等	22	23	21
合計	266	273	270

(注) 県臨時・嘱託等の人件費は、下記 (5) 収支の状況では「農業後継者育成費」の「報酬」および「その他」に含まれている。

(4) 施設の利用状況

(単位:人)

入学生数	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
農産学部	8	13	13
園芸学部	14	18	20
畜産学部	8	16	15
経営開発学部	4	10	8
合計	34	57	56

(5) 収支の状況

(単位:千円)

大科目	小科目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
職員人件費		244,491	250,042	248,916
農業後継者育成費	報酬	10,318	10,318	10,282
	需用費	27,137	24,993	30,217
	委託料	19,993	19,303	11,994
	その他	24,729	28,134	26,354
支出合計		326,668	332,790	327,763
農林水産業使用料	農業実践大学校授業料	0	0	5,990
農林水産業費国庫補助金	農業実践大学校費交付金等	11,128	10,571	9,834
財産貸付収入	電柱敷地等	18	17	3
生産物売払収入	農業実践大学校生産物	8,228	7,992	8,169
雑入		1,418	2,199	2,606
収入合計		20,792	20,779	26,602
収支:県民負担額		305,876	312,011	301,161

(主な増減内容)

イ. 平成 18 年度の実践大学校授業料収入の増加は、授業料を有料化したことによる。

【監査の結果と意見】

(1) 農業実践大学校の存在意義(意見)

当校は、農業の発展と豊かな農村社会の形成に資する優れた人格と高度な知識・技術並びに逞しい行動力を備えた農業後継者および農村社会の指導者の育成を目的とした実践的な教育を行う場として、昭和 52 年 4 月に開校された。

昨今、農産物価格の低迷や少子化、職業選択の広がり、大学進学率の上昇などわが国全体の抱える構造的な問題を背景に当校の養成課程は、下表のように、過去 5 年以上に亘って定員充足率が低水準で推移しており、設置目的と運営状況との間に大きな乖離が生じている。

(表 52) 過去 5 年度と平成 19 年度の定員充足率

区分	定員(A)	入学者数 (B)	定員充足率 A/B
平成 14 年度	70 人	33 人	47%
平成 15 年度	70 人	30 人	43%
平成 16 年度	70 人	34 人	49%
平成 17 年度	70 人	57 人	81%
平成 18 年度	70 人	56 人	80%
平成 19 年度	55 人	38 人	69%

(注1) 平成 17 年度以降の入学者の増加要因は、県担当者の説明によれば、県内高等学校訪問による入校説明と高校 3 年生を対象とした体験入校の開催を継続して行った結果、非農家子弟や普通高校からの入学者が増加したことによるものであるが、その後再び低下傾向にある。

(注2) 平成 19 年度は定員数を 15 名減少したが、平成 18 年度と同じ 70 名とした場合には定員充足率は 54%となる。

このように、当校への入学者数は大きく定員割れの状況が続いているため、当校の存在意義について疑問が生じる。当校が農業改良助長法第 7 条第 1 項第 5 号に基づく農業者研修教育施設として位置付けられ、協同農業普及事業の一つとして規定されている施設であるため、県は存在意義があるとしているが、施設を運営する政策的重要性、つまり、当校が設置されている効果や廃止になった時の影響について考慮すべきであると考ええる。当校の入学者の多くは農業従事者の子弟であるため、これらの者は当校を廃止しても農業に従事する可能性が高く、県内農業への影響は非常に限定的であると考えられる。

また、農業技術の習得の機会是他にもあると考えられる。県内には農業高校もあり、宮城大学食産業学部も設置されており、さらに、農業協同組合や地元の青年部などの農家組織を通して農業に関する知識は得られるのではないかと考えられる。結局、県の財政を鑑みると 328 百万円の経費を費やしてまで行う事業なのか、疑問を生じざるを得ない。当校の廃止について検討すべきである。

もし、存続するにしても、当校の理念を備えた農業者を多く育て上げていくためには、より多くの入学者を確保する必要がある。このため、県においては、当校のあり方について平成17年度と平成18年度に検討を行っており、提案された改革内容に基づき取組みを進めているところである。しかしながら、今後さらなる少子化に向かっていくことは必然であるため、如何にして県内により多くの農業後継者を育てていくのか、また、農村社会の優れた指導者を育成していくのか、この機会に改めて当校のあり方を模索すると同時に、入学者を増加させていく方法を考えるべきである。

(2) 当校運営に係る効果測定(意見)

当校の過去5年度の卒業生の進路状況は下表のとおりである。

(表53)過去5年度の卒業生の進路状況

卒業年度	卒業生数	就農者	就農率	農業関連団体	継続研修	農業関連合計	農業以外
平成14年度	32人	10人	31%	6人	7人	23人	9人
平成15年度	31人	7人	23%	8人	9人	24人	7人
平成16年度	26人	9人	35%	6人	9人	24人	2人
平成17年度	35人	17人	49%	7人	7人	31人	4人
平成18年度	57人	20人	35%	9人	9人	38人	19人

(注) 継続研修とは、卒業後、農業関係の試験研究機関などで引き続いて研修することをいう。

平成18年度において、卒業生57名中就農者は20名であり就農率は35%と低い。ただし、農業関連団体に就職した9名を含めると、農業関連の就業者割合は51%であり、さらに、研修後就農あるいは農業関係以外で就職したがUターン就農した卒業生を加えると就農率は61%となる。

県が当校を設立したそもそもの目的は、県内の農業の担い手を育成していくことであり、専門学校としての職業学校とは一線を画すものである。そのために、当校を卒業後就農を予定している者に県は就農支援資金を援助している。当校卒業生の就農率をさらに高めるためには、当校の教育内容に加えて、就農支援資金以外のインフラも含めて考えていく必要がある。

さらに、継続研修は卒業時点では就農するかどうか分からない状況にあり、また、卒業時には就農した者がその後離農するケース、逆に就農しなかった者がその後就農するケースも有り得る。このような状況を把握するために、例えば5年毎とか10年毎というように期間を定めて、定期的に卒業生の就農率を追跡調査し、県費を投入してまで当校を運営した効果を測定することは、今後の当校の運営の要否を判断するために重要であると思料する。なお、当校は平成18年9月、開学30周年を機会に卒業生1,400人に対して追跡調査を実施したが、回収できたのは109人、回収率は7.8%に留まっている。効果測定という調査の重要性に鑑み、回収努力の強化等により回収率の向上を図ることが望まれる。

(3) 受験料、入学金、授業料等の値上げ(意見)

平成 18 年度における北海道、東北地方における農業大学の本課程の受験料、入学金、授業料は次のようになっている。

(表 54)他農業大学校との受験料、入学金、授業料の比較 (単位:円)

学 校 名	受験料	入学金	授業料
宮城県農業実践大学校	0	5,650	115,200
北海道立農業大学校	2,200	5,650	115,200
青森県営農大学校	2,200	5,650	115,200
岩手県立農業大学校	2,200	5,650	115,200
山形県立農業大学校	0	0	0
福島県立農業短期大学校	2,200	5,650	115,200

(出典:「平成 18 年度全国農業大学校の概要」全国農業大学校協議会)

(注) 宮城県農業実践大学校の入学金は 5,650 円と記載しているが、実際に有料化したのは平成 19 年度からであり、平成 18 年度は無料であった。

秋田県には農業大学校が設置されておらず、また、山形県は受験料等が無料となっている。この 2 県以外は宮城県の受験料が無料であることを除いて同水準であり、全国的にも有料となっている場合の料金水準は県立高校並みで、大きな相違は見られない状況となっている。

① 受験料

宮城県では、受験料は無料となっているが、他県は県立高校並みの 2,000 円程度となっている。当校が高校以上の卒業生を対象とした教育施設であることを考えれば、適正な受益者負担のあり方について再検討する必要があると考える。すなわち、最低でも他県と同程度の 2,000 円か、農業大学校は学校教育法に基づく専修学校ではないものの、大学や専門学校並みまで有料化することに合理性があるものと思われる。

② 入学金

上記(表 54)の出典資料では平成 18 年度に宮城県は 5,650 円となっているが、実際に有料化したのは平成 19 年度からであり、平成 18 年度までは無料であった。有料化は当然のことであり、より早くから有料化すべきであったものとする。料金水準は県立高校と同額で他県並みであるが、①と同様の考え方により、大学や専門学校並みまで有料化することに合理性があるものと思われる。

③ 授業料

宮城県では平成 17 年度まで無料であったが、平成 18 年度から県立高校と同額の 115,200 円に有料化している。入学金同様、より早くから有料化すべきであったものとする。現在の料金水準は他県の農業大学校の料金と同程度ではあるが、①と同様の考え方により、大学や専

門学校並みまで有料化することに合理性があるものと思われる。

④ 寄宿料

寄宿舎料は月額 1,200 円と格安になっているが、これについては実費支弁の考え方から、それらにかかった実費程度まで値上げすべきである。

(4) 短期研修の受講料の有料化(意見)

当校では、就農希望者および既就農者を対象として実践的な短期研修を行っており、当校の他に県のホームページと農業改良普及センターに周知を依頼し研修生の募集を行っている。研修日数や受講者数は、以下のとおりである。

(表 55) 短期研修内訳

研修名	研修日数	受講者延べ人数
新規就農者等基礎研修	218 日	733 人
農業者専門研修課題解決	3 日	150 人
農業・農村指導者研修	1 日	3 人
農業機械研修	21 日	152 人
合計	—	1,038 人

当校は平成 19 年度より受講料を徴収しているが、平成 18 年度の受講料は無料であった。平成 18 年度の受講者の延べ人数は 1,038 人であったため、平成 19 年度から徴収することになった 1 日 500 円の受講料で計算すると 519 千円の受講料を徴収していなかったことになる。短期研修受講料は上記(3) 受験料、入学金、授業料等の値上げ③本課程の授業料に記載した考え方と同様の趣旨により、より早くから有料化すべきであったものとする。

(5) 聴講生の受講料の有料化(意見)

当校では、上記(4) 短期研修の受講料の有料化に記載した短期研修の他に聴講生制度を採っており、農業改良普及センターに制度の周知を依頼し、聴講生の募集を行っている。聴講生制度は本課程の中に入って授業を受けることが可能な制度であり、新たに設けなければならないカリキュラムはないので、聴講生制度を設けることによる追加コストは特に発生しない。平成 18 年度の聴講生は 7 名であり、受講料は無料であった。

平成 19 年度からは有料化し、聴講生 1 人当たり 1 日 500 円を徴収している。監査日現在、聴講生は 4 名である。本来、聴講生であってもサービスを提供しているのであるから受講料を徴収すべきであり、それによって意欲のある聴講生が研鑽することが県にとっても有効であることから、より早期に有料化すべきであったと考える。また、聴講生の受講料は本課程の授業料を基礎に算出しており、前述の本課程の授業料の値上げに応じて、聴講生の受講料も値上げすべきである。

(6) 授業料の免除手続不備(意見)

農業実践大学の授業料免除等に関する規則の第 3 条によれば、天災その他特別の事由により生活に困窮を来し、授業料の納入が困難である場合に授業料を免除することができることとなっている。平成 18 年度において、自宅が全焼した生徒について、本人からの免除申請に基づいて、平成 18 年 10 月から平成 19 年 3 月までの半年間の授業料 58 千円を免除している。免除申請書には自宅が全焼したことにより経済的に困窮している旨の記載があり、消防署が発行した罹災証明書および規則が規定している家族状況調書が添付されているが、家族状況調書の前年度所得金額欄、本年の収入見込および所得見込額欄は未記載となっている。自宅が全焼しても、生活に困窮しない十分な所得があることも考えられ、規則が規定している家族状況調書には全項目の記載を学校は求めるべきである。

さらに、自宅が全焼しても、十分な財産があるケースや火災保険に加入しており十分な保険料収入があるケースも考えられる。一般的には罹災により、直ちに 58 千円の授業料納入が困難になるとは考えにくい。罹災が免除の要件ではなく、授業料の納入が困難であることが要件であり、当校は授業料の納入が困難と判断する一定の形式基準を定める必要がある。この場合、少なくとも、前年度の納税証明書による所得の確認は実施すべきである。

(7) 後援会業務の代行に関する契約締結および預金口座の名義変更(意見)

在学生の父母会である後援会は、生徒の各種経費を徴収する教員の手間を軽減させるために、在学中の食費、海外研修費、寮の水道光熱費、その他の諸経費等の一括見込徴収業務、支払業務および卒業時の精算業務を行うことになっているが、後援会には専任の事務員がいないため、当校の事務局がこれらの業務を代行している。この代行業務について、次の問題点が見受けられた。

① 契約の未締結

年間の資金取扱高は 50 百万円程度と高額となっているが、当校と後援会との間で事務委託契約が未締結であり、責任の範囲が不明確となっている。速やかに契約を締結し、委託業務の範囲と責任を明確化すべきである。

なお、これらの業務は本来、後援会ではなく当校が行うべきものではないか、という観点から、これらの業務を後援会が行うことの適正性について検討する必要があると考える。

② 預金口座の名義

預金口座名は「宮城県農業実践大学代表〇〇(副校長の個人名)」となっているが、あたかも学校の口座であるかのような誤解を与えかねない名称である。後援会は登記していない任意団体であるため、個人名でないと口座を開設できず、個人名が入るのはやむを得ない側面があるが、少なくとも、「代表」を「後援会代表」に変更すべきである。

(8) 学生寮の早期統合(意見)

当校は本部名取教場に男子寮と女子寮を設置している。男子寮は平成元年に建築されたが、女子寮は昭和55年に建設されているため、現在の建築基準法が求めている耐震構造になっていないと考えられる。また、監査日現在、男子寮には39部屋(定員78名)に28名が寄宿し、女子寮には30部屋(定員60名)に15名が寄宿しており、両方とも大幅な定員割れとなっている。

以上の状況から、県は耐震構造に疑念のある女子寮を廃止し、男子寮を男女兼用とし、その一部について、例えば3階を女子寮にすることを考えている。

また、現在、舎監が夜間のみではあるが1寮に対して2名交代制で勤めている。したがって、1寮が廃止されると舎監2名分の年間報酬約4,000千円が節減されることになる。さらに光熱水費、修繕費等にかかっている経費を考慮するとさらなる節減が可能と推察される。早急に、女子寮を廃止する必要がある。

(9) 資産の管理不備(結果)

備品等の資産は財務規則第144条により、每期現物と備品一覧表および重要物品現在高明細表との照合を実施し、県に報告する必要がある。

当校では、重要物品(財務規則第139条第1項第3号の取得価額または取得時の評価額が2百万円以上の物品)については、毎年実地たな卸しを実施しているとのことであり、実施した証跡は手書きのチェックがある証憑のコピーで確認できたものの、平成19年8月30日の往査において、任意に抽出し現物確認を実施した本館所在の3件の資産については、下表のとおり問題点が検出された。

(表56) 現物確認検出事項一覧

備品番号	備品内容	金額 (千円)	備品整理 票の有無	現物確認 の可否	検出事項
9600559	コンピュータ教育システム(PC 端末、サーバー、ソフトウェア一体のもの)	19,930	×	×	現物が確認できなかった。
9602068	土壌作物体総合分析計	2,300	×	○	当該資産は特定できるが、異なる資産(椅子)の備品整理票が添付されていた。
9800980	オープン	2,047	×	○	当該資産は特定できるが、備品整理票がない。

(注) 備品整理票とは、各資産を特定・管理するために、「細分類、備品番号、品名、取得年月日、取得事由及び所属コードを表示」したものであり、これを資産現物に添付し管理するための整理票である。

3 件の現物確認手続の結果、現物自体が確認できなかったものが 1 点、備品整理票が確認できなかったものが 1 点（現物自体が確認できなかった 1 点を除く）、備品整理票が誤って添付されていたものが 1 点である。上記(表 56)に示した検出結果によれば、抽出サンプル数 3 件のうち、すべての資産につき問題事項が検出されたことになり、管理が不十分であると言わざるを得ない。すなわち、実施されている年一度の現物照合の手続は、資産内容を十分に確認できていないレベルであることが容易に推定できる結果である。保有資産があくまでも県有資産であることに鑑みれば、現物の状況把握、備品整理票による資産の特定等は、資産管理上非常に重要であり、より厳格な管理が求められるものである。重要物品の重要物品現在高明細表と現物との照合、備品整理票の添付の徹底、備品が県有資産であることの意識の向上等、厳格な資産管理に向けての改善が必要である。

また、重要物品以外の備品（財務規則第 138 条第 2 項の取得価額または取得時の評価額が 2 万円未満の物品および重要物品を除く備品）は、リストには掲載されているが年一度の実地たな卸しも実施されていない。数が多く一度にすべての実地たな卸しの実施が難しいことは理解できるが、県有資産であるという重要性に鑑みれば、当該備品についても毎月循環的に実施する等、現物確認およびそれに伴う備品一覧表の更新は実施すべきである。

(10) 劇毒物の管理状況および早期廃棄処分（結果）

当校では、1 学年の履修科目である生物工学の実験用に平成 15 年度まで劇毒物を使用していたが、現在でも同履修科目は継続しているものの、授業内容は講義のみとなり薬品等は使用していない。

本館の専用保管庫に保管されていた劇毒物は当時の実験授業用に購入したものであるが、上記のように授業内容の変更に伴い、平成 15 年 10 月以降まったく出入りがない。このことから、当校は実地たな卸し自体を実施しておらず、平成 19 年 8 月 30 日監査時点における各劇毒物の実在性、内容、数量の妥当性については把握していない状況であった。これを受けて当校が同日を基準日として実地たな卸しを実施したが、前回の実地たな卸し結果との差異が大きく、差異原因が判明しない劇毒物が存在した。その内容は下表のとおりである。

(表 57) 主な実地たな卸し差異の明細

(数量単位: ml)

品名	前回たな卸し時の数量 (平成 15 年 10 月 1 日)	今回たな卸し時の数量 (平成 19 年 8 月 30 日)	差異
四塩化炭素	1,039.3	1,088.6	+49.3
α-ナルトール	0	103.3	+103.3
クロロホルム	1,027.5	1,054.7	+27.2
蔞酸	1,008.2	1,082.7	+74.5
硫酸	1,037.2	1,059.3	+22.1

そもそも劇毒物は薬事法第44条から第48条で、表示、販売、譲渡、貯蔵および陳列につき厳格な規制がなされるほど、その管理の重要性は極めて高い。しかし、今回の実地たな卸し結果は、上記(表57)に示したように原因不明の差異が生じており、管理が不十分と言わざるを得ない。差異がプラスである原因は、当該劇毒物購入時の受入記録の漏れと推定されるが、管理上問題があることに変わりはない。

そもそも、今後使用予定のない物を保有する必要性は乏しく、その合理的理由も見当たらない。特に劇毒物が、より厳しい管理が求められる物品であることからすれば、廃棄費用に係る予算措置の必要性があるにしても、管理の手数、盗難の危険等に鑑み、早急に廃棄すべきである。

(11) 各現場で保管する農薬の管理の徹底(結果)

各現場で保管する農薬は、3月に学生の使用頻度が高まるため、実地たな卸しを2月に実施している。現場では払出簿は作成しているものの、払出簿には帳簿上あるべき残数量が算定されておらず、実地たな卸し数量と帳簿数量とのたな卸し差異が把握されていない。つまり、「受払」を管理しているのではなく、「払出」のみを管理している状況である。しかしこれでは、管理方法として不十分なだけでなく、たな卸しを実施する意味も失われている。

農薬は人体にも影響を及ぼす危険性のある物品であることから、その管理が非常に重要であることに加え、当該資産が固有資産であることに鑑みれば、受払簿の継続記録の実施、たな卸し差異の把握、当該差異原因の追究を実施していくことは管理上不可欠であり、より徹底した管理の実施が必要であると考えらる。

(12) 特殊勤務手当の廃止(結果)

特殊勤務手当とは、地方自治法第204条第2項の規定に基づき、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない」と認められるもの」に従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給することができる手当である。

宮城県においても給与条例第12条において特殊勤務手当の定めがあり、平成18年度において当校職員29人中、校長および副校長2人を除く26人に対して特殊勤務手当である「技術者養成業務手当」が1人当たり月額7,000円～26,000円、総額6,141千円支給されている。当校職員の職務が教育職に近い勤務にもかかわらず教員の資格を有する者でないことから「技術者養成業務手当」が支給されているとのことであるが、当該勤務が「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務」に該当するとは言い難く、ましてや教育職に近い勤務を行っていない事務職員4名への支給に至ってはまったく不合理なものであり、速やかに廃止すべきである。

14. 宮城県立仙台高等技術専門校

【施設の概要】

仙台高等技術専門校は、仙台市宮城野区田子に位置し、昭和 39 年 7 月に仙台市内に 3 カ所あった工業技術職業訓練所、木材工芸職業訓練所および仙台職業訓練所を統合し、仙台職業訓練所として新設された。昭和 44 年 7 月に職業能力開発促進法の施行に伴い、技能労働者を養成する公共の職業能力開発施設として仙台専修職業訓練校と改称し、その後、昭和 49 年 4 月に現在の名称、仙台高等技術専門校と改称した。

施設は本館教室のほか、1 号館から 5 号館までの実習場、体育館そして 3 つの実習棟に分かれている。特徴的な訓練学科としては、電子制御システム科や精密機械加工科、自動車整備科などがある。卒業後は、精密機械関連企業やコンピュータ系企業のほか、自動車関連産業等の技術系労働者になる者が多く、県としてもものづくり産業を担う技能労働者を育成している。

(1) 施設の状況

項目	内容	
所在地	仙台市宮城野区田子 1 丁目 4 番 1 号	
所管部署	経済商工観光部産業人材・雇用対策課	
供用開始月日	昭和 39 年 7 月 1 日	
設置目的	技能労働者を養成する公共の職業能力開発施設の設置	
設置根拠条例	職業能力開発校条例	
主な施設種類	本館、実習場(1 号館～5 号館)、体育館、実習棟	
面積(公有財産表)	39,028.24 ㎡	
価格	公有財産表	土地価格:1,745 百万円、建物価格:1,767 百万円
	バランスシート	建物取得価額:106 百万円、残存価格:0 百万円
管理運営方法	平成 16 年度、17 年度、18 年度とも直営	
授業時間	午前 8 時 35 分から午後 3 時 40 分	
休日	宮城県の休日 その他、高等技術専門校長が定める夏季休業日、冬季休業日および春季休業日	
授業料	1 人当たりの年額: 115,200 円	

(2) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県債	その他
用地費	37	37	—	—	—
建設費(注)	106	63	43	—	—
合計	143	100	43	—	—

(注) 建設費には、設計・監理費、事務費等を含まない。

(3) 施設に係る職員の状況

① 従事職員数

(単位:人)

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
県職員	32	32	32
県臨時・嘱託等	5	3	3
合計	37	35	35

② 人件費

(単位:百万円)

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
県職員	182	188	188
県臨時・嘱託等	27	23	23
合計	209	211	211

(注) 県職員の人件費は、人数按分で算出したものである。

(4) 施設の利用状況

後述【監査の結果と意見】(1)高等技術専門校の存在意義参照。

(5) 収支の状況

後述【監査の結果と意見】(2) 学校単位の収支把握に記載のとおり、県は職業訓練事業全体の収支は把握しているものの、これには当校のほかに、国立宮城障害者職業能力開発校の受託運営事業やその他の国からの受託訓練事業も含まれており、当校単独の収支は把握できない状況にある。

【監査の結果と意見】

(1) 高等技術専門校の存在意義(意見)

当校は職業能力開発促進法に基づき、技能労働者を養成する公共の職業能力開発施設として設置されている学校である。当校は一種の専門学校であるため、民間の専門学校と同様なことを行うのであれば、当校の存在意義はないものと考えられる。したがって、当校は

イ. 就職できない者に技術を与え就職斡旋をする(求職者支援の立場)

ロ. 人気のない業種の職業訓練を行い就職斡旋する(県内企業支援の立場)

という二面性に意義を見出さなければならないものと思料する。

当校には高校卒業以上の若年者を対象とした1～2年コースの普通課程と離転職者を対象とした1年未満の短期課程がある。

① 普通課程

普通課程の学科別過去3年度の定員充足率は以下のとおりである。

(表 58) 普通課程の学科別定員充足率

校名	学科名	訓練 期間	入学定員	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
白石	情報通信技術	2年	20名	43%	33%	65%
	情報処理	2年	20名	100%	100%	95%
	OAビジネス	1年	20名	85%	55%	100%
	小計/平均		60名	71%	59%	87%
仙台	精密機械加工	1年	20名	65%	65%	80%
	電気	1年	20名	85%	90%	90%
	自動車整備	2年	20名	100%	105%	110%
	設備工事	1年	20名	60%	85%	75%
	インテリア・サービス	1年	10名	90%	40%	70%
	建築製図	1年	20名	90%	75%	95%
	広告看板	1年	20名	55%	55%	50%
	電子制御システム	2年	20名	95%	90%	100%
	ファッションビジネス	1年	20名	70%	55%	95%
	塗装施工	1年	20名	—	—	40%
小計/平均		190名	78%	75%	81%	
大崎	電気	1年	15名	47%	73%	80%
	建築	1年	15名	53%	53%	33%
	小計/平均		30名	50%	63%	57%
石巻	自動車整備	2年	20名	100%	105%	100%

	金属加工	1年	20名	—	50%	45%
	小計／平均		40名	100%	78%	73%
気仙沼	自動車整備	2年	15名	93%	67%	87%
	OA事務	1年	15名	107%	100%	93%
	小計／平均		30名	100%	83%	90%
小計／平均			350名	77%	72%	80%

(注) 白石校の情報通信技術科は平成18年度に定員を30名から20名に削減したことにより定員充足率が上昇しているものであり、入学者数に大きな変動はない。

平成18年度の募集定員は各科10～20名、入学者は1校当たり平均56名、合計でも282名であり、県営で行っている効果も限定的である。

このうち、情報処理科、OAビジネス科、インテリア・サービス科、建築製図科、電子制御システム科、ファッションビジネス科、自動車整備科など、多くの学科は民間と競合しており、県が自ら実施する必要性について検討すべきである。こうした学科の受講希望者は民間のサービスを受けることができるのであるから、県としての事業は廃止すべきである。もし、低所得者等の社会的弱者へ配慮するのであれば、民間施設の授業料の一部について補助金を交付するという対応もある。

また、平成18年度では、白石校の情報通信技術科(定員削減前ベース)、仙台校の広告看板科、塗装施工科、大崎校の建築科、石巻校の金属加工科については、入学者が募集定員の半分以下となっている。これらの学科についても定員充足率が高くないのであれば、廃止も検討の視野に入れるべきである。

② 短期課程

仙台校における短期課程の訓練実施状況は下記のとおりである。

(表59) 仙台校短期課程訓練実施状況(平成19年3月末現在)

(単位:名)

区分	訓練の種類	訓練科	訓練定員	入学者数	就職者数	
普通訓練	中高齢者訓練	造園科	20	17	9	
		パソコン基礎科	15	15	3	
	小計			35	32	12
	離転職者訓練	パソコン文書科	30	29	13	
		パソコン基礎科	30	27	16	
		パソコン実務科	30	30	23	
データベース活用科		15	8	2		
小計			105	94	54	
国庫委託	短期活用型デュアルシステム訓練	電子科	10	5	3	

訓練	(平成 19 年 6 月末現在)				
	若年者職業能力開発支援訓練	インターネット・エクセル科	20	13	1
	母子家庭の母等自立促進訓練	訪問介護サービス科	20	10	5
	就職基礎能力促成講座	ビジネスマナー養成科	15	16	0
	小 計		65	44	9
	合 計		205	170	75

上記(表 59)によれば、入学者数に占める就職者数の割合は普通訓練で 52%、国庫委託訓練で 20%と就職率も非常に悪く、本当に就職しようとする者が授業を受けているのか疑問が残る。普通訓練、国庫委託訓練ともに授業料が無料であるため、単に向学のために授業を受けている者もいるのではないかと思われる。この点において短期課程は廃止すべきである。

③ 施設売却の検討

当校を廃止して売却すれば、県の財政に寄与することができる。例えば仙台校であれば、仙台市内に面積 37,460 m²、平成 19 年 3 月 31 日現在の台帳価格 1,665 百万円の敷地を有しており、県有財産の有効活用が望まれる。

ただし、職業能力開発促進法による職業能力開発校の設置義務が県にあるため、県内 5 校すべてを完全に廃止することはできないが、他県では 1 校のみを設置し最小限の学科を設置した小規模校もあり、規模を大幅に縮小することは可能である。

(2) 学校単位の収支把握(意見)

県は県内職業訓練事業全体の収支(収入 12 億円、支出 19 億円、赤字 7 億円)のみ把握しているが、これには当校のほか、国立宮城障害者職業能力開発校の受託運営事業やその他の国からの受託訓練事業も含まれており、当校単体の収支は把握していない状況にある。事業を行うに際して、当該事業の採算を把握していないということは、民間の常識では考えられないものである。

授業料の水準や修繕工事の規模など、学校の運営に関する様々な意思決定を行うに際しての有用な情報とするために、さらには学校経営上の問題がどこにあるのか、どこに無駄があるのか、学校経営の現状を把握するためにも、高等技術専門校としての収支を区分把握すること、さらには、県内 5 校のそれぞれについて収支を把握することが必要である。

(3) 普通課程の授業料等の見直し(意見)

普通課程の授業料および入学金は、それぞれ県立高校と同額の年 115,200 円および 5,250 円となっている。また、受験料は無料となっている。

入学する生徒にとっては、大学、専門学校への進学と同列の選択肢の 1 つという位置付けになっているものと思われ、現在の料金水準は民間と比較して非常に低価格となっており、同様な

学科の講義を行う点において民業圧迫の側面がある。民業圧迫とならない程度の引上げおよび有料化を検討すべきである。なお、値上げに際しては、当校は既に一定の条件を満たす低所得者等に対する授業料減免制度があり、このような社会的弱者に対する配慮には引き続き十分留意する必要がある。

(4) 受講資格の検証手続の強化(意見)

1年以内の短期課程は授業料が無料であるが、そのほとんどは受講資格が転職希望者に限定されている。転職希望者といっても入校時点で現職であるか否かは問われず、実質的には就職希望者である。就職希望者であるかどうかは本人の意思であり、客観的に判断することは困難である。このため、就職の意思のない高齢者や主婦が趣味のためにパソコン関連の学科や造園科を受講しても、これを拒否することは事実上できない制度となっている。学校側は面接時に就職意思を口頭で本人に確認しているとのことであるが、就職希望宣誓書に記名・捺印を求めると、牽制のための意思確認手続の強化を図ることが望まれる。

(5) 推薦受験人数の見直し(意見)

平成17年度から推薦試験制度を採用しているが、推薦受験者数は高校1校当たり2名までとしている。これは推薦入学者が特定の高校に偏重することを防止するためであるが、現状では大多数の学科では定員割れとなっており、このような人数制限は解除して、入学者の増加を図ることが望まれる。

なお、県では推薦試験制度の実績を数年間見守り、しかる後に必要に応じて制度の見直しを行うとのことである。

(6) 合否判定基準の見直し(意見)

宮城県立仙台高等技術専門校普通課程入学者募集および入学選考要領の第6によると、学力考査は各教科の得点がそれぞれ40点以上、人物考査は得点が60点以上の者が合格対象者となっており、例外として、訓練効果が望める者については校長が別に決定する得点以上の者も合格対象とすることができることとなっている。

平成19年度入学者選考では、募集定員に至らなかった学科において、人物考査得点が合格条件を満たした者で学力考査得点が合格条件を満たさなかった15名(普通課程8名、短期課程7名)は、校長を含む入学者選考会議を経て全員合格としているが、校長が別に決定する得点は定めていない。合格者の最低得点は普通課程29点、短期課程12点であった。

このような実態からすると、募集定員に満たない場合は、人物考査が合格すれば、学力考査の結果の如何にかかわらず全員を合格としており、要領が実態と合っていない。要領に沿った運営を徹底するか、実態に合った要領に改訂することが望まれる。

(7) 卒業生の就職状況とその把握方法の検討(意見)

平成 18 年度の短期課程等を含む修了者の状況は以下のとおりである。

(表 60)平成 18 年度卒業生の就職状況

修了者数および就職者数		人数	割合
短期課程等を含む修了者数 (A)		700	
上記(A)のうち、修了後 3 ヶ月以内に就職している人数 (B)=(C)+(D)		488	69.7%
内訳	関係する職種へ就職した人数(D)	380	54.3%
	訓練内容とは関係のない職種へ就職した人数(C)	108	15.4%

(注) 各比率は短期過程を含む修了者数(A)に対する割合である。

上記(表 60)に示したように、受講した訓練内容と関係する職種へ 3 ヶ月以内に就職した者は約半数であり、残りの半数は訓練が生かされていない状況といえる。この面からも上述(1)高等技術専門校の存在意義に記載した当校の存在意義について、検討を要するものと思われる。

このような就職情報を把握するために、卒業生には卒業時に配布した就職状況の報告書の提出を求めているが、報告しない卒業生には学校から連絡して聞き取り調査を行っている。この聞き取りに関する事務工数を削減するために、例えば授業料を一旦値上げした上で就職報告があった卒業生には授業料の値上げ部分を返還するなど、報告を促す仕組みを検討することが望まれる。

また、就職状況の把握は本人からの自己申告のみによっているが、多額の県費を投入していることを鑑みれば、報告書には雇用者の就職証明書を添付することを求めるべきである。卒業生にはその程度の履行義務はあるはずである。

(8) 宮城県職業能力開発協会等への施設無償貸与および講師無償派遣(意見)

人材開発センターは職業訓練に関する地域の中核機関として、昭和 50 年 4 月に当校の仙台校に併設されている。宮城県職業能力開発協会では人材開発センターの施設を借りて各種検定試験を実施しており、場所代、水道光熱費、指導員派遣はすべて無償となっている。しかしながら、当協会に施設を無償で提供する特別の理由は存在しない。外部に対して賃貸する時には一定の対価を求める必要がある。

その他の団体にも、検定試験に向けた講習会等のために施設を貸与しているが、水道光熱費は実費相当額を徴収しているものの、場所代は徴収していない。これについても、上記の理由から賃貸料を有償とすべきである。

また、当協会やその他の団体に講師を派遣するケースもあるが、これも職業訓練に関連するものであるという理由で無償となっているが、直接的な関連性に乏しく有償とすべきである。

(9) 校庭の売却の検討(意見)

当仙台校の校庭の平成 18 年度における利用は、4 月 19 日から 6 月 26 日にかけて体育の

授業や防災訓練として18日間のみである。また、7月から8月にかけて他団体に無償にて7日間使用貸出しを行っている。それ以外の期間は公式な利用がないため雑草が生えている状況である。当校の存在意義が高校卒業以上の者を対象とした職業能力開発施設であることを鑑みれば、体育の事業が必須であるとは考えられない。

当仙台校はJR仙石線福田町駅から徒歩数分という立地条件の場所にあり、校庭は敷地面積7,800㎡、台帳価格349百万円である。今後、県有財産の有効利用の観点から校庭部分だけでも売却を検討していく必要がある。

(10) 資産の管理不備(結果)

備品等の資産は財務規則第144条により、每期現物と備品一覧表および重要物品現在高明細書との照合を実施し、県に報告する必要があるところ、当仙台校では下記のような不備が認められた。

- イ. 重要物品(財務規則第139条第1項第3号の取得価額または取得時の評価額が2百万円以上の物品)については、毎年実地たな卸しを実施しているとのことであるが、実施したことを疎明できる証憑等は確認できなかった。また、実地たな卸しは各現場に確認を依頼し口頭で報告を受けているだけであり、事務局側の立会いは実施されていなかった。
- ロ. 重要物品以外の備品(財務規則第138条第2項の取得価額または取得時の評価額が2万円未満の物品及び重要物品を除く備品)は、備品一覧表には掲載されているが、年一度の実地たな卸しが実施されていなかった。

重要物品は高額であるからこそ「重要」な資産とされており、その管理は他の備品よりも厳格に行われるべきである。それにもかかわらず現物の確認方法が上記イ.のような状況では、資産管理として不十分と言わざるを得ない。また、重要物品以外の備品についても上記ロ.のような状況であり、上記イ.と同様資産管理として不十分と言わざるを得ない。実地たな卸しにおいては、現場の担当者のみならず、備品全般を管理している事務局の担当者もこれに立会い、備品整理票の有無、備品整理票と備品一覧表の備品番号の整合性、当該資産の実在性、保管・使用状況等を把握すべきである。なお、備品整理票とは、各資産を特定・管理するために、「細分類、備品番号、品名、取得年月日、取得事由及び所属コードを表示」したものであり、これを資産現物に添付し管理するための整理票である。

また、重要物品以外の少額な備品であったとしても、重要物品と同様、年に一度の実地たな卸しは必須である。確かに点数が多く、すべて一度に実地たな卸しを実施することが難しいことは推察されるが、県有資産であることを鑑みれば、例えば毎月循環的に実施する等、実地たな卸しおよびそれに伴う備品一覧表の更新等はその都度実施すべきである。

(11) 空調設備自動制御装置保守点検業務における不自然な契約結果(意見)

仙台校における当該業務はA社とB社との相見積りによってB社が獲得した随意契約であるが、A社は当システムのメーカーであり、B社は当システムの販売代理店である。随意契約理由

は「当該システムのプログラミングには特許が有されており、メンテナンス又は制御変更時の業務は、メーカー又は設置業者でなければ履行できないため、メーカーおよび設置業者を選定した。」とされている。入札の結果はA社が税抜き価格で3,600千円であり、B社が3,500千円であった。通常であれば、メーカーの方が販売店よりも強くかつコストも低いため、メーカーが低い見積り価格を提出するのが通常であるが、販売店の方が低い見積り価格を提示したことにより、販売店であるB社と契約したものであり、不自然さは否めない。

(12) 特殊勤務手当の廃止(結果)

特殊勤務手当とは、地方自治法第204条第2項の規定に基づき、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない」と認められるもの」に従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給することができる手当である。

宮城県においても給与条例第12条において特殊勤務手当の定めがあり、平成18年度において当校勤務者のうち技術職員46人に対して特殊勤務手当である「技術者養成業務手当」が1人当たり月額20,000円～26,500円、総額13,704千円が支給されている。なお、技術職員とは校長以外の専任教員(職員)である。技術職員の職務が教育職に近い勤務にもかかわらず教員の資格を有する者でないことから「技術者養成業務手当」が支給されているとのことであるが、当該勤務が「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務」に該当するとは言い難く、速やかに廃止すべきである。

15. 宮城県高等看護学校

【施設の概要】

本校は仙台市南部に隣接した名取市に、県立がんセンターと宮城高専がある野田山の一角の平坦地にある。

昭和 44 年 4 月、看護師を養成する学校として開校した。当初は、県立成人病センター（現県立がんセンター）に隣接していたが、成人病センターの建設計画に伴い、平成 2 年、現在地に新築移転した。

現在、39 年目を迎えており、卒業生は 1, 521 人で看護師等として県内外の医療保健福祉施設で活躍中である。

学生はすべて准看護師の資格があり、入学定員は 40 人で、現在、79 人が在学している。本校の教育に、合わせて約 70 人の外部講師と実習病院の指導者、教職員が対応している。本校の教育方針は、生命の安全と尊厳を基盤とし、思いやりのある感性豊かな人間性を育み、主体的に学ぶとともに深く思考する態度を養い、看護の専門職として社会に貢献できる人材を育成することを教育理念に掲げている。

(1) 施設の状況

項目	内容	
所在地	名取市愛島塩手字中田 35 番 1 号	
所管部署	保健福祉部医療整備課	
開始年月日	昭和 44 年 4 月 1 日	
設置目的	看護師の養成	
設置根拠条例	衛生技術者養成施設条例	
主な施設種類	校舎、体育館	
面積(公有財産表)	敷地:7, 769. 05 m ² 、建物:2, 970. 45 m ²	
価格	公有財産表	土地価格:13 百万円、建物価格:307 百万円
	バランスシート	建物取得価額:307 百万円、残存価格:98 百万円
管理運営方法	平成 16 年度、17 年度、18 年度とも直営	
開校時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分	
休業日	祝日等の休日、開校記念日、土・日曜日 その他、夏季休業日、冬季休業日および春季休業日	
授業料等	授業料(年額): 103, 200 円 入学考査手数料: 4, 000 円 ※衛生技術者養成施設条例による	

(2) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県債	その他
用地費	—				
建設費	307				
合計	307				

(注) 取得財源については不明である。

(3) 施設に係る職員の状況

① 従事職員数

(単位:人)

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
県職員・非常勤	11	12	12
県臨時・嘱託等	—	—	1
合計	11	12	13

② 人件費

(単位:千円)

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
県職員・非常勤	69,002	83,080	88,120
県臨時・嘱託等	—	—	1,860
合計	69,002	83,080	89,980

(注) 県臨時・嘱託等の人件費は、下記(5)収支の状況では「看護学校等教育費」の「報酬」に含まれている。

(4) 施設の利用状況

① 入学者、卒業者の人数

(単位:人)

年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
入学者	39	39	38
卒業者	40	35	40

② 入学試験の受験者等数

(単位:人)

入学年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
出願者	100	103	125
受験者	98	101	118
最終合格者	40	38	40
競争倍率	2.45	2.65	2.95

(5) 収支の状況

(単位:千円)

大科目	小科目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
職員人件費		69,002	83,080	88,120
看護学校等教育費	報酬	6,028	5,615	3,989
	報償費	9,334	8,689	8,808
	需用費	4,549	4,383	4,050
	委託料	7,211	5,163	5,776
	工事請負費	0	9,312	0
	その他	3,894	3,452	4,481
その他		5	578	140
	支出合計	100,023	120,272	115,364
衛生使用料	看護学校等授業料	7,020	6,795	7,747
雑入	光熱水費	42	50	58
	収入合計	7,062	6,845	7,805
	収支:県民負担額	92,961	113,427	107,559

(主な増減内容)

イ. 平成 17 年度の工事請負費の増加は、軒樋改修工事を行ったことによるものである。

【監査の結果と意見】

(1) 高等看護学校の存在意義(意見)

当校は県内の准看護師養成所の卒業生が看護師の資格取得のための進学コースとして、昭和44年4月に2年課程の全日制として開設した。開設当初は宮城県白石女子高等学校(現白石高等学校)が准看護師を養成しており、准看護師から看護師を養成する教育機関が必要であったことに対応したものと推察される。しかしながら、白石高等学校は看護師養成へのニーズの高まりを受けて平成16年度に5年コースで看護師を養成することに課程が改正されている。同様に、宮城県古川女子高等学校(現古川黎明高等学校)も存在意義が希薄になったことにより准看護師養成課程を平成15年度に閉講している。

また、県は平成18年度末に看護師、保健師、検査技師の養成機関であった宮城県総合衛生学院を宮城大学開学により使命が終えたとして廃止している。

さらに、仙台市立看護専門学校は平成21年度末に廃止し、平成22年度以降の運営を大阪市に本部のある医療法人に譲渡し、その譲渡対価は土地、建物等約3億5千万円と報道されている。仙台市は廃止の理由について、看護師を要請する大学や専門学校の増加などによる競合にあるとしている。

県としては、今後、当校のあり方を検討する予定とのことであるが、これらの状況を鑑みれば、遅きに失している感がある。

(最近の看護師業界の状況)

- イ. 保健師助産師看護師法により看護師は国家資格、准看護師は都道府県資格であるが、一般的に労働の実態には大きな差がなく、給与水準が高い看護師の人気の高まっていると言われている。半面、諸般の事情により先ずは准看護師を目指す者もなお相当程度存在しているものと思われる。
 - ロ. 国内で平成18年12月末時点で就業している看護師数は約812,000人で増加傾向、准看護師は約382,000人で減少傾向にある。
 - ハ. これまで看護教育は看護専門学校中心で行われていたが、最近では看護師の地位向上や医療の高度化などを背景に、看護学部や看護系の学科を設ける大学が増えてきている。
- ニ. 毎年約580人の看護師が県内の養成機関を卒業しても、職場環境からか職を辞める者が多く、最近では給与水準面で比較的恵まれている関東圏へ就職する者も多い。

(県内の看護師等養成機関の状況)

① 無資格から看護師養成

名称	修業年限	定員数	入学資格
宮城大学	4	90	高校卒
東北大学	4	70	高校卒

東北福祉大学	4	70	高校卒
大学計		230	
独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター 附属仙台看護助産学校	3	80	高校卒
東北労災看護専門学校	3	30	高校卒
仙台市立看護専門学校	3	50	高校卒
石巻赤十字看護専門学校	3	40	高校卒
気仙沼市立病院附属看護専門学校	3	40	高校卒
専門学校等計		240	
宮城県白石女子高等学校	5	40	中学校卒
高校計		40	
合計		510	

(注)東北福祉大学の第1期生は平成21年度に卒業する予定であるため、現時点での合計人数は440人である。

② 准看護師から看護師養成

名称	修業年限	定員数	入学資格
宮城県高等看護学校(当校)	2	40	准看護師
仙台市医師会附属高等看護学院	3	40	准看護師
気仙沼市医師会附属高等看護学校	3	30	准看護師
大崎市医師会附属高等看護学校	3	30	准看護師
合計		140	

③ 無資格から准看護師養成

名称	修業年限	定員数	入学資格
仙台市医師会附属准看護学院	2	100	中学校卒
石巻市医師会附属准看護学校	2	40	中学校卒
気仙沼市医師会附属准看護学校	2	40	中学校卒
大崎市医師会附属准看護学校	2	40	中学校卒
塩釜医師会附属准看護学院	2	40	中学校卒
自衛隊仙台病院准看護学院	2	25	中学校卒
合計		285	

これらの県内養成機関において、毎年約580人の看護師と約285人の准看護師を輩出していることになる。准看護師が入学して看護師を養成する学校としては、県内には上記②に示し

たとおり当校を含めて4校あり、毎年140人を受入れている。これは准看護師の養成数285人の半数程度であるが、准看護師となって就職する者がいるので、この状況をもって直ちに准看護師から看護師を養成する機関が不足しているという訳ではない。

また、当校が全日制であるのに対して、他の医師会立の看護学校3校は定時制であるが、全日制が必ず必要とまでは言い切れない。定時制であっても3年で看護師試験の受験資格を取得することができ、2年である全日制より1年多い程度の差である。本当にニーズがあれば、民間事業者が参入することもあり得る。

さらに、当校の卒業生40人のうち、毎年10%～20%程度は県外で就職しており、この部分は県内の看護師不足解消にはまったく貢献していない。

以上のことから、県内の看護師養成に与える当校の影響は限定的と考えられる。

(当校の採算状況)

当校は下表のように、毎年1億円前後の赤字での運営が続いている。

(表61) 当校の収支状況

(単位:千円)

年度	収入	人件費支出	その他支出	支出合計	収支差額
平成16年度	7,062	69,002	31,021	100,023	▲92,961
平成17年度	6,845	83,080	37,192	120,272	▲113,427
平成18年度	7,805	88,120	27,244	115,364	▲107,559

年間の看護師輩出は約40人であることから、平成18年度では1人の看護師輩出のために約2,700千円の県民負担があることになる。コスト削減の余地はほとんどなく、逆に将来的には施設の老朽化による維持修繕費の増加が見込まれる。

採算の改善を図るには授業料の値上げによらざるをえない状況であるが、収支を均衡させるためには約15倍の水準まで引上げなければならず非現実的である。存続させる場合には2倍程度まで引上げたとしても、毎年1億円の県民負担を覚悟しなければならない。

(検討結果)

以上の状況を総合的に勘案すれば、当校は民間への譲渡または廃止の方向で検討する必要があるものとする。なお、上述の仙台市が民間に譲渡するケースでは、赤字事業であるにもかかわらず4つの民間団体が公募に応じており、譲渡すれば毎年の財政支出を削減できるだけでなく、譲渡代金の受入れが県の財政に寄与することになる。

なお、存続させる場合には、以下のように准看護師から看護師を養成する医師会立の看護学校並みに授業料等を値上げおよび有料化すべきである。

(表 62) 准看護師から看護師を養成する看護学校の授業料等

区分	当校	医師会立看護学校
授業料年額	103,200 円	360,000 円～372,000 円
入学金	無料	120,000 円～250,000 円
受験料	4,000 円	20,000 円～ 30,000 円
施設設備費	無料	50,000 円～200,000 円

(2) 校庭の利活用(意見)

校庭については体育の授業や朝礼に利用することを想定し、現在地への移転時に用地が確保されたものであるが、現状において校庭は体育大会の開催や避難訓練の際の避難場所など年数回の利用であり、今後、県有資産の有効活用の観点から売却や利活用を検討していく必要がある。なお、当該土地は、もともと田畑であり、ロケーションとしてもがんセンターへの通路下であるとともに、不整形地であることから売却可能性は乏しいものと考えられる。開館時間近くでは慢性的に駐車場不足となっているがんセンター駐車場に転用する等も一案と考える。

(3) 特殊勤務手当の廃止(結果)

特殊勤務手当とは、地方自治法第204条第2項の規定に基づき、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるもの」に従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給することができることとされている手当である。

宮城県においても給与条例第12条において特殊勤務手当の定めがあり、平成18年度において当校勤務者のうち技術職員9人に対して特殊勤務手当である「技術者養成業務手当」が1人当たり月額19,500円、総額2,106千円が支給されている。なお、技術職員とは校長以外の専任教員(職員)である。技術職員の職務が教育職に近い勤務にもかかわらず教員の資格を有する者でないことから「技術者養成業務手当」が支給されているとのことであるが、当該勤務が「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務」に該当するとは言い難く、速やかに廃止すべきである。

以上